博士論文

明治期の漢文教科書の変遷に関する研究

木村 淳

2019年

目次

序:	章	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							••••		• • • • • • •					1
	第	一節	本研	千究の	問題詞	没定											1
			問題の) 所在	····												1
		<u> </u>	先行研	ff究の	傾向												2
		三	先行研	千究の	課題												6
	第	二節	本研	千究の	方法												11
		_	本研究	ピの漢	真文教 和	斗書	• 漢 🤈	文教材	に関す	る用	語						11
		<u> </u>	研究対	力象													12
		三	本研究	ピの時	期区分	·											15
		兀	本研究	ピの方	i法 ·												16
	第	三節	本研	千究の	構成												19
第	_	章	知育耈	枚材よ	り見る	る明治	台期の	り漢文	教科書	及び	ぎ 漢文	教材の	つ変遷				21
	第	一節	漢文	て教科	書の記	延生											21
			「小学	栏校	切綱領	湏」、	「中鸟	学校教	(則大綱		以前の	漢文教	数科書	の編集	集方針		21
		<u> </u>	「小学	2校教	1則綱領	湏」、	中草	学校教	(則大綱	」制	一定後	の漢フ	文教科	書の網	編集方	針…	27
		三	洋学教	女材の	採録												29
		兀	日用文	て・後	文の	教科書	書 .										32
		五.	明治:	10 年	代の漢	文教	科書	と漢	文教材。	の傾	向 .					;	33
	第	二節	漢文	て教科	書の多	発展											37
			「易」	こり難	É~J (の定え	音 .										37
		二	「教育	ず 勅語	i」と)	英文	数材										42
		三	洋学教	女材の	役割												44
		兀	「尋常	中学	校ノ	学科]	及其種	呈度」	改正後	の漢	真文教	科書					47
		五.	漢文の	構造	担握の	の工ま	夫 .										51
		六	明治 2	20 年	代の漢	文教	科書	· · · · · · ·								{	54
	第	三節	洋学	全教 权	†の流行	亍·											57
		_	漢文の	実用	性の	主張											57
		<u> </u>	「尋常	中学	校漢	文科	 数授糸	田目」	に準じ	た漢	真文教	科書					62

三 「尋常中学校漢文科教授細目」に対抗した漢文教科書65	
四 句例の創出68	
五 詩教材の増加70	
六 時文教材に期待された役割73	
七 明治 30 年代前半の漢文教科書 75	
第四節 「中学校教授要目」の制定78	
一 「中学校教授要目」制定前後の漢文教科書78	
二 時文教材の役割の再考81	
三 明治 30 年代後半の漢文教科書 84	
第五節 国民道徳の育成86	
一 「中学校教授要目」への批判87	
二 「中学校教授要目」改正前の漢文教科書91	
三 「中学校教授要目」改正後の漢文教科書93	
四 明治 40 年代の漢文教科書 99	
第六節 知育教材に着目する意義102	
第二章 中学校用漢文教科書と小学校用教科書106	
第一節 『新撰漢文講本』と小学校用教科書106	
一 漢文教科書の誕生・改革と小学読本106	
二 小学校読書科の教則と教科書108	
三 『新撰漢文講本』の教材と読書科の教科書109	
第二節 『訂正新定漢文』と小学校用教科書113	
一 小学校修身科、日本歴史科の教則と教科書113	
二 『訂正新定漢文』の編集方針	
三 『訂正新定漢文』と修身科・日本歴史科・読書科の教科書 116	
四 『訂正新定漢文』と修身科・日本歴史科の教科書	
五 『訂正新定漢文』と修身科・読書科の教科書	
六 『訂正新定漢文』と修身科の教科書	
七 『訂正新定漢文』と日本歴史科・読書科の教科書 121	
八 『訂正新定漢文』の教材選択と小学校用教科書123	
第三節 漢文教科書の変遷と小学校用教科書123	

第三章	漢文教材の変遷と文部省の教科書調査126
第一領	節 『調査済教科書表』の判断基準126
_	教科書調査の始まり126
$\vec{=}$	恋愛に関する事項127
三	復讐に関する事項129
兀	革命に関する事項131
五	徳育上不適切な事項132
六	怪異に関する事項134
七	『調査済教科書表』の判断基準134
第二節	節 検定制度と漢文教科書の変遷134
_	検定制度の始まり135
$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	明治 20 年代前半の検定の傾向
三	明治 20 年代後半の検定の傾向
匹	明治 30 年代前半の検定の傾向
五	明治 30 年代後半以降の検定の傾向
第三節	節 南北朝正閏問題と漢文教科書検定147
_	南北朝正閏問題の概要147
二	『日本外史』教材への修正意見148
(-	一)光厳天皇に関する記述148
(_	二)南北朝の統一に関する記述150
(=	三)元暦・文治の年号151
三	『日本外史』教材の役割と検定制度153
第四領	節 図書審査官としての長尾雨山154
_	長尾雨山に関する先行研究154
$\vec{=}$	漢文教授法の改正案155
三	長尾雨山の判断基準159
第五額	節 『調査済教科書表』と検定制度の評価の相違点161
	『近古史談』改訂の経緯161
	義士教材の採録状況163
=	中学校国語科教材より見る義士再評価の背景165

第六節	明治期における検定制度の役割168
第四章 他	也校種の教科書と中学校用漢文教科書174
第一節	師範学校用漢文教科書と中学校漢文教科書174
一 自	币範学校における漢文の位置づけ174
二的	T範学校と中学校の漢文教科書176
第二節	女子用漢文教科書と中学校用漢文教科書178
<u></u> → [=	§等女学校における漢文の位置づけ178
二	『調査済教科書表』の判断基準180
三步	x子用漢文教材に対する修正意見183
四步	マ子用漢文教科書及び女子用漢文教材の傾向186
第三節	補習科用漢文教科書と中学校用漢文教科書186
第四節	中学校用漢文教科書の占める位置189
終章	190
第一節	本研究の成果190
第二節	今後の課題198
参考文献	200
資料 明治	台期漢文教科書一覧210
謝辞	253
表一覧	
【表 1】	明治期における代表的教材の採録率
【表 2】	明治 10 年代の編集本34
【表 3】	明治 20 年代の編集本
【表 4】	明治 30 年代前半の読本型編集本76
【表 5】	明治 30 年代後半の読本型編集本84
【表 6】	明治 40 年代の読本型編集本99
【表 7】	年代別に見る漢文教科書編集本の検定合格率 137
【表 8】	赤穂義士関連教材採録率 163
【表 9】	中学校国語教科書における赤穂義士・武士道関連教材の採録率 165

凡例

- 一、引用文は常用漢字に改め、圏点等は省略したが、訓点は引用元に基づいた。
- 一、句読点は引用元に基づいたが、長文にわたる場合は一部補った箇所がある。
- 一、ルビは紛らわしいものや、古代日本の人名、西洋の人名、地名等が漢字で表されている場合、原文になくても補った箇所がある。
- 一、教材のタイトルで直読できないものは()で書き下し文を補った。
- 一、教材名のあとに作者や出典名を記す場合、教科書記載のものを記す場合は()を用いた。
- 一、出典が明らかになった漢文教材について、教材名が出典と異なる場合は教材名の後に〔 〕で出典のタイトルを示した。
- 一、漢文の引用文には拙訳を付した。基本的には訳文の後に原文を()で示したが、原文の表現等が重要になる場合は原文を先に引用し、その後に()で訳文を記した。
- 一、付箋等、教科書検定時に教科書に記された修正意見を引用する場合は、その丁数また は頁数・位置・墨の色を記した。

序章

第一節 本研究の問題設定

ー 問題の所在

戦前の漢文教育と聞いて、どのような指導内容を思い浮かべるだろうか。おそらくは思想教育を中心とし、道徳的な教材を徹底的に叩き込むようなものと大方は予想することだろう。その背景には戦前の漢文教育が「明治以来今日まで、軍国主義・国家主義の思潮を促し補強する役割を果たしてきたし、常にそれを期待されてもきた」」ことがある。

しかし、戦前と一括りにされるが、明治期の漢文教科書には、現行のものには見られない教材が数多く採られていた。例えば、明治 35 年 (1902) 発行の弘文館編『中学漢文読本』には、「犬」〔犬類〕という次のような教材が採られている。

犬の種類は、小さいものは「犬」、大きなものは「狗」、極めて大きいものは「獒」で、十種余りに分類される。(犬之為、類。 $\mathring{\Lambda}$ 者為、犬。 $\mathring{\tau}$ 者為、物。絶- $\mathring{\tau}$ 者為、類。 類分 $_{-}$ 十-余- $\overline{\mathfrak{a}}$ _2。)

犬の分類を述べた、この短篇教材の出典は、イギリスの宣教医師であるホブソン (Benjamin Hobson 漢名、合信)が、清朝末期の中国において布教活動の一環として、 庶民を啓蒙するために著した『博物新編』である。戦前の道徳教育を中心とした漢文教育において、「犬」のような卑近な題材の教材はどのような役割を果たしたのだろうか。実は、 戦前の漢文教材について採録期間や収録教科書を調べることは容易ではない。

国語の教科書であれば、田坂文穂編『旧制中等教育国語科教科書内容索引』(教科書研究センター、1984年2月)のような参考書があり、教科書の内容を調べることができる。 しかし漢文にはそれに類するものが少ない。教科教育学の歴史をたどる著作は、出版当時のカリキュラムをもとに教科の歩みを振り返るので、独立した教科ではない漢文は著述の

¹ 後藤延子「「漢文」教育を批判する―『漢文教育の理論と指導』を読んで―」『教育』No.284、国土社、1972 年 12 月、106 頁。

² 弘文館編『中学漢文読本』巻一、弘文館、1902年2月、23頁。

対象にならず3、他教科に比べて戦前の漢文教育について解明されていないことが多い。それは明治期において主に中等教育以上で教えられていた漢文が、初等教育を中心とする教育学において研究対象になりにくかったことも一因であろう。唐沢富太郎『教科書の歴史一教科書と日本人の形成』には、「教科書の歴史こそは、小学校の歴史であり、庶民の歴史であり、国民の形成史である4」と述べられており、研究対象は小学校である。明治期の主な教科書については、海後宗臣ほか編『日本教科書大系』近代編 26 巻(講談社、1961年11月—1967年10月)によって翻刻され、容易に参照することができる。この叢書では、就学率が高く、国民形成の基礎が築き上げられた小学校において「如何なる教育が行われたかは、国民の思想を形成し生活や文化を決定してきた重大な要因となっている5」と述べられている。かつての教育史の研究は「明治教育の特質は国民全体が対象である義務教育が中心となってとらえられている6」という指摘のように、やはり国民を形成した媒体として見る場合、小学校用の教科書分析に重点が置かれてきたのだろう。

このように戦前の漢文教科書は振り返る必要もない負の遺産としてとらえられ、小学校を中心とした教育の歴史においては研究対象とならず、現行の教科として存在しない科目であるために専門書で論じられることが少なかった。そのため、全体像を把握することが難しい。教材や教科書の変遷というテーマは他教科においては研究の蓄積があるが、戦前の漢文用のものにはまだ検討の余地が多く残されている。そこで本研究は、先行研究に残されたいくつかの課題を解消しながら、近代の漢文教育の始まりとなった明治期の漢文教科書及び漢文教材の変遷を探ることをねらいとする。まず先行研究の傾向を整理しながら、本研究の位置づけを行いたい。

二 先行研究の傾向

明治期の漢文教育については、他教科に比べて数が少ないとはいえ、先人達が多くの問題を解明してきた。まず、これまでの研究がどのような問題に取り組んできたのか、明治

³ 生江義男ほか編『教科教育百年史』、建帛社、1985年9月等。

⁴ 唐沢富太郎『教科書の歴史―教科書と日本人の形成―』、創文社、1956年1月、序1頁。

^{5 「}近代編刊行のことば」、海後宗臣等編『日本教科書大系』近代編第 1 巻、講談社、1961 年 11 月、1 百

⁶ 筧田知義「近代Ⅱ」、「講座 日本教育史」編集委員会編『講座 日本教育史』(第 5 巻) 研究動向と 問題点/方法と課題、第一法規出版、1985 年 4 月、137 頁。

から平成にかけての漢文教育の文献をまとめた、吉原英夫「漢文教育文献目録7」を手がか りに明治期の漢文教育に関する研究状況を眺め渡してみたい。

明治・大正期は、その当時の漢文教育に関する問題を論じた記事や論文が発表されていたが、通史的な研究はなされなかったようである。漢文教育史という論題は 1950 年代に現れる。尾関富太郎氏は「漢文教育史概観」において、明治期の小学校・中学校・師範学校・帝国大学等の学校制度と漢文教育との関係について論じ、さらに「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)、漢文存廃論争、教科書疑獄事件、南北朝正閏問題、漢学復興等、教育史における重要な問題から漢文教育の特質について論じた8。

漢文教育史研究の基礎となる、学校制度や教育課程の変遷をふまえたものには、長谷川 滋成『漢文教育史研究』(青葉図書、1984年12月)がある。同書は明治から昭和53年(1978) までの教育課程を論じた「漢文教育課程史」と、明治期から昭和戦後期までを扱った「漢 文教育思潮史」からなり、教育課程の変遷に関する代表的な成果となっている9。

80年代後半以降は教育課程の叙述にとどまらず、広い視点から漢文教育史について研究がなされるようになった。思想面の研究には、明治期における儒教の変容を教育の分野から論じた久木幸男氏¹⁰や、日本人の精神文化を教育の領域をふまえて探究した打越孝明氏による一連の研究がある¹¹。さらに佐藤一樹氏は社会的側面から明治・大正の漢文を論じた¹²。

⁷ 吉原英夫「漢文教育文献目録」『札幌国語教育研究』第 11 号、北海道教育大学札幌校国語科教育学研究室、2005 年 9 月。

⁸ 尾関富太郎「漢文教育史概観 (第一回)」『漢文教室』第 12 号、大修館書店、1954 年 4 月一「漢文教育史概観 (第十三回)」『漢文教室』第 49 号、大修館書店、1960 年 7 月。

⁹ 教育課程を中心とした研究には他に、原田親貞「漢文教育の歴史――教育行政からみた――」(『文学』 第29巻3号、岩波書店、1961年1月)、巨勢進「教育史概説」(鎌田正編『漢文教育の理論と指導』、大修館書店、1972年2月)、小金沢豊「近代教育制度の中の暗誦――法令面の変遷を軸として」(『二 松学舎大学人文論叢』第72号、二松学舎大学人文学会、2004年3月)、吉原英夫「教育課程史における漢文」(『札幌国語教育研究』第11号、北海道教育大学札幌校国語科教育学研究室、2005年9月)等がある。

¹⁰ 久木幸男「明治儒教と教育——1880 年代を中心に——」『横浜国立大学教育紀要』第 28 集、横浜国立 大学教育学部、1988 年 10 月等。

¹¹ 打越孝明「中学校漢文科存廃問題と世論——明治三十四年「中学校令施行規則」発布前後——」『学術研究(教育・社会教育・教育心理・体育学編)』第 39 号、早稲田大学教育学部、1990 年 12 月。「明治四十年代の思潮——「漢学復興」の背景と教育——」『大倉山論集』第 36 輯、大倉精神文化研究所、1994 年 12 月等。

¹² 佐藤一樹「漢文における近代アイデンティティの模索——漢文科をめぐる明治、大正の論議」『中国 文化』53 号、大塚漢文学会、1995 年 6 月。

漢文教科書については、三浦叶氏に明治期の漢文教科書の内容や体裁の特色を述べた早期の研究がある。中学校用だけではなく師範学校用の教科書や女子漢文にも言及しながら、当時の教科書が時文、明清文、文明開化的内容の教材等を採録していたことを指摘し、国漢対訳文等の入門期の単元について述べている¹³。谷中信一氏は修身科と漢文科の教科書を取り上げ、儒教が教育に果たした役割を考察した¹⁴。漢文教材に関する研究には、柳瀬喜代志「いわゆる朱子の「少年老い易く学成り難し」(「偶成」詩)考」があり¹⁵、同詩については近年においても議論が続けられている¹⁶。さらに漢文教科書の訓点については、羅工洙氏により研究がなされた¹⁷。

こうした中、教育行政、教育思潮、漢文教科書・教材を総合的にとらえ、明治から戦前までの漢文教育の史的展開を明らかにしようとした石毛慎一氏の研究が90年代末から発表され始めた。その成果は『日本近代漢文教育の系譜』(湘南社、2009年2月)にまとめられ、近代漢文教育研究の推進に大きな貢献をしたと言えるだろう。

2000 年代は石毛氏を初めとして明治期の漢文教育に関して広がりを見せ、対象を絞り込んだ研究もなされるようになった。教科書の研究では、四方一瀰『「中学校教則大綱」の基礎的研究』(梓出版社、2004年1月)は、「中学校教則大綱」(1881年)自体の性質ばかりではなく、その下で用いられた教科書を調査する際に必ず参照される文献である。また、明治初期の『十八史略』の版本を論じた中山歩氏の論考は、書誌学的なアプローチであるが、当時の教科書の体裁を明らかにする上でも示唆を与えてくれる18。

教材分析も作者別に進展を見せた。明治期における三島中洲の教材については、田中正明氏、浅井昭治氏が論じ¹⁹、菅茶山、広瀬淡窓の教材の傾向は小金沢豊氏によって明らか

¹³ 三浦叶「明治年間の漢文教科書」『東洋文化』復刊 65・66 合併号、無窮会、1990 年 10 月。後に『明治の漢学』(汲古書院、1998 年 5 月) に収録。

¹⁴ 谷中信一「日本の近現代教育に果した儒教の役割――中等教育における漢文科と修身科――」『日本 女子大学紀要文学部』第 42 号、日本女子大学、1993 年 3 月。

¹⁵ 柳瀬喜代志「いわゆる朱子の「少年老い易く学成り難し」(「偶成」詩)考」『文学』第 57 巻第 2 号、 岩波書店、1989 年 2 月。

¹⁶ 朝倉和「少年老い易く学成り難し」詩の作者と解釈について――「詩の総集」収載の意味するところ――」(『日本語学』第35巻第10号、明治書院、2016年9月)は、同詩の研究状況を整理し、教科書における読まれ方についても述べている。

¹⁷ 羅工洙『訓読法から見た近代の文章研究』[羅工洙]、[2000年]

¹⁸ 中山歩「明治初期における『十八史略』版本の特徴と問題点」『人文論叢』第 64 輯、二松学舎大学人 文学会、2000 年 3 月

¹⁹ 田中正明「三島中洲先生の詩文のひろがり――教科用図書と講義録の紹介を中心として――」『研究紀要』第2集、二松学舎大学附属高等学校、2001年4月。浅井昭治「旧制中等学校の漢文教材と方谷・

にされている²⁰。さらに、教科書の編者については、明治 30 年代以降の代表的な編者である簡野道明に対する、加藤国安氏による一連の研究成果が挙げられる²¹。

かつての漢文教科書から教授法を探る研究も進められ、復文の意義と効果については古田島洋介氏、菊地隆雄氏の研究があり、実践に活かせる意義を持つ²²。

筆者が明治・大正の漢文教科書の調査を始めたのは 2000 年代後半である。上記の先行研究において検討の余地のある、教科書の網羅的な調査と教材の変遷を探ることを目的とした²³。また、教科書検定と教科書編集との関係については他教科で研究の蓄積があるものの、漢文科においては部分的な言及に止まっていたので、教材の変遷を左右する要因の一つとして検定制度をとらえて、その実態を考察した²⁴。

その後も漢文教育に関する論考は数を増やし、近代国語教育における漢文の位置づけについて取り組んだ研究が続けて発表された。安居総子氏は国語科成立時における、検定期の漢文教科書の傾向を論じ、秋山四郎、深井鑑一郎、内堀維文らの教科書の意義を考察した25。西岡智史氏は漢文教育観の考察や秋山四郎、深井鑑一郎の編集した漢文教科書を中心とした研究を行い、一連の研究成果は『明治期漢文教育形成過程の研究』(西岡智史、2015 年 3 月)としてまとめられた。特にメリトクラシーの観点から漢文教育史研究の新たな側面を開拓している。

浜本純逸氏の論考では漢作文の教育に触れ、中学校の試験問題を紹介していることが注

中洲の詩文」『三島中洲研究』 2 号、二松学舎大学 21 世紀 COE プログラム事務局、2007 年 3 月。同「(増補改稿) 旧制中等学校における漢文教科書と山田方谷と三島中洲の詩文」『二松学舎と日本近代の漢学』二松学舎大学 21 世紀 COE プログラム事務局、2009 年 3 月。

- 20 小金沢豊「漢文教材としての菅茶山――「宿生田」「冬夜読書」教材化の背景」『二松学舎大学人文論 叢』第 78 輯、二松学舎大学人文学会、2007 年 3 月。「漢文教材としての広瀬淡窓――『桂林荘雑詠示 諸生』教材化の背景」『二松学舎大学人文論叢』第 75 輯、二松学舎大学人文学会、2005 年 10 月。
- ²¹ 加藤国安「簡野道明論—上京後~東京高師卒業までの事跡—」『東洋古典学研究』第 26 集、東洋古典 学研究会、2008 年 10 月等。
- 22 古田島洋介「復文の地平——失はれた学習法の復活を目指して——」『明星大学研究紀要【日本文化学部・言語文化学科】』第 15 号、明星大学青梅校、2007年3月等。菊地隆雄「確かな訓読力をつけるために—復文を用いて—」『新しい漢字漢文教育』第 51 号、全国漢文教育学会、2010年11月。
- 23 拙稿「漢文教科書における知識的教材——明治初期から明治三十年代まで——」『中国近現代文化研究』第9号、中国近現代文化研究会、2006年3月等。
- ²⁴ 拙稿「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』第 10 号、中国近現代文 化研究会、2009 年 3 月等。
- ²⁵ 安居総子「国語科成立時における漢文—検定期の漢文教科書を中心に—(一)」『新しい漢字漢文教育』 第 49 号、全国漢文教育学会、2009 年 11 月等。

目される²⁶。受験用の参考書として、上級学校進学者を対象とした貸本の漢文参考書については佐藤一樹氏による研究があり²⁷、受験用の漢文の参考書は今後発展を見せる可能性が高い。

漢文教科書の資料整備については、近年、加藤国安氏によって漢文教科書の復刻本が編まれ²⁸、主要な教科書を以前より容易に手にとることができるようになった。その続編は筆者も編集を担当した²⁹。

こうして 90 年代から今日にかけて、明治・大正期の漢文教育に関する研究が広がりを 見せた。編者別の漢文教科書編集の特徴、作家別・作者別の漢文教材の分析、訓点の研究、 実際に授業で活かせる学習法の発掘、漢文教科書の資料整備も進んだ。しかし、筆者が研 究を始めた時の課題はなお残されており、研究の必要があると考える。次に先行研究に残 されたいくつかの課題を述べる。

三 先行研究の課題

先行研究に残された課題は、まず「漢文教科書」というものの範囲が曖昧であることが挙げられる。石毛慎一氏は中学校用教科書を対象とし、明治 5 年 (1872) から 27 年 (1894) 頃までの教科書について次のように述べている。

教科書の形式としては、『論語』『小学』などをそのままの形で教授する丸本教科書であった。丸本とは、『論語』『孟子』などのテキストをそのままの形で与えた形式であって、明治三〇年代後半から現れる雑纂体(=多くの原典からその一部を抜粋し、一冊の教科書にまとめたもの)はまだ世に出ていない。他に、数冊の原典を抜き集めた抄本型教科書があった30。

明治20年代までは丸本教科書を中心として漢文を学び、明治30年代後半に入ると雑纂

²⁶ 浜本純逸「漢文教育の成立過程—1850 年代~1902(明治三五)年—」『国語教育史研究』第 13 号、 国語教育史学会、2012 年 12 月。

²⁷ 佐藤一樹「明治の受験生と漢文―貸本目録・漢文書門をめぐって」、浅岡邦雄・鈴木貞美編『明治期 「新式貸本屋」目録の研究』日文叢書、作品社、2010年 11月。

²⁸ 加藤国安編『明治漢文教科書集成』第Ⅰ—Ⅲ期、不二出版復刻、2013年11月—2015年9月。

²⁹ 拙編『明治漢文教科書集成』補集 I · II 、不二出版復刻、2017 年 12 月 —2018 年 12 月。

³⁰ 石毛慎一『日本近代漢文教科書の系譜』湘南社、2009年2月、14頁。

体の教科書が編まれたということが述べられている。その指摘に従うならば、公教育の教育課程に漢文が組み込まれた明治 10 年代には漢文教科書が編まれていなかったということになる。

明治 10 年代は漢文教科書が編まれず、丸本が使用されていたという認識は複数の論考に見られる。安居総子氏は、東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫(以下東書文庫と略す)所蔵の教科書をもとに、中学校の漢文教科書を「明治二十年ごろまでの江戸期のものを受け継ぐ、邦人の漢文と中国古典『唐宋八大家文読本』『文章軌範』などに注釈を加えたテキスト群」と、「二十年代ごろから始まる編集本」に大別している³¹。やはり複数の古典から採録した教科書は 10 年代には編まれず、20 年代から編集が始まったという見解である。

安居氏が古典の注釈本として挙げる教科書を確認すると、『文章軌範』『唐宋八大家文読本』『十八史略記事本末』等は、中国古典に注釈を施したテキストに該当するだろう。頼襄 (山陽)『日本外史』、大槻清崇(磐渓)『刪修近古史談』、重野安繹(成斎)『帝国史談』等 も、漢文の丸本型教科書と見ることができる。

これらと同じく古典の注釈書として挙げる石川英(鴻斎)編『日本文章軌範』、三島毅(中洲)編『初学文章軌範』、土屋栄編『近世名家小品文鈔』、渡辺碩也編『皇朝古今名家小体文範』、馬場健編『本朝名家文範』はすべて明治 10 年代に出版されたもので、一般書であるか、教科書に含めるか判断に迷うが、中国古典の注釈書ではなく、複数の古典から材を採った文集であることは確かである。しかし、同じく注釈書として掲げられている笠間益三編『中学用読本』と鈴木重義編『初学文編』は明らかに教科書として編まれたものである。前者は書名からも判断が可能で、明治 20 年(1887)の出版であるが初版は明治15 年(1882)である。後者は序文に国語教科書の小学読本を参照して編集したことが記されている32。

このように、明治 20 年代には編集本と呼ばれる漢文教科書が編まれていなかったのではなく、論者の判断によって教科書として含まれないのである。その判断基準が示されないまま、既定の事実として扱われて論が進められていると考えられる。漢文教科書の範囲を定め、明治 10 年代の教科書も視野に入れて漢文教科書の変遷を考察することが必要で

³¹ 前掲注 25、79 頁。

³² 前掲注 25、79-80 頁。当該論文では東書文庫所蔵の教科書は表に記載し、所蔵していないものは本文に掲げられているが、ここでは区別せずに扱った。

ある。

次に、教則と漢文教科書編集及び漢文教材の変遷との関係に再考が必要である。漢文教科書の編集方法の転換を決めた要因については教則の規定だけでは説明ができない現象が多いからである。石毛氏は明治5年(1872)から昭和20年(1945)までを次のような四期に分けている。

I 近世儒学踏襲期=漢文絶対期(明治五年—明治二七年)

Ⅱ国体論整備期=漢文譲位期(明治二七年—明治三五年)

Ⅲ国体論浸透期=漢文劣位期 (明治三五年—明治四四年)

Ⅳ国体論硬直期=国漢対等期(明治四四年—昭和二〇年)33

この明治期の時期区分については、明治 27年 (1894) の「尋常中学校ノ学科及其程度」 改正、明治 35年 (1902) の「中学校教授要目」、明治 44年 (1911) の「中学校教授要目」 改正を基準としている。漢文教育の史的展開をたどるためには教則の変遷をおさえる必要 があり、教育課程で定められた時間数の比率もふまえて漢文の比重を分析するにも有効な 区分である。

しかし、教則及び法令の制定・改正以外にも漢文教育の変遷を左右する要因が確認できる。例えば、石毛氏は上記の第II期である明治 35 年から 44 年までの国体論浸透期には「「網羅主義」と呼ばれる百科全書的編纂34」という特色を持った教科書が編まれていたことを指摘する。その名前の由来は、「中学校教授要目」公布後に編まれた弘文館編『中学漢文読本』「凡例」の「本書の収録する所は務めて諸般の事実を網羅する」という一文に由来すると説明する35。しかし、この『中学漢文読本』は明治 35 年 2 月発行の訂正再版ではあるが、「例言」自体は明治 34 年(1901)10 月の執筆であり、初版がすでに網羅主義によって編集されていたことに注意したい。氏の言う「網羅主義」はいつ頃から始まり、「中学校教授要目」以降の教科書の編集方針を象徴するようになったのか。教育課程を中心とした研究はすでになされているが、教則と教材の変遷との関係には不明な点が残されている。その問題を解決するため、時期区分も教則・法令の制定や改正の経緯を一つの軸とし、さらに

³³ 前掲注 30、13 頁。

³⁴ 前掲注 30、72 頁。

³⁵ 石毛慎一「近代における前期中等漢文教育の史的展開日本漢文を中心として——」『国語科教育』第 52 集、全国大学国語教育学会、2002 年 9 月、72 頁。原文は「本書所_収録」。務網_羅諸般事実」。」 (前掲注 2、「凡例」1 頁)。

その他にも教材の変遷に関する区分を設けることで、漢文教科書の変遷の実態がより明らかになると思われる。

教則・法令以外に漢文教科書の編集方法及び漢文教材の変遷を左右する要因として、文部省による教科書調査の及ぼした影響が考えられる。明治 5 年 (1872)、「学制」公布後しばらくは、教科書の自由発行・採択制が続いたが、自由民権運動への対策等から、文部省は統制を始め、明治 13 年 (1880) から 18 年 (1885) までは、各府県の教則に載った教科書を調査し、採用の可否を『調査済教科書表』として配布した36。この資料は他教科では活用されているが37、漢文教科書研究には用いられていないため、同書を参照することで新たな知見が得られるのではないだろうか。

明治 19年 (1886) に始まった検定制度下で発行された教科書については、『検定済教科用図書表』によって確認が可能である³⁸。そして、検定時に用いられた教科書には修正意見を記した付箋が残されており、改訂前と改訂後の教科書を比較しただけでは分からない不認可の理由を考察することができる。この付箋等の修正意見については、国次太郎³⁹、中村紀久二⁴⁰、竹田進吾⁴¹、甲斐雄一郎⁴²各氏等の研究があり、算術、数学、修身、歴史、国語等の教科の調査の実態や統制の内容が明らかにされ、それぞれの研究において有効に活用されている。漢文教科書では浅井昭治氏の論考に、主に山田方谷と三島中洲の教材に関する付箋の意見がすでに引用されている⁴³。しかし、修正意見の全体像や検定制度と漢文教科書の編集との関わりについては、まだ明らかになってはいない。検定制度のねらいが国家による思想統制にあったとしても、実際の修正意見を調査したところ、統制という観点ばかりでは解決できない事例を多く発見した。統制の側面ばかりではなく、教科書に対する文部省の判断が漢文教科書及び漢文教材の変遷にどのように関わってきたのかを検討することで変遷の過程がより明らかになるだろう。

^{36 『}調査済教科書表』は、復刻版(教科書研究資料文献第2集、芳文閣復刻、1985年1月)を使用した。引用の際は復刻版の頁を記す。

³⁷ 竹田進吾「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統制に関する基礎的考察―「調査済教科書表期」から検定期初期の分析―」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集、東北大学大学院教育学研究科、2006年6月。

 $^{^{38}}$ 『検定済教科用図書表』は、復刻版(教科書研究資料文献第 3-9 集 8 冊、芳文閣復刻、1985 年 12 月-1986 年 1 月)を使用した。

³⁹ 国次太郎「検定制度の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』第 24 集 (Ⅱ)、佐賀大学教育学部、1976 年 8 月等。

⁴⁰ 中村紀久二『検定済教科用図書表 解題』教科書研究資料文献、芳文閣復刻、1985 年 12 月等。

⁴¹ 竹田進吾「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 第 52 集、東北大学大学院教育学研究科、2004 年 3 月。

⁴² 甲斐雄一郎『国語科の成立』、東洋館出版社、2008年10月。

⁴³ 浅井前掲注 19。

次に、取り扱われる漢文教材が、日本と中国の作品に集中していることが挙げられる。 石毛氏が近代日本における漢文教育の史的展開を明らかにするために用いたのは日本漢文 である。その理由は次のように述べられている。

今回、日本漢文を中心に教材、教育思想、行政という三つの層から統合しようと試み たのは、漢文教育史という層だけを追うのではなく、その上下二つの層の変動、及び それらとの連動の中で捉えたかったからである。中国漢文の教材変遷は微小に留まる。 そうした研究を誰も行っていなかったこともある44。

日本漢文の扱いの変遷こそが明治から戦後までの漢文教育の歩みであるという立場である。だが中国漢文は変化に乏しいのだろうか。例えば氏が例として挙げる、明治 15 年 (1882)、福井県福井中学発足時の教科書を見ると、四書のうち『孟子』のみが挙げられていない45。しかし明治期全般において『孟子』が採録されなかったことはなく、福井中学の例は学校や編者によって『孟子』の扱いが異なっていたことを示している。そうした要因を探ることも漢文教育史の解明には必要であるだろう。

中国漢文と日本漢文という区分であるが、三浦叶氏がすでに明治時代の漢文教科書には「外国の人物、風景などを漢文で記したものが採用されている46」ことを指摘しているように、西洋事情も漢文教材の重要な題材であった。中国漢文、日本漢文にもそうした教材があるが、特に西洋人の手になる、西洋漢文も採録数されている。そして冒頭に述べた、「犬」等の卑近な題材の教材が、忠孝の道徳教育を中心とした漢文教育にどのように関わっていたのかもあまり検討されてこなかった。漢文教科書の変遷について道徳教育以外の教材や西洋人の手になる漢文教材も視野に入れて考察する必要がある。

最後に、漢文教育の分析が中学校に集中し、他の校種における漢文の扱いがあまり論じられていないことが挙げられる。明治期の女子教育における漢文の扱われ方については、加藤国安氏による研究があるが47、女子用漢文教科書の傾向はまだ検討の余地が残されている。それに関連して、漢文科の教科書と他教科の教科書との関係の考察も十分になされていない。西岡智史氏によって国語教科書と漢文教科書との比較研究が行われており、多

⁴⁴ 前掲注 30、4-5 頁。

⁴⁵ 前掲注 30、21 頁。

⁴⁶ 前掲注 13、108 頁。

⁴⁷ 加藤国安『『明治漢文教科書集成』第Ⅲ期解説・総索引』、不二出版、2015 年 9 月。

くの成果を挙げている48。しかしそれでも検討すべき問題は残されている。明治期の公教 育全体に漢文教育を位置づけることは大きな課題である。

以上の課題を解決するために用いた本研究の方法について続いて述べることにしたい。

第二節 本研究の方法

一 本研究の漢文教科書・漢文教材に関する用語

漢文教科書は複数の古典から教材を集めた編集型(雑纂型)と、漢籍をそのまま用いた 丸本型と分けられることが多い。この二つの区分では単独の古典の抜萃本をどちらに含め て良いのか判断が難しいので、本研究では中国古典の総集に近い、複数の古典から教材を 採録した教科書を編集本、単独の古典から教材を抜粋したものを抄本、古典をそのまま用 いたものを丸本と呼ぶ。編集本はさらに文体別または作者別に配列したものや、文体の解 説を中心とした文範型、文法の説明を中心とした文法型、文体の種類や作者の出身地及び 活躍した時代の順序を問わずに配列した読本型に分けた。

教材は、まず、作者の出身地から日本漢文、中国漢文、西洋漢文と分類した。

次に、教育の目的からは徳育教材、知育教材、情育教材と分類した。しかし完全に分かれるのではなく、一つの教材が複数の役割を持つことが多いが、特にどの要素が強く期待されているかによって分類した。徳育教材は忠孝の精神等の道徳教育を行うものである。知育教材は自然科学、経済、産業、国内外の地理や歴史等を扱った文章であり、発明家の伝記のように徳育教材を兼ねるものも含まれている。情育教材は、漢詩が情操教育に資することで着目された時期があるため、主に詩教材を指す。

そして、文体と内容を中心に文章教材、史伝教材、思想教材、詩教材、洋学教材、時文教材、白話教材と分けた。文章教材はさらに記、序、論、説等の区別がある。文体の一つである伝は別に史伝教材として扱った。時文は明治期と同時代の清朝で使用されていた、新聞や広告等の文章である。白話は中国の口語体の文章を指す。

続いて、本研究における研究対象である漢文教科書の選び方を述べる。

⁴⁸ 西岡智史「『小学読本』の研究―漢文との関連を中心に―」『広島大学大学院教育学研究科紀要第2部(文化教育開発関連領域)』第61号、2012年12月。同「明治期編集型漢文教科書の編纂方針に関する研究――秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治四一年第五版)と落合直文編『訂正中等国語読本』(明治三六年訂正版)との比較を通して」『国語教育研究』第56号、広島大学国語教育会、2015年3月等。

二 研究対象

明治期の漢文教科書は、その範囲を定めることは難しい。各図書館で分類の基準も異なり、目録の書名だけでは漢文体の教材が収められているかが判断しきれず、蔵書検索の端末を使用しても漢文教科書のみを抽出するキーワードは想定しにくいからである。そこで本研究の参考文献としてだけではなく、明治期の漢文教科書の全体像を今後明らかにしていくための試案として、巻末に資料「明治期漢文教科書一覧」を付した。その選び方について簡単に述べたい。

本研究では明治期の小学校用、小・中学校兼用、中学校用、中・師範学校兼用、高等女学校、師範学校、中学校補習科の教科書を対象とした。本研究ではまず漢文を指導する教科で用いられた教科書を選んだ。さらに、高等という名を冠しているが中学校で使われた教科書もあり、部分的に言及するため、高等学校の教科書も参考として資料に載せた。

続いて漢文体で書かれた修身、歴史で用いられた教科書も含めた。明治 10 年代ではこれらの教科で用いられていた教科書と漢文の教科書とに厳密な区分がなされていなかったためである。例えば日本の歴史を述べた『皇朝史略』は歴史科で使用されるとともに、国語系統の科目である和漢文科でも使用されていた49。時代が下ると修身、歴史で用いられた教科用図書が、後の漢文教材の出典として扱われるので、他教科の教科書も含めた。学校での使用が確認できない場合は、序文などに初学者を対象としたことが分かる表現があるものを含めた。

漢文教科書の選択に使用した目録と資料は次の通りである。すでに本文中で触れたものは出版事項を省略した。

①鳥居美和子編『明治以降教科書総合目録』教育文献総合目録第三集 I 小学校篇(小宮山書店、1967年3月)。「B 明治初年教科書」の「1 修身」、「3 日本史」、「4 外国史〔目次は西洋史〕」、「5 地理・地理学」、「13 理科一般・博物・物理・化学」、「26 読本・書取」、「29 作文(和文・漢文)」、「30 漢文」から選択した。

②同編『明治以降教科書総合目録』教育文献総合目録第三集 II 中等学校篇(小宮山書店、1985年2月)。「G中学校教科書」の「3教育勅語・論語」「79漢文」「81漢文副読本」「85時文」を対象とした。

⁴⁹ 四方一瀰『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版社、2004年1月、349、368頁。

- ③東京書籍株式会社附設教科書図書館「東書文庫」編『東書文庫所蔵教科用図書目録』 第1集(東京書籍、1979年10月)。中学校用の「T92・2漢文」を対象とし、師範学校で も使用が認められた教科書については師範学校の項目「S92・2漢文」も参照した。
- ④同編『東書文庫所蔵教科用図書目録』第2集(東京書籍、1981年9月)は「292漢籍」「381読本」を対象とした。「292漢籍」は一般的な意味の漢籍とは異なる書籍が著録されているが、後述の⑤や⑦に見える書名と重複することが多く、明治初期の漢文教科書を調査する上で注目される。
- ⑤文部省地方学務局・文部省普通學務局[編]『調査済教科書表』。教科名が必ずしも明記されてはいないが、書名から修身、読書、作文、歴史に関する教科書で、漢文体の教材を含むものを選んだ。
- ⑥文部省[編]『検定済教科用図書表』。中学校用の漢文科と国語及漢文科を対象とし、補習科は含めたが、文法の参考書は省いた。明治 20 年代初めの歴史科や国語科の漢文教材をも一部含めた。
- ⑦四方一瀰『「中学校教則大綱」の基礎的研究』。明治 14 年 (1881) に公布された「中学校教則大綱」下で使用された漢文教科書について、「資料編 二「中学校教則大綱」府県準拠校則・教則「教科用書表」にみる教科書一覧」から、修身、和漢文、歴史に関する教科書を選んだ。出版事項が書名と巻数のみの場合は推定して一覧に含めたが、推定が困難なものは除いた。

研究に用いる教科書の選択方法については採用不可のものと、採用が認められたものとの区別が求められる。文部省は明治 13 年 (1880) 頃から教科書調査を始め、採用の可否を定めることになった。中村紀久二氏は、教科書研究における申請本と検定合格本の取り扱いについて提言を行った。

申請本と検定済本とを比較すると、検定済本には教材の削除訂正あるいは挿入の変動があり、内容に大きな差異が認められるものがある。検定教科書の研究・収集には、申請本と、学校現場で実際に使用された検定済本との鑑別が必要である50。

教科書研究は文学研究と異なり、複数の改訂版がある場合、初版ではなく実際に生徒が 使用した版こそが貴重であるとし、申請本と検定済本とを厳密に区分しなければならない

⁵⁰ 前掲注 40、36 頁。

とする。しかし、本研究では編集者の意図を考察することが目的であるので、編集方針が 定まった時点を確認し、改訂前後での変化を探るため、使用不可の教科書及び使用の確認 ができなかったものも含めた。採用が認められた教科書は必ず含め、その初版及び教材に 変化が見られる改定版を対象とした。明治期に刊行されたものを対象とし、初版が明治末 に検定不認可となり、その後改訂版が大正期に検定済となったものも含めた。

申請本と流通本の違いは今回調査した教科書でも数例確認できた。例えば、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館(以下教育図書館と略す)の所蔵教科書には「内交」の印があるものが多い。これは検閲のために内務省に出版者から二部納本されたうちの副本で、内務省から帝国図書館に交付された交付本である51。すべての教科書ではないが、中には検定不認可となった版の奥付のみを入れ替え、訂正版として納本されたと思われる申請本が含まれている。そのため、申請本と流通本とに違いがある場合には、流通本の記述に基づいた。

本研究で使用した漢文教科書は、次の図書館等の所蔵のものである。名称の五十音順に掲げる。

愛知芸術文化センター愛知県図書館・秋田県立図書館・青森県立図書館・大阪府立中央図書館・大阪府立中之島図書館・大妻女子大学附属図書館・お茶の水女子大学附属図書館・教育図書館・国立国会図書館・佐賀県立図書館・島根大学附属図書館・千葉県立中央図書館・東書文庫・筑波大学附属図書館・東京学芸大学附属図書館・東京大学総合図書館・東京海洋大学附属図書館・東洋大学附属図書館・東洋文庫・奈良県立図書情報館・明治大学附属図書館・二松学舎大学日本漢文教育研究推進室・二松学舎大学附属図書館・横浜国立大学附属図書館・和歌山大学附属図書館

上記の機関に所蔵がない場合に限り架蔵の教科書を用いた。なお、教科書検定に使用された教科書は、教育図書館及び東書文庫に所蔵されているが、今回の調査については、すべて東書文庫蔵のものを参照させていただいた。

⁵¹ 検閲の概略については、岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」(『図書館研究シリーズ』5、 国立国会図書館、1961年12月)、浅岡邦雄「検閲本のゆくえ-千代田図書館所蔵「内務省委託本」を めぐって-」(『中京大学図書館学紀要』第29号、中京大学附属図書館、2008年5月)、千代田区立千 代田図書館編『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』(千代田区立千代田図書館、2011年3 月)を参照した。

明治期の漢文教科書及び漢文教材の変遷について、これらの教科書をもとに考察を加えるが、本研究における時代区分は代表的な教材の採録数をもとに決定した。続いて、その時代区分の基準について説明する。

三 本研究の時期区分

明治期における漢文教材の変遷は、明治 10 年代 (1877—1886)、明治 20 年代 (1887—1896)、明治 30 年代前半 (1897—1901)、明治 30 年代後半 (1902—1906)、明治 40 年代 (1907—1912) と区分した。この時期区分の根拠は代表的な教材の採録傾向にある。

表 1 は、編集本のうち教材の出典が明記されているか、判別できた小中学校の 274 種の教科書をもとに、韓愈(退之)の文、頼襄(山陽)『日本外史』、『孟子』、李白(太白)の詩、ホブソン『博物新編』、時文を採録した教科書数の割合を年代別にまとめたものである。これらはそれぞれ、文章教材、史伝教材、思想教材、詩教材、洋学教材の代表として選び、時文教材は個別に選ぶのが難しいので時文全体を対象とした。

畦 趌 物 白 子 教者 文 本 愈 新 外 材 • 文 編 詩 史 年 代 0 2 0 7 33 19 明 10 0 8 2 20 64 29 明 20 29 明 30 前 16 1581 81 64 明 30 後 34 33 59 61 86 76 明 40 2488 88 86 93 18 74 62 明治期全般 18 20 39 53

【表 1】明治期における代表的教材の採録率(数字は%)

明治 10 年代で一区切りを付けたのは。明治 19 年 (1886) にいくつかの制度の改正があったためである。同年公布の「小学校ノ学科及其程度」により小学校の漢文学習が削られ、明治 20 年 (1887) 以降は中学校が漢文教育の中心となる。中学校は 19 年の「中学校令」により尋常中学校の就学年限が 5 年となり、これまで編集本は三巻や四巻構成であったが、

就学年限の改正に合わせて 20 年以降は五巻もの、十巻ものの教科書編集が行われる。19 年には教科書検定制度も始まり、新しく編まれた教科書の審査が行われる。これらの制度の整備のほか、10 年代で用いられていた修身科や歴史科の漢文体教科書が 20 年代に入ると数を急激に減らし、漢文科で扱われることになる。こうしたいくつかの変化があるため、明治 10 年代と 20 年代を分けた。

明治 20 年代は、文範型編集本の編集がほぼ終わり、従来見られなかった教科書編集の工夫がなされ始め、明治 30 年代前半にそれらが大きく発展することになる。その意味においては 20 年代から 30 年代前半は連続しているが、明治 30 年 (1897) から教材の出典の幅が広がり、表 1 のように各教材の採録の割合が格段に高まるため、明治 20 年代と明治 30 年代前半を分けた。明治 30 年代を前半と後半に分けたもう一つの理由は、明治 35 年 (1902) にこれまでの教則と比べて詳細な規定である「中学校教授要目」が制定されたことによる。これをどうふまえて教科書編集がなされたのかを検証するため、明治 35 年 以降を明治 30 年代後半として分けた。

「中学校教授要目」の詳細な規定により、教材構成が明確になったが、これで明治期の 漢文教科書、漢文教材の方向性が定まった訳ではない。明治 30 年代末からその見直しの 声が高まっていく。そこで明治 35 年から明治 39 年までを一区切りとした。

明治 40 代になると韓愈、『日本外史』、『孟子』、李白の教材が高い割合で採録されていたことがかる。しかし『博物新編』と時文は明治 40 年代では採録数が減った。これも教則の指示ではなく、漢文教育をめぐる議論の結果である。ここに明治 40 年代の特色があると考えられるため、明治 30 年代後半と 40 年代とを分けた。「中学校教授要目」が見直され、改正に向かっていく過程をたどりたい。

先行研究においては、中国漢文の変化は乏しいとされてきたが、李白の詩や時文にも時期によって採録の割合に相当な差がある。そして西洋漢文の『博物新編』も時期によって変化がある。本研究ではこれらの教材の採録数の変化をもとに時期区分を行った。

以上、本研究の前提となる用語、使用教科書、時期区分について述べた。次項では本研究の方法について説明する。

四 本研究の方法

本研究は明治期の漢文教科書の変遷をたどるために、先行研究ではあまり言及されなかった知育教材の採録傾向の変化に着目する。漢文教育において、知育教材や情育教材がどのような役割を果たしたのかを明らかにすることが本研究の目的の一つである。変遷を左右する要因として、これまで述べてきたようにまず教則・法令の制定及び改正との関係を改めて検証する。

次に、漢文教授法の発展も教材の変遷を左右した要因としてとらえる。明治 20 年代から漢文の教授法について議論が起き、明治 30 年代前半に活発化する。まさに明治 20 年代後半から 30 年代前半にかけてはヘルバルト派教育学が流行していた時期である。ヘルバルト派教育学の漢文教育への応用については、西岡智史氏が秋山四郎の教科書にヘルバルト派のラインの教授法が用いられていることを明らかにし、漢文教育も最先端の教授法が応用されていたことが示されている52。そこで本研究では、知育教材が増加した要因の一つに教授理論があることを知育教材を多数採録した遊佐誠甫・富永岩太郎編『中等漢文読本』十巻(小林八郎、1898年3月)と、同著者による『初学漢文教授法』(集英堂、[1898年]) をもとに考察する。

次に、教材の変遷を左右する要因として、小・中学校の他教科の教科書を挙げることができる。ある古典が漢文教材として教科書に採録された理由を推定するには、出典となった古典の読まれ方の歴史や過去の漢文教科書が採録してきた経緯をふまえるとともに、同時代の他教科の教科書との関わりも視野に入れる必要があるだろう。なぜなら他教科の教科書は漢文教科書の誕生や発展に関わってきたと考えられるからである。

漢文教科書が従来の文集のスタイルから、近代的な編集方法への転換は小学読本の存在がある。そして明治 30 年代、編集方法の手本として小学読本を参考にすべきであるという意見が出される。これは、文部省が専門委員に依頼して作成した、『尋常中学校漢文科教授細目』(文部省高等学務局、1898 年 6 月) に抗するためである。島田重礼・那珂通世による「尋常中学校漢文科教授細目」は、徳育重視、史伝教材偏重と見なされて批判された。批判した人物の一人が竹村鍛である。竹村は徳育ばかり重視するのではなく、知育、情育にも配慮する必要を説き、豊富な内容を揃えた小学読本に学べと主張した。そこで重野安繹との共編『新撰漢文講本』三巻(富山房、1899 年 2 月—4 月)を編集し、その主張を実践した。

⁵² 西岡智史「国語科成立期における漢文教授法の研究——秋山四郎編『漢文教科書』『漢文教科書備考』 を中心に——」『国語科教育』第 76 集、全国大学国語教育学会、2014 年 9 月。

『新撰漢文講本』は小学校の教科書を参照して教材を揃え、適切なものがない場合は自ら作成した教科書である。この教科書を通じて小学校の教科書が漢文教材の構成を左右した要因であったことを明らかにする。さらに教材の変遷としては編者の一人が著名な漢学者、歴史学者で、名文家として知られていた重野安繹に着目したい。重野の学術については多くの研究があるが、あまり言及されなかった漢文教材の変遷における役割を述べたい。なお「尋常中学校漢文科教授細目」に対する竹村鍛の批判については、すでに久木幸男氏が論じているが53、本研究では竹村の主張が教科書編集にどのように実践され、その教科書が漢文教育史にどのような位置づけになるかを明らかにする。

小学校との関連は漢文の指導法にも関わっていた。明治 20 年代になると漢文の未習者にどのような指導をすべきか、教科書をどのように編むかという議論も起きてきた。既習内容を扱った漢文教材を採録することで、漢文未習者への配慮を行った教科書が 20 年代末から現れた。知育教材ではないが、小学校の教科書の内容が漢文教材選択に影響を及ぼした例として、興文社編『訂正新定漢文』五巻(興文社、1900 年 7 月)を取り上げる。そして同じ題材を扱った修身、歴史、国語教材との比較から、漢文教材の特色を明らかにする。

中学校に漢文教育の研究が集中していることが課題になっているが、高等女学校、師範学校、女子師範学校、中学校補習科の教科書と中学校用教科書と比較することで、それぞれの特色を明らかにしたい。特に女子用の漢文教材についてはあまり論じられてこなかったので、性差が教材選択にどのように反映されているかを検証したい。

次に、先行研究に残された課題として、文部省による教科書調査と漢文教科書編集との 関係が未解明であることを述べた。本研究では『調査済教科書表』及び『検定済教科用図 書表』をもとに、教科書調査が漢文教科書編集にどのような影響を及ぼしたのかを検討す る。

明治 10 年代の文部省の判断を示す『調査済教科書表』の研究上の課題や手法について 提言を行った中村紀久二氏は、初め不採用とされ、後に改正されて採用になった教科書に ついて、改正前と改正後の比較検討を研究方法の一つに挙げている。その対象となりうる 教科書のなかに漢文用としては石川鴻斎『日本文章軌範』の名が見える54。この提言に従

⁵³ 久木幸男「明治儒教と教育(続)——世紀転換期を中心に——」『横浜国立大学教育紀要』第 29 集、 1989 年 10 月、35—37 頁。

⁵⁴ 中村紀久二「調査済教科書表 解題」『調査済教科書表』教科書研究資料文献第二集、芳文閣復刻、 1985年1月、24頁。

い、改正されて採用になった教科書のほか、不採用のまま改正されなかった教科書も含めて、文部省の判断基準を探りたい。

『調査済教科書表』は採用の可否が示されているだけで、その理由は述べられていない。削除理由解明の手段には、これも中村氏が示唆しているように『文部省示論』が手掛かりとなる55。明治15年(1882)11月21日から12月5日までのおよそ25日間にわたって、文部省は全国の各府県の学務課長や学校長を東京に召集して学事諮問会を開催し、文部省の基本方針を説明した。その内容を記録して配布をしたのが『文部省示論』であり、「学校等設置廃止」「教則」「学校長教員及学校設立者」「生徒」「専門教育」等の13項目から構成されている。本研究との関係で言えば、「教科用図書及器械」という項目の「選択及検査等」に記された、府県で教科書を採択する際の注意事項に着目したい。不採用と判断された教科書に、その注意事項に該当する内容を含む教材を探すことによって不適切な理由を推察する。この時期は修身科でも漢文体の教科書が使われており、後の検定制度の基準を考察するために、教科に関わらず漢文教材を収録した教科書も参照することで不採用の理由を考察する。

続いて、明治 19 年 (1886) に始まった検定制度下で発行され、使用が認められた教科書については、『検定済教科用図書表』によって合否を確認できる。そして、他教科の教科書研究で用いられている、文部省の検定担当者が教科書調査時に添付、記入した修正意見の中から、漢文教科書編集の変遷に関わるものを選び、その実態を明らかにする。さらに『調査済教科書表』の判断基準と比較することで検定制度の実態がより明らかになり、漢文教育に求められてきた指導内容も浮かび上がるだろう。

採用の可否は検定を担当した文部省の図書審査官や嘱託を受けた人々が判断していた。 検定の基準を考察するには、担当者の漢文教育観が手がかりになるだろう。しかしそれが 可能な人物は限られる。教科書には担当した人物の署名等があり、ある程度推定は可能で あるが、複数の署名が見られた時には特定が難しい。また、担当者に必ずしも著述がある 訳ではない。漢文教育観の考察が可能な人物の中から、近代の代表的な漢学者、書家であ る長尾雨山を取り上げ、その判断基準を検討する。これらをふまえて検定の役割について 明らかにしたい。

^{55 『}文部省示論』は、国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示論』教育史 資料 1 (国立教育研究所、1979 年 3 月) 所収のものを使用した。引用の際には同書の頁数を記す。『文 部省示論』については、当該資料所収の佐藤秀夫「解題」等を参考にした。

以上のように、教材変遷の要因として教則、教授理論、小・中学校の他教科の教材、文部省の教科書調査を取り上げ、漢文教科書及び漢文教材の変遷をたどることが本研究の目的である。次に本研究の構成を述べたい。

第三節 本研究の構成

本研究は序章と終章を除き、全四章から成る。

第一章は、知育教材を中心に明治期の漢文教科書及び漢文教材の変遷を明らかにする。 漢文教科書の編集者達が、その当時において最も理想的とする方法で教科書編集を行って きた過程から、明治期の漢文教科書編纂の経緯を考察する。編集者達の意図を探ることで、 忠孝の道徳教育を中心に語られてきた明治期漢文教育史の別の側面が明らかになるだろう。 第二章は、小学校用教科書が漢文教科書の誕生と改革に関わり、漢文教材の変遷を左右

第二章は、小学校用教科書が漢文教科書の誕生と改革に関わり、漢文教材の変遷を左右 してきた要因の一つであることを明らかにする。本章では特に入門期の漢文教材の選択と 作成に小学校の教科書が大きく関わっていたことを考察する。

第三章は、文部省の教科書調査と漢文教科書及び漢文教材の変遷との関係について考察する。明治 10 年代に使用された教科書については『調査済教科書表』をもとに不適切と見なされた箇所を検証し、明治 20 年代以降の教科書については、教科書検定時に記された修正意見をもとに問題視された教材の傾向を考察する。そして、教科書検定の担当者の判断基準を検証し、教科書検定が検閲という性格だけではなかったことを明らかにする。さらに『調査済教科書表』と検定制度の判断基準の違いを検証することで、漢文教育が求められてきた役割を明らかにする。最後に文部省の教科書調査が漢文教科書の編集及び漢文教材の変遷に果たした役割を考察する。

第四章は、中学校の漢文教科書の編集方法が高等女学校、師範学校、女子師範学校、中学校補習科の教科書にどのように応用されたのかを検証する。これまで言及されることが少なかったこれらの校種の漢文教科書及び漢文教材の特色について、中学校用のそれと比較することで明らかにしたい。

第一章 知育教材より見る明治期の漢文教科書及び漢文教材の変遷

第一節 漢文教科書の誕生

一 「小学校教則綱領」、「中学校教則大綱」以前の漢文教科書の編集方針

第一章においては、知育教材を代表するものとして、西洋漢文の洋学教材の採録理由を 中心に明治期の漢文教科書及び漢文教材の変遷を左右した要因について考察を加える。ま ず第一節では、近代的な漢文教科書が誕生した明治 10 年代の編集方針の傾向を明らかに する。

明治5年(1872)8月8日公布の「学制」は欧米の学校制度をもとにし、実学主義を理念としていたために、小学、中学にも「漢文」は教科として盛り込まれなかった56。その理由については、

これは時の文部大輔であった田中不二麿氏が、さきに欧米に出張してその制度を調査 して来たもの(特に仏蘭西の学制)を、そのまゝ我国に施さんとした欧化第一主義的 政策と、当時一世を風靡した福沢諭吉の実利主義的な学問の影響によるものであろう 57。

と指摘されている。漢文体の書籍は西洋の文化を吸収する手段ではあったが、実用的ではないとして教科から漢文は外された。しかし、その見直しが明治 10 年代に始まる。明治 11 年 (1878)、明治天皇が各地の教育事情を視察し、「学制」以来の欧米の実学主義により知識や技術ばかりを尊び、その弊害が生じていることを痛感した。そこで明治 12 年 (1879)、元田永孚により「教学聖旨」が起草され、明治天皇の内示という型式を取り、仁義忠孝の道徳が根本であり、才芸は末であることが示された。「教学聖旨」は「教学大旨」と「小学条目二件」から成り、「教学大旨」には、「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ」と「仁義忠孝」

⁵⁶ 文部省『文部省布達全書・明治五年』、文部省、[1885年]、90-96頁。

⁵⁷ 尾関富太郎「漢文教育史概観(第二回)」『漢文教室』第 14 号、大修館書店、1954 年 9 月、36-37 頁。

が教学の根本にあることを述べる。近年は西洋の長所を取り入れ日々進歩する一方で、この大義が忘れられているとし、「自今以往祖宗ノ訓典二基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ58」、その上で各教科を学ぶべきであるとした。仁義忠孝の理念により教育政策が進められ、明治13年(1880)12月28日公布の「改正教育令」(太政官布告第59号)では、修身科が筆頭教科となった。こうした政策により、小学校では、明治14年(1881)5月4日公布の「小学校教則綱領」(文部省達第12号)から、小学校高学年で読書科の指導内容である「読方」で漢文を扱うことができるようになり、「作文」でも漢文体の教科書が用いられた。中学校では明治14年7月29日制定の「中学校教則大綱」(文部省達第28号)において和漢文科が設けられた。「学制」では学習内容から外されていた漢文が小学校や中学校において教育課程に組み込まれたことも、徳育を担うことが期待されたためであると考えられる。

明治 10 年代に使用されていた教科書の中で、まずは「小学校教則綱領」公布以前の教科書と、公布後も特に教則に基づいたと記していない教科書を取り上げる。「学制」に漢文は教科として盛り込まれていなかったが、漢学が学問の基礎とされていた明治初期では漢学塾等で漢文が学ばれていた。「中学校教則大綱」制定後も東京には東京府中学校が一校あるのみで、東京の漢学塾は洋学塾と並び、「青年の進学意欲、学習要求を受け入れる中等教育の役割を果たした59」存在であった。公教育の場以外の漢文学習者にも漢文教科書が用いられていたと考えられる。

この時期に編まれた教科書は、次のような状況により生徒が一人一冊所有していたのではない。

一体、明治十年代までの教科書は、小学校数や生徒数の少いことや、費用が児童の生活に比し割高であることなどの理由から、その普及は極めて限られた狭い範囲にすぎなかった⁶⁰。

おそらく漢文教科書も同様で、生徒が購入するのではなく、教師が参照して生徒に内容 を伝えていたのではないかと考えられる。巻末の資料には数十巻に及ぶ教科書が見られる

^{58 「}教学聖旨」、1879年。文部省『学制八十年史』、文部省、1954年3月、715頁。

⁵⁹ 神辺靖光「明治一○年代の東京府の漢学塾──「明治一六年・東京府管内私立諸学校表」を中心に──」、 生馬寛信編『幕末維新期漢学塾の研究』渓水社、2003年2月、344頁。

⁶⁰ 前掲注 4、212 頁。

が、すべての頁を読むというよりも、教師が学ぶ場所を選択し、口頭で説明したのであろう。

こうした時期に編まれた漢文教科書の編集方法を考察する。文部省の指示がない時期に おいて漢文教科書の手本は伝統的な古典の文集であった。石川鴻斎は謝枋得『文章軌範』 に合わせて『日本文章軌範』の巻数と収録作品を全七巻・69篇とし、さらに宋代に編まれ た『文章軌範』が唐宋の古文を主に採ったように、鴻斎も明治に近い時代の寛政年間以降 の江戸の文章を採った。続編の『続日本文章軌範』では、それより古い寛平・延喜期と、 維新以後の文を収めたのも、明の鄒守益『続文章軌範』が先秦から明代までの作を採った のに合わせている。収録作品の内容の基準を次のように説明している。

「葉氷心」は葉水心(適)であろう。『水心先生文集』には「文を作ることは教化に関われなければ、巧みであっても無益である」(為文不能関教事雖工無益也62)とある。伝統的な文集の体裁を摸倣し、葉適の言葉にあるような、文は儒教の道徳を載せるという理念に基づいて、倫理の指導に有益な教材を選んでいた。

土屋栄『近世名家小品文鈔』上中下巻は、「振り返ればこれは私が若き学生の日に、朗誦・熟読に便利なように採録したものである(顧此余少壮従学之日。採録以資 _ 於誦閱 _ 者 63)」と、選択の基準に自らの学習経験があることを述べている。

収録する文体は、宋の蘇軾『蘇長公小品』と明の屠隆『屠赤水小品』を参照して揃えた という。前者は賦、序、記、伝、啓、策問、尺牘、頌、偈、賛、銘、評史、雑著、題跋、

⁶¹ 石川鴻斎「凡例」、同編『日本文章軌範』第一冊、稲田佐吉、1879年6月、凡例1丁裏一2丁表。

⁶² 葉水心「贈薛子長」『水心先生文集』巻 29、四部叢刊初編第 66 冊、商務印書館、1919 年、333 頁。

⁶³ 土屋栄「例言」、同編・発行『近世名家小品文鈔』上巻、1877年5月、例言1丁表。

詞、雑記の文体を収める⁶⁴。後者は序、記、賦、伝、書、論、銘、賛、跋、文(主に祭文)、 誌、哀辞の文体を収める⁶⁵。これらをもとに編者は序、論著、説、記、書牘、伝、題跋、 賛銘、碑、墓表、祭文、雑著の文体に分けて編集した。賦、啓、策問、頌、偈、評史、詞、 誌、哀辞等の文体を収めていないのは、それらが初学者には適していないという判断であ る。土屋も中国の古典を参照して教本を編み、その選択には自分の学習経験が基準となっ ていた。

東条永胤編『近世名家文粋初編』三巻は、序、記、書、論、碑文、墓銘、書後、題跋、雑文の文体を載せており、土屋編『近世名家小品文鈔』に近い選択基準である。伝を載せなかったのは、「伝は長篇が多いため、後編に収める。」(伝文多二長篇-。故待二後編-収レ之66。)と説明がある。その説明の通り、二編では論の代わりに伝が入った。後の時代になると論の文体は難しいと見なす編集者が増えるが、分量の多さも難易度に関わっていた。

文体の区分をしない編集を行った教科書には他に佐田白茅編『近世文体』上中下巻がある。教科書の編集方針を次のように述べている。

漢学ヲスルニモ、一足飛ニハ出来ヌコト故、丁度高キニ升ルハ卑キ処ヨリシ、遠キニ 行クニハ、先ツ足モトヨリスル習ナレバ、是乃チ此ノ書ヲ編輯セル所以ナリ68

今ハ近-人ノ雄文傑-作、得ルニ随テ編次スルカ故ニ、編法不倫不次ニシテ、錯雑スルニ似タレトモ、夫レ等ノ事ハ、文体明弁等ニテ、詳カニ講究スルニ非レハ詳カナラズ、其書ニ就テ学ヒ悟ランコトヲ要ス⁶⁹

文中の『文体明弁』は明の徐師曾による、詩文の体の源流を論じた書であり、その解説

⁶⁴ 王納諫評選、布川通璞校『蘇長公小品』四巻、1846 年跋刊本。長沢規矩也編『和刻本漢籍文集』第四輯、汲古書院、1979 年 12 月所収のものを使用。

⁶⁵ 何偉然選、陸雲龍評『屠赤水小品』上下巻、江戸·官板。

⁶⁶ 東条永胤『近世名家文粋初編』巻一、別所平七、1877年3月、例言裏。

⁶⁷ 三宅少太郎「凡例」、同編『文章梯航』卷上、近田太平、1883年1月、凡例表。

^{68 「}近世文体仮名序」、佐田白茅編『近世文体』巻一、内藤伝右衛門、1877年12月、序4丁表。

^{69 「}例言」、同上、例言2丁表一裏。

書も教科書として使われていた(大郷穆編『文体明弁纂要』)。『近世文体』は初学者向けでもあるので文体を論じるのは他の書に任せ、「近人ノ雄文傑作」を提供することに主眼があると述べている。「得ルニ随テ」とは、学習者への効果的な指導上の必要性よりも編集側の都合が優先されたような理由ではあるが、雑然と配列する方法も取り入れられるようになってきた。この教科書は文章の構成について詳しい解説が付けられている。漢文の構造を説明するよりも鑑賞方法が記されていることにこの時期の教科書の特色がある。

教材の順序については簡単なものから難しいものに進むことばかりではなく、難から易 へ進んだほうが、初学者には適しているとしたのは、石川鴻斎編『続日本文章軌範』三冊 である。

この書は初めに古今の人の駢儷文を載せた。文を学ぶ者は様々な文体を知らなければならない。四六駢儷文や排比・対偶ならなおさらである。学は淵源がなければ上手くいかない。初学の徒は繁から簡に入り、難から易に入れば、間違いはないのである。(茲編初載_古今人駢儷文-。凡学レ文者不レ可レ不レ知_諸体-。況如_四六比偶-。非三学有_淵源_不能也。初学之徒自レ繁入レ簡。自レ難入レ易。則庶_乎其不-レ差矣70。)

学問はまず根本を抑えることが肝要であると説き、時代が下ると難しいとして採録数が減る賦から学び始める構成を取る。この構成は他に見ないが必ずしも短くて易しいものから入るとは限らなかった。

難易度の判断は編者により違いがあったとしても、日本漢文は初級用の教材に適しているという認識は複数の教科書に見られる。馬場健編『本朝名家文範』上中下巻は、作文の模範とするために編まれた教科書であり、紀事、記、序、引、説、書、伝、論、墓誌銘、祭文、書後題跋、雑と文体を分けて日本人の作を収める。収録した文体はおおむね土屋や東条の判断に近い。馬場は日本人の作品を揃えた理由を、初学者にとっては風土の異なる漢人の文は理解しにくいため、日本人の作を集め、教材の配列は「疎より精に入り」(自レ疎入レ精)、「すべて難易長短によって順序を定めた」(皆以 $_$ 難易長短 $_$ 、為 $_$ 次序 $_$ 71)とする。難易度に配慮して生徒の身近な日本の作を採ったとしている。

日本漢文が主流である一方で、中国漢文の清代の文章も初学者用の教材として採録され

⁷⁰ 石川鴻斎「凡例」、同編『続日本文章軌範』第一冊、稲田佐吉、1882年11月、凡例裏。

⁷¹ 馬場健「例言」、『本朝名家文範』巻上、鈴木吉蔵、1885年9月、例言表。

ていた。加藤国安氏は明治期の教科書の構成について次のように述べている。

中国古典の素材が清から始まり明へ遡るというのは、今日ではあり得ないが、当時は身近な所から高みをめざすという新モデルが登場してきていた。前述の日清文化交流 [引用者注—明治 10 年代の清国公使館の館員と日本の文人との交流を指す]のほか、幕末・明治初期の新国家勃興の気運の高まりや、また当時の才気縦横・剛胆勇壮の世風も加わって、それに資する文章を強く求めていたのである72。

中国漢文を近い時代から古い時代へと遡る順序で学ぶことは後に主流となるが、明治期の漢文教科書では、その順序は文部省の教則が定まる以前から始められていた。その理由を加藤氏は時代背景から明らかにしている。氏が紹介する三島中洲『文章指帰』は清、明より元、金、宋と時代を遡る順序を取る。その序文には「高きに登るは卑きよりする者なり73」と難易度に注意を払ったことを示す表現が見られる。

以上は日本漢文か中国漢文のいずれかを中心とするかということで分かれていたが、中 日両方を採録する教科書も編まれていた。土屋栄・石原嘉太郎編、南摩綱紀閲『和漢小品 文鈔』上中下巻は日本の寛政から明治までの作と、中国の唐、宋、明、清の作を収録する。 最初は明の方孝孺「隋文帝論」より始まるが、時代順の配列は厳密にせず、和漢の小品文 が文体ごとに並べられている。

「小学校教則綱領」前後には、作文の模範集としての性格も強く、中国古典の文集が手本となり、文体別の編集の教科書を主として、文体に基づかない編集の教科書もあった。この時期は、初めに分量の少ない教材を採り、ある程度学習が進んでから長篇の教材を学ぶという方針が一般的であり、漢作文の模範を示すことも目的としていた。難易度への配慮は各教科書によって異なり、日本の作を最初に置くか、中国の近い時代の作を最初に置くかという違いが見られた。

教材選択は、文部省の規定が定まっていない時期であるため、徳育に資することに基準 を置く教科書や、自分が勉強した経験を基準とする教科書があった。教則が公布されるこ とによって、それに基づいた教科書が登場する。続いてその編集方針を検証したい。

⁷² 加藤国安「明治人の清代古文(一)—漢文教本に見る時代の疾風—」『東洋古典学研究』第 30 集、 東洋古典学研究会、2010 年 10 月、3 頁。

⁷³ 同上。原文は「登高自卑者」(三島中洲「文章指帰序」、有泉順作編・発行『文章指帰』、1880 年 8月、[序2丁表])。

二 「小学校教則綱領」、「中学校教則大綱」制定後の漢文教科書の編集方針

「小学校教則綱領」で定められた学習期間は、中等科第五学年後期から高等科第八学年までの約5年間、年齢で言えば9歳から14歳位までである。小学校中等科以上を卒業していることが入学資格とされ、初等科四年・高等科二年の計6年間、年齢で言えば12歳から18歳位までが就業期間である。中等科では「近易ノ漢文ノ読本」もしくは「稍高尚ノ仮名交リ文ノ読本」、高等科では「漢文ノ読本」もしくは「高尚ノ仮名交リノ読本」を用いるように定められた。「近易」「稍高尚」「高尚」等の言葉から、学習段階に配慮した指導が求められていたことが分かる。読本の内容は、「文体雅馴ニシテ学術上ノ益アル記事」、「生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノ74」を選ぶようにとあるのみで、あまり具体的な指示ではない。その後明治19年(1886)5月25日公布の「小学校ノ学科及其程度」では読書科の項目から漢文が削除された。

明治 17 年(1884)1月 26 日公布の「中学校通則」(文部省達第 2 号)では中学校での教育に「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科75」を授けるように規定された。この箇所は後の「中学校令」(勅令第 15 号、明治 19 年 [1886] 4 月 9 日)では「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス76」と改められて「忠孝彝倫ノ道」が削除されたが、漢文教材採録の際には変わらず忠孝の道徳教育に資するものが選ばれていた。

和漢文科は、その後明治 19 年 6 月 22 日公布の「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第 14 号)では国語及漢文科と改められた。その指導内容は、「漢字交リ文及漢文ノ講読書取作文77」とあり、「講読」の他に「書取」や「作文」など、漢文を書くことも盛り込まれていたことを示している。そのため 10 年代では上記のような賦や記事のような文体ばかりではなく、書信等の日常生活で使う文例をまとめた漢作文用の教科書も編まれていた(後述)。

まず「講読」で用いられた教科書をもとに「文体雅馴ニシテ学術上ノ益アル記事」、「生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノ」等の教則の規定を編者達はどのように理解

⁷⁴ 文部省『文部省布達全書・明治十四年』、文部省、[1885年]、99頁。

^{75 『}官報』第170号、內閣官報局、1884年1月26日、6頁。

⁷⁶ 『官報』第829号、内閣官報局、1886年4月10日、87頁。

^{77 『}官報』第890号、内閣官報局、1886年6月22日、217頁。

して教科書を編集していたのかを検証する。

笠間益三編『小学中等科読本』は仮名交リ文三巻と漢文三巻(漢文巻三未見)から構成されている。この二種による構成の理由は、

一此ノ編ハ文部省小学教則綱領ニ拠リ仮名交リ文三冊漢文三冊トシ又其ノ漢文ヲ仮名交リ文ト為ス以テ生徒ノ学力ニ応シテ彼此択採ニ便ス⁷⁸

と説明されている。「小学教則綱領」の「稍高尚ノ仮名交リ文ノ読本」から「漢文ノ読本」もしくは「高尚ノ仮名交リノ読本」に進むという規定に合わせて編集し、生徒の学力に応じて選べるように編集したことがわかる。小学校用に全三巻の教科書が多いのは、中等科の五学年後期・六学年前期・六学年後期までの計三期に合わせたためである。 頁数で言えば一冊あたり 60 頁から 120 頁前後の分量を一期に一冊終わらせることを目安としていた。同書は選択した教材の配列と内容を次のように述べる。

一各章ノ部門ヲ分タス唯其ノ難易ニ随テ叙列シ其ノ記ハ和漢聖賢哲士ノ勤学修身斉 家尊王愛国等ノ言論偉績ヲ以テス是亦教則綱領読法科ノ旨意ニ基ケルナリ⁷⁹

文体別の編集方針のように部門で分けるのではなく、難易度に配慮したと説明している。 「和漢聖賢哲士ノ勤学修身斉家尊王愛国等ノ言論偉績」を揃えることが教則に合致すると の判断である。

歴史書や故事集を出典とする教科書も多く編まれた。木沢成粛『小学漢文読本』上中下 巻はすべて中国の故事により構成されている教科書である。採録の教材について次のよう に述べる。

一、旧来の習慣では『日記故事』及び『蒙求』を児童に授けていた。しかし篇中には児童の教科に適さないものが含まれている。今同僚と相談し、書き加えるべきは書き加え、削るべきは削り、この書を作り、小学中等漢文の読本とした。(一旧慣以 $_{\perp}$ 日記故事。及蒙求 $_{-}$ 。授 $_{-}$ 童子 $_{-}$ 。雖 $_{\perp}$ 然篇中或有 $_{\Gamma}$ 不 $_{\nu}$ 適 $_{-}$ 童蒙教科 $_{-}$ 者 $_{\perp}$ 。今与 $_{-}$ 同志 $_{-}$ 謀。

⁷⁸ 笠間益三「小学中等科読本例言」、同編『小学中等科読本』和文巻一、岸田貢次郎、1882 年 11 月、例言表。

⁷⁹ 同上。

筆則筆。削則削。終作-此編-。以充-小学中等漢文之読本-80。)

張瑞図『日記故事』や李瀚『蒙求』等から材を採り、今日の児童に適さない箇所に修正を加えたと述べている。教材の出典名が記されていないが、合計で 299 篇の教材のうち、『日記故事』から 211 篇、『蒙求』から 69 篇、胡炳文『純正蒙求』から 16 篇が採られ、この他に『小学』が出典と推定される教材 3 篇が収められている。道徳教育の意義が見直されて漢文が教育課程に組み込まれた時期の特色が色濃く反映された教科書である。

そして徳育教材ばかりではなく、知育教材の採録も始まる。次に、明治 10 年代にどのような意図により知育教材が採られたのか、考察を加える。

三 洋学教材の採録

序章に述べたように知育教材の有力な出典となった『博物新編』は明治 10 年代に採録された。初めに『博物新編』を収めた教科書は、修身教科書の山田養吉編『明治小学』六巻二冊(山田養吉、1879年)であった(修身用のため序章の表 1 には含めていない)。「修身篇・敬天 3」〔天文略論〕は、君子は地球を動かす「真宰」に畏敬の念を興して仰ぎ見ると述べた教材である。プロテスタント宣教医であるホブソンが著した『博物新編』と、同じく「敬天」章に採録されている儒家の古典とは「天」の意味するものは異なるが、天に畏敬の念を抱くという姿勢を学ばせようとしたのであろう。

漢文教科書で最初に『博物新編』を出典とする教材を採録したのは、鈴木重義編『初学 文編』三巻である。この教科書の編集方針は次のように説明されている。

雑然と各種の文体を並べ、部門を分けず、古今を取り混ぜ、順序を考慮しなかったのは、小学読本の体裁にならったのである。(此編為_初学読本_、故初択_短編易レ解者_、漸進至_長文雅訓者_、且雑然列_諸体_、而不レ別_部類_、錯_綜古今_、而不レ論_次序_、蓋倣_小学読本之体_也⁸¹。

小学読本にならい、文体や作品の年代を整然と配列しなかったという箇所が注目される。

⁸⁰ 木沢成粛「凡例」、同編『小学漢文読本』巻上、木沢成粛・中川栄吉、1881年9月、凡例表。

⁸¹ 鈴木重義「凡例」、同編『初学文編』巻一、亀谷竹二、1882年3月、凡例1丁表。

明治初期の文部省編『小学読本』首巻五巻の巻四の「例言」には、「編纂の次序ハ類を以て相従へて古今と内外を別たず82」とあり、こうした小学読本を模倣したのであろう。『初学文編』は中国漢文 59 篇、日本漢文 131 篇、西洋漢文 1 篇で構成される。この 1 篇が『博物新編』から採られた「猟人罷業」〔猴類〕である。子猿を抱いた母猿を銃で仕留めた猟師が、残された子猿が悲しく鳴く姿を見て憐れに思い、それ以来猟を止めたという内容であり、道徳教育を目的とした教材となっている。

阿部弘蔵編『小学漢文読本中等科』上中下巻も模範となる偉人の事績を中心に集めた教 科書である。その編集方針は次のように述べられている。

一、この教科書は、古今名賢の事績や偉業、格言や道徳的に正しい言葉を集め、寓言や比喩にも広げた。人心を啓発し、学芸に裨益するものであれば、すべて採録した。 (一此編裒_輯古今名賢事蹟勲業格言正語_。傍及_寓言比喻_。荷可下以啓_発人心_。 裨+益学芸+者。悉採収焉83)

この教科書が収録する「古今名賢の事績や偉業」が、木沢編『小学漢文読本』と異なるのは、日本と西洋の人物も含めたことである。徳目等を説明した教材 19 篇の他に、人物の逸話を扱った教材を 338 篇収める。出典が不明瞭であるため、作者の国別ではなく登場人物の出身地で分けると日本 202 篇、中国 78 篇、西洋 61 篇となり、現時点の調査では西洋に関する教材を最も多く収めた教科書である。文部省が明治 6 年 (1873) 4 月に定めた「小学用書目録」の「読方」用教科書にはフラセル (Fraser Edward) 著、作楽戸痴鶯(山内徳三郎)訳『西洋英傑伝』六冊(英蘭堂、1872 年)や、瓜生政和編『西洋見聞図解』二冊(丁子屋忠七、1871 年)という、西洋事情に関する書籍が挙げられている84。『小学漢文読本中等科』には『西洋英傑伝』で扱われているワシントン、ナポレオンや、『西洋見聞図解』で題材となっているワットを初めとした教材が収められている。欧米の実学的な理念が見直されて儒教主義的な教育政策が進められたが、この教科書は「人心を啓発し、学芸に裨益するもの」として西洋の偉人の事績も積極的に採録した。

発明家ワットを扱った教材「瓦徳気機」の出典はマーティン(William Alexander Parsons Martin 漢名、丁韙良)『格物入門』である〔気学中章・論蒸気・瓦徳気機方為

⁸² 那珂通高・稲垣千頴「例言」、同編『小学読本』巻四、愛知師範学校蔵版、1873 年序、例言表。

⁸³ 阿部弘蔵「例言」、同編『小学漢文読本中等科』巻上、原亮三郎(発売)、1883年 10月、例言[表]。

⁸⁴ 文部省『小学教則』、出雲寺万治郎、[1873年]、小学用書目録2丁裏。

尽善〕。同書を出典とした教材には、アークライト(Richard Arkwright 教材の表記、阿克来)について述べた「火気代紡」[同上・火力代紡之由〕と力織機を発明したカートライト(Edmund Cartwright 教材の表記、克徳来)「火力代織」[同上・火力代織之由〕も採られている。洋学教材は他に、『植物学』(ウィリアムソン[Alexander Williamson 漢名、韋廉臣〕、エドキンス[Joseph Edkins 漢名、艾約瑟]原著、李善蘭訳)を出典とする「花表知時(花表時を知る)」[花]が収められている。これはリンネ(Carl Von Linne 教材の表記、礼乃亜)が開花時刻をもとに花時計を考案した逸話を扱った教材である。この他、自然科学を説明したものに、『博物新編』を出典とする、蜃気楼を扱った「空中現人」[光論・空中巨人]がある。上記の修身の要素が強い教材ではなく、阿部編『小学漢文読本中等科』は、それまで採られていなかった発明家や学者の伝記を扱った教材を収録した。

平井義直編『小学中等新撰読本』七冊には、『博物新編』を出典とする「駱駝説」〔駱駝論〕と「生物各適其宜」〔鳥獣略論〕の二篇が採録された。数は少ないが編集方針に注目したい。この教科書は模範的な人物を扱った道徳教材ばかりではなく、幅広い内容の題材を集めた教科書の先駆けである。巻一から巻三下の四冊が和文、巻四から巻六の三冊が漢文を収める。全巻の編集の主旨は、

此書或ハ修身上ノ格言事実或ハ歴史或ハ地理或ハ博物或ハ理化或ハ雑話小談等ノ諸書ニ就キ先ツ本邦ノ事蹟ヲ裒メ次テ支那欧米ニ及ホシ交互採録シ間々挿ムニ詩文国歌ヲ以テスルモノハ児童ヲシテ読書ノ際兼テ諸学科ノ一斑ヲ窺ハシメ楽テ業ニ就カシムルヲ要スレハナリ85。

と述べられている。日本、中国、欧米の修身の格言や故事、歴史、地理、博物、物理、化学、雑話小談より採った教材を交互に収めたのは、諸学科の一部に触れさせて楽しみながら勉強させるためだと述べている。他教科に関連させ、興味を持たせるために知育教材の役割が期待されたのである。

この教科書が発行された明治 16 年 (1883) 前後の国語教科書を見ると師範学校『小学 読本中等科』六巻 (文部省、1883 年 9 月序) は「身近な事実を取材し、しだいに深遠な 理論に及ぼしている。内容は、道徳、歴史、理科、地理など、広い領域に関係し、総合読

31

⁸⁵ 平井義直「例言」、同編『小学中等新撰読本』卷一、杉本甚介、1884年9月、例言表。

本的性格を持つ86」と指摘されている。

『小学読本中等科』を見てみると、巻一は、「第一課 父母ニハ孝ヲ尽クセ」から始まり、「第四課 元就箭ヲ折ラシメテ教訓ヲ垂ル」、「第廿三課 韓信跨下ヨリ出ヅ」等の日中の故事を採り、「第廿六課 月ニハ盈虚アリ」のような自然科学に関する教材も収められている87。明治 20 年(1887)前後には、多岐の分野にわたるテーマから構成された小学用の読本が編纂され、明治 8 年(1875)から 10 年(1877)頃に刊行された田中義廉編『小学読本』が、その先駆的位置にあることが指摘されている88。漢文教科書の編者達はこうした総合的な教材構成の国語の読本を参照したのであろう。『初学文編』と『小学読本中等科』は近代の漢文教科書の誕生には、国語の小学校用読本の存在が大きく関わっていたことを示している。そして、幅広い内容の小学読本を参照して編まれたために、数は少ないが諸学科に関連するものとして知育教材も採録されるようになった。

以上のように、読本選択の規定にあった「学術上ノ益アル記事」や「生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞」を持つ教材をどう選ぶかは、編者の判断に委ねられていた。編集方法には文体・作者別のものと、雑然と教材を配列するものとがあり、後者は主に文部省の教則に従い、小学読本を参照して生まれた教科書である。小学校の教科書が後の漢文教科書編集に大きく関わることは第二章で述べたい。次に、作文に関する教科書の特色を考察する。

四 日用文・復文の教科書

文範型編集本で日用文を扱った教科書が出版されていたのは明治 10 年代の特色である。 日用文の教科書である久保田梁山編『和漢雅俗三体作文解環』は、慶賀篇、存問篇、邀約 篇、嘱託篇、餽遺篇、弔凶篇より構成される。日常生活で使用する文体を収め、和漢の文 体の比較ばかりではなく、楷書、草書、行書の書法の違いが分かるように編集している。 一方、『漢文自在』は書牘、序、記、論、議、伝、説、跋、賛、墓誌、祭文、銘、行状、紀 事、祝辞、解、弁の文体を紹介する。日常的に使用する文体ばかりではなく、歴史的人物 を論じたものも含める。

滑川道夫氏は、明治期の作文指導の特色について次のように述べている。

⁸⁶ 海後宗臣・仲新編『近代日本教科書総説 目録篇』、講談社、1969年7月、74頁。

⁸⁷ 師範学校編『小学中等科読本』巻一、[1883年]、目次。引用は小教編纂所編『大日本小学教科書総覧 読本篇 普及版』巻上、二瓶一次、1933年11月、171頁。

⁸⁸ 高木まさき「田中義廉編『小学読本』の研究——大改正本から私版本へ——」『読書科学』第 47 巻第 1号、日本読書学会、2003 年 4 月、29 頁。

明治作文を特徴づける一つに書簡文教授がある。「手紙を読めて書ける人」になりたいという庶民の生活的願望を投影してさかんであった89。

こうした書簡文教授が盛んである背景から、漢作文でも日用文の文範型教科書が編まれ たのであろう。

復文の教科書には杉浦正臣『漢文習文活法』と藤本勝次郎『復文捷径』がある。どちらも上下巻の二巻セットで、上巻に書き下し文と原文の文字数を載せ、下巻はその解答篇として原文を載せる。『漢文習文活法』は全部で300題あり、第1問は原文4文字で、第300問は原文281字まで増える。『復文捷径』のほうは第1問から原文48字のまとまった分量の教材が置かれ、必ずしも原文の文字数によって配置してはいないが、最も多いもので708字に及ぶものもある。『漢文習文活法』との違いは、頭注による語句の解説や、総文字数の中に置字の使用の有無や使用する文字数を示していることである。

明治 20 年代以降、日用文には教科書には盛り込まれなかったが、教授法に関する議論が活発になる明治 30 年代以降は、身近な話題を漢文で表現させる指導⁹⁰や復文の単元の導入がなされる⁹¹。いずれも漢文の構造を理解させるために取り入れられることになる。

これまで明治 10 年代の漢文教科書の特色について述べてきた。次に上記の内容のまとめとして、編集方法別にこの時期の漢文教科書の傾向を整理する。

五 明治 10 年代の漢文教科書と漢文教材の傾向

明治初期から 10 年代までに編まれた編集本の漢文教科書を、巻末の資料から抜き出して傾向を探る。文範型と読本型に分類し、さらに国別、収録教材別に分けたのが表 2 である。表 2 をもとに明治 10 年代の漢文教科書の編集方針を整理する。

明治 10 年代の特色はまず、入門教材のとらえかたに現れている。文範型の日本漢文のみを収めた教科書が 31 種確認できたように、初学者向けの教材として日本の作が多く採

⁸⁹ 滑川道夫「明治作文綴方の視点」、同『日本作文綴方教育史 1〈明治篇〉』、国土社、1987年8月、[2] 頁。

⁹⁰ 内堀維文『中等教育漢文教授法』(金港堂書籍、1903年12月) には実践報告として短文の漢作文の 効果が記されている (179-180頁)。

⁹¹ 古田島前掲注 22 に、おそらく最初に復文という単元を設けた国語漢文研究会『中等漢文教科書』五 巻(明治書院、1902 年 11 月)の実例が紹介されている。

られていた。そして中国漢文では明清文を入門教材として取り入れた教科書が見られる。 中国漢文のみで構成された教科書では、『文海指針』と『明清小文軌範』はいずれも明清文 を中心とした教材構成である。『漢文読本』は紀事、史伝、書牘、雑文に分け、『史記』『漢 書』等の史伝教材や、『論語』『孟子』等の思想教材を収める。紀事や史伝が入門期に適し ていると判断した教科書である。

【表 2】明治 10 年代の漢文教科書

玉	文範型		読本型
中	小薬昌造・日下寛『文海指針』明 9		木沢成粛『小学漢文読本』明 14 年
	土屋	≧栄・小尾輔明『明清小文軌範』明 10	
	宮本	×茂任・吉田利行『漢文読本』明 15	
		東條永胤『近世名家文粋初編』明9	大谷元知・依田喜信『文章奇観』明 9
		同『近世名家文粋二編』明 10	同『文章奇観続編』明 10
		土屋栄『近世名家小品文鈔』明 10	佐田白茅『近世文体』明 10
		亀谷省軒『小学文範』明 10	木村敏『小学漢文読本』明 14 年
		同『育英文範』明 10	鳥山啓『小学中等科読本』明 15
	名	佐田白茅『学校読本記事文格』明 11	三宅少太郎『文章梯航』明 16 年
		寺倉梅太郎『今古三十六名家文鈔』明	稲垣千穎『小学漢文読本』明 17
	文	12	
		石川鴻斎『日本文章軌範』明 12	
	選	同『再刻日本文章軌範』明 15	
		同『続日本文章軌範』明 15 年	
		同『日本八大家文読本』明 16	
目		竹内貞『初学文編』明 12	
		同『皇朝八家文鈔』明 14	
		水越成章『日本名家漢文作例』明 16	
		渡辺碩也『皇朝古今名家小体文範』明	
		19	
		馬場健『本朝名家文範』明 18	

西			
日			横関剛蔵『小学高等漢文読本』明 19※
			平井義直『小学中等新撰読本』明 17
			17
			文部省編輯局『小学読本高等科之部』明
西			鈴木重義『初学文編』明 15
目			岡本監輔『小学新編』明 15※
中			同『小学中等読本』明 17※
			阿部弘蔵『小学漢文読本中等科』明 16
			木沢成粛『小学中等読本』明 14※
	文	杉浦正臣『漢文習文活法』明 15	
	復	藤本勝次郎『復文捷径』明 13	
		福井淳『作法明弁新撰漢文軌範』明 19	
		三島中洲『初学文章軌範』明 19	同『小学中学用読本』明 19
	選	明 18	笠間益三『小学中等科読本』明 17
目		土屋栄・石原嘉太郎『和漢小品文鈔』	同『校刻日本勤王篇』明 17
	文	菊池三渓『記事論説漢文軌範』明 18	高木賚『日本勤王篇』明 17
中		17	石川鴻斎『評註和漢合璧文章軌範』明 17
	名	土田泰士亮『古今両体明治作文率』明	池田観『新撰小学読本中等科』明 16
		滝川昇『纂註和漢文格評林』明 17	京都府学務課『和漢文類』明 14
		小川伊典『上等小学漢文軌範』明 14	佐田白茅『続近世文体』明 12
		久留間璵三『中等作法漢文軌範』明 15	
	文	西村義民『漢文記事論説文例』明 14	
		滝田紫城『漢文自在』明 12	
	用	同『漢文作法尺牘』明 11	
		明 10	
	日	久保田梁山『和漢雅俗三体作文解環』	
		関口禹之輔『漢文作法』明 10	

[※]印は出典不明のものも含むため、登場人物の出身地により分類した。

読本型の『小学漢文読本』は『日記故事』『蒙求』『純正蒙求』を採録するが、これらの 出典のみで構成された教科書は今後編集本では現れない。ここに明治 10 年代の特色があ る。明治 14 年 (1881) に公布された「師範学校教則大綱」以降の師範学校用教科書につ いては、次のような指摘がある。

常にその書目が採り上げられたのが『文章軌範』であった。『論語』などの儒書はむ しろ修身科の教科用図書としてであり、漢文体の和漢史書は歴史科の教科用図書となって行っている92。

厳密ではないが小中学校の古典の用いられ方も同じ傾向にある。小中学校の漢文では『文章軌範』や『唐宋八家文』等の名文集のほか、故事集が用いられていた。『小学漢文読本』が『日記故事』や『蒙求』を中心に教材を選択したのは伝統的な児童用の書であるとともに、他教科での教科用図書を避けたのではないだろうか。

次に、小学読本を参照して編まれた教科書が題材の幅を広げたことにより、西洋漢文も 採録され、西洋事情を扱った洋学教材が多いことがこの時期の特色である。これらは文章 の手本にはなりにくいため文範型には見られない。洋学教材は小中学校に漢文の指導が盛 り込まれ、教則が制定された明治 14 年以降の教科書に採録され、発明家や偉人の姿勢に 学ぶ徳育教材と、他教科に関連する内容を学ばせ、生徒に興味を持たせようとした知育教 材とが含まれていた。明治 20 年代以降採録数は減るが、洋学教材は採録され続け、その 始まりを明治 10 年代に認めることができる。

次に、実用性の高い日用文と復文の教科書が編まれていたことが特色として挙げられる。 文範型に見える書信等の例文を収めた日用文と、書き下し文を原文に復元する復文の教科 書が、作文の指導も行われていた明治 10 年代ならではの編集方法である。

序章において李白の詩が採録されなかったことを表 1 によって述べたが、李白ではない 他の作家の詩を収めた教科書も現れた。これは第三節で触れることにしたい。

難易度について日本漢文が入門期に適しており、中国漢文は清代から遡るという判断は、 今後主流になる。時期はしばらく後になるが復文という単元が教科書に盛り込まれていく。 洋学教材等、興味を持たせるために幅広い内容を揃えた教科書は今後流行することになる。 こうした後の編集方法の源流となるのが明治 10 年代の教科書であり、漢文教科書の変遷

⁹² 千原勝美「漢籍・読書・漢文考」『中国文化』第42号、大塚漢文学会、1984年6月、89頁。

を考察する上で決して軽視できない教科書が多数登場したのである。この時期を漢籍のみを使用し、編集本が編まれていなかったと判断してしまうと、漢文教科書編纂過程の把握が十分になされなくなってしまう。続いて、明治 10 年代の編集方法がどのように発展したのか、新しい試みがなされる明治 20 年代の編集方法を明らかにしていきたい。

第二節 漢文教科書の発展

ー 「易より難へ」の定着

明治 19 年 (1886) 公布の「小学校ノ学科及其程度」では読書科の学習内容から漢文が削除された。これまでは小学校と中学校の漢文教科書を扱ってきたが、明治 20 年代以降は中学校用の教科書を中心に述べる。明治 19 年 6 月 22 日制定の「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第 14 号) により、尋常中学校は就業年限が五年と定められ、それに合わせて巻数も五巻のものが多く、明治 20 年代末から 35 年 (1902) 頃までは十巻のものも編まれていた。一冊あたり 60 頁から 120 頁程度の分量を、一年間で一、二冊仕上げていくような進度であった。明治 27 年 (1894) の「尋常中学校ノ学科及其程度」改正前までの教科書における初学者用教材に関する編集方針について整理を試みる。

明治 10 年代には「卑きより高きへ」等の表現で難易度への配慮を表していた。明治 20 年代以降は、「易より難へ」といったフレーズが定着していく。深井鑑一郎は明治 25 年 (1892) に編集した『標註漢文読本入門』において、生徒の漢文の学力が低下している現況に合わせて教科書を編集することが急務であると述べる。

蓋し、生徒の学力に、相応せさる教科書を使用し、労多くして、功少からしむるは、 もと、易より難に入り、簡より繁に趣く教育の原理に悖るか故に、成るべく、生徒の 学力に適応したる教科書を編纂し、徐徐として其の進益を図るは、実に、今日の急務 なりとす。是、本書の成りし所以なり93。

深井の言う「教育の原理」とは、おそらくは明治 17、8 年ごろに教育界に大きな影響力を及ぼした、若林虎三郎・白井毅編『改正教授術』(普及舎、1883 年—1884 年)の存在が

⁹³ 村山自彊「凡例」、同編『中等教育漢文学教科書』巻一、大倉保五郎、1892年6月、「凡例」1丁表。

考えられよう。この書はまずペスタロッチの教育学に基づくことを述べ、その学派によって作られた「教育ノ主義」を九項目掲げている。その中に「八、巳知ヨリ未知ニ進メ/一物ヨリー般ニ及ベ/有形ヨリ無形ニ進メ/易ヨリ難ニ及ベ/近ヨリ遠ニ及ベ/簡ヨリ繁ニ進メ94」とあり、深井の言う「易より難に入り、簡より繁に趣く」は、これを意識したものではないかと考える。『改正教授術』正編が明治 16 年 (1883) に出版され、その後ペスタロッチの教育学は「明治 20 年代前半期においてようやく教育現場に理解され定着していきつつあったということが考えられる95」と指摘されている。深井の発言は、明治 20 年代前半の『改正教授術』の流行と無関係ではないだろう。

明治 20 年代前半の教科書について文体の難易度に関する編者の判断から見ていきたい。 村山自彊『中等教育漢文学教科書』二巻は、初学者には文体を知ることが肝要であるとの 判断から、明治 20 年代では主流ではなくなっていた文体別の編集方法を取る。そしてそ の難易度の順序については次のように述べている。

一 文を読むには体を識るを以て先と為す。故に本書は文章の諸体を類別し、先つ紀事を以て始め、然後ち曰記、曰如〔序〕、曰跋、曰書、曰論、曰説、曰伝、曰碑、曰墓表、曰雑著の諸体に及ぼせり⁹⁶。

巻一はすべて事実を記した紀事から学び始める構成を採り、日本や中国の歴史上の人物の逸話から、明清に限らず、『左伝』『三国志演義』等、編者の考える紀事体の教材を採る。 巻二は日本の江戸、明治の作と中国の唐、宋、明、清の作が収められており、時代や国は分けずに配列している。収録の文体はすべて事柄や風景などを描写した記である。序文には挙げた文体の中では紀事と記のみしか教材として扱っていない。未見であるが別の文体を巻三以降に採録する計画があったとも考えられる。

深井鑑一郎・堀捨二郎編『標註漢文教科書』四巻は、従来の漢文の文集が整然と文体別に配列されていることを悪くはないとしながら、文体別による編集方法を取らなかったことを次のように説明する。

⁹⁴ 若林虎三郎・白井毅編『改正教授術』[正]巻一、普及舍、1883年6月、2丁表一裏。唐沢富太郎編「明治初期教育稀覯書集成」[第1輯]5(雄松堂書店、1980年8月)所収のものを使用。

⁹⁵ 田甫桂三「明治におけるヘルバルト教育学の紹介とその背景」『武蔵野音楽大学紀要』3号、武蔵野音楽大学、1969 年 12 月、109 頁。

⁹⁶ 前揭注 93、「例言」 7 頁。

文体別に分けて生徒が飽きないようにし、初学者用の文体として記、伝、論、説を選択し、難易度に注意を払うことで漢文の初学者に配慮をしたと述べている。『中等教育漢文学教科書』とは判断が異なるが、やはり文体への配慮が見られる。

順序は日本漢文から学び始め、中国漢文に進む方法を取る。

⁹⁷ 深井鑑一郎・堀捨二郎編「凡例」、同編『標註漢文教科書』巻一、吉川半七、1891年 12 月、凡例 1 丁表。

⁹⁸ 同上。

外国の文章は外国人が外国の事を書いているから分かりにくいので、理解しやすい日本 人が日本の事を書いたものから始めるべきであると述べる。明治 10 年代には日本人が中 国や西洋の事を記した教材もあったが、この教科書は日本事情を扱った教材を中心に据え た。そして中国漢文は同時代の清から宋まで遡る順序を取った。これは他の教科書を意識 し自らの独自性を打ち出して入門期に扱う教材を決めたことを示している。

深井がこの教科書の翌年に編集した『中等教育標註漢文入門』は歴史上の出来事を扱った教材を採録した理由をこう説明している。

一 本書多くは、歴史上の事実を採収したり。是歴史は、生徒の最も嗜好に適し、解 し易く、記し易く、且つ国民として、知らざるべからざるものなればなり⁹⁹。

学習者を飽きさせず、国民として学ぶべき事項を含んだ内容で、分かりやすい史伝教材は入門期に読ませるものとして適していると判断した。難易度への配慮とともに学ぶべき 内容を最初に置いたのである。

日本漢文を入門期に扱う教科書が多い中、中国の作品を入門期の作品として扱ったのが、 秋山四郎編、那珂通世閲『漢文読本』五巻である。少々長くなるが、同時期の教科書についても述べられているので、その「例言」の一部を引いて同書の編集方針を確認する。

一、読書の前後を論じる場合、二つの説がある。一つは、前漢以上は年代が遠くなれば、文も崇高で古風となる。まず崇高で古風な文章をよく読めば、その他は自ずと容易に理解できるという意見である。もう一つは、前漢以降は、年代が近くなれば、文も平易になる。まず平易な文章を読み、その後で古い時代に遡れば、労力が少なくて収穫が多くなるという意見である。私は前者は漢学を専攻する者に望むが、普通の学生に要求すべきではないと考える。後者は非常に道理があるが、どうしても一律に論じてしまうことになる。思うに古い時代の文章は読むことが難しく、近い時代の文章は読みやすいことは、定説になっている。しかし古い時代の文章にも、平易な文が含まれている。しかし近い時代の文章であっても、読みにくいものがないとは限らない。そこで年代の前後を問わず、文の難易度によって、易より難に及んだ。これが読書の近道である。この本の順序は、ひとえにこの意図による。読者が年代の順序の不統を

⁹⁹ 深井鑑一郎「凡例」、同編『中等教育標註漢文入門』、吉川半七、1892 年 11 月、凡例 1 丁表。

責めないことを願う。(一論_読書之先後_者。有_二説_焉。或曰。西漢以上。年代愈遠。文愈高古。先善読_高古文字_。則其他迎レ刃而解。或曰。西漢以下。年代愈近。文愈平易。先読_平易文字_。而後遡_於古_。則用レ力少。而収レ功多。余謂前説可レ望下之専攻_漢学_者」。而不レ可レ求_之普通学者_。後説頗有レ理。而猶不レ免レ為_一概之論」。蓋古文難レ読。近文易レ読。固定論矣。然古文中。亦間有_平易之文章」。而雖_近文一、未三必無_信屈難レ解者」也。故不レ論_年代先後」。唯從_文之難易」。自レ易及レ難。是為_読書捷径」。是書順次。一以_此意」。読者幸毋レ咎_年代之倒錯」可也100。)

漢文学習の順番には、古い時代の高尚な文章を先に読めば、後に楽になるという説と、近い時代の平易な文章を先に読んで古い時代に遡ったほうが良いという説とがある。秋山は普通の学生には平易な文章を先に読ませるべきであるとするが、難易度は時代によって必ずしも決まらないので、時代を問わず読みやすいものを選んだと述べている。秋山は初学者には「漢文の精華」(漢文之精華101)を与えたほうが有益であるとし、『史記』、『漢書』、唐宋八大家、『孟子』、『国語』、『左伝』、諸子百家という順で教材を編集した。ここに、日本漢文は一切採られていない。

文体別の難易度、日本と中国の順序への配慮の他に、教材の内容の関連性にも注意が払われ始めた。松本豊多『漢文中学読本』六冊は日本漢文から中国漢文に進む構成を取る教科書の一つである。その教材配列は次のように説明されている。

一、この書は、前者の文に、内容に関連があるか、もしくはそれに類するものを選び、順次書き写して出来上がった。つとめて内容を繋げて、最初から最後まで対応させた。これが編集の要点である。(一 此書。択 $_{
m T}$ 前人之文。義有 $_{
m T}$ 相関。若相類 $_{
m T}$ 者 $_{
m L}$ 。 近次謄録。以成 $_{
m T}$ 一編 $_{
m T}$ 。 務令 $_{
m T}$ 意義貫徹。首尾相応 $_{
m T}$ 。 是纂輯之大体也 $_{
m T}$ 02。

内容を関連させて教材を配列したと述べている。初巻に続く巻一は頼襄「名和長年勤王」、 頼襄「児島高徳書桜樹(児島高徳桜樹に書す)」と勤王の士に関する教材から始まる。児島

¹⁰⁰ 秋山四郎「例言」、同編『漢文読本』巻一、原亮三郎、1891年 10月、例言 2-3頁。

¹⁰¹ 同上、例言 1 頁。

¹⁰² 松本豊多「凡例」、同編『漢文中学読本』初巻、原亮三郎、1891年9月、凡例表。

高徳が隠岐へ流される途中の醍醐天皇を奪還しようとしたが果たせず、桜の木にその志を 詠んだ詩を記したという教材である。そのため次に、韓使と筆談で日本の桜の美しさにつ いて語り合う、稲宣義「桜花問答」が置かれ、次には桜と取り合わされる鶯をもとに修養 のあり方を述べた斎藤馨「鶯説」と続く。文体を基準にするのではなく、教材の内容面の 関連性に注意を払うことも強く意識されていたのである。

こうして難易度や相互の関連性を意識して教材選択がなされた。もう一つの選択の指針となったのが、明治 23 年 (1890) に換発された「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)である。編集者が勅語をふまえてどのように教科書編集を行ったのかを次に考察する。

二 「教育勅語」と漢文教材

深井・堀編『標註漢文教科書』は採録した教材については次のような配慮をしたと説明 する。

ー、この書に収めた文は、「教育勅語」に基づいた。そのため多くは国体、勤倹、忠孝、義烈に関するものである。初学者には漢文を勉強させるだけではなく、またその素質も養うことで、国俗の純粋な美しさを発揚するためである。(一 此編輯-選之文、基ル於二教-育勅-語-。故事多下繋ニ国-体勤倹忠孝義-烈-者」。蓋欲 し 使下 初-学不三翅 習ュー読 ルージュ・ 文美・其素 、以 発 + - 耀国 - 俗醇 - 粋之美 $_{\perp}^{103}$ 。)

この教科書出版の前年に発布された「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)に基づき、国体、 勤倹、忠孝、義烈に関する教材を揃え、漢文学習ばかりではなく、学習者の素質を養おう としたと説明する。「教育勅語」の中で徳目に関する箇所を引用する。

我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲーニシテ世世厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒー旦緩急アレハ義勇公ニ

¹⁰³ 前掲注 97 に同じ。

奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン¹⁰⁴

勅語の挙げる徳目の中で、深井が特に「国体、勤倹、忠孝、義烈」を取り上げていることが注目される。教科書には「夫婦相和シ」に関する大槻盤渓「山内一豊」等も収められているので、その四箇条だけに関連する教材を揃えたのではないが、「教育勅語」のどこに重きを置いていたかがわかる。そのため巻一は、藤田東湖「国体」〔弘道館記述義・国体以之尊厳〕、「天日嗣」〔同・宝祚無窮〕、「皇統一世」〔同・乃若西土唐虞三代之治教資以賛皇献〕から学び始める。

他に「教育勅語」を踏まえたという教科書に、中村鼎五編『日本漢文学読本』首巻四巻がある。この入門篇である首巻では、日本人の作のみを揃えた理由を次のように述べている。

一撰文中ニ、漢土人ノ手ニナレル文章ヲ加ヘサルモノハ、此課ノ学徒、未タ漢土ノ思 想ニ乏ケレハ、自ラ其文ヲ解スルカ足ラサルヲ思ヘハナリ¹⁰⁵。

中国の文章の思想を理解するにはまだ早いとして、身近な日本の作を取り上げたと説明する。首巻を終えてから学ぶ巻一から巻四は、難易度を考慮して本邦人の事績を記したものから入り、巻三以降に中国漢文を混ぜる構成である。日本漢文を最初に置く理由は、初学者にとって作品の背景や教材に込められている思想が分かり易いためである。さらに記事体の教材が読みやすいことも関係しているだろう。

そして教材の選択基準を次のように述べる。

^{104 「}勅語」『官報』第 2203 号、内閣官報局、1890 年 10 月、402 頁。

¹⁰⁵ 中村鼎五「緒言」、同編『日本漢文学読本』巻首、中島精一・目黒甚七、1893 年 7 月、1 丁表一裏。 ¹⁰⁶ 中村鼎五「例言」、同編『日本漢文学読本』巻一、中島精一・目黒甚七、1893 年 1 月、例言 1 丁表。

文中の勅諭はおそらく「教育勅語」を指すのであろう。『標註漢文教科書』と同様に、漢文を学ぶだけではなく、忠孝義勇の精神も学ばせることを目的としている。やはり深井と同様にやはり忠孝を優先している。

このように「教育勅語」が漢文教材の選択の指針となることがあった。どのように教材 の変遷を左右したのかについては別途の調査も必要となってくるが、ここでは一例のみ取 り上げておきたい。深井・堀編『標註漢文教科書』には、頼山陽「弘安之役」、同「論弘安 之役(弘安の役を論ず)」を採録する。深井は『修身科用教育勅語例話』に「義勇」の例話 として「北条泰時」を挙げている107。同書の例話と『標註漢文教科書』の教材とがすべて 対応している訳ではないが、「弘安之役」が勅語の精神を表したものとして採録されたのは 確かである。しかし、この教材は、「教育勅語」によって初めて漢文教科書に現れた訳では ない。さらに遡り、「教育勅語」と関係が深いとされる、元田永孚『幼学綱要』を見ると「識 断」の例に「北条時宗、元ノ無礼ヲ責メテ其使ヲ斬ル」が収められている108。そして 10 年代の教科書を見ると頼山陽「弘安之役」を採録した教科書も確認できる(平井編『小学 中等新撰読本』巻六)。元寇に関する漢文教材は、「教育勅語」渙発以前より採録されてい た。ここから見ると、「教育勅語」によって漢文教材の採録傾向が変わったのではなく、従 来採録されていた教材を「教育勅語」の徳目に当てはめていったのではないかと予測され る。今は部分的にしか触れないが、一つ確実なことは「教育勅語」が出てしばらくは漢文 教科書の編集に影響を及ぼさず、教材の変遷を左右するものではなかったということであ る。

以上の二種の教科書は「教育勅語」に基づいた教材選択をしたが、この時期のすべての 教科書が「教育勅語」をふまえて編集されたのではない。「教育勅語」発布後しばらくは、 漢文教育の方向性や漢文教科書の編集に強く関わってはいなかった。明治 10 年代に編ま れていた幅広い題材を揃えた教科書が引き続き編まれ、知育教材も採録される。次に、西 洋漢文や知育教材の役割を検討したい。

三 洋学教材の役割

¹⁰⁷ 今泉定介・深井鑑一郎共編『修身科用教育勅語例話』、吉川半七、1892 年 10 月。古田紹欽編『教育 勅語関係資料』第四集、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所、1977 年 1 月所収、 391—392 頁。

¹⁰⁸ 元田永孚『幼学綱要』巻下、宮内省[蔵版]、1881 年序、282-286 頁。

明治初期には日本漢文、中国漢文を中心とし、徳育教材が中心であったが、西洋事情を 扱った教材や洋学教材も採録されていた。明治 20 年代以降にはその役割が意識され、採 録数がさらに拡大した。中根淑編『新撰漢文読本』上中下巻は、

道徳を論じ、仁義を説くならば、他に適した書物がある。この書ではあえてそれを担わなかった。(若夫論-道徳-弁-仁義-。別有-其書在-焉。非-斯書之所-敢当-也109。)

と、道徳、仁義について重視しないと述べ、自然科学や西洋事情に関する教材を豊富に収録した。巻上の冒頭の構成を見ると、王応麟(伯厚)「学問」〔三字経〕、朱熹(朱子)「勧学文」、趙孟頫(子昂)「看書八戒(書を看る八戒)」等の学問の心得を説く中国の教材が始めに置かれ、続いて幅広い内容を網羅したレッグ(James Legge 漢名理雅各)『智環啓蒙』の「健康」〔身体論・飲食安息論等〕、「身体」〔身体論・頭論等〕、「農工商」〔飲食論・農夫論等〕、「租税」〔国政論・賦税論〕、「地球」〔地論・地面分形論等〕、「月輪」〔天気諸天論・月体論〕に進む。生徒には学問の姿勢をまず学ばせ、続いて卑近な題材の作品から入る構成になっている。合計 216 篇中、16 篇が洋学教材である。巻一収録の 11 篇は冒頭に置かれており、入門期の教材という性質が強い。

題材を広げることは初学者の興味を引く上で有効であったと考えられる。さらに読解力を高めることにも繋がった。村山編『中等教育漢文学教科書』二巻では、中学校における 漢文科の目的を次のように述べる。

抑もゝ中等教育に於ける漢文学の目的は第一読書理解力の養成と第二作文思想力の運用とを自在ならしめ、以て吾人の智徳を充分に啓発せしむるに在るなり¹¹⁰。

村山は中学校の漢文の目的は読解力と作文をする思想力の養成にあるとした。読解力が 高まらないのは、日本人の漢文のみを収めるか、中国の作品のみを集めるかのどちらかに 偏っていることにあると分析する。その弊害を救うために「広く材料を和漢古今諸名家の 文章中に求め」、「枯単乾燥にして味ひ無く」、「趣き無き」ものは採らなかったと述べる¹¹¹。 飽きさせずに興味を引くためというばかりではなく、広く材料を求めることが読解力の養

¹⁰⁹ 中根淑「序」、同編『新撰漢文読本』巻一、吉川半七、1892年9月、序6頁。

¹¹⁰ 村山自彊「例言」、同編『中等教育漢文学教科書』卷一、嵩山房、1897年4月、例言4頁。

¹¹¹ 同上、5-6頁。

成にも繋がるという見解である。村山が明治 20 年代に携わった中学校の漢文教科書には自然科学や西洋事情に関する教材は採られていないが、明治 25 年(1822)に、普通教育一般の教科書として編んだ、『普通教育文法大成漢文学読本』二巻(中嶋幹事校閲、開新堂書店、1892 年 4 月)では、王韜(紫詮)による「法国天文巨鐘」等の西洋事情を扱った教材や、『格物入門』の蒸気機関車等の発明や科学者の伝記を扱った洋学教材を採っている。中学校の漢文教育の目的が読解力を養うことにあるととらえ、様々な内容の教材に触れることで、その目的を達成させようとした。

中学校の漢文科の目的については、深井鑑一郎も同様の認識をしていた。『中等教育標 註漢文入門』において中等教育の漢文科の目的を次のように述べている。

一 中等教育に、漢文科を置けるは、其の目的、漢文学の趣味を知らしめ、漢文法を 評悉せしめんとの趣旨にはあらじ。主に、文字の練習と、読書理解力とを養成し、旁 ら作文の資となさしむるに在り¹¹²。

文中に言う「作文」とは漢文ではなく明治普通文や和文のことであろう。漢字を学び、 読解力を高め、作文力を向上させることが漢文の目的の一つであった。

しかし深井は西洋漢文を積極的には採用しなかった。「尋常中学校ノ学科及其程度」改正後の教科書であるが、深井の知育教材に対する見解がうかがえるので、『中学漢文』八冊の教材選択の基準を確認しておきたい。採録の方法を述べた第五条は知育教材を探すことの難しさが語られている。

五 編者は、歴史上の事実は勿論、地理若しくは普通教育に関係せる諸般の事実をも 採収せんとしたりき、然れども、其の材料の乏しきと、偶、之あるも、長文に亘るの 嫌あるとを以て、余をして志望を飽かすこと能はさらしめたり¹¹³

地理や普通教育に関係する内容の教材は、その材料に乏しく、見つけたとしても分量が 適切ではないと、知育教材採録の難しさが述べられている。この教科書は初学者には学び やすい日本漢文のみを揃え、知育教材では菊池純(三渓)「鉄道」等が採録されている。し

¹¹² 深井鑑一郎『中等教育標註漢文入門』、吉川半七、1892年11月、凡例1丁表。

¹¹³ 深井鑑一郎「中学漢文第壱編編纂の趣旨」、同編『中学漢文』第一篇上、宮崎道正、1894年 11 月、 2 丁表。

かし西洋漢文は一篇も採られていない。

村山と深井は中学校の漢文教育の目的を、漢作文ではなく読解力を高めて和文の作文に役立てることにあるととらえた。しかし、教材の選択は村山が洋学教材を積極的に採録したのに対し、深井は初学者には日本漢文が適しているとし、洋学教材を採らなかった。洋学教材は題材が豊富で生徒の興味を引きやすいが、分量や文体が教材に適していないことがあるという問題も持つ教材群であった。

これまで、主として「尋常中学校ノ学科及其程度」改正前の、明治 20 年 (1887) から 26 年 (1893) までの漢文教科書における教材の配列と題材の範囲に関するそれぞれの編集意図を見てきた。この間の編集本における教材の配列について整理すると、明治 10 年代では主流であった文範型が減り、文体を問わず難易度をもとに教材を並べる読本型が主流となった。まず身近である日本の作品から学び、次に中国の作品へと進むという順序を取る教科書が増え、教材の前後の関連性を強く打ち出す教科書も現れた。

教材選択については、日本の歴史を扱った教材は読み易く、日本人として必須の内容であるため初学者用の教材として適していると見なされるようになった。歴史上の人物を描いた教材は、興味を持たせて道徳教育も行うという目的もあったであろう。徳育のために「教育勅語」の精神に基づく編者もいたが、まだこの時期は勅語が強く漢文教科書編集に影響を及ぼす時期ではなかった。そのため知育教材も採録する教科書が明治 10 年代に引き続き採録された。しかし、それらは材料に乏しく、教材に適していないと判断されることもあり、知育教材の内在的な問題点が示されている。

これらの編集上の試みは、教則・法令によって規定されたものではなく、編者達の判断によるものである。中学校の漢文教育の目的についての編者達の見解も教育界全体に及んだものではなく、教材の選択についてはまだ教則で定められていない。しかし、明治 27年 (1894)の「尋常中学校ノ学科及其程度」改正によって、漢文科の位置づけと目的が定まることになる。

四 「尋常中学校ノ学科及其程度」改正後の漢文教科書

明治 27年 3月1日の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正(文部省令第7号)により、中等教育における漢文科の方向性が示された。国語及漢文科の時間増加を改正の要点とし、全五学年合計 20 時間から 35 時間に増えた。その理由は、

国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料タリ又個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日 常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件タリ¹¹⁴

と説明されている。「愛国心」育成のために国語教育が重視され、漢文の時間数も増加したが、あくまでも「国語ハ主ニシテ漢文ハ客¹¹⁵」であり、漢文自体の地位は下がった。さらに学習内容からは「書取」と「作文」が削られた。その理由については、

漢文教科ノ目的ハ多数ノ書ニ渉リ文思ヲ資クルニ在リテ漢文ヲ摸作スルニ在ラサルヲ認ムレハナリ¹¹⁶

と説明がある。本研究では具体的な教材の変遷に直接大きな影響がないためにあまり触れていないが、明治・大正期において中等教育の漢文科は度々存廃論争が持ち上がった。漢文を和訳したもので儒家の経典等を学べば良いとする漢文科廃止論者の意見に対して、原文を学ぶ意義の正当性を訴える最も有力な根拠が失われてしまったのであり、衝撃的な改正であったと考えられる。しかし、前述の通り中学校の漢文科の目的は漢文を書くことではなく、国語の読解力と作文の思考力を高めることにあると論じた編者がいたように、いずれはこうした規則が現れてきたと考えられる。

この改正は周知の通り、文部大臣井上毅の国語・漢文教育観が反映されたものであった。 井上は国語の発達していない国は進歩しないと説き、国語国文を主として漢字漢文を客と することを主張した。井上は漢文教授の目的を、

- 一、支那の経学(近時の語にて哲学)は、道徳の為に必要なり。
- 二、支那の文字は、国語の材料として必要なり117。

と説明している。まず漢文は道徳心を養うために欠かせないとし、次に国語発展のための 材料として必要であるとした。漢文の価値はあくまでも国語の発展を助けるものであると

^{114 『}官報』第 3199 号、内閣官報局、1894 年 3 月 1 日、2 頁。

¹¹⁵ 同上。

¹¹⁶ 同上、3頁。

^{117 「}井上文部大臣の教育意見」『教育報知』第 419 号附録、東京教育社、1894 年 4 月、9 頁。

いう井上の主張が国語及漢文科の主旨に反映されたのである。

「尋常中学校ノ学科及其程度」改正後に編まれた編集本の編集方針を見ておきたい。深 井鑑一郎は前述のように、この改正前より中学校の漢文科の目的が国語による作文力を高 めることにあると見ていた。改正後も方針は変わらない。『中学漢文』の目的について次の ように説明する。

一 本書の目的は、生徒をして、主に文字の練習と、読書理解力とを養成し、旁、作 文の資料を得しむるに在り、若、夫、文章の萃を抜ける者の如きは、世既に良書あり、 固より本書の主意にはあらす118

読書理解力と作文の材料を得ることを目的とし、世間に刊行されている名文集とは役割 が異なることを述べる。教材選択を日本漢文の史伝教材を中心に据えたことは「国民たる の要素を養ふに、最、適当すれはなり119」と説明する。「教育勅語」に基づいた教科書も 編集していたが、ここではそれに触れずに「国民たるの要素」という表現に変わっている。 しかし教材の傾向は大きく変更していない。今後も大きく変わらず、深井の教科書は明治 期において史伝教材を中心に構成されていた。

一方、「尋常中学校ノ学科及其程度」改正前後で編集方針が変わった教科書もある。松 本豊多『漢文中学読本初歩』はすべて日本人の手になる作品で、長篇は採らなかったとい う。その理由を次のように述べている。

内を先にして外を後にするという意味ばかりではなく、邦人の文は、意味が分かり易 く、授業の際に便利であるからである。(不=独正」- 先ジャ内而後ジャ外之義、、以下邦人 之文、其義易。以知、於一授業一為。」與他120。)

日本のものを優先させたのは、教授の際の便を考慮して、難易度に考慮したからでもあ ると説明している。松本が以前編集した『漢文中学読本』六冊は日本人の作品から始まり、 中国の作品に進んでいたが、この教科書は日本の作のみに絞った。これはおそらく『漢文 中学読本』よりも入門編という性格をさらに強め、さらに国語は主、漢文は客という方針

¹¹⁸ 前掲注 113、1 丁表。

¹²⁰ 松本豊多「凡例」、同編『漢文中学読本初歩』、吉川半七、1895年3月、凡例1丁表。

にも基づいたのであろう。

秋山四郎は前述の『漢文読本』五巻では全編中国の作品を収録したが、「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正により、編集方針を変えたのが『中学漢文読本』十巻である。この教科書は日本漢文から学び始める構成を取った。日本の作品を先にし、中国の作品を後にした理由を次のように述べている。

世の漢学者は往々にして彼を尊び我を卑しむ傾向がある。それは平素の学習によるものである。私はこの陋習を除き、所謂日本魂を養おうと思う。これが我を先にして彼を後にする理由である(世之漢学者流。往往有 $_{\perp}$ 尊 $_{\nu}$ 彼卑 $_{\nu}$ 我者 $_{-\omega}$ 。則其素習使 $_{\nu}$ 然也。予欲 $_{\nu}$ 除 $_{\perp}$ 此陋習 $_{-\omega}$ 。而養 $_{\mu}$ 所 $_{\nu}$ 謂日本魂者 $_{\mu}$ 也。是則所 $_{\perp}$ 以先 $_{\nu}$ 我後 $_{-\nu}$ 彼也 $_{\mu}$ 121。)。

「日本魂」を養うために、巻一から巻四までは日本の歴史・地理に関する教材を学び、巻五から巻十で中国の古典を学ぶという構成を取り、中国漢文は秋山がかつて編集した『漢文読本』五巻に収録した教材をふまえて編集している。教材は中国の作のほうが多いが、根本である国文から始まり、末節である中国の文章で終わるという順序のため、日本の作をまず学ぶべきものと位置づけた。『漢文読本』から『中学漢文読本』への転換は「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正の要点である、国文は主、漢文は客という規定を受けたものであろう。さらに『中学漢文読本』は、日清戦争の始まり(1894)とほぼ同じくして初版が編まれ、終戦(1895)の翌年に訂正版が検定を通過していることも関わっている。日清戦争によって漢文の教育はむろん、漢学の価値が問われることになった。小柳司気太は、戦争中には仏教徒、キリスト教徒は国のために行動を起こしたのに対し、

独り漢学者の行為に至りては、杳として、之れを聴くこと能はず、唯首を傾けて、六 国の支那、何故にかく脆くも、敗北を取りたるかに、一驚を喫するのみ¹²²。

と、狼狽する漢学者の現状を述べ、今こそ漢学が奮起し時代の変化に応じねばならないことを漢学者に訴えた。ここに記されたような漢学者の姿は、漢学がもはや時代遅れのものであることを世間に示したかもしれない。日清戦争の勝利による清朝蔑視という風潮もと

¹²¹ 秋山四郎「例言」、同編『中学漢文読本』巻一、金港堂書籍、例言 1 丁表一裏。

¹²² 小柳司気太「漢学衰退の最大源因」『六合雑誌』第 173 号、六合雑誌社、1895 年 5 月、33 頁。

もなって漢学の価値が問われることになり、漢文教育にも「彼を尊ぶ」ことを見直すという影響が現れたと考えられる。『中学漢文読本』は明治 10 年代から続く、初級者には日本人の作品を読ませたほうが良いという編集方針の系譜にある教科書ではあるが、難易度といった教育的配慮からばかりではなく、時代の要請を受けて日本人の精神を養うことを編集方針に掲げたのであろう。

以上、教材構成を中心に明治 20 年代の漢文教科書編集の傾向を考察してきた。次にこの時期の特色である、漢文の構造を理解させるための編集上の工夫について述べていきたい。

四 漢文の構造把握の工夫

明治 20 年代の漢文教科書の特色として触れておかなければならないのは、教科書編者達による漢文の構造を理解させるための編集上の工夫である。

明治 10 年代は「小学校教則綱領」の規定に従い、笠間編『小学中等科読本』三巻や木 沢成粛編『小学中等読本』三巻等、仮名交り文、つまり漢文の書き下し文に近い文体の教 科書とセットになったものが編まれていた。編者によって名称は異なるが、仮名交り文、 時文、漢文直訳体など、漢文訓読の語法に基づいた文体の教材が、漢文の構造を理解させ るために用いられた。それらをここでは便宜上書き下し文とまとめて呼ぶ。まず書き下し 文の教材を入門期に用いた教科書から見ていきたい。

敬業社編『漢文読本』十二巻は説明がないが、巻一の巻頭は「習慣ハ始ヲ慎ムヘシ」(西国立志編)、「益軒ノ篤行」(近世叢語)、「象ノ説」(博物新編)等、書き下し文から学ぶ構成である。全71篇のうち50篇が和文・書き下し文、21篇が漢文であり、交互に配置してある。効果については説明がないが、おそらく漢文に慣れさせるために用いられたのであろう。一方、書き下し文の間に漢文を挿むのではなく、完全に書き下し文から学習する教科書には深井編『中等教育標註漢文入門』がある。全112課のうち、最初の19課までが書き下し文である。

これらの教科書は同じ作品の原文と書き下し文を掲げるのではなく、それぞれ別の教材を用いていた。同じ作品の原文と書き下し文を比較して掲載したものに、深井編『標註漢文教科書』がある。巻一に「和漢文対照」という単元を設けて、吉田兼好「仁和寺の僧」 (和文)及び青山延光(佩弦斎)「仁和寺僧」と、作者未詳「那須与一」(和文)及び柴野 深井編『標註漢文教科書』は巻末に「和漢文対照」を置くが、巻頭から和漢の比較を取り入れた教科書には、村山編『中等教育漢文学教科書』があり、その理由に注目すべき一節が見られる。

殊に第一巻の始めには、彼の高等小学より遷り来る者の読書力との聯絡を着けんと欲し(所謂る小学と中学、若くは師範校とに遷る、過渡の階級、従前の如く仮名交り文を読み畢るや、直ちに一蹴して古奥艱渋なる漢文を読ましむるゆゑ、読む者は目と心と一致せず、一種異様の感覚を惹き起し、徒らに脳漿を苦ましむる如きことを、避けんが為めに、)和文漢文の対照せしものを出し、漸次進みて容易に漢文を読み得らるべき門戸を開けり124。

注目したいのは校種間の連係を視野に入れていることである。村山の教科書が編まれた頃の小学校の国語教科書の教材の一節を見ると、「日本臣民ハ、法律ノ定ムル所ニ従ヒ、納税ノ義務ヲ有ス125」という文体の教材も含まれている。村山は書き下し文に近い文体の教材を小学校ですでに学んで来た中学校一学年の生徒には、原文を直接示すのではなく、和漢の比較から学ばせることに効果があると判断した。

羽田安政ほか編『中等教育漢文軌範』前編巻一も初めに書き下し文の教材を置いた教科書である。生徒にはまだ漢文を読む力はないため、指導する方法が確立されていなければ途中で諦めてしまう。そうならないための工夫を次のように述べる。

そこでこの書は、最初に漢文の直訳を掲げ、これを原文に繋げて、助字、虚字の運用を理解させ、あわせてこれを対照して読ませる。最後には小書き文字を加えて漢文を学ぶ。(是以此編始、以、漢文直訳、、繋、之原文、、教、知、助字虚字運用、、兼使、対、読之。。終加二則、墨、、専修、二漢文、126。)

¹²³ 前掲注 97、凡例 1 丁裏。

¹²⁴ 村山自彊「例言」、同編『中等教育漢文学教科書』巻一、例言 6 頁。() は割注を示す。

^{125 「}国民ノ二大義務一」『帝国読本』巻八、集英堂、1893 年 9 月。『日本教科書大系』近代編第五巻国語 (二)、1964 年 3 月、574 頁。

¹²⁶ 羽田安正ほか「凡例」、『中等教育漢文軌範』前編巻之一、大草常章、1892年11月、凡例1丁表。

漢文を直訳したものとの対比によって漢文の助詞について理解させようという試みである。和漢対照は教科書の後半よりも巻頭に置かれるようになり、初学者用の単元として用いられるようになった。

和漢対照が分かりやすい方法であったとしても、数行にわたる教材には抵抗を感じる生徒がいたのではないだろうか。分量を大幅に減らした入門教材が格言である。編集本の中で、格言という項目が盛り込まれた早い時期の例が、明治 29 年 (1896) に編まれた指原安三『漢文読本』十巻である。格言の効用を次のように説明している。

一、初めて漢文を読むものにはきまって文字の返り点は難しい。そのためこの巻では 初めに一句または二、三句の格言を置いた。まず一、二句についてその返り点の大体 の意味を理解し、次第に一節一段構成のものに進む(一凡始読_漢文_者、必難」於_ 文字之反点_、故此編、首置_一句若二三句之格言_、先就_一二句_、悟_其反点之大 旨_、漸次以及_一節一段之章法_也127。

返り点に慣れさせるために短い句から学ばせるという方法を実践した。全 91 条のうち、 その最初と最後の格言を引用する。

一、大義滅レ親(『左伝』〔隠公四年〕128)(大義のためには親愛関係も無視する)

ー、孝弟本 $無_{-}^{*}$ 二理 $_{-}$ 、兄弟之 $_{-}^{*}$ 、 $<math>_{-}^{*}$ 、 $_{-}^{*}$ 、 $_{-}^{*}$ 、 $_{-}^{*}$ が $_{-}^{*}$ で $_{-}^{$

このような数語のものから、長くても二行程度の格言から学び始め、漢文の訓点に慣れていく。指原の「漢文教授法草案」には、「徳性涵養に関する格言は殊に指示して之を記憶せしめ、丁寧に其義を敷衍して之を授くべし130」と格言の指導法について述べられてい

¹²⁷ 指原安三「凡例」、同編『漢文読本』巻一、普及舎、1897年2月訂正再版、凡例[1]丁。

¹²⁸ 同上、1丁表。

¹²⁹ 同上 6 丁重

¹³⁰ 指原安三「漢文教授法草案」、小林富三編『指原安三氏伝』、小林富三、1918年3月、91頁。

る。格言の目的はまず道徳教育にあるという認識であり、さらなる効用として初学者に読 み方を学ばせることも兼ねて巻頭の教材として用いたのである。

漢文科の教科書で格言をこのように用いることは指原『漢文読本』以前にはなかったが、修身科の教科書には格言を主体とした教科書も編まれていた。明治 16 年 (1883) 出版の今井匡之『小学中等科修身格言』六巻は格言を集めた修身用の教科書である。朗読、暗誦用に格言をまとめた所に独自性が見られる。冒頭の数節を引く。

- 直^{*} 而温。(『書経』〔舜典〕) 人ハ正直ニオダヤカナルベシ¹³¹

この教科書は修身用であるので、道徳教育を行うために原文の横には解説としての和文が添えられている。しかし、この対比が漢文の教科書に用いられれば、漢文の構造を理解させ、漢文に慣れさせる教材となる。格言という単元は後の教科書でも盛り込まれるが、文法指導ではなく、教材の間に挿入され、書取や暗誦の材料として扱われ、国語の作文に役立てるためのものである。格言のような短句短篇で、書き下し文を並べて示す単元として、明治 30 年代には句例が登場し、定着していく。これについては第四節で述べる。

明治 20 年代といえば、「教育勅語」の渙発、「尋常中学校ノ学科及其程度」改正が漢文 教育史を考察する上ではほぼ必ず取り上げられる。さらに、これまで述べてきたような編 集上の工夫が始まり、題材の拡大や構造把握の試みがなされたこともこの時期の特色であ る。それが明治 30 年代に発展していくが、その前に明治 20 年代の漢文教科書の編集方法 について整理を行う。

五 明治20年代の漢文教科書

明治 20 年代の漢文教科書が明治 10 年代の編集方法とどのように異なるのかを整理する。 表 3 は、出典や作者が明記された編集本について文範型と読本型に分け、さらに収録教材 を中国漢文、日本漢文、西洋漢文に分類したものである。

¹³¹ 今井匡之『小学中等科修身格言』卷一、山中孝之助、1883 年 1 月、1 丁表一裏。

文範型は太田武和『高等小学漢文軌範』を除き、すべて明治 10 年代に初版が出版されたものである。太田の教科書は自習用と思われ、中学校用の文範型はこれ以降新しく編まれていない。読解力を高めて語彙を増やし、作文に役立てることが漢文学習の中心となったことを示している。

【表 3】明治 20 年代の漢文教科書

国	文範型	読本型
中		秋山四郎『漢文読本』明 24-26
	馬場健『本朝名家文範』明 20 訂再・明 25	深井鑑一郎『中等教育標註漢文入門』明 26
	訂三	鈴木栄次郎『漢文読本』明 26
日	渡辺碩也『皇朝古今名家小体文範』明 21	村山自彊『漢文科尋常読本』明 26
	訂再	松本豊多『漢文中学読本初歩』明 28・明 29
	石川鴻斎『再刻日本文章軌範』明 21 訂再	訂再
	同『続日本文章軌範』明 21 訂再	金港堂書籍編輯所『中学漢文入門』明 28
	太田武和『高等小学漢文軌範』明 20	笠間益三『中学用読本』明 20 改題
	三島毅『初学文章軌範』明 20 訂再	深井鑑一郎・堀捨二郎『標註漢文教科書』明
		24 - 25
中		松田斉『実用漢文教科書』明 25・明 27 訂再
		村山自彊『中等教育漢文学教科書』明 25
		松本豊多『漢文中学読本』明 25-26・明 26
		訂再
日		中村鼎五『日本漢文学読本』明 26
		羽田安政ほか『中等教育漢文軌範』明 26-27
		石川鴻斎『中等教育漢文軌範』明 26
		秋山四郎『中学漢文読本』明 27-28・明 28
		[訂再]・明 29 訂再
		深井鑑一郎『中学漢文』明 27-28
		指原安三『漢文読本』明 29
中		敬業社『漢文読本』明 22-23

目	中根淑『新撰漢文読本』明 24
西	吉見経綸『漢文入門』明 25

読本型は中国のみ、日本のみの教科書よりも、日中西を組み合わせた編集法が増えた。 定着を見せた「易より難へ」という難易度への配慮は、概ね日本から中国に進むという方 法が取られた。

単に易しいからというだけではなく、学習の根本をまず提示するという目的をもった教 科書も編まれた。深井・堀編『標註漢文教科書』は、「教育勅語」に基づいて教材を揃え、 秋山編『中学漢文読本』は「日本魂」の養成のために日本漢文を先に配置した。

それでは、この後、明治 30 年 (1897) 以降に徳育を主とした日本漢文重視という方針が主流になるかといえば、そうではない。明治 20 年代の特色に教科書編集の工夫が始まることを挙げたように、明治 30 年以降、その試みがさらに発展し、教材選択においては知育教材の採録数が増える。前述のように村山自彊は読解力養成のために教材の幅を広げるべきであると説いた。20 年代には西洋漢文を揃えた教科書は編まなかったが、明治 30年 (1897) 発行の『中等教育漢文読本』は多分野に及ぶ教材を揃えた教科書となった。序にはその意図を次のように説明している。

一 本書の材料は(中略) 忠孝義烈の大節より国体国俗に繋れるものは勿論、制度文物日用の調度に至るまで苟も趣味有り精采有りて学生の心を楽ましめ其志気を鼓舞し平生の素養に裨益を与え本書の目的に適へるものは歴史地理若くは博物に論なく、 其他諸般の事実をも汎く選択して採収せり132。

文中にいう「本書の目的」とは「読書理解力」と「作文思想力」の育成、「智徳」の「啓発」を達成することにある¹³³。そのために材料の範囲を「忠孝義烈の大節」から「制度文物日用の調度」まで、興味を引き、「志気を鼓舞する」ものはすべて採録した。徳育は忘れていないが、関心を持たせる題材を収録する教科書が増えた。明治 10 年代のように漢文を書く指導がなくなった明治 20 年代以降は、読ませることが漢文教育の目的となり、幅

¹³² 村山自彊ほか「例言」、同編『中等教育漢文読本』第一編上、大倉保五郎、1892 年 6 月、例言 3 丁表一裏。

¹³³ 同上、例言1丁表一裏。

広い内容の教材を揃えることで多くの語彙を学ばせて実用性を主張する編集者も現れるようになった。

「易より難へ」というフレーズの定着が、明治 20 年代前半頃までに流行していたペスタロッチの教育学に関係があることは前述したが、明治 20 年代後半から 30 年代前半にかけてはヘルバルト派教育学が普及し、浸透した。西岡智史氏は、秋山四郎編『漢文教科書』十巻(金港堂、1902 年訂正再版)と、教師用指導書『漢文教科書備考』(金港堂、1902年)とにヘルバルト派教育学のラインの五段階教授説が取り入れられたことを指摘し、国語科成立期における漢文教授法について論じた134。氏の指摘のように、明治 30 年代前半の漢文教科書には、確かにヘルバルト派教育学の教授法をふまえたと見られるものがある。次節では明治 30 年代前半の漢文教科書の傾向について明らかにするが、まず初めに、洋学教材が採録された要因の一つを明らかにするために、遊佐誠甫・富永岩太郎編『中等漢文読本』十巻を取り上げ、その教科書編集にヘルバルト派の教授法がどのように関わっているかを考察する。次に、もう一つの要因として「尋常中学校漢文科教授細目」がどのように知育教材の拡大に関わっていたかを検証する。そして、これまで教科書にあまり採録されなかった時文教材及び詩教材の役割や、句例の登場から明治 30 年代前半の漢文教科書の傾向を明らかにする。

第三節 洋学教材の流行

ー 漢文の実用性の主張

明治 20 年代までは採録数が少なかった詩教材、知育教材が明治 30 年代前半以降、採録数を増やした。それには西洋の教授理論の応用と、文部省の定めた漢文科に関する試案「尋常中学校漢文科教授細目」への反発とがあった。まず遊佐誠甫・富永岩太郎編、黒坂勝美校閲『中等漢文読本』十巻をもとに、ヘルバルト派の教授理論が教科書編集にどのように関わっていたかを考察する。

『中等漢文読本』は教材採録の基準を次のように説明する。

一、各巻に収録したものは、おおむね卑近な作品で、初めに小品を採り、次第に長篇

¹³⁴ 前掲注 52 に同じ。

に及び、受講生の学力を考慮した。(一各巻所収、大抵卑近之作、初採小品、漸及長篇、量受業者之力也。)

一、書中に掲載したものは、つとめて諸般の事実を網羅した。これは諸文体を区別し、 実用に役立てるためである。(書中所載、務網羅諸般事実、是慮弁諸文体、易応実用 也135。)

小品から長篇へと進むことで難易度に配慮を行い、各種文体に触れることで実用に役立てるために教材を選択している。漢文が他教科にも関連する幅広い分野の語彙を学ぶことができることを示し、その実用性を主張するために卑近な題材を揃えた教科書である。日本漢文 217 篇、中国漢文 124 篇、西洋漢文 23 篇を収録し、巻頭の教材はウェイ(Richard Quarterman Way 漢名、韓理哲)『地球説略』を出典とした「地球」一・二〔地球輪転説〕、「日本国」、「日本人風俗」〔以上、日本国図説〕が置かれている。「国体」のような徳育教材ではなく、身近な話題でも日本の偉人を題材とした史伝教材でもなく、世界における日本の位置を説明し、日本事情を扱った知育教材から学び始める構成である。西洋漢文は『地球説略』 17 篇、『博物新編』 6 篇であるが、日本漢文にも自然科学に関する教材を扱った『気海観瀾』 9 篇、西洋事情を扱った『随園漫筆』 7 篇を含み、中国漢文にも黎庶昌「蘇彝士河記」等の海外事情を扱った教材 9 篇が含まれている。基本的には日本漢文から中国漢文に進み、間に日本、中国、西洋の知育教材が挟まれている。

編者達の漢文教育の主張は『初学漢文教授法』(集英堂、[1898 年]) にまとめられている。第一章「序説」、第二章「教授の順序」と儒者や文学者の略伝をまとめた附録から構成されている。漢文教授法について述べられている第一章から編者達の主張を確認したい。

『初学漢文教授法』第一章の第一節「教授総論」では難易度をふまえた漢文の教授法が説かれる。これまでは漢文を教授する者に一定の順序をふまえた方法がなく、初めから古人の文章をただ誦読するようなやり方であった。そのため表面上の大意の理解にとどまり、一字一句の深い意味までは気づかない。そのため、まず既修の仮名交じり文と漢文との関係を明らかにすることから入り、助詞や送り仮名の規則、名詞と動詞の性質、助字の用法、単語の組み立て方を説明する。返り点の教授の仕方もレ点から繁雑なものへと進める。このように段階をふんだ教授法を提案する。著者は、新しく学習する内容とすでに学び得た知識とが無関係であれば生徒にとっては学習が難しく、興味も湧かないため、指導順序の

¹³⁵ 遊佐誠甫・富永岩太郎「凡例」、『中等漢文読本』巻一、集英堂、1898年3月、凡例表。

改善が求められているとする。そして教授法の改良について注意すべきことを次のように 述べる。

されば初学者に漢文を教授するの任に当るものは先づ従来教授の仕方より改良しよく 児童心意発達の順序を考へ教授の原則に則り苟も教へたる事物に就きての観念は 個々独立する事なく他の諸学科と連絡して心念界に留まり其意志行為となりて機に 臨み変に応じて自在に活用の出来るやうにして与へざるべからず¹³⁶

著者の教授法改良の要点は、他の諸学科も含めた既習内容との関連によって、新しく学習する内容に興味を持たせて学ばせることにあると考えられる。

続いて現在の漢文教授に携わる者はひたすら暗誦させるという陋習にとらわれているが、むしろ孔子は現代の教授法に共通する要素を備えていたとし、孔子が易より難に入る順序を取っていること、比喩を巧みに用いて指導したこと、時機を利用して心から理解させていたことを述べる。ただしこれは、ヘルバルト派の「五段教授法の流布には、それと儒教思想との関連づけが大きな役割を果たしていた137」ことが背景としてあり、広く用いられていた説明の方法である。著者は孔子や先哲の教授上の意見を遂行する方法について第一節を次のように総括している。

唯能く分解してこれを熟考せしめ連絡ある順序によりて譬喩を設け機に応じ以て反復丁寧に練習せしめ終はりに総括して其意を会得せしめ遂に其観念は意志行為となりて適宜に表出する事を得せしむるやうにするに在り138。

著者は学習内容を関連させてこそ実際に活用できると主張し、既修内容を応用して新し く学ぶ内容の概要を推究させることを特に重視している。

その発想を探るために、富永岩太郎がこの教科書編集以前に書いた「教授上智識統一の必要を論じ併せて之れが方法を略述す。」を参照する。富永は教育には専門教授と教育的教授の二種があり、一般の教育者が従事する後者の教育には、次の四点が求められていると

¹³⁶ 遊佐誠甫・富永岩太郎『初学漢文教授法』、集英堂、[1898年]、3-4頁。

¹³⁷ 山本正身「日本におけるヘルバルト派教育学の導入と展開」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要社会学・心理学・教育学』第 25 号、慶応義塾大学大学院社会学研究科、1985 年 3 月、71-72 頁。
¹³⁸ 同上、6 頁。

いう。

第一、教授したる智識は、意志行為となりて外に現はるゝものならさるへからす、

第二、教授の際は、智識を与ふると同時に、其活用すへき能力をも、養成させるへからす、

第三、与へたる智識は、孤立することなく、互いに聯絡したる、一体の思想たらしめ さるへからす、

第四、与へたる智識は悉く道徳的心念を以て統一せしめさるへからす139、

既習内容を関連づけることで知識を活用すべきであると述べている。富永と石原和三郎による『心理実験応用教授法』(森山章之丞、1899 年 11 月)を見ると、ヘルバルト派のヘルマン・ケルンの言葉であることがわかる。同書から四箇条を引く。

- 一、単に知識を与ふるのみを以て満足すべからず。かならずその知識は意志行為となりて、外に向ひて現はれんとする動念、すなはち興味とならしむべき事。
- 二、智〔ママ〕識を与ふると同時に、これを活用すべき能力をも有せしめざるべから ざる事。
- 三、与へたる知識は、個々に孤立することなく、互に相聯絡せしめて、その思想は、 よく整頓したる一全体たるに至らしむべき事。しからざれば知識はその有りとあらゆ る機会に際して、自由にこれに応ずること能はざるものなり。

四、与へたる知識は悉く道義的心念を以て統一せられるべき事140。

ケルンの著述の訳書『教育精義』で確認すると、この四箇条は確かに「第一部普通教育学・第一篇教授論・第一章教授ノ目的・第八節教授目的ノ概説¹⁴¹」に見られる。こうした四箇条を応用する意図は、すべての教科を互いに連絡させることで漢文の実用性を主張することにある。

第一章第二節「漢文の現在及び将来に就きて」においては、今は漢文が実用的ではない

¹³⁹ 富永岩太郎「教授上智識統一の必要を論じ併せて之れが方法を略述す。」『教育報知』第 437 号、東京教育社、1894 年 9 月、8 頁。

¹⁴⁰ 石原和三郎・富永岩太郎『心理実験応用教授法』、森山章之丞、1899年 11月、10-11頁。

¹⁴¹ ヘルマン・ケルン著、山口小太郎訳注『教育精義』、普及舎、1893 年 5 月訂正増補三版、29-30 頁。

と見なされたり、蔑視されたりすることもあるという現状を述べる。しかし、日本の文物 は漢学が根底にあること、中国の現在の文章を理解するために漢文の知識が必要であるこ とから、漢文は蔑視されるようなものではないと主張する。一方で、漢文が蔑視される原 因には、漢学者自身が長い年月をかけなければ漢学は学ぶことはできないとして、後進の 向学心を失わせていることにもあると指摘する。その方法を次のように述べる。

第一に教授法より改良せざるべからず第二に漢文は序文碑文等の如く金石に伝ふる ものゝ外実用の文章には用ふべからざるものとの謬見を破る事に務め如何なる文章 にも容易く使用せらるゝものなる事を世間に紹介せざるべからず142

と、教授法の改良と、漢文が「実用の文章」には使うことができないという「謬見」を正すために、漢文が様々な文体に応用が利くことを示さなければならないと提案する。そして漢学者の養成と、漢文を実用に活かす人の養成とは目的が異なり、いわゆる漢学者の域に達しなくても十分に漢文を活用することができると説くのである。

教科書編集におけるヘルバルト派の影響は、小学校の修身教科書には人物主義として現れていた。修身教科書は徳目を掲げて教育を行う徳目主義であったが、明治 33 年 (1900) 頃からは童話や伝記による教材が提供されることになった。これを人物主義と呼び、「このような人物に関する伝記本位の修身教材は、ヘルバルト派の教授思想によって培われた 143」とされている。実用性を求めた『中等漢文読本』は、ヘルバルト派の教授理論が人物主義ではなく、他教科の内容を包括した教材編集へと応用された。

富永はこれまで取り上げてきた編者とは異なり、漢学を治めた人物ではない。長崎市の勝山尋常小学校在任中、明治 28 年(1895)に高等師範学校長嘉納治五郎が同小学校を視察し、富永の授業を参観したことにより、明治 30 年(1897)1月、高等師範学校附属小学校に招かれ、同校の嘱託教員となり、後に訓導となった。同校の樋口勘治郎、森岡常蔵、棚橋源太郎、佐々木吉三郎等、教授法で知られた同僚達との議論により研鑽を積み、教授法研究者としての名声を高めた。『中等漢文読本』や『初学漢文教授法』は、高等師範附属小学校在任中の業績の一部である。漢学系統の編者達とは異なる発想から、出典の幅を広げ、漢文の実用性を訴えた教科書であり、知育教材も多く採録されることになった。

¹⁴² 前掲注 136、9 頁。

¹⁴³ 前掲注 4、157 頁。

次に、「尋常中学校漢文科教授細目」が漢文教科書編集に及ぼした影響について考察する。

二 「尋常中学校漢文科教授細目」に準じた漢文教科書

出典が拡大したもう一つの要因としては「尋常中学校漢文科教授細目」(以下「細目」)に対する批判が考えられる。明治 30 年 (1897) 9 月、文部省は未だ整備されていない中学校教育の統一をはかるため、各界の専門家による尋常中学校教科細目委員会を設け、各教科の教授内容の調査を行った。そして翌年、教科の目的から教授内容や方法等をまとめた『尋常中学校教科細目調査報告』(文部省高等学務局、1898 年 6 月)を参考として配布した。

島田重礼・那珂通世による「細目」の「本旨」には、

漢文科ノ本旨ハ、生徒ヲシテ普通ノ漢文ヲ理会セシメ、又作文ノ資料ニ供センカ為ニ 多ク用語ヲ知ラシメ、兼ネテ徳性ノ涵養ヲ資クルニ在リ¹⁴⁴。

と説明がある。漢文の読解、作文に応用できる語彙の学習とあわせて徳性を育むことを漢 文科の目的とした。これを実現させるための教材案は次のように組まれている。

第一学年:『皇朝史略』『国史略』『日本政記』『日本外史』等の漢文の国史より叙事文 を選ぶ。論説文を交えても良い。

第二学年:国史、日本の近世の名家の文集より伝記、紀行等の文を採録。

第三学年:『通鑑攬要』『通鑑輯覧』『通鑑綱目』、明清の諸家の文

第四学年:『通鑑綱目』『資治通鑑』、唐宋の諸家の文

第五学年:唐宋の諸家の文、『資治通鑑』『史記』『孟子』145

『資治通鑑』とその関連書を中心とした歴史書が大半を占める試案である。日本漢文の 史伝教材から入り、文章教材に進む。続いて学ぶ中国漢文も史伝教材から文章教材へと進 む順序を取っている。中国の作品は近い時代の明清文から唐宋文へと溯る。第五学年では

¹⁴⁴ 島田重礼・那珂通世「尋常中学校漢文科教授細目」、文部省高等学務局『尋常中学校教科細目調査報告』、三協[印刷]、1898年6月、漢文科1頁。

¹⁴⁵ 同上、漢文科 1-3 頁をもとに整理。

思想教材も学ぶ。

この「細目」に基づいて編集された教科書の例として、まず福山義春・服部誠一編『中等教科漢文読本』十巻を取り上げる。編者の一人である服部誠一(撫松)は、独自の漢文体による『東京新繁昌記』五編(1874年4月—12月)を刊行して文名を上げた作家として知られる。晩年は明治29年(1896)3月より宮城県尋常中学校に招聘され、作文と漢文を担当した。同校在職中に編集されたのが『中等教科漢文読本』である。編集方針は、

一、本書は多数の教育家の説も参照して順序を定めた。さらに文部省尋常中学教科細目調査委員による報告を参考にし、これを基準とした。(一本書又参_照多数教育家所___説。而定_之順序_。且参_考文部省尋常中学教科細目調査委員所_致報告_。以為_之標準_146。)

と、「細目」に準拠したことが述べられている。ここでは『中等教科漢文読本』がどのように「細目」に基づいたのかを検証する。「細目」の第一学年には日本の漢文の史伝教材が挙げられている。『中等教科漢文読本』は一年で二巻を仕上げる配分なので、第一学年では巻一と巻二を学ぶ。この二巻は上記の出典の他に日本人の地理・歴史に関する教材を中心とし、題跋や記の文体も収め、さらに西洋・中国の自然科学や西洋事情に関する作品も載せている。「細目」に指示のない知育教材を収めたことは明治 30 年代前半の流行が反映されている。

第二学年では国史や日本近世名家の文を学ばせるという「細目」の提案に基づき、当該 読本巻三・四はすべて日本人の作を収め、史伝教材の他に、題、跋、記、説、喩、碣、碑 等の文体の作品を載せている。

第三学年では『通鑑攬要』『通鑑輯覧』『通鑑綱目』や明清諸家の文を扱うという「細目」の提案に基づき、当該読本の巻五は巻四に続いて日本人の作のみであるが、巻六は『通鑑 擥要』、本邦史論、明清文を収めた。

第四学年では『通鑑綱目』『資治通鑑』や唐宋諸家の文を扱うという「細目」の提案に基づき、当該読本の巻七は『資治通鑑』、巻八は宋文で構成されている。

第五学年では細目では唐宋諸家の文、『資治通鑑』『史記』『孟子』を学ぶように提案し、

¹⁴⁶ 福山義春・服部誠一「中等教科漢文読本凡例」、同編『中等教科漢文読本』巻一、阪上半七、1899 年2月、凡例1丁表。

当該教科書の巻九は唐文、巻十は『史記』と『戦国策』を収めた。このように「細目」を基準として編者の判断で調整して編集されたことがわかる。

収録教材の選択基準は凡例に次のように述べられている。

一、本書に収めた材料は、内外の群書から収集した。遺漏のないように取り上げたが、例えば日清戦争の事跡、愛国談・地理的話題等も、我が国の中等教科書に欠かせない事項である。そこで編者はこれらを起草して本書に採り入れた。(一本書所 $_{
m L}$ 蒐材料。採 $_{
m L}$ 之於内外群書 $_{
m L}$ 。雖 $_{
m L}$ 使 $_{
m L}$ 学無 $_{
m L}$ $_{
m L}$ 所 $_{
m L}$ 漏。而如 $_{
m L}$ 征清役事蹟。及愛国談地理話等 $_{
m L}$ 。亦以為 $_{
m L}$ 不 $_{
m L}$ 可 $_{
m L}$ 関 $_{
m L}$ 於我中等教科書 $_{
m L}$ 之事項 $_{
m L}$ 。故編者起 $_{
m L}$ 草之 $_{
m L}$ 。以編 $_{
m L}$ 入諸本書中 $_{
m L}$ 147。)

「細目」の試案に基本的に従いながら、日清戦争の事蹟や愛国談、地理教材等も中等教育に欠かせないとして新たに教材を作り、採録している。「編者」という作者名の記載のある「平壌之戦」「東都沿革」等の教材 13 篇と、「威海衛之役」等の無記名の教材 7 篇が編者の作と見られる。知育教材は適切な材料を探すのが難しいが、独自の漢文体でかつて文名を馳せた服部にとって、自作教材は教科書の個性を打ち出す有効な方法であったと考えられる。この教科書からは編者達が文部省の打ち出した方針にすべて従うのではなく、「細目」をふまえながら独自性を出して編集を行っていた姿がうかがえる。

次に、興文社編『新定漢文』五巻と、その改訂版である『訂正新定漢文』五巻を取り上 げる。この教科書は日本漢文と中国漢文で構成され、知育教材は採られていない。

初版は「細目」配布とほぼ同時期の明治 32 年 (1898) 7月出版である。しかし、「細目」の試案とあまり変わらない。中等教育の整備が進められている中、「細目」は新しい漢文教育の方向性を打ち出すのではなく、従来の一般的な教材構成であったことがわかる。初版と訂正再版を比較すると、初版全五巻の総頁数 977 頁、総教材数 614 篇から、訂正再版は総頁数 680 頁、総教材数 445 篇に絞った。基本的には重複するような同種の教材を削除しているが、「細目」をふまえたと見られる修正は巻三に顕著に現れている。巻三の初版で採られていた『蒙求』79 篇は、訂正再版では 24 篇の『通鑑擥要』を出典とした教材に入れ替えられた。これは「細目」の第三学年の教材案にその名前が挙げられているため、訂正再版編集時に「細目」をもとに修正を加えたのであろう(この教科書については改めて第

¹⁴⁷ 同上、凡例 1 丁裏。

二章で再び取り上げる)。

「細目」に準じて編まれた教科書は、基本的にはその方針に従いながら、独自性を出すことも忘れていなかった。「細目」が史伝教材中心であっても、やはり知育教材が採録される所に明治 30 年代前半の教科書の特色がうかがえる。『新定漢文』の修正箇所からは、「細目」が教科書編集を大きく左右する場合もあったことがわかる。

だが、厳しく「細目」に対抗した教科書も編まれていた。続いて竹村鍛の批判と、その 実践が教材の変遷においてどのような意味を持つのか、考察していきたい。

三 「尋常中学校漢文科教授細目」に対抗した漢文教科書

竹村鍛は「細目」の「本旨」に対して、徳育にのみ注意を払い、知育、情育を取り上げていないこと指摘する。

読本の講読が、生徒の徳性の涵養に資せざるべからざるは勿論なれども、読本なるものゝ修身書と、已に其性質を異にせる以上は、徳育にのみ偏重すべからざるものなる事は、論を待たざるなり。而して今徳育の事のみを掲ぐ。是れ果して当を得たるものなるか。委員諸氏の眼中には智育はなかりしか。情育はなかりしか。委員諸氏は読本なるものゝ性質を如何か解せし。吾人は、敢てその解釈を聞かん事を欲す¹⁴⁸。

竹村は「細目」への批判を、重野安繹との共編である『新撰漢文講本』三巻によって実践した。その批判が編集方針にどのように反映されているかを確認し、竹村が理想とした教科書の編集方法を考察する。「例言」の第一条は分量があるが、注目すべき教科書でもあるので少しずつ分けて見ていきたい。まず中学校の漢文教育の目的から説き起こす。

一、中学校の漢文学習は、慣用句・熟語を多く学ばせ、さらに文法や文章の構成を理解させることによって、国文の助けとすることにある。漢文読本の編集は、これを基準とすべきである。(一中学課_漢文_。要在レ使下多識_慣用熟語_。且暁_通句法章法

¹⁴⁸ 竹村鍛「尋常中学校漢文科教授細目の大修正を望む」『教育時論』第 498 号、開発社、1899 年 2 月、 11 頁。

_。以資+於国文+。編-漢文読本-。宜-以レ此為-準縄-149。)

「尋常中学校ノ学科及其程度」により定められた漢文が国語の補助であるという位置づけが普及したことがわかる。続いて各学年の教材について述べられる。

思うに一、二年級の子弟は、年齢がまだ低く、知識が浅く、学力がまだ高くないので、学ばせる読本は、史伝、文学、地理、動植物、工芸等の分野に広く関わるもので、平易簡明なものを採り、子弟に熟読精思させて様々な興味を育てるべきである。三年級以上であれば、学力がようやく高まるので、本邦の諸儒の作を多く読ませ、その文体を区別して、その後で幅広く明、清、唐、宋の諸家に及び、漢、魏、先秦に溯る。大まかに漢土の歴代漢文の梗概を知ることも良い。(蓋一二年級子弟。年尚幼。知見未レ広。学力未レ進所レ課読本。宜下博渉ニ史伝、文学、地理、動植物、工芸諸科ー。取二其平易簡明者ー。使丙子弟熟読精思。以長Z養各種趣味申。三年級以上。則学力漸進。多読ニ本邦諸儒所作一。弁二其諸体一。而後徧及二明清唐宋諸家一。以溯ニ漢魏先秦一。粗知ー漢土歴代漢文梗概一。可也150。)。

一、二学年で「史伝、文学、地理、動植物、工芸等の分野に広く関わるもの」を選んだのは「細目」の提案する修身書のような読本及び史伝教材偏重を避けたのであろう。 大まかな順序として日本漢文の次は中国漢文を学ぶ。中国漢文は新しい時代から古い時代へと遡る順番である。難易度については近い時代が易しく、遠い時代が難しいという基準である。

「細目」が叙事文を平易なもの、議論文(論説文)を難しいものと位置づけることに対しては、難易度は文体によって決まるものではないとして¹⁵¹、採録した教材の文体に特に言及はない。次は同時代の教科書への批判である。

近年の世間に行われている漢文読本は、七、八種を下らず、長短得失が無くはないが、 載せるものは大抵史書であり、初級の教科書であれば、すべて『近古史談』(大槻磐 渓)、『昭代記』(塩谷青山)、『名節録』(岡田鴨里)、『名賢言行略』(安積艮斎)、『先

¹⁴⁹ 重野安繹・竹村鍛「例言」、同編『新撰漢文講本』巻一、富山房、1899年2月、1頁。

¹⁵⁰ 前掲注 149 に同じ。

¹⁵¹ 前掲注 148、12 頁。

哲叢談』(原念斎) の類を摘録し、多くは慶長・元和(1596年-1624年頃)以前の武士の言行録に止まる。上級の教科書も『史記』『資治通鑑』の類を載せるだけである。文は記事一体のみに偏り、材は史伝一種に限られている。これが読本の体を得たものであろうか。そして世の漢文の教育を担う者で、文章の材料を広く集めたものを見ると、雑駁で要を得ず、おおむね『日本外史』『皇朝史略』の類を読本にあてている。こうした人達は、ともに中学校の教授法を語るに足りない。最近少し時間ができたので、この書を編んで世に問う。短所を真似ていないことを願う。(近時坊間所レ行漢文読本。不レ下二七八種一。雖レ非レ無二長短得失一。而所レ載大抵係二史書一。如二初級課本一。専摘二録近古史談、昭代記、名節録、名賢言行略、先哲叢談之類一。多止二慶元以上武弁言行一。上級課本。亦不レ過レ抄二載史記、通鑑之類一。文則偏二於記事一体一。材則局二於史伝一科一。是豈得二読本之体一者。而世之任二漢文教授一者。見下博二蒐文材一者上。以為二駁雑不一レ得レ要。往往欲下以二日本外史、皇朝史略之類一充中読本上。如レ斯輩。未レ足三与語二中学教授法一也。頃者得二少間一。編二此書」以問二于世一。庶幾免レ效、尤數152。)

「細目」の史伝教材偏重については「委員諸氏は歴史の外に漢文なしと思へるか¹⁵³」と 憤りを見せていた。そのため「例言」においても近年の漢文教科書が大抵史書ばかりで、 生徒に様々な文体に触れさせるべきであるのに記事体に偏っており、教科書として体を成 しておらず、材料を広く集めたものでも雑駁で要を得ないと問題点を指摘している。竹村 は明治 30 年代前半に浸透しつつあった、幅広く教材を揃えた漢文教科書を理想としてい た。

「例言」には巻一と巻二に編者の作成した教材を収録したことが述べられる。

一、この書の第一巻と第二巻は史伝、文学であれば、採録に用いる書は乏しくない。 しかし工芸、動植物、理科の類は、得ることが極めて難しい。そのため自ら数十篇を 著して、その欠を補った。(此書第一第二巻。史伝、文学。可_三以資_二於採録_一者。不_レ 乏_二其書_{-。}然至工芸、動植、理科之類_{-。}則得_レ之極難。故自撰₋数十篇_{-。}以補₋其

¹⁵² 前掲注 149、例言 1-2 頁。

¹⁵³ 前掲注 148、11 頁。

闕_154。)

第一巻と第二巻では史伝、文学の他に工芸(産業や科学技術)、動植物、理科等の自作教材を揃えたと述べている。「細目」への批判文では、『百川学海』や『説郛』等の類書にも名文が含まれ、『博物新編』『地球説略』等の訳書も出典として十分だとする。そしてもし見つからなければ、「我邦当代の漢文学の耆宿に乞ひて、適当なるものを撰著せしむるも亦可ならずや155」と提案する。「漢文学の耆宿」として選ばれたのが、明治 32 年(1899)当時、70 代前半であった共著者の重野安繹である。おそらく自作の教材はすべて重野の手になるものである。

幅広く教材を揃えたという両巻は、日本漢文 277 篇、中国漢文 163 篇、西洋漢文 21 篇を収める。日本漢文は寺島良安『和漢三才図絵』から採録した教材 5 篇、中国漢文に『本草綱目』から採録した教材 15 篇等を含む。西洋漢文はすべて『博物新編』である。様々な類書から材料を揃えるという主張を実践した。重野安繹の文章は 77 篇で、日本漢文の27%を占める。丸本教科書でもある『帝国史談』等から採録した史伝教材の他に、日本や海外事情を扱った自作教材も含まれている(重野の教材は具体的には第二章で分析する)。

巻三では日本の儒者の作、巻四、巻五では明、清、唐、宋から漢、魏へと進む構成を計画していたが、巻四、五は未見である。編者の一人である竹村鍛の急逝(1901年没)により発行されなかった可能性もある。

「細目」の方針に反対し、その主張を実践した教科書で知育教材を多数収録した点も注目すべきであるが、この姉妹巻の『新撰漢文講本入門』も斬新な方法を取り、明治 20 年代の文法構造を把握させる単元の一つの到達点でもあるので、次に同教科書の構成について見ておきたい。

四 句例の創出

現時点の調査範囲の中で初めて「句例」による文法の学習を導入したのは、明治 32 年 (1899) に編まれた重野安繹・竹村鍛『新撰漢文講本入門』である。ここでは次の一節に注目したい。

¹⁵⁴ 前掲注 149、例言 2 頁。

¹⁵⁵ 前掲注 148、12 頁。

一、入門巻は漢文の読方にまだ通じていない子弟のために作った。その編集の体裁は、すべて編者の創意より出たものである。世間の読本と書き方が異なる所がある。(一入門為 $_{\rm r}$ 未 $_{\rm L}$ 通 $_{\rm L}$ 漢文読法 $_{\rm L}$ 子弟 $_{\rm L}$ 作也。其編次体裁。全出 $_{\rm L}$ 於編者創意 $_{\rm L}$ 。当 $_{\rm L}$ 有 $_{\rm r}$ 与 $_{\rm L}$ 坊間読本 $_{\rm L}$ 異 $_{\rm L}$ 撰者 $_{\rm L}$ 156。)

入門巻は編者の創意によって編まれ、世に広まっている教科書とは異なるスタイルであるという。その冒頭を引用する。

〔解説一〕先ヅ生徒ニ対ヒテ、漢文ニハ送リ仮名ヲ添ヘテ読ムベキモノタルコトヲ説明スベシ。左ニ顛倒ナクシテ直読シ得ベキ例ノミヲ示サン。初ニ句例トシテ短句ヲ挙ゲ、次ニ文例トシテ短文ヲ挙ゲ、共ニ仮名交リ文ニ訳シタルモノト対照ス。以下皆コレニ準ズ。

句例

日月徒二過グ。 日月徒過。

容貌甚壮ナリ。 容貌甚壮 157。

初めに解説が置かれ、訓点の説明を行い、続けて短句を用いた句例、短文を用いた文例と例文を示す構成である。ここで引いたのは返り点がなく直読できる例で、次にレ点、次に一二点と点を増やした例文が続くというように易から難に進む配慮がなされている。そして次に「温習」の項目によって理解度を試す。ここに引いた箇所の温習は返り点のみが施された、句例や文例に出ていない短い文に送り仮名を付ける練習問題である。前述の指原の格言が道徳教育も兼ねていたのに対し、重野・竹村のほうは知育教材も豊富に用いている。確かに当時の評論によると、この教科書が入門書として斬新であったことがうかがえる。

入門たるべき性質を備へたるものは、未た不幸にして見ることを得ざるなり。此頃、 重野安繹、竹村鍛、二氏の同纂に成れる、「新撰漢文講本入門」といふもの、世に出

¹⁵⁶ 前掲注 149、例言 2 頁。

¹⁵⁷ 前揭注 149、1 丁表一裏。

でたり。従来のものとは、大に其体裁を異にし、一見吾人の意を得たるものゝ如し158。

この教科書が従来のものと大きく異なり、「入門たるべき性質」を備えているというのは、おそらく句例を指しているのだろう。『新撰漢文講本入門』の後には、別の出版社により『新定漢文読例』のような例文を中心とした教科書も編まれ、各教科書の冒頭にも句例や句法という単元が盛り込まれ始めた。『新撰漢文講本』は編集方法、句例の創出において漢文教科書編纂史に独自の位置を占めるものである。

続いては明治30年代前半に詩教材が着目された理由を考察する。

五 詩教材の増加

詩教材は明治 30 年代前半より増加するが、それ以前の詩の扱いについて明治 10 年代から見ていきたい。木沢成粛編『小学中等読本』漢文三巻は、訂正三刻(阪上半七、1884年 7 月)より漢文ではなく仮名交り文に変更され、詩教材のみが原文で収録されている。しかし教材は漢文巻とほぼ同じであるので、その配置の趣旨について参照する。

一 此編或ハ孝悌、或ハ義戦、或ハ治績或ハ詩歌、錯雑シテ之ヲ載ス、是レ生徒ヲシ テ、意思転換倦マザラシム¹⁵⁹

この教科書は孝悌、義戦、治績の話題を扱い、詩歌も入れて飽きさせないようにしたという説明がなされている。木沢は教科書の詩の解説をした『小学中等読本詩歌詳解』(阪上半七、1884年1月)を編集している。この時期は別冊として字引はよく出版されていたが、詩の解説は珍しい。序章で取り上げた李白の詩こそ載せていないものの、李賀や白居易の作品を収めた早い事例である。詩は「意思転換倦マザラシム」ために用いられた。

明治 20 年代に入り、中根淑『新撰漢文読本』上下巻は詩を大量に採録したことが注目される。詩の教材としての意義を次のように述べている。

一、詩は文の一部であり、文才を養うには詩に勝るものはない。そこで本書中には多

¹⁵⁸ 三土忠造「重野安繹竹村鍛同纂新撰漢文講本入門を批評す」『東京茗渓会雑誌』第 194 号、東京茗渓 会事務所、1899 年 3 月、42 頁。

¹⁵⁹ 木沢成粛『小学中等読本』巻一、阪上半七、1884年7月訂正三刻、凡例表。

く古人の詩を採録し、様々な詩体を挙げた。人口に膾炙する作品は、学生は早く知らなければならない。必ずしも新奇で好まれている作品を取らなかった理由である。(一詩文是一-端。而長 ニ文- オー 莫 レ 善 ニ 於詩 ニ。故篇 - 中 多採ー ニ 録 古 - 人 之詩 ー。諸 - 体 兼 挙 。 其膾ー ニ 炙 人 - 口 ー 者。学 - 生亦不 レ 可 レ ポー ュ の 所 ー 四 以 ポー 並 取 一 新 ー 奇 可 レ 喜 之 作 ー 也 160。)。

詩は文才がよく発揮されたもので、学生は早く知るべきものであるという判断から、詩を多数採録した。まだ編集本では詩があまり採録されない時期において、前述の木沢の教科書に続き、詩の効用に着目した先駆的な位置にある教科書であると言える。

明治 30 年 (1867) に発表されたある評論では、従来の漢文は聖賢の言葉や事績を紹介 し、文章のみを教授して詩は排斥したが、むしろ詩こそ学ばなければいけないとし、その 効用を次のように述べる。

吾人は詩か如何に美術的にして高尚美妙なる感情を涵養するに力あるかを思ふときは須らく時々古人の傑作妙篇を授けて生徒の感情を美術的に且勇壮活潑に発達せしむへしといふ¹⁶¹。

生徒の感情を豊かにするために詩が大きく貢献すると判断されて、漢詩学習の必要性が 説かれるようになった。

前述の重野・竹村の教科書でも詩の効果は重視されていた。

一、詩賦が国文を助けること、多くは散文に譲らない。かつ吟詠は気晴らしになり、時折志を述べることができるだろう。漢文を学ぶものも合わせて習わなくてはならない。この書の第二巻は、五言・七言の絶句を載せた。第三巻以降は、次第に律詩・古詩に進む。人口に膾炙したものだけを収め、多くは『白氏文集』から採った。『源氏物語』『栄花物語』の類には、白居易の詩が頻繁に引用されている。子弟が他日国文を読んだ際に対比して欲しい。(一詩賦資_於国文_。不=多譲_散文_。且朗唫遣レ興。往往足レ発_抒志気_。学_漢文_者。又不レ可レ不_兼修_。此書第二巻。載_五七言絶

¹⁶⁰ 前掲注 109、凡例 1 丁表。

¹⁶¹ 「雑感 五、生徒に詩を授くべし」『東亜学会雑誌』第 1 編第 11 号、東亜学会、1897 年 12 月、87 頁。

句_。第三卷以下。漸及_律詩古体_。専収 $_{\rm F}$ 膾 $_{\rm F}$ 炙人口 $_{\rm Z}$ 者 $_{\rm L}$ 。而多由 $_{\rm E}$ 白氏文集 $_{\rm L}$ 採入。 蓋源語栄花之類。引 $_{\rm E}$ 用白詩 $_{\rm E}$ 者頗多。欲 $_{\rm L}$ 使 $_{\rm F}$ 子弟他日読 $_{\rm E}$ 国文 $_{\rm E}$ 。有 $_{\rm L}$ $_{\rm L}$ 所 $_{\rm E}$ 对照 $_{\rm E}$ 也 $_{\rm L}$ 162。)

詩の学習は国語の文献を読むことの手助けになるという学習上の効果と、吟詠が気晴ら しにもなるという精神上の効用とがあると述べている。学習面の効用は、石田羊一郎・牧 野謙次郎『新編漢文読本』も説いている。

一、詩賦と文章は本来互いに助け合って用いられるものであり、品性を涵養し、士気を鼓舞し、また多くの字を知るのである。詩も捨て去ることはできないようである(一 詩賦文章本相資為用焉而涵養性情鼓舞気概又多識字詩亦似不可廃也¹⁶³)

詩賦は文字を学ぶ教材としてばかりではなく、精神面の育成にも欠かせないとしている。 詩の配列の仕方は、例えば『三国志』「諸葛亮対先生(諸葛亮先生に対す)」〔蜀書・諸葛亮 伝〕の後には、杜甫「古柏行」、何景明「昭烈廟」、任蘭枝「武侯祠」等、諸葛亮を題材と した詩を置いている(第四編下)。このように史伝教材や文章教材を一篇から数篇学んだあ とに、関連する詩を置くという構成である。李白の詩の中で採録数の多い「蘇台覧古」「越 中懐古」は啓成社編輯所編『帝国漢文読本』巻四では『十八史略』「呉越之争」の後に置か れている。散文と詩とは、それぞれの特質を活かして別の側面から史実への理解を深める ことが期待されたのである。詩は名文や史伝教材に関連させるように採録されていたので、 李白の詩の中でも歴史を題材とした作品の採録数が多くなったと考えられる。

李白の詩を事例としたが、日本の漢詩も同じく 30 年代から採録が増えたようである。「漢文教科書の中で、最も早い時期に「桂林荘雑詠示諸生」〔引用者注一広瀬淡窓作〕が教科書教材として確認できるのは、明治三十年を過ぎたあたりからである¹⁶⁴」との指摘がある。詩教材は日中を問わず、詩の情操教育に資する性質が注目され、学習上の効果として歴史書に理解を深め、日本の古典を読む際の参考にもなるために、明治 30 年代前半から増加したのである。

¹⁶² 前掲注 149、例言 4 頁。

¹⁶³ 石田羊一郎・牧野謙次郎「例言」、同編『新編漢文読本』第四編上巻、丸善書店、1898 年 5 月、[例言裏]。

¹⁶⁴ 前掲注 20、「漢文教材としての広瀬淡窓」、141 頁。

続いて、詩教材と同じく明治 30 年代前半より採録数が増えた時文教材の役割について 考察を行う。

六 時文教材に期待された役割

時文とは、当時の規定を借りるなら、「上諭、国書、奏摺、照会文、告示文、吏牘、尺牘等より新聞雑誌の論説、記事、雑報、広告、及び各種の手形、受取証書類等に至る凡べて支那現時の通俗文¹⁶⁵」である。同時代の中国の文章については、前述の遊佐・富永編『初学漢文教授法』が中学生にも学ばせるように提案している。同書は第一章第五節において、中学校の漢文教材の選定法について述べている。現行の漢文教科書は史伝、序記、論説ばかりで各時代の文体や各種の文体を示さないから、教科書以外の本を読んだ時に不自由をする。その対策を次のように述べる。

故に各種各時代のものを摘みて其大要を知らしめ近世文に続きて謂はゆる官話及び俗語にて書きたる新聞雑誌及び俗語にて書きたる新聞雑誌及び日用書簡文等に至る 迄其一斑を示してこれを読み習はしめざるべからず一通り普通の漢文を読み得るも のならは其読例だに了解すれば近世の俗文と雖もさまで困難のものにはあらざるを 以てなり166

各時代、各種文体の概要を紹介し、清代の公用語である官話や俗語も紹介すべきである と提案する。この官話については、同著者達による『中等漢文読本』に教材として採録し ていないが、『初学漢文教授法』の第二章で紹介している。

第二章は第一章で述べた教授法や手順について具体例を挙げて説明を行っている。官話の紹介は第十六節に『文学書官話』(1869年)を収録することにより行った。同書はアメリカ人宣教師クロフォード(T.P.Crawford 漢名、高第丕)と中国人張儒珍による、中国語で書かれた最初の中国語口語文法書である。刊行後間もなく日本に伝えられ、大槻文彦解『支那文典』(小林新兵衛、1877年 11 月)等の和刻本が編まれた。編者は大槻に許諾

¹⁶⁵ 青柳篤恒編『評釈支那時文軌範』、博文館、1907年1月、2頁。

¹⁶⁶ 前掲注 136、15 頁。

を取り、一部抜粋をして巻末に採録したという167。

大槻文彦は、この書は官話の文法書であり「高雅ノ正文」ではないが、両者の文法に大差はなく、詳細に文法を論じたこの書を「最モ漢文初学ノ人ニ裨益アリ¹⁶⁸」と判断し、注釈を施して刊行に至った。『支那文典』が刊行された明治 11 年(1878)において、まだ小中学校の教育課程に漢文学習は組み込まれず、後に漢文を扱う教科が成立してもしばらくは語法的な側面からの教授法は主流ではなかった。明治 20 年代後半から明治 30 年代前半にかけて漢文教育の教授法に関する議論が盛んになり、漢文の構造を指導すべきであるという見解が増えた。『初学漢文教授法』の著者も同様に文の分析を提唱していたが、特に官話の文法書である『文学書官話』は、その精密な分析法だけではなく、同時代の中国の文章も読ませるべきであるという著者の主張に合うものであったと考えられる。

時文は明治 30 年 (1897) 頃より、日清戦争が契機となって注目され始めていた。中国で日常的に使用する時文を理解することが急務となった今日では、「清朝近時の文章の、成るべく通俗に近きもの、即ち、彼の土の新聞紙上に用ひらる、が如き文章¹⁶⁹」を初学者に学ばせることで、漢文教育のあり方を改革しなければならないという主張がなされた。三浦叶氏は明治 31 年 (1898) に時文を収めた国光社編、副島種臣閲『中等漢文読本』+巻が出版され、その後も時文の読本が続いて発行されたのは、日清戦争の勝利によって中国及びアジアに対する「自覚認識」が高まり、中国からの留学生も増え、中国の文化や現在の中国事情を知ろうという社会的状勢が背景にあると指摘した¹⁷⁰。この教科書は、明治 30年の初版から、明治 32 年 (1899) 発行の訂正再版まで時文が収められている。現時点の調査では最も早く時文教材を採録した教科書である。

『中等漢文読本』採録の時文教材は「中日通商行船条約」である。その採録意図は、

一、役所の公文書は、古来より別の文体であり、普通の文章と大きく異なっている。 そのうえ、現在の清朝で用いられているものは、さらに異なる文体である。読者もこれを知るべきであるため、本書では第十巻の末尾に附して、読者に提供した。(一官

¹⁶⁷ 前掲注 136、93 頁。

¹⁶⁸ 大槻文彦「例言」、同解『支那文典』乾、小林新兵衛、1877 年 11 月。六角恒広編『中国語教本類集成』第 4 集(不二出版、1994 年 4 月)所収のものを使用(2 頁)。

^{169 「}時事寓感 漢文講習法一変の時機」『教育時論』第 481 号、開発社、1898 年 8 月、34 頁。

¹⁷⁰ 前掲注 13、107頁。

府公文。古来別有一体。頗与尋常文章異。況。現時清廷所用。更為異体也。読者不可不亦知焉。故本編別附之於第十巻末尾。以資読者¹⁷¹。)

と、時文によって中学生が学ぶ漢文とは異なる文体を学ばせようとしたことが述べられている。 笹川種郎編『中等漢文新読本』には、

一 支那人ノ作レルモノハ、独リ古文ノミナラズ、又時文ヲ交へ採リテ以テ古今ノ文 体ニ併セ通セシメンコトヲカメタリ¹⁷²。

と、やはり「古今ノ文体」を学ばせることを目的に時文を採ったという説明がある。この教科書には新聞から採録した『時務報』「四十日環游地球(四十日地球を環游す)」、『知新報』「霸探北冰洋(北冰洋を窮探す)」、『清議報』「壽耳遜逸事」(梁啓超「偉人訥耳遜逸事」)が収められている。「四十日環游地球」はシベリア鉄道の開通によって、ロンドンから旅順まで列車で行き、旅順から船で太平洋を渡れば、40日間で地球を一周できることになったという記事である。「窮探北冰洋」はアメリカの北極探検家、ピアリーが 1894 年にグリーンランドで隕石を発見した記事である。「訥耳遜逸事」はイギリスのネルソン提督が幼少の頃から栄誉を忘れなかったという逸話の紹介である。前者二篇が知識を増やす教材であるのに対し、これは道徳的教材を兼ねる。時文教材は新聞や雑誌を出典とするため、近い時代の出来事や人物に関する文章によって興味を引き、外国事情を理解させながら、その文体に親しませる役割を持っていた。

こうして、他教科にも関わる、豊富な教材を幅広く揃える手法が広まり、知育教材の西 洋漢文ばかりではなく、詩教材や時文の採録数も増加した。次に、この時期の

七 明治30年代前半の漢文教科書

これまでは文範型と読本型に分けて各時期の教科書の傾向を整理してきたが、今後新たに文範型は編まれないので、明治 30 年代以降は編集本のみ取り上げて、中国漢文、日本漢文、西洋漢文の収録別に区分した。それが表 4 である。ここに含まれない文法型に前述

¹⁷¹ 国光社「中等漢文読本緒言」、同編『中等漢文読本』巻一、深辺祐順、1897 年 9 月、[緒言裏]。

¹⁷² 笹川種郎「編纂ノ要旨」、同編『中等漢文新読本』巻一、大日本図書、1900 年 12 月、編纂ノ要旨 2 頁。

の『新撰漢文講本入門』のほか、興文社『新定漢文読例』、内堀維文『中学漢文入門』上下 巻がある。文法型が見られることも教授法への関心が高まった、この時期の特色である。

【表 4】明治 30 年代前半の読本型編集本一覧

中日	中日西
宮本正貫『中等教科漢文読本』明 30	村山自彊ほか『中等教育漢文読本』明 30
指原安三『漢文読本』明 30 訂再	鈴木重義『中学文編』明 30 改題
深井鑑一郎『撰定中学漢文』明 30・明 31 訂	宮本正貫『中等教科漢文読本入門』明 30
再・明 31 訂三	国光社『中等漢文読本』明 30
宮本正貫『中等教科漢文読本』明 31	中根淑『撰註漢文読本』明 30
平井参・池田四郎次郎『新撰中学漢文』明 31	山本廉『中等漢文』明 30
大沼鶴林『漢文異采』明 31	宮本正貫『中等教科漢文読本』明 31
国光社編『中等漢文読本』明 31・明 32・	遊佐誠甫・富永岩太郎『中等漢文読本』明 31
石田羊一郎・牧野謙次郎『新編漢文読本』明	村山自彊ほか『尋常中学一年漢文読本』明 31
31	国光社『中等漢文読本』明 32
高瀬武次郎『新編漢文読本』明 32	福山義春・服部誠一『中等教科漢文読本』明
深井鑑一郎『改訂中学漢文』明 32	32
渡貫勇『中学漢文学初歩』明 32	重野安繹・竹村鍛『新撰漢文講本』明 32・
興文社『新定漢文』明 32	明 33 訂再
藤田豊八・水月哲英『新体中学漢文教程』明	山室茂次郎『中学漢文津梁』明 32
32	簡野道明『初等漢文読本』明 32
共益商社『中等漢文読本』明 32	井上寛『中等教科新体漢文読本』明 33・明
狩野直喜『中学科程漢文読本』明 32	34 訂再
深井鑑一郎『刪修撰定中学漢文』明 32	国語漢文研究会『中等漢文読本』明 33・明
秋山四郎『第一訂正中学漢文読本』明 33	34 訂再・明 34 訂八
藤田豊八・水月哲英『新体中学漢文教程』明	笹川種郎『中等漢文新読本』明 33・明 34 訂
33	再
興文社『新定漢文読例』明 33	弘文館『中学漢文読本』明 34
深井鑑一郎『撰定中学漢文初歩』明 33	伊藤允美・高原操『新定漢文読本』明 34
興文社『訂正新定漢文』明 33	国語漢文同志会『中等漢文読本』明 34

岡部新三郎『中等漢文読本』明 33

学海指針社『中学漢文読本』明 33

普通教育研究会『新撰中学漢文読本』明 34

深井鑑一郎『刪修撰定中学漢文』明 34 訂五・

明 34 訂六

秋山四郎『第一訂正中学漢文読本』明 34

興文社『本朝名家文鈔』明34

同『本朝名家文鈔(甲)』明34

同『本朝史伝鈔』明34

同『本朝史伝鈔(甲)』明34

同『国史鈔』明34

同『国史鈔(甲)』明34

普通教育研究会『中学国語漢文初歩』明 34・

明 34 訂再

秋山四郎『漢文教科書』明34

宮本正貫『中学漢文読本』明 34

比率としては中国漢文、日本漢文を収めた教科書のほうが多い。しかし中国漢文、日本 漢文の中にも西洋事情や自然科学を扱った教材が増え始め、題材が広がったのが、この時 期の特色である。序章において石毛慎一氏が明治 35 年(1902)から 44 年(1911)まで を「網羅主義」と概括したことを述べたが、幅広い内容の教材を揃えることは明治 30 年 代から始まっていたのではないかと考える。

題材が拡大した要因の一つは、文部省の指示ではなく、教授法に対する意識の高まりが 挙げられる。遊佐・富永編『中等漢文読本』は、他教科に関する内容に触れることで漢文 の実用性を高める主張の下に編まれた教科書で、その根拠にヘルバルト派の教授理論があ った。もう一つの要因が文部省の試案に対する反論である。重野・竹村編『新撰漢文講本』 は徳育にのみ配慮し、史伝教材に偏重した文部省の試案に対抗し、知育教材もふまえた幅 広い教材構成を取った。

こうして徳育ばかりではなく知育、情育に配慮すべきであるという議論が教育界に起き、 情育が期待されて詩教材の採録数が従来に比べて格段に増えた。また、時文教材は日清戦 争後の中国への関心の高まりから注目され、漢文教育の改革のために採録されることにな った。

明治 30 年代前半のこれらの試みが「中学校教授要目」制定後にどのように引き継がれるのか、続いて明治 30 年代後半の漢文教科書の特色について考察を加える。

第四節 「中学校教授要目」の制定

一 「中学校教授要目」制定前後の漢文教科書

前述の「細目」による試案を経て、明治 35 年 (1902) 2 月 6 日、「学制」開始以来、中等教育における初の詳細な教授要目である「中学校教授要目」(文部省訓令第 3 号) が制定された(以下「要目」と略す)。

「要目」は初めて詳細な各学年の基準を定め、「講読」の指導法として「読方」「解釈」 「暗誦」が明記された。「講読ノ材料」では学年ごとの学習内容から、各学年の教材に関す る規定を見ていく。

第一学年

漢文ハ初ヨリ文章完結セル全篇ヲ採ルコトヲ要セス第一学期ニ於テハ単語単句ヲ 挙ケテ其ノ組織ト国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二学期以後ニ於テハ我国近世作家 ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返リ点、送リ仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ 時々既ニ課シ了リタル国語ノー二節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ヲ対照セシム ヘシ¹⁷³|

第一学年では、漢文の構造について国語との比較から理解させる方法が示され、漢訳も用いるように定められた。これまでに取り上げた教科書では、遊佐・富永編『中等漢文読本』は単語単句から入るのではなく、巻頭には短い教材が置かれている。福山・服部編『中等教科漢文読本』も単語・単句から入らず教材から学び始める。単語・単句は格言を冒頭に置いた指原編『漢文読本』程度で、明治 20 年代までは教科書に取り入れられてこなかった。この条項が定まったのは句例が創出されたことが関わっているのだろう。

漢訳を用いるという指示は、20年代から和漢対照の方法が取り入れられており、明治

¹⁷³ 『官報』第 5575 号、印刷局、1902 年 2 月 6 日、107 頁。

30年(1897)刊の国光社編『中等漢文読本』十巻は、巻一の教材 40 篇をすべて和漢併記にした。これほどの分量を設けた教科書は多くないが、「要目」以前から漢訳との比較から漢文の構造を理解させる試みは続けられてきた。単語・単句の規定とともに、これまでの編集者の試みが教則として定まったのである。

「要目」の第二学年から第五学年までの規定には具体的な教材例が示されている。

第二学年

前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短編ヲ加フ、例へハ頼山陽ノ日本外史、大槻盤溪ノ近古史談、塩谷宕陰ノ宕陰存稿、安井息軒ノ読書余適ノ類

第三学年

前学年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例へハ頼山陽ノ日本外史ノ敍論ノ類 漢 文ハ記事文叙事文一、論説文一ノ比ヲ以テ之ヲ課スヘシ

第四学年 句読及返り点ヲ施シ送リ仮名ヲ省キタルモノ

散文: 前学年ニ準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ例へハ清初作家、 唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類

詩 : 唐詩選ノ類

割合: 漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文一ノ比ヲ以テ之ヲ課シ詩歌ハ適宜之ヲ 加へ授クヘシ

第五学年

散文:前学年二準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

詩 : 前学年ニ準ス

割合: 漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文三ノ比ヲ以テ之ヲ課シ詩歌ハ適宜之ヲ

加へ授クヘシ174

教材の難易度は、日本の近世の作家から中国の作品へと進み、中国の作品は近い時代から遡って清初の作家、唐宋八家、『史記』『蒙求』『論語』等へと進むという基準が定まった。「細目」の掲げた主旨については徳育偏重という批判があったが、中学校の教授全体にお

¹⁷⁴ 前掲注 173、107-109 頁をもとに整理。

いて、「常二訓育ト相俟チテ高等普通教育ノ目的ヲ達センコトヲ期スヘシ¹⁷⁵」と、全体に おいて訓育を意識するように定められ、漢文科の項目には直接記されてはいない。批判を 受けた「細目」の史伝教材重視という試案も、叙事文、紀行文、詩等も採り入れて調整を 行っている。

「要目」以前の教科書では、遊佐・富永編『中等漢文読本』十巻は知育教材を多数収め、 巻一から巻五まではほぼ日本の作品を採り、巻六以降は『資治通鑑』『史記』等の史伝教材 が採録され、次第に文章教材や『孟子』へと進み、巻十はほぼ文章教材で構成されている。 福山・服部編『中等教科漢文読本』十巻も日本から中国に進むという順序は他の教科書と 同じである。「細目」に従って編まれた教科書であるが、その史伝教材中心の構成に完全に 則るのではなく、洋学教材も採録し、当時の話題性のある題材について自作教材も交えて 構成している。

やはり「要目」が示す順序も第一学年の構造把握に関する規定と同様に、「要目」が初めて示したものではなく、それ以前の編者達の試みをふまえて定められたものである。その詳細な教則には、これまでの漢文教科書編集の歩みが反映されている。

「要目」制定後に編まれた教科書の編集方針を検証したい。やはり「要目」以前と比べて顕著な違いは、巻頭に句例等の文法事項を置いたことである。句例を取り入れた『新撰漢文講本入門』出版後で、「要目」制定前の編集本 42 種のうち、22 種の教科書が句例に類似する単元を設けた。「要目」制定後から明治末までの編集本 133 種のうち、116 種の教科書が句例を冒頭に置いた。百分率で言えば、「要目」以前は 52%だった句例の採用が、「要目」後は 87%に上昇した。短文による構造把握、返り点の決まりを指導する単元を設けなかった教科書は、明治 10 年代に初版が編まれた三島中洲『初学文章軌範』や、国語の教材も合わせて採る教科書、抄本の叢書に収められた編集本等(興文社「教科摘用漢文叢書」)で、編集本にはほぼ設けられる単元となった。これは「要目」が編集方法に影響を及ぼした事例である。

教材構成について、「要目」後の教科書をいくつか見ておきたい。弘文館編『訂正中学 漢文読本』五巻は巻一から巻四までは日本の地理・歴史に関する教材や洋学系教材から入 り、徐々に西洋の偉人・地理が増えるという構成で、中国の史伝教材や文章教材は巻四か ら少しずつ採録され、最後の巻五はすべて中国の作で唐宋から漢代の文章教材や『史記』 や『孟子』等により構成されている。詩は各巻に数篇採られている。

¹⁷⁵ 同上、105 頁。

法貴慶次郎編『漢文読本』五巻は基本的に「要目」に従って編集したと述べ、日本から中国に進み、第四学年に相当する巻四から中国の作品が中心となる。この教科書は「特に皇国青年の英気を鼓舞し、忠君愛国の健心鉄腸と高尚優雅なる情操とを修養せしめんことを期するを以て編纂の中心基準としたり176」という編集方針に基づいたものである。そのため、この時期によく採られていた洋学教材を採録していない。そして詩教材は総数 506 篇のうち 225 篇で、全体の約 4 割にのぼる所に特色がある。

これらの教科書から「要目」前後の編集方針の違いを検討すれば、単句・短篇の項目が 定着したこと、詩教材が盛り込まれるようになったことに現れているが、日本から中国に 進むという大きな枠組みや、洋学教材の採録が見られること等は「要目」の前後で変化は ない。「要目」はそれまでの漢文教科書編集に関する議論の傾向に沿って制定されたもので、 編集方針が一変した訳ではなかった。また、「要目」後の教科書がすべて同じ構成になった のではなく、各教科書の判断で個性を出していた。

洋学教材については「要目」の「講読ノ材料」には名前が挙げられていない。中学校全体に関わる規定として、「教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ¹ファ」と記されている。これに基づいて教材の幅が広がったとも考えられるが、やはり前章で検討してきたように、明治 30 年代前半において文部省の一部の教科書調査担当者も推奨していた、知育にも配慮して編まれた教科書が、新しい規定のもとでも引き続き認められたのであって、「要目」が具体的に指示したのではない。洋学教材の採録状況からは、教科書の編集方針や教材の変遷において、教則の制定や改正後に教材の傾向を変化させるとは限らないことがわかる。

規定には名前が挙がっていないが洋学教材と同じく明治 30 年代に流行した教材に時文 教材がある。他教科に関連させることで漢文の実用性が主張されたように、時文も同じく 漢文が有益な教科であることを示そうとした教材である。しかし、明治 30 年代後半も採 録数が増えるものの、すぐにその役割が見直されることになる。次に、時文教材の役割が 見直された背景について考察したい。

ニ 時文教材の役割の再考

¹⁷⁶ 法貴慶次郎編「例言」、同編『漢文読本』巻一、元元堂、1904年12月、例言1頁。

¹⁷⁷ 前掲注 176 に同じ。

時文教材が明治 30 年代後半に採録数を増やした要因は、明治 36 年 (1903) 2月、全国的な教育者の組織である帝国教育会の漢文教授法研究部の決議案であろう¹⁷⁸。漢文科廃止論の高まる中、明治 35 年 (1902) 12 月、帝国教育界内に漢文教授法研究部が設立され、漢文の教授内容について調査が行われた。翌年の 2 月 14 日、当該研究部は「中学校に於て教授する漢文に時文を加ふるの可否」を討論により可決した¹⁷⁹。研究部会では常議員の細田謙蔵により時文の定義について、「上論文 奏議文 布告文 新聞の論説文 新聞記事文の比較的雅なるもの 広告文の比較的雅なるもの¹⁸⁰」と説明された。後に中等教育の漢文科の目的、分量、時数、材料について試案をまとめた際に、第四・五学年で時文を盛り込む決議案が可決された¹⁸¹。これらの議決には法的拘束力はなかったものの、教材の採録に影響を及ぼしたと考えられる。時文によって同時代の文体を学ばせることで、漢文教育の実用性を打ち出し漢文不要論に抵抗しようとしたのであろう。これも時文教材に期待された役割である。

しかし、時文を中学校で教えることには反対意見も少なくなかった。漢文教授法研究部の常議員である法貴慶次郎はこの議案の可決に言及して、授業数が足りないために中学校の漢文の時間に時文を組み入れることに反対した。「今日我国民が我国に生息し行く上に於て、古文の素養がなければ、一日も立ち行かぬを深く思ふのである¹⁸²」。なぜなら「今日の支那語時文に於ては、世界の運命を支配し、世界の幸福に影響するが如き大思想大発明は包含せられぬ¹⁸³」ために、時間を割く必要はないと判断した。国文でも中学教育の材料に供すべきものは欠乏しており、日本では「心血を注ぎしやうなる著述は殆んどすべて漢文である¹⁸⁴」ため、中学生にとっては時文を学び中国との交流を考えるよりも、中等教育の漢文科では時文ではなく古文(漢文)こそ学ぶべきであると説いた。

法貴慶次郎は時文ばかりではなく、「要目」制定後に刊行された教科書が幅広く題材を 揃えていることについて次のように反対した。

¹⁷⁸ 打越孝明「明治三十年代後半の中学校漢文教育存廃論争について――第七回高等教育会議への廃止 建議をめぐって――」(『皇学館論叢』第 24 巻第 5 号、皇学館大学人文学会、1991 年 10 月、49―54 頁)を参照した。

^{179 「}会報 漢文教授法研究部」『教育公報』第 269 号、帝国教育会、1903 年 3 月、53—54 頁。 180 同上、54 頁。

^{181 「}会報 漢文教授法研究部」『教育公報』第 274 号、帝国教育会、1903 年 4 月、28-29 頁。

¹⁸² 法貴慶次郎「中学の漢文科」『教育界』第2巻第7号、金港堂、1903年5月、46頁。

¹⁸³ 同上。

¹⁸⁴ 同上、48 頁。

近頃国語読本に真似てか、漢文読本までが、各時代の文章を並べんとして居る様子が 見ゆる、中には、近世の支那人の文にて、西洋の機械の説明或は市府の見物などを物 したるを載せなどしてある、此れ等は漢文の趣意を誤解したる悪変化だと思ふ¹⁸⁵。

漢文教育を徳育が第一であるととらえる法貴にとっては、国語読本を真似て「ガス灯」や「蒸気機関車」等の修養にさほど役に立たない教材は漢文教育の目的を誤解したものとしか映らなかった。前節に述べた法貴が編集した『漢文読本』は皇国青年に忠臣愛国の精神を学ばせることを目的としていた。そのため西洋漢文を出典とする知育教材は採録していない。

法貴編『漢文読本』は全教材の4割が詩教材である。教材の選び方は「山河風光の真美を表写せる文学を選ぶこと¹⁸⁶」とあり、風景を詠んだ作品も収めているが、「情意音調、共に青年の意気を鼓舞するに足る文学を撰ぶこと¹⁸⁷」とも記されている。徳育偏重を防ぐために詩教材が採録されることがあったが、法貴の意図は徳育の補強である。徳育が強化されると知育教材は比重を減らすが、情育教材の漢詩は感情面から徳育に貢献するため、採録数が減ることはなかった。

そして、日露戦争終了(1905)後の教育方針について、文部大臣久保田譲により「文部省訓令第3号」が発表された。開戦の目的を貫徹した「忠君愛国ノ精神ハ我国体ノ精華ニシテ国民ノ特長」であり、それが今回の戦役で発現されたと述べる。そして教育に従事する者はこのことを常に鑑み、「此精神ノ涵養ヲ努メ此精神ヲ基礎トシテ諸般ノ教育ヲ施シ平時ニ在リテハ国民ヲシテ挙国一致平和的国運ノ発展ニ尽サシメ又一旦緩急アレハ義勇公ニ奉スルノ実ヲ挙ケシムルノ用意ナカルヘカラス188」と忠君愛国の精神の教育に力を入れるように述べた。明治30年代末から徳育重視の風潮が濃厚となってきた。

明治 30 年代に流行した洋学教材であるが、自然科学や産業に関する漢文教材は材料に 乏しいということは以前から指摘されていたことである。時文教材は同時代の中国を理解 するという漢文の実用性を主張する役割が期待されたが、中学生の漢文の知識では読み切れない用例が含まれており、扱いには慎重さも求められた。洋学教材自体の持つ教材としての問題に加え、徳育重視の風潮の下では知識を増やしたり、中国の様々な時代の文章に

¹⁸⁵ 法貴慶次郎「中学の漢文科 (続)」『教育界』第3巻第8号、金港堂、1904年5月、67頁。

¹⁸⁶ 前掲注 176、例言 1 頁。

¹⁸⁷ 同上、例言 2 頁。

^{188 『}官報』第6692号、印刷局、1905年10月18日、570頁。

触れたりするような漢文の実用性はもはや重視されなくなり、洋学教材はその役割を終え つつあった。

次に明治 30 年代後半の漢文教科書の傾向を整理し、「要目」の制定と時代の変化により、明治 30 年代前半に試みられた編集方法がどのように変化したのか、考察を加えたい。

三 明治30年代後半の漢文教科書

明治 30 年代後半の編集本の傾向を整理したのが表 5 である。明治 30 年代前半に編まれていた文法型の教科書はなくなり、読本型のみとなる。その要因の一つは、句例集を独立した単行本で出すのではなく、教科書の中に取り入れることが定着したためであろう。

【表 5】明治 30 年代後半の読本型編集本一覧

中日	中 日 西
普通教育研究会『中学国語漢文初歩』明 35 訂	飯田御世吉郎・塩井正男『漢文新読本』明 35・
再	明 35 訂三
興文社『本朝名家文鈔』明 35 訂再	弘文館『中学漢文読本』明 35 訂再
同『本朝史伝鈔』明 35 訂再	国語漢文同志会『中等漢文読本』明 35 訂再
同『国史鈔』明 35 訂再	伊藤允美・高原操『新定漢文読本』明 35
同『国史鈔 (乙)』明 35	宮本正貫『中学漢文読本』明 35 訂再
秋山四郎『漢文教科書』明 35 訂再	宗内静処『中等教科国語漢文階梯』明 35
国光社『新編中等漢文』明 35	国語漢文研究会『中等漢文教科書』明 35
明治書院編輯部『中学読本』明 35・明 36 訂再・	宮本正貫『中学漢文教科書』明 35・明 36 訂再
明 36 訂三・明 36 訂四	弘文館『訂正中学漢文読本』明 35 訂三・明 36
普通教育研究会『改訂中学漢文読本』明 35	訂四
内堀維文『新体漢文読本』明 35・明 36 訂再	笹川種郎『中等漢文新読本』明 35 訂三・明 36
育英舎編輯所『中等教科国語漢文読本』明 36・	訂四
明 36 訂再	三省堂編輯所『中等国語漢文読本』明 35・明
興文社『本朝名家文鈔(乙)』明 36	37 修再
同『本朝史伝鈔(乙)』明36	育英舎編輯所『中等教科国語漢文読本』明 36
清水平一郎『漢文新読本』明 37・明 38 訂二・	国語漢文研究会『中等漢文教科書』明 36 訂

明 39 訂四

同『訂正漢文新読本』明 39 訂五

国語漢文研究会『新編漢文教科書』明 37·明 38 訂再

法貴慶次郎『漢文読本』明 37・明 38 訂再 同『改訂漢文読本』明 38 訂三・明 39 修再 鈴木静ほか『中学漢文』明 38 再版 普通教育研究会『修補中学国語漢文初歩』明 38・明 39 訂再

普通教育研究会『再訂中学漢文読本』明 39 国語漢文研究会『高等漢文読本』明 39 秋山四郎『第一訂正漢文教科書』明 39 訂三 再

明石孫太郎『中学漢文読本』明 36·明 37 訂再 国光社編輯所『中等漢文読本』明 36·明 37 訂再

伊藤允美·葉善鎔『漢文教典』明 36·明 37 訂再

育英舎編輯所『中等教科国語漢文読本』明 36 訂再

中学科研究会『国語漢文中学読本』明 36・明 37 訂再

国語漢文専攻会『新撰漢文教科書』明 37 宇野哲人『新撰漢文読本』明 37・明 38 訂再 鈴木静ほか『中学漢文』明 37

国語漢文専攻会『新撰漢文教科書』明 37 秋山四郎『新撰漢文読本』明 38・明 39 訂再 土岐政孝『中等漢文教科書』明 38・明 39 訂再 国語漢文研究会『改訂新編漢文教科書』明 39 改訂

句例は「要目」において単語・単句から漢文学習に入るという規定が設けられ、またお そらくは実践により効果が認められ、漢文未習者に対する単元として定着していった。こ れは「要目」が漢文教科書編集に影響を及ぼした事例である。

「要目」による最も大きな教材の変化としては、詩教材の増加が挙げられるだろう。明治 30 年代前半から採録数が増えた詩教材は、「要目」に『唐詩選』等を使うように規定されたことで、日中の詩教材が明治 30 年代後半も継続して採録されることになった。

教材の構成は、中国漢文、日本漢文、西洋漢文をすべて収めた教科書のほうが多いことが一目瞭然である。明治 30 年代前半から続く、洋学教材を多数採録する教科書がさらに数を延ばしたのである。

しかし、法貴慶次郎が洋学教材に批判を行い、日露戦争後は徳育重視となったため、出 典や採録教材について見直しが始まった。明治 38 年(1905) 初版の土岐政孝編『中等漢 文教科書』五巻は教材の選択の仕方を次のように説明する。

一 材料は。倫理、文学、歴史、地理、理化、博物、実業等に渉りて。文意名暢趣味 饒多なる者を取り。格言及び詩を交へたり¹⁸⁹。

理化と博物に関連する教材では、『気海観瀾広義』『博物新編』『格物入門』『植物学』から選択している。しかし、明治 40 年発行の訂正三版である『改訂中等漢文教科書』五巻では次のように変わった。

二編纂の材料は。倫理、文学、史伝、地理、博物、実業等の教科に適したる者を取り。格言及び詩を交へたり¹⁹⁰。

訂正三版では、それ以前にあった「理化」が消えた。博物・実業についても中学校用教科書では序文中にそれらに関する教材を採ったと記した教科書は、この土岐政孝のものがほぼ最後の例である。他教科に関連させるという方針であっても、明治 40 年代に入ると理・博物が外されていった。この教科書の改訂は、明治 30 年代後半から 40 年代にかけての教科書の編集方針の転換をよく表している。

道徳教育を重視すべきという時代背景から、洋学教材や時文教材は明治 40 年代には数を減らすことになった。漢文教育の改革の一つの手段という提案はあったものの、これらはあくまでも入門期用教材であるか、参考用という扱いの教材で、根幹から中等教育の漢文科の目的や指導内容を変えるものではなく、明治 40 年代にはその役割を終えることになる。一方、明治 30 年代前半には徳育偏重を防ぐために知育教材と同じく注目された情育教材の漢詩は、道徳教育が重視されると、それをさらに強化するという役割が期待されるようになり、採録数を減らすことはなかった。

続いて、徳育重視と、「要目」への批判が強められる、明治 40 年代の漢文教科書の傾向 について考察を行う。

第五節 国民道徳の育成

¹⁸⁹ 土岐政孝「例言」、同編『中等漢文教科書』巻一、興文社、1905年11月、[例言]。

¹⁹⁰ 土岐政孝「例言」、同編『改訂中等漢文教科書』巻一、興文社、1907年 12月、[例言]。

一 「中学校教授要目」への批判

日露戦争の勝利によって、西洋の文明を打ち負かした「東洋精神」すなわち儒教の再評価が起きた。明治 40 年代には漢学、特に儒教の復興が叫ばれ、「漢文大系」「漢籍国字解」等の大部の叢書も刊行された。漢学に関心が寄せられる中で、漢文教育では改めて徳育が強調されるようになった。

徳育重視の背景の一つには、日露戦争後の混乱、社会主義の浸透への対策として公布された、国民の守るべき規範を示した「戊申詔書」(明治 41 年 [1907] 10 月 13 日) が考えられる。勤勉・倹約を主とした道徳教育が説かれ、「祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡 191」が国運の発展の本にあるという詔書のもとでは、漢文は「中学校教授要目」公布後に定着した、知育教材も揃えた総合的な教材構成よりも、徳育教材を柱に据えなければならない時代となった。

岡田正之は、日本で伝えられてきた漢字、漢文を同化的漢字、同化的漢文とし、内容と外形の二つの面から、国民との関係を説き、中学校の漢文教育の目的を述べているが、ここでは内容面について取り上げたい。

岡田は、日清日露の両戦争後、国民が「自国の実力が他国に優越したる価値あることを 自覚し」、「教育勅語の愈々在り難きことを認識し¹⁹²」、聖勅の注釈である四書等の同化的 漢文の大切さに気づいてきた。この国民と同化的漢文との重要な関係は、過去・現在だけ ではなく、将来も続くものとする。教育上は四書五経に限らず、「醇建な思想が養はれると 同時に、高尚な趣味も得られる¹⁹³」歴史書や詩文も教材として適切であるとし、同化的漢 文の必要性を説く。そして次のように結んでいる。

我帝国の中堅たるに負かない人格として、祖先の跡を継ぎ後来の国民を導かんとする人士は、どうしても同化的漢文に待たねばなるまいと思ひます、既に同化的の漢文を必要とする上は、之れが理解力を養ひて其の要求に応ぜざるべからざるは理の見やすきものであらうと存じます¹⁹⁴。

^{191 『}官報』第7592号、印刷局、1908年10月14日、343頁。

¹⁹² 岡田正之「中等教育の漢文に就きて」『漢学』第1編第1号、育英舎、1910年5月、40頁。

¹⁹³ 同上、42 頁。

¹⁹⁴ 同上、48頁。

四書五経や歴史書、詩文を学ぶ意義を勅語や国民との関係に結びつけて強調している。 こうした論理は日露戦争終結後には、学校で漢文を学ぶ意義を語る際にしばしば見られる ようになった。

教材の選択については、小柳司気太の次のような意見も少なくなかった。

蓋し漢文が今日吾人に於て勢力ある所以の者は、天文地理等の科学に関したる者に非ず、斎藤拙堂松崎慊堂諸氏の文学に非ずして、実に此経典あるに因るを以てなり195。

「天文地理等の科学」とは洋学教材等を含む教材群である。漢文で書かれた科学や西洋に関する知識は、国文や英文を通じて得るものよりもはるかに少ないため、それらを指導することは漢文科の目的ではないとした。「斎藤拙堂松崎慊堂諸氏の文学」とは、例えば斎藤拙堂(正謙)「下岐蘇川記(岐蘇川を下る記)」、「梅谿遊記」や、松崎慊堂「熱海湯池」等が採録されていた。紀行文のように徳育に関わらない教材が増えたのは、「中学校教授要目」が原因であると小柳は批判した。ここに挙げられた中では科学に関する教材や斎藤拙堂は「中学校教授要目」に規定はなく、松崎慊堂のみ名前が挙がっている。具体的に名を挙げていなくとも、こうした教材を採録した教科書を容認していることに問題があるとしたのだろう。国語の教材では十分に役割を果たせない、国民道徳の原則であり聖勅の注釈である四書五経による道徳教育こそ、漢文で行うべきだと主張した。

しかし四書だけでは生徒が飽きるので、歴史書や文学的読本も課すように提案する。

外史及び政記の両書は、従来の国民教課書ともいふべき者にして、之を読むときは我国の史実を知らしむると与に、国体の淵源、世風の汚隆をも会得することを得、識見を長ずるの点に於て、大に有益なり196。

日本漢文の史伝教材では頼山陽『日本外史』『日本政記』を通じて史実を学ぶとともに、 国体の淵源や世の盛衰も理解できるため有益とする。中国の史伝教材では『十八史略』を 重視する。その理由は、

¹⁹⁵ 小柳司気太「中等教育に於ける漢文の地位を論じて其教授法に及び併せて文部省に望む」『東亜の光』 第4巻第8号、東亜協会、1909年8月、55頁。

吾人は是によりて支那歴朝の興亡盛衰、及び英雄豪傑の偉績逸話を知る、即ち一種の支那的空気を呼吸するの思あらしむ且同時に大抵世間慣用の故事等は多く本書に網羅せらる本書は実に四書と与に漢文学を読まむと欲する者には、必ず欠くべからざる書なること、吾人の経験に徴して明かなり197。

と述べられている。中国の歴史を知り、中国の空気を吸うような思いをさせてくれるばかりではなく、よく知られる故事を掲載する『十八史略』は教材に適しているとの判断である。

文学的方面については、唐宋の作品を中心とすべきであると説く。唐宋を学ばずに先秦に進むと、李王の古文辞学のように「怪僻」となり、唐宋を経ずに明清に私淑すれば「膚浅」となるため唐宋の文学を学ぶことを提案する。そして、現行の教科書で最初に置かれている日本の近世の作には日本特有の文字の使い方もあり、必ずしも学びやすいとは限らないと指摘する198。以上をふまえて、小柳は理想とする教材の内容と学年ごとの配分を次のように示している。

四書 (第一学年より第五学年に至る、其順序は論語孟子大学中庸にして、中庸は場合によりて之を除く但し素読はなすこと)

日本外史(第一学年より第二学年)

十八史略 (第三学年より第五学年)

日本政記(同上)

文学的読本(同上) 199

明治 30 年代に流行した教科書のように短文の幅広い内容の教材を揃えるのではなく、 道徳教育に資するまとまった分量の教材を用いるべきであるという提案である。明治 30 年前半では文部省の試案が道徳教育に偏向しているという批判が教育界で巻き起こったが、 30 年代後半以降は、この小柳の提案のように今の教則では漢文科特有の道徳教育が行えな いという批判が主となった。

¹⁹⁷ 同上、56 頁。

¹⁹⁸ 前掲注 195、56-57 頁。

¹⁹⁹ 同上、57頁。

小柳は句例にも反対する。世に流通する漢籍は多く訓点が施され、専門家でもない限り無点本は読まない。教科書も訓点が付けられているので、「至る所、句例なるが故に、予め句例を設くるの必要なきなり²⁰⁰」としてあえて最初に句例を置く必要がないと述べる。外国語なら文法が必要だが、訓点の付いた教材を用いて読解を目的とする漢文には句例による文法指導は不要であり、読んでいくうちに訓点のきまりは自然と身につくという主張である。ただ読むだけの漢文教育を変革しようとした明治 30 年代の試みや、それが結実した「要目」の方針をすべて否定するような立場であった。

短篇教材についてすでに 30 年代後半には中学校の現場からも次のような不満が出ていた。

短文はきれ~の者だから、自然面白味は少い。かういふ教材で半年一年生徒を教へるといふのは、教へるものも、教へられる者も、洵につらいのである。

今の読本の教材の中には、迚も生徒が咀嚼にたへぬと思はれる者が少くない。十八史略などから所々切り取つて来たのは、なか~~難しい。さうしてそれ程面白くない²⁰¹。

文中では具体的に理想とする教材案は出ていないが、明治 36 年頃の読本の欠陥は「編纂者が生徒の事情に通じないからである²⁰²」とする。教材の分量の短さが問題視された。こうした問題が出ていたからこそ、まとまった分量の教材を読むべきであるという提案が出てきたのである。

難易度による教科書の編集も反省すべきであると、遠藤隆吉が次のように述べている。

要するに今の漢文教科書は、易より難に進むと云ふ西洋主義の順序を採つて之を教育 せんとして、彼の封建時代の野蛮教育に相対しようとしたのであるけれども、失敗に 終つたものと言はなければならぬ²⁰³。

西洋の読本に学んだ「易より難へ」という編集方針は、形式だけ真似て雑多な内容を詰

²⁰⁰ 同上、59頁。

²⁰¹ 神津包明「中学校の国語漢文教科書について (完)」『教育時論』第 663 号、開発社、1903 年 9 月、 12 頁。

²⁰² 同上。

²⁰³ 遠藤隆吉「硬教育の必要」『教育界』第 9 巻第 3 号、金港堂、1909 年 12 月、26 頁。

め込んだために生徒を混乱させ、漢文の力を衰えさせたと指摘し、『日本外史』等の史書を そのまま読ませたほうが読解力が付くとする。明治 40 年代の教科書の編者達も難易度に は考慮していたが、遠藤は改めて漢文独自の学習方法を考えるべきであると説いたのであ ろう。続いて、このような改良案が出される中、どのような教科書が編まれていたのか、 「要目」改正前の明治 40 年代に刊行された漢文教科書の編集方針を検討したい。

二 「中学校教授要目」改正前の漢文教科書

深井鑑一郎は『中等漢文定本』五巻の編集方針を次のように述べている。

一、現在の中等教育において漢文を課す主旨は、文字を練習し、読書力を育成し、作文の資料を提供し、あわせて徳性を涵養することにある。このため本書は主に国家社会に関するものを採録し、間に地理・歴史を挿入し、さらに文学に及ぶ。これもまた漢文の特色を発揮させるためである。(一 現今中等教育課_漢文_者其要旨在下練_習文字_、養_成読書理解之力_、給_作文資料_、併涵中養徳性」。是以本書、主採下収事之関_国家社会_者」、間雑以二地理・歴史_、傍及_風騒—。亦欲三以発_揮漢文特色—也204。)

深井は中等教育の漢文の主旨は文字の学習、読解力・作文力の育成と徳性の涵養と考え、 教材も幅広く揃えるのではなく国家社会、地理、歴史に関するものや文学作品を中心とした。深井は以前より同様の主旨で史伝教材を中心とした教科書を編集してきた。幅広い教 材構成が評価された時期には批判されるような方針であったが、明治 40 年代では主流となった。

市村瓚次郎は中等教育における漢文の意義を次のように述べている。

唯私は中流の人士たる者が、漢文学の素養あるを必要と信ずるものである、所謂中流の人士とは、必ずしも資産の程度を以てのみ論ずべきでない、即ち中学以上の教育を受け中等の智識を有して、国民の中堅となり地方の先達となることの出来るものを指すのである、是等の者共は過去に於ける関係と現在の地位とによりて、漢文学の原形

²⁰⁴ 深井鑑一郎「緒言」、同編『中等漢文定本』巻一、宝文館、1909 年 11 月、緒言 1 頁。

に接して、翻訳なしに之を解するは、その過去に対する義務ばかりではない、現在に対するの職責であると思ふ、そこで即ち中学に於ける漢文教授の必要が存在するのである²⁰⁵。

先に述べた岡田正之の主張と同様に、国民全体が漢文学を知るのは難しく、またその必要もないが、国の中堅たる人物には漢文学を必須の素養として位置づけ、さらに原文を通じて学ばなければならないと説くのである。

市村編『中学漢文読本』の編集方法については、

本書編纂の主旨は主として漢文の組織を知らしめ旁ら国文の補助たらしめむと期したるのみならず兼ねて智徳の涵養に資せむことを期したり故に務めて教育勅語及び 戊申詔書の御趣意を奉体しこれを闡揚発揮せむことを図れり206

と説明がある。岡田正之が教育勅語の注釈として儒学の経典を位置づけて漢文教育の意義を説いたように、市村も「教育勅語」と「戊申詔書」の主旨を実行することを掲げている。 発布当時よりも「教育勅語」が中学校の漢文教育との結びつきを強めたことを示している。 教材の選択基準は次のように説明されている。

本書の材料は、修身文学歴史地理に関するものを主とし理科に関するものを省きたり 是れ後者はその材料の少なきのみならず本書の主旨と関係頗る薄きを信じたればな り 207

理科に関する材料が少ないことと、主旨のうち智徳の涵養に貢献できないために、理科に関する漢文教材も採録しなかったと述べる。ここに明治 40 年代の編集方針の傾向がうかがえる。

以上、中等教育では初めての詳細な規定である「要目」の方針が公布後に批判され、明 治 40 年代にはそれまでの編集方針が見直されることになった。国語科では、「要目」は「か

²⁰⁵ 市村瓚次郎「日本国民と漢文学」、同編『中学漢文読本巻一参考書』、金港堂書籍、1910年9月、[日本国民と漢文学]9頁。

²⁰⁶ 市村瓉次郎「中学漢文読本編纂綱領」、同上[中学漢文読本編纂綱領]1頁。

²⁰⁷ 同上。

なりに精細な内容の規定である。のちに一部の改正はおこなわれるが、むしろ、この細部の規制が簡素化されるくらいで、基本の態度は昭和期までひきつがれるものである²⁰⁸」と評されている。漢文の場合は明治 30 年代後半からその「基本の態度」が見直されることになった。

そして、国民道徳論により、徳育が重視される。国民道徳とは国家主義的道徳教育を唱導するための道徳体系である。明治 43 年 (1910) 12 月、文部省は師範学校修身科教員講習会を開き、東京帝大教授井上哲次郎・穂積八束と、東京女高師教授吉田熊次による国民道徳に関する講演を行った。その後も井上らによって現場の教員に国民道徳の観念が広められていった。このように国民道徳論により道徳教育が強化されていく中、「中学校教授要目」が改正された。おそらくはそうした動きの一環として、中学校の漢文科の規定にもこれまでの漢文科の教則には見られなかった「国民性」という言葉が盛り込まれることになる。続いて「要目」改正後の漢文教科書について、どのように編集方針が転換したのかを考察したい。

三 「中学校教授要目」改正後の漢文教科書

明治 44 年 (1911) 7月 31 日には「中学校令施行規則」が改正された(文部省令第 26 号)。国語及漢文科の漢文に関する規定は、「平易ナル漢文ヲ講読セシメ²⁰⁹」と記されている。漢文が作文や文法の上に置かれ、明治 34 年 (1901) 3 月の「中学校令施行規則」に比べて、「「漢文」を重んずる姿勢を示すように思われる²¹⁰」とされる。

それに伴って「要目」も改正され(文部省訓令第 15 号)、国語及漢文科は「国語講読」「漢文講読」「作文」「文法」「習字」の五科目となった。ここでは「漢文講読」に関する規定を見ていきたい。教材は「平易雅馴ニシテ成ルへク我国ニ慣用セラル、熟語・成句等ヲ包含セルモノタルへシ²¹¹」を用いるように指示がある。その基準は「国語講読」に準じると述べている。その規定は、

我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ発揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述へ道義的

²⁰⁸ 山根安太郎『国語教育史研究―近代国語科教育の形成―』溝本積善館、1966年3月、344頁。

^{209 『}官報』第8432号、印刷局、1911年7月31日、670頁。

²¹⁰ 長谷川滋成『漢文教育史研究』、青葉図書、1984年12月、26頁。

²¹¹ 前掲注 209、674 頁。

観念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事跡ヲ叙シ修養ニ資スヘキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ 足ルモノ等タルヘシ²¹²

と説明されている。漢文は道徳教育を中心にすべきであるという明治 30 年代後半から明治 40 年代前半までの議論に沿った改正となり、国体や国民性に関する教材を採録するように定められた。「日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ」はもはや漢文教科書では重視されなくなった。

各学年の講読の材料は次のように定められた。改正前のように作品名を挙げずに程度を 示し、指導法についてより詳しい説明がなされている。

第一学年

読本ハ初ニ漢文ノ組織ト国語ノ組織トノ異同ヲ示セル簡単ナル句例ヲ挙ケ次テ用 語平易ニシテ結構簡易ナル短編ヲ採録セルモノタルヘシ

読方及解釈:成ルヘク国語ノ法則ニ従ヒテ誦読セシメ文字ノ字画・用法ニ注意セシ メ且口語ト密接シテ語句・文章ノ意義ヲ領得セシムヘシ

書取:随時熟語・成句等ヲ書取ラシメ字画・用法ヲ正確ナラシムヘシ

第二学年

読本ハ主トシテ平易ナル記事文及叙事文ヲ採録セルモノタルヘシ

読方及解釈:前学年二準シ又材料ニ応シテ文章ノ妙味ヲ玩味セシメ布置・結構ヲ説 明シテ思想排列ノ法ヲ知ラシムヘシ

暗誦:随時適当ナル章句・文章及格言等ヲ暗誦セシムヘシ

書取:前学年ニ準ス

第三学年

読本ハ程度ノ稍々進メル記事文・叙事文及簡易ナル論説文ヲ主トシテ組織セルモノ タルヘシ但シ名家ノ平易ナル著書又ハ抄本ヲ併用スルモ妨ナシ

読方及解釈・暗誦・書取:前学年ニ準ス 随時国語ノ簡単ナル章句ヲ漢文ニ訳セシ メ措辞・用字ノ法ヲ会得セシムヘシ

第四学年

94

²¹² 同上。

読本ハ更ニ程度ノ進メル記事文・叙事文・論説文ヲ主トシテ組織セルモノタルヘシ 但シ名家ノ著書又ハ其ノ抄本ヲ併用シ若ハ代用スルモ妨ナシ

読方及解釈・暗誦・書取:前学年ニ準ス

第五学年

前学年ニ準ス213

明治 35 年 (1902) 公布の「要目」と比較すると句例や短文などから入ることは継承された。文体としては読みやすい「記事文」や「叙事文」から指導し、難易度の高い「論説文」に進む順番をとっている。特に「抄本」を用いても良いという規定が盛り込まれたことは、短文の多かった明治 30 年代の教科書の反省点をふまえているのであろう。これによって多くの作家の作品を少しずつ読むのではなく、徳育に関する一定の分量を持つ教材を読むという方針が定まった。

詳細になった指導法の規定は、「読方及解釈」「暗誦」「書取」の三項目に改められた。「読 方及解釈」は国語の規則に従って朗誦させることや、文章の構造を説明することを通じて 教材を鑑賞させる目的である。「暗誦」は章句や格言を暗誦させるように定めた。「書取」 は一度教則から削除されたが、ここに復活した。熟語や成句を書くことで正確な字画や用 法を身に付けさせ、簡単な国語の章句を漢訳することで修辞法や用字法を習得させようと した。

先に取り上げた、「要目」改正前に発行された『中等漢文定本』には各篇の最後に字音、字義、類字、熟語、語法、背写、暗唱、練習のいずれかの項目が設けられている。ここには「要目」改正に見られる指導法とも共通する内容が含まれ、改正の規定が明治 40 年代前半における編者達の編集上の工夫と無関係ではないことを示しているだろう。

授業の時数も漢文は若干増加し、「改正前よりも「漢文」はその存在を回復し、「国語」のための「漢文」であることは否定できないが、それなりの独自性は認められたように思われる²¹⁴」と指摘されている。漢文が多少なりとも存在感を取り戻し、教授方法について具体的な指示が盛り込まれた改正となった。

「要目」改正後に発行された教科書の例として、まず簡野道明編『新編漢文読本』五巻 を取り上げる。編者がこの教科書の編集方針を述べた『新編漢文読本編纂要旨』では、簡

²¹³ 前掲注 209、674-675 頁より抜粋。

²¹⁴ 前掲注 210、30 頁。

野は中等教育の漢文科の目的をおおむね三点にまとめている。まず、漢字漢語の意義用法を学ばせ、日常の言語文章に応用する。次に、文学的趣味を理解させ、正雅純潔な心情を養い、人格を高めるとする。そしてこの時期の漢文科の目的をよく表しているのは次の第三項である。

三 生徒をして、一面には、聖経賢伝中の嘉言善行を服膺して、道義的観念を鞏固ならしめ、特に儒教の精神たる、常識の修養を主とし、以て処世接物の準縄たらしむ、生徒をして、一面には、東洋古来の文物制度芸術の梗概に通ぜしめ、以て国民道徳の淵源するところ、国民性の由来するところを知らしむ。

この二点において、漢文科は、修身科と相待ちて、最も主要の学科たることは、何人も首肯するところなるべし、所謂和魂も、漢才を仮らざること能はず。所謂武士道も、儒学に根底せざるはなきなり。謹んで教育勅語の聖旨と合致することを求めんに、世界の倫理学説中、わが儒学より近切なるものなかるべし。此の如く観じ来れば、中等教育に於ける漢文科は、正に独立の一学科として、特に之を尊重すべきものたるを信ず。況や挙世滔々として、物質的文明に眩惑し、実利是れ争ひ、浮華是れ競ひ、国民の気節、漸く将に淪没せんとする今日に於てをや²¹⁵。

儒教の経典をもとに道義的観念を養い、国民道徳の淵源や国民性の由来を理解するという、この二点において漢文科は修身科と相まって最も主要な学科であるとする。「国民性」という言葉が盛り込まれたことは、「要目」改正によるものであるだろう。道義的観念を養い、国民性を理解するための教材を採録したことが述べられ、練習問題や注釈も整え、明治 10 年代に漢文教科書が編まれ始めた当初に比べて教科書の体裁が完備されたこともうかがえる(文中にある武士道については第三章で述べる)。

儒教の経典をもとに道義的観念を養い、国民道徳の淵源や国民性の由来を理解するという、この二点において漢文科は修身科と相まって最も主要な学科であるとする。「国民性」という言葉が盛り込まれたことは、「中学校教授要目」の改正によるものであるだろう。これらの目的を達成させるための教材選択や教科書編集の特徴について、次の項目を掲げて説明を加えている。

²¹⁵ 簡野道明「新編漢文読本編纂要旨」『新編漢文読本教授資料』上、明治書院、1911 年 4 月、2-3 頁。

- 一 教材の選択は、漢文科教授の目的に適合せしめんことを期す。
- 二 国民性と、至大の関渉ある文詩を採録す。
- 三 正宗たるべき文詩を精選す。
- 四 従来の漢文教科書と、抄本とを兼ぬ。
- 五 抄出せし文章を修補す。
- 六 練習題を設けて、応用の才を長ぜしむ。
- 七標注を精選す。
- 八 摘書を掲げて、講読上の便利を供す。
- 九 挿図を精選す。
- 十 排列の順序を斉整す216。

道義的観念を養い、国民性を理解するための教材を採録したことが述べられ、練習問題 や注釈も整え、明治 10 年代に漢文教科書が編まれ始めた当初に比べて教科書の体裁が完備されたことがうかがえる。

この中で編集方法の変遷において最も注目すべきは第四項である。多数の作家に触れる 従来の教科書の方針と、特定の作品をまとめて読む方法があることをふまえて、自らの教 科書の特色を次のように述べている。

本書は以上の諸説を折衷し、長を採り短を補ひ、茲に一新機軸を創開し、毎巻において、従来の教科書の編纂法と、抄本とを兼ねんことを期せり²¹⁷。

簡野編『新編漢文読本』は編集方針の諸説の折衷案として、一巻のうち前半は十数篇の複数の作家の教材を採り、後半は一つの古典からまとめて採るという方法をとった。この『新編漢文読本』では、巻二に『日本外史』、巻三・四に『十八史略』、巻五に『史記』と唐宋八家文が後半に採られている。これが従来の編集方法と抄本とを兼ねる「一新機軸」であった。

複数の古典から材を採った読本と特定の古典の抄本を兼ねようとした教科書はこれまでに無かった訳ではない。例えば明治 30 年(1897) に出版された深井鑑一郎編『撰定中

²¹⁶ 同上、3-8 頁より抜粋。

²¹⁷ 前掲注 215、5 頁。

学漢文』巻九は、『史記』の列伝から採った教材十篇から構成され、一種の抄本となっている。高瀬武次郎編『新編漢文読本』は、巻五が韓非子抄、唐詩選抄、史記抄、孟子抄から構成され一種の抄本になっている。この教科書が出版された明治 32 年頃と言えば、あまり分量の多くない、幅広く題材を揃える教科書が出始めた時期であり、抄本のような形式は少なく、それほど流行はせず、教科書調査の担当者も抄本に高い評価を与えていなかった。しかしその後、分量のある古典を読んだほうが力が付くという議論が起きるようになった。そうした議論をふまえ、「中学校教授要目」の改正においても抄本の使用を認めたことにより、簡野が「新機軸」と呼ぶ編集方針は時宜にかなったものとして模倣する教科書が大正期にかけて増えていった。

「要目」改正後に出版された秋山四郎編『新編漢文読本』五巻を取り上げ、秋山のこれまでの教科書編集方法の変遷をもとに、明治期の編集方法の歩みを振り返っておきたい。

秋山四郎が最初に編集した、明治 24 年 (1891) 刊『漢文読本』は、日本漢文が主流であった時期において、漢文の精華を熟読させたほうが初級者には得るものが大きいという判断によって、中国漢文のみを採った。日本漢文が多く採録されていた状況をふまえて独自性を出したのであろう。

その方針は明治 27 年 (1894) に編集した、『中学漢文読本』で一変する。日本魂の育成を掲げ、中国の作よりも日本の作を重視し、重要なものこそまず学ばなければならないとして、日本の漢文から学び始めるという構成を取った。これは「尋常中学校ノ学科及其程度」において「国語ハ主ニシテ、漢文ハ客ナリ」という規定に基づいたと考えられる。

『中学漢文読本』の訂正版である、明治 33 年 (1900) 刊の『第一訂正中学漢文読本』 も教材構成は大きく変わらない。訂正があったのは、句例の登場により第一巻の巻頭に単 文という単元を置いたことである。

明治 34 年 (1901) 刊の『漢文教科書』は、第一巻には「母鳥」「鸛」「大木」「大砲」「象」等の知育教材を採るようになった。これは幅広い題材の教材構成が流行していた時代の風潮が反映されたもので、明治 38 年 (1905) 刊行の『新撰漢文読本』も同じ傾向の教科書である。同書は『博物新編』の「空中巨人」も採録している。出典が明らかになった範囲で言えば、秋山が洋学教材を採録することは非常に珍しい。明治 30 年代後半においては日・中・西の漢文をすべて収めた教科書のほうが多かったため、秋山も時代に合わせたのだろう。

明治44年(1911)刊の『新編漢文読本』では教材の選択基準を次のように述べている。

一、この書に採録した諸篇には、国民性を発揮しうるものがあり、道徳心を涵養できるものがあり、また心を高尚にし、優雅にさせることができるものがある。(一、此書所 $_{-}$ 採録 $_{-}$ 諸篇、有 $_{\rm F}$ 可 $_{\rm L}$ 発 $_{-}$ 揮国民性 $_{-}$ 者 $_{\rm L}$ 。有 $_{\rm F}$ 可 $_{\rm L}$ 涵 $_{-}$ 養道徳心 $_{-}$ 者 $_{\rm L}$ 。又有 $_{\rm F}$ 可 $_{\rm L}$ 使 $_{-}$ 心情高尚優雅 $_{-}$ 者 $_{\rm L}$ $_{218}$ 。)

教則の文言に合わせて「国民性」を編集の理念として道徳心育成を強調した。当然洋学教材は採られていない。秋山編教科書の編集方針は、初めは日本漢文ではなく中国漢文を漢文の精華と読んでいたが、明治 20 年代後半以降は漢文が末、国文が本ととらえるようになった。次に明治 30 年代には句例を取り入れ、洋学教材も採録した。しかし明治 40 年代には国民性の発揮、道徳心の涵養を中心に据えたために、洋学教材は採らなくなった。この編集方針の転換は、明治期漢文教科書の変遷をよく表している。明治 40 年代は、これまでの編集方法の蓄積をふまえ、練習問題や注釈等が充実して、漢文教科書の体裁も洗練された。そして中学校の漢文教育の固有の目的が儒教の教典を中心に据えた道徳教育にあるという意見が主流となったのである。

続いて、これまであまり言及してこなかった抄本も含め、明治 40 年代の漢文教科書の 傾向及び知育教材の役割について考察を加える。

四 明治 40 年代の漢文教科書

明治40年代の編集本の傾向を整理したのが、表6

である。読本型編集本の他に、三島中洲『初学文章軌範』も発行されていたが、この初版は明治10年代で、やはり文範型編集本は編まれていない。

【表 6】明治 40 年代の読本型編集本一覧

中日	中 日 西
普通教育研究会『再訂中学漢文読本』明 40 訂	宝文館編輯所『中等漢文読本』明 41・明 41 訂
再	再

²¹⁸ 秋山四郎「凡例三則」、同編『新編漢文読本』巻一、金港堂書籍、1911 年 11 月、新編漢文読本凡例 3 頁。

国語漢文研究会『改訂新編漢文教科書』明 40 改再

国語漢文研究会『高等漢文読本』明 40 訂再 国語漢文会『新編漢文読本』明 40・明 41 訂再 同『訂正新編漢文読本』明 41 訂三・明 41 訂四 同『再訂新編漢文読本』明 44 再訂修正 土岐政孝『改訂中等漢文教科書』明 40 訂三・ 明 41 訂四

島田鈞一・安井小太郎『高等漢文』明 41 島田鈞一『高等漢文新読本』明 41・明 42 訂再 内田周平『中学漢文読本』明 42 訂正

国語漢文研究会『再訂新編漢文教科書』明 42 再訂·明 43 再訂再

鐘美堂編輯所『中学漢文』明 42·明 43 訂再 市村瓚次郎『中学漢文読本』明 42·明 43 訂再· 明 43 訂三·明 44 訂四

島田鈞一·安井小太郎『増訂高等漢文』明 43 増三

国語漢文会『再訂新編漢文読本』明 43 再訂 元元堂書房編輯所『中等教科新撰漢文』明 43・ 明 44 訂再

宇野哲人『訂正新撰漢文読本』明 43 訂三・明 44 訂四

沢柳政太郎・岩垂憲徳『中等漢文』明 43・明 44 修再

岡松甕谷『初学文範』明 44 再版 簡野道明『新編漢文読本』明 44・明 44 訂正 服部字之吉『服部漢文新読本』明 44・明 45 訂 再

秋山四郎『新編漢文読本』明 44·明 45 訂再

服部宇之吉『漢文新読本』明 41·明 42 訂再 內田周平『中学漢文読本』明 41

同『増訂中学漢文読本』明 44・明 45 訂正 深井鑑一郎『中等漢文定本』明 42・明 42 訂再 同『訂正中等漢文定本』明 44 訂三・明 44 訂四 啓成社編輯所『帝国漢文読本』明 42・明 43 訂 再

真宗京都中学『中学漢文定本』明 43-44 島田鈞一『中学漢文読本』明 44・明 45 訂再 普通教育研究会『三訂中学漢文読本』明 44・明 45 訂再

飯田御世吉郎『漢文読本』明 44・明 45 訂再 岡田正之『新定漢文読本』明 44・明 45 訂再

さて、表 6 の比率を見ると中国漢文・日本漢文による構成の教科書が格段に増え、明治 30 年代後半と逆転していることがわかる。時代は徳育重視となり、明治 30 年代前半のように徳育偏重に反対する声を上げることが難しくなったのであろう。

漢文教科書の編集上の技法については、これまでの蓄積をもとに練習問題も完備した教 科書が編まれるようになり、編集本と抄本を兼ねたものも編まれ、大正、昭和初期へと継 承される。

編集本と抄本を兼ねたものが編まれたように、この時期は抄本の役割が重視されていた。本研究では編集本を中心に扱っているが、明治 40 年代の特色の一つは抄本の数が増えることである。明治 10 年代の丸本は、全頁を生徒が読むのではなく、教師の種本のような扱いであった。明治 20 年代以降、生徒が実際に手にする抄本が編まれ始め、明治 20 年代は 25 種、明治 30 年代前半は 54 種、明治 30 年代後半は 39 種発行された。明治 40 年代では 104 種と急激に数を増やす。それは明治 30 年代後半から、短篇教材の見直しが始まり「中学校教授要目」の改正で抄本の使用が認められたからである。

短篇教材の見直しは、洋学教材が採録数を減らした一つの要因でもある。一篇の教材の 分量が増えれば、出典となる教材の数が限られてくる。出典を厳選しなくてはならず、徳 育重視ということになれば、洋学教材はあえて選択されることはないだろう。

これまで洋学教材を中心に変遷を明らかにしてきたが、中国漢文と日本漢文もふまえて明治 40 年代の知育教材の役割について述べる。中国漢文では清末の海外渡航経験のある文人達の作品が代表的である。黄遵憲による日本について述べた「日本之漢学」は大正期にも採録され続ける。欧米と日本への渡航経験のある王韜には「法京巴黎斯繁華」等の西洋事情を扱った教材と、「後楽園」等の日本事情を扱った教材がある。前者は明治 30 年代に採録されたが、明治 40 年代には知育教材の役割が弱くなり採録を終えた。しかし後者は昭和に入っても採録される教材となった。黄遵憲と王韜の知育教材は日本事情を扱ったものが教科書に残り続ける。これは国民道徳の育成に資すると判断されたからであろう。知育教材は徳育に偏重することを防ぐために採録されたが、明治 40 年代にはそれを補強

する役割へと変わったのである。

西洋漢文の知育教材は『博物新編』と『格物入門』が代表である。『博物新編』は明治 10 年代から採録され続けたが、40 年代には数を減らし、「馬」「象」「熱論」等の動物や自然科学ものが見られる。『格物入門』は明治 10 年代から採られていた「瓦徳気機」が成功者に学ぶ徳育教材として明治 40 年代にも学ばれていた。自然科学の教材の役割が弱まり、身近な動物や偉人の教材等がわずかに採られるのみとなった。

日本漢文の知育教材の作者としては重野安繹が挙げられる。32 年(1899)に刊行された『新撰漢文講本』収録の教材で、30 年代から 40 年代にかけて他の教科書に採られたものには、「東海鉄道」(26 種)、「鉄」(23 種)、「陶器」(21 種)、「台湾」(19 種)、「奇樹」(15 種)等がある(数字は採録教科書の数)。知育教材は採録数が減ったものの、身近な題材の教材は採られ続けていた。その出典が変わったのである。西洋漢文の出典は、当時は最先端の情報が詰め込まれていたが、明治 40 年代では古くなってしまった。代わりに、重野等の模範となる実作ができる人物達により、最新の事情に合わせて作成された教材が用いられるようになった。こうして、興味を引きつけるための洋学教材は徳育重視と作品自体の性質により役割を終え、徳育を補強する内容を持った知育教材のみが継続して採録されていくことになる。

第六節 知育教材に着目する意義

これまで知育教材、特に洋学教材に着目して明治期の漢文教科書編集と、漢文教材の変遷について考察を加えてきた。一章で述べてきたことを改めて整理しておきたい。

明治 10 年代に近代の学校制度に合わせた漢文教科書の編集が始まった。文部省の教則が定まる前に、公教育の場以外の所で使用されていた漢文教科書は、中国の古典にその体裁を倣って編まれたもので、文範型編集本が多い。文章教材を中心とし、世の倫理に関する教えが盛り込まれた文章が選ばれた。

難易度にはすでに配慮がなされ、日本漢文が入門用教材として多数用いられたが、『文海指針』や『明清小文軌範』のように、明清文を中心とした教科書も編まれた。

読本型編集本は「小学校教則大綱」と「中学校教則大綱」制定後に編まれ始め、小学読本を参照した教科書が幅広い題材を揃えたことで、洋学教材が少ないながらも採録され始めた。内容は、発明家や偉人の姿勢に学ぶ徳育を兼ねる教材と、他教科に関連する内容を

学ばせ、生徒に興味を持たせようとした教材とが含まれていた。これは他教科の内容に触れ、生徒をひきつける役割が期待されたためである。

明治 20 年代には中学校では漢作文の指導がなくなるため、文範型の編集本が数を減らす。読本型は特定の国の作品よりも日本・中国・西洋漢文を組み合わせた編集法が増えた。

「教育勅語」発布勅語は、まだ漢文教育との結びつきは強くなく急に教材の傾向が変わることはなかった。この時期を特色づけるのは教科書編集改革の動きが出てきたことである。編集上の工夫として、漢文構造把握の試みとして和漢対照、格言等が生み出された。

教材構成に関する編集方法については「易より難へ」という言葉が定着し、難易度への配慮が高まった。その順序は概ね日本の近世の作から中国の近い時代に進み、さらに古い時代へと遡るという方法が取られ、西洋漢文も収められた。中根淑編『新撰漢文読本』は同時代の教科書が仁義を説くため、あえてそうした教材に集中することを避けて洋学教材も多数採録した教科書である。

編集方法の進展に伴い、中学校の漢文教育に目的に関する提言を行った編集者も現れた。 村山自彊は中学校の漢文教育の目的は読解力を向上させ、作文の発想力を高め、使用語彙 を増やすことにあると主張した。村山編『中等教育漢文学教科書』は、読解力を高めるに は日本漢文か中国漢文かの一方に偏らず、幅広く作品を読むべきであるとした。

村山の他には深井鑑一郎等も中学校の漢文教育の目的と読解と作文に役立てることにあるとしていた。そして明治 27年 (1894)に「尋常中学校ノ学科及其程度」改正により、漢文は国語の補助という位置づけが定まり、村山らの見解に近い規則が定められた。

村山が明治 30 年(1907)に編んだ『中等教育漢文読本』は、洋学教材を多く収めた教科書である。洋学教材も採録して幅広い内容を揃えた教科書は、この年より増え始める。村山の場合は読解力を高めるために中国の西洋事情を扱った教材や西洋漢文も採り入れたが、題材が拡大した要因には教授法に対する関心が、これまでより高まったことにある。遊佐誠甫・富永岩太郎編『中等漢文読本』はヘルバルト派の教授理論をふまえて、他教科の学習内容と関連させ、漢文が実際に活用できることを主張するため、題材の幅を広げるために知育教材も採録した。

豊富な内容になった一つの要因が文部省の試案である「尋常中学校漢文科教授細目」に対する反論である。重野安繹・竹村鍛編『新撰漢文講本』は、この試案が徳育にのみ取り上げて知育、情育に配慮がないこと、史伝教材に偏重していることを批判した。『新撰漢文講本』はその主張を実践し、文部省の試案に対抗して幅広く教材を揃えた。

知育、情育への配慮が必要であるという認識が広まったため、これまであまり採られてこなかった詩教材が、情育に対する効果が期待されて採録数を大幅に増やした。また、時文教材は日清戦争後の中国への関心の高まりから注目され、幅広く題材を揃えるという流行とも相まって漢文教育の改革のために採録されることになった。明治 30 年代前半は、多様な教材が採録された時期である。

明治 35 年(1902)制定の「中学校教授要目」により漢文科の具体的な指導内容が初めて明確に定められた。「要目」が漢文教科書編集に及ぼした影響は、まず、単語・単句から漢文学習に入るという規定が設けられたことにより、句例が教科書に盛り込まれたことである。次に、詩教材の増加が挙げられる。そして、教材構成も日本の近世の作から中国に進み、中国は近い時代の清から先秦に遡るという順序が示され、一層定着することになった。これらの規定は「要目」によって急に定まったのではなく、これまでの漢文教科書編集の数多くの試みが結実したのである。

規定の内容にはない時文教材や洋学教材については、明治 30 年代前半より継続して採録された。そのため、中国漢文、日本漢文、西洋漢文をすべて収めた教科書のほうが、日中の漢文を収めた教科書よりも多く編まれた。

しかし、日露戦争あたりから道徳教育を重視すべきという声があがり、それを実践できない「要目」は見直しがなされるようになり、明治 44 年 (1911) に改正される。時文教材や洋学教材が採録数を減らしたのは、まず、道徳教育重視の風潮によるものである。

次に、これらの教材が持つ性質も関わっていた。時文教材は漢文の知識だけでは読めない語彙を含んでおり、時文を読むための決まりを指導する時間も必要となる。洋学教材は自然科学や海外事情等は記述内容がどうしても古くなってしまう。そのため材料を選ぶのが難しいという問題を持っていた。そこで身近な話題の教材は日本人の手になる作品が代わりに採録されるようになった。

そして、教授法の反省によって数行の作品を読むよりもまとまった分量の教材を読むほうが漢文の読解力が高まるという認識が広まると、自然と選択する教材は絞られ、優先順位の低い洋学教材は数を減らすことになった。しかし、知育教材でも日本事情を扱った作品は徳育教材を補うものとして継続して採録される。知育教材と同じく、徳育偏重を防ぐために用いられた情育教材の漢詩は、道徳教育が重視されると、それを補強するものとして扱われるようになり、採録数を減らすことはなかった。かつては徳育偏重に反対するために採録された知育教材と情育教材は、徳育教材を補強するという役割を担うことになっ

た。

最後に知育教材に着目する意義について述べたい。徳育教材から見る漢文教科書及び漢文教材の変遷とは、為政者がどのような国民を作り上げようとしてきたのかという過程であり、危険な思想を排除して治安を維持するための統制の経緯である。一方、知育教材も最終的には徳育教材へと学習が進んではいくが、冒頭に掲げた「犬」のような教材の役割は生徒に漢文に興味を持たせ、親しませる役割を持っていた。つまり、漢文教科書の編集者達の編集意図を探ることで浮かび上がってくるのは、編者達がいかに工夫を凝らしてきたかという、漢文教科書発展の歩みである。全く同じものではないが、今回取り上げた句例に類する入門期の単元は今日の参考書にも掲載されているものであり、戦前の漢文教育が現在と無関係なものではないことを示している。徳育教材をもとにした漢文教科書及び漢文教材の変遷とは異なる展開が明らかになることが、知育教材に着目する意義であると考える。

言うまでもなく漢文教育の負の側面を軽視しているのではない。過去の教科書に掲載された教材から読み継ぐべきものを探す場合には、戦前の漢文教育というイメージで一括りにするのではなく、実際の資料に基づいて実態を捉える作業を通じて、過去に担わされた役割から解放することが必要であるだろう。正負両面から全体的に捉え直すことで、現代の漢文教育の意義もさらに明らかになるだろう。

第二章では、漢文教材の変遷に影響を及ぼした要因の一つとして小学校の教科書と比較することで、中学校用漢文教科書がどのようにそれを参照して教材選択をしたのかを考察する。

第二章 中学校用漢文教科書と小学校用教科書

第一節 『新撰漢文講本』と小学校用教科書

ー 漢文教科書の誕生・改革と小学校用教科書

明治 10 年代、小学校用として編集が始まった漢文教科書は、明治 20 年代より中学校用が中心となった。第一章にも述べたように、漢文教科書の誕生と改革には小学読本の存在があった。本章では漢文教科書及び漢文教材の変遷を決定づけた要因の一つとして小学校の教科書をとらえ、教材選択の関わりについて『新撰漢文講本』と『訂正新定漢文』をもとに考察を加える。

前述の通り、重野・竹村編『新撰漢文講本』(以下『新撰』と略す)は多分野にわたる 教材を揃えることで徳育偏重を防ぎ、情育、知育に配慮しようとした。その手本として小 学校の読本を挙げている。

中学校の生徒がなほ小学校に在りし時に読みたりし小学読本は、則ち漢文読本の粉本となすに適せざるか。その理化、動植物、美術、工芸、地理、歴史等の諸科の順序よく配列せられて、読む者をして興味津々厭くを知らさらしむる所は、これ漢文読本の模すべき所にはあらざるか²¹⁹。

重野安繹の教材は他の教科書にも採られていたが、その創作には小学校用教科書を参照 していた。小学校の教科書は漢文教材の選択を左右する要因の一つである。この教科書が 編まれた、明治 30 年代前半における小学校の読書科用読本については、

明治三〇年頃の尋常小学校には、地理・歴史・理科などの教科はなく、したがってこの当時の読本は、各教科の教材をも集めた、いわゆる総合読本の形態を取ることを余儀無くされていた²²⁰。

_

²¹⁹ 前掲注 148、12 頁。

²²⁰ 吉田裕久「明治三○年代初期の国語教科書論—「小学読本編纂法(三土忠造稿)のばあい—」『国語 科教育』第 29 集、学芸図書、1982 年 4 月、56 頁。

という指摘がある。これに基づけば、国語は本来言語教育に重点を置かなければならないが、教科の整備が不十分なためにやむを得ず幅広く材を採った読本を編集していたことになる。

遡って明治 19 年 (1886) の「小学校ノ学科及其程度」(文部省令第 8 号) では読書科の内容について地理・歴史・理科に関する事項を盛り込むように定められたが、教科書によっては読書科固有の目的を追求し、それらの知識の教授を行うことへの批判意識が認められることが指摘されている²²¹。小学読本においては総合的な教材構成に対して必ずしも肯定的には受け止められていなかったが、明治 30 年代前半の時点では、中学校の漢文教科書ではむしろ積極的に総合読本の形態を模して、教材の偏りを防ごうとしていた。そして、漢文学習の導入用教材を選ぶ際に、小学校用教科書の内容が意識された。

小学校の教科書が参照された、もう一つの理由は指導上の配慮である。前章において、 村山編『中等教育漢文学教科書』が漢文の文体に慣れさせるために、和漢対照を巻頭に置 き、小学校との関連づけを試みたことを述べた。

教材の内容についても明治 20 年代から小学校との関連が意識され、早い時期の例として指原安三編『漢文読本』十巻の編集方針を確認する。

一、この巻及び次巻〔引用者注一巻一と巻二〕は、生徒が小学校の時に、おおむね見聞きしたものであり、苦労するのはただ字句のみで、すでにその内容を耳にし、その事柄を知っていれば、字句に苦労したとしても、楽しみもそこにはある。(一此編及次編、生徒在 $_{-}$ 小学時 $_{-}$ 、大概所 $_{-}$ 聞知 $_{-}$ 、所 $_{\nu}$ 労唯字句耳、既聞 $_{-}$ 其事 $_{-}$ 、知 $_{-}$ 其実、字句或雖 $_{\nu}$ 労、楽亦在 $_{-}$ 其中 $_{-}$ 矣 $_{222}$ 。)

既習内容をもとに漢文を学ばせれば効率が良いという指導上の判断で、小学校と関係させる教科書が徐々に増え始めた。この教科書は第一章に述べたように巻一はまず格言 91 条から学び始め、単文の教材へと進む。巻一・巻二合わせて 176 篇の日本の歴史上の人物を題材とした教材が収められている。

明治30年代に入り、『漢文読本』と同じく指導上の工夫から小学校との関連を持たせようとしたのが『訂正新定漢文』(以下『新定』と略す)である。

²²¹ 甲斐雄一郎「読書科の教材構成」『人文科教育研究』第 27 号、人文科教育学会、2000 年 8 月、83-84 頁。

²²² 前掲注 127 に同じ。

巻一と巻二に収めた日本の歴史を題材とした教材は、小学校の教科書と関連を持たせて採録し、漢文未習者への対策としたと説明されている。『新定』には巻三にも日本の歴史を題材とした教材が数篇収められているが、序文の言葉に従い巻一・二の教材を対象とし、日本の歴史を扱ったと考えられる小学校の教科として修身科、日本歴史科、読書科の教科書との内容の比較を行う。小学校と『新定』とが共通する箇所からは、教科を超えて指導していた内容が浮かび上がり、小学校の教科書との相違点からは『新定』の編集方針の特徴が明らかとなると考えられる。これらのことは漢文科の位置づけを考察するための手がかりとなるだろう。

『新撰』と小学読本との比較の前に、まず、小学校の読書科の教則と教科書の傾向を確認する。

二 小学校読書科の教則と教科書

この時期の小学校の教科書は、明治 24 年 (1891) に公布された「小学校教則大綱」(文部省令第 11 号) に基づいて編まれたものである。この大綱には小学校の教育全般について、「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス²²⁴」と指示がある。「徳性ノ涵養」が小学校の教育において最も重視され、全教科で指導することが求められたのである。こ

²²³ 興文社編『訂正新定漢文』巻一、興文社、1900年7月、例言1頁。

²²⁴ 『官報』第 2516 号、内閣官報局、1891 年 11 月 17 日、180 頁。

の章で取り上げる読書科は作文科とともに日常生活に必要な言葉を学び、正確に思想を表す力を養い、「兼ネテ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス²²⁵」と定められた。読本の内容については、「其事項ハ修身、地理、歴史、理科其他日常ノ生活ニ必須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノタルへシ²²⁶」と、他教科の内容にも及ぶように指示がなされている。

こうした規定の下で編まれた教科書の一例を見てみたい。なお、ここで使用した小学校 用教科書は、「小学校教則大綱」公布後の明治 25 年 (1892) 以降に初版が刊行され、『新 撰』と次章で取り上げる『新訂漢文読本』初版発行前年の明治 31 年 (1898) までに検定 を通過したものを調査対象とした。検定済教科書の判断は『検定済教科用図書表』に基づ き、尋常小学校生徒用の読書科、修身科、日本歴史科から全巻の調査が可能な教科書を選 んだ。

さて、『大日本読本』は他教科の補助にもなるように編集したと述べている。

児童ノ心性発達ニ伴テ、文体ヲ定メ、材料ヲ選ビ以テ完全ニ読書科ノ目的ヲ達スルト同時ニ、修身科ノ応援ヲ為シ、作文科ノ補助トナリ、地理、歴史、理科等ノ端緒ヲ開キ、其ノ他、人生必須ノ智能ヲ授与暢達セシメンコトヲ勉メタリ²²⁷。

「小学校教則大綱」下では修身科とその目的に準じた日本歴史科を補うため、読書科においても尊王愛国の志の養成がはかられたのである。

小学読本を模範にすべきであるとした竹村の主張に沿って編まれた『新撰』は他教科に 関連する教材をどのように選んだのか。

三 『新撰漢文講本』の教材と読書科の教科書

『新撰』は前述のように、初学者には多分野にわたるものを読ませるべきだと判断して 教材を集め、適切な文章が見つからない場合は編者の重野安繹が作成して幅広い題材を揃 えた。特に知育教材について読書科の教科書をどのように意識して編集をしたのか、考察 を加えたい。まず既存の古典を使用した教材の対応関係を検証する。

古典を使用した場合は、小学校用教科書と共通する題材であるが必ずしも内容は一致し

227 大矢透「緒言」、同編『大日本読本尋常小学科』巻一、大日本図書、1896 年 12 月、緒言 1 丁裏。

²²⁵ 前掲注 224 に同じ。

²²⁶ 同上、181 頁。

ない。李時珍「稲」は、植物としての稲の説明をした教材である。小学読本では「稲」(または「いねの作り方」)と「稲刈」の教材が見え、前者は稲の説明をした教材であるが(今泉定介・須永和三郎編『尋常小学読書教本』巻四、辻太、1984 年 12 月訂正再版等)、後者は食べ物を粗末にしないようにという教訓が盛り込まれている(学海指針社編『帝国読本』巻四、小林八郎、1893 年 9 月訂正再版等)。

周文華「梅」は、梅は杏の一種であるが、世の人は両者の花、葉、実の違いを区別できていないと述べた教材である。小学読本掲載の「うめ」(または「梅」)は6種の教科書に見られる。梅の花の描写をした後に、梅を愛した菅原道真について言及し、学問の心構えを説く教材である(前掲『帝国読本』巻四)。教材中に道真の名前が挙がっていなくても、続けて道真を扱った「てんまんぐう」が置かれることが多い(文学社編輯所編『国民新読本』巻四、小林義則、1897年12月訂正再版)。教訓を盛り込むだけではなく、模範となる聖賢や武将等を登場させる描き方も見られた。漢文教材は動植物の生態のみを述べ、小学校教科書には動植物の説明に加えて教訓を盛り込む教材が見られる。

小学読本では身近な動物を取り上げることが多く、象を扱った教材は少ない。理科の教科書を見ても、例えば学海指針社編『小学理科教科書』(1893 年 10 月訂正再版)に犬は見えるが象は取り上げていない。ホブソン「象」は全三章からなる中篇教材で、象のいる土地やその身体的な特徴の説明から入る。これは小学読本の「象」にも共通する記述である。ホブソンのほうはさらに、猟師が象を狩る方法や、象が自分にいたずらをした人間に泥水を吹きかけて仕返しをする逸話等、人間との交流から象の姿を描く教材である。『講本』には既習の内容を含みながら、未習の内容も盛り込むことで関心を持たせようとした。

古典を使用した知育教材は、題材が同じでも内容が一致するとは限らず、そもそも中学生向けに作成されたものではない。一方、重野安繹による知育教材は内容も小学校用教科書に合わせて作成した可能性がある。『新撰』巻一・二には、重野による以下のような教材が収録されている。小学校用教材と共通する教材と、『新撰』特有の教材に分けて示す。

A 小学校教科書と共通の教材

地理「東京」「箱館」「台湾」「支那諸港」「攻旅順口(旅順口を攻む)」

産業「鉄」「産綿地(綿を産する地)」「陶器」「皇邦工業」

経済「貨幣」「租税」

軍事「兵制」

交通「東海鉄道」 自然「山林」「河」 健康「食物節制」 動植物「鳥類」(燕のみ共通)「駝鳥」

B 『新撰漢文講本』特有の教材

地理「江戸水道」「倫敦」「巴里」「羅馬」「聖彼得堡羅」

社会「官衙」

産業「鎔鋳」「建築」「奈良大仏」「海獺猟」

自然「説土」

動植物「大樹」「奇樹」

小学校用教科書と対応している A のグループは題材も健康から海外事情まで含む。やは り日本の産業に関する教材は中国漢文や西洋漢文からは見つけることができない題材であ り、自作する必要があった。小学校用教科書と対応していない B のグループには海外の地 理に関する教材や、印度の榕樹を題材とした「奇樹」等の外国の動植物に関する教材があ る。これらの未習の内容は興味をひくために揃えたのであろう。

読書科の教科書で採録数が多いものに合わせて、重野が作成した漢文教材には「東京」がある。同題の教材は小学校の読書用教科書総数 29 種のうち 18 種に収録された。

重野の「東京」は全三章からなる。「東京一」は、次のように始まる。

続けて、上杉氏の臣下、太田持資(道灌)が明治時代から 400 年前に城を作り、徳川家 康が幕府を開いて繁栄し、今は東京と称しているという説明で締めくくられる。

小学校の教材の一例を見ると、『帝国新読本』巻五の「東京」はこのように始まる。

東京ハ、もとの江戸にて、昔は武蔵野とて、すゝきなどの、しげれる野原なりしなり。

111

²²⁸ 前掲注 149、76 頁。

太田道灌始て城を、此地にきづきたりしに、後徳川家康うつりて、幕府をこゝにひらきしより、国々の大名、皆やしきをかまへ、四方の商工、あつまり来たり、たちまち、 大江戸のにぎはひをなしたりけり²²⁹。

限られた文字数では説明が似るのかもしれないが、歴史的経緯から簡潔に書き出すとい う構成には共通している箇所が見られる。

重野「東京二」は、前方は海に接し、公報は平野があり、東には隅田川が流れているという説明から始まり、面積、人口に触れ、麹町や神田等の十五区の地名を挙げる。そして宮城が中央にあり、四方を市街が囲んでいると説明する。そして最後は、

諸官衙、議院、大小学校、博物館、病院、公園、工業等。散在_二其間₋₂₃₀。(諸官庁、議院、大・小学校、博物翰、病院、公園、工場等が、その間に散在している。)

と、近代的な建築物の説明で締めくくる。『帝国新読本』「東京」の次の段落は、明治の初めに東京と改称し、今は人口の多い大都会になったことを説明する。その次の段落は、「宮城は、市の中央に位し、官省・兵営・学校等の大なる家屋、四方にならび立てり²³¹。」と、重野と同じく建築物の紹介により、東京がいかに栄えているかを述べる。

重野「東京三」は、交通網が発達しているのでに目を向け、鉄道により東海地方や東北 にも行くことができると述べる。そして市内の描写である。

其他有 7 -馬車鉄道 $^{-}$ 。貫 $^{-}$ 通市中 $^{-}$ 。電信、電話、電灯諸線。縦横網 7 7 布。煉瓦土石諸屋。鱗次櫛比。来往絡繹。車馬旁午 7 。全国殷阜。 $^{\overline{n}}$ $\overline{z}^{\overline{n}}$ $^{-}$ 9 平此 $^{-}$ 232。(その他馬車鉄道があり、市内を貫いている。電信、電話、電灯の諸線が、縦横に網のように張られている。煉瓦や土石の建物が、びっしりと建ち並んでいる。人馬の往来が続き、車馬が行き交い、全国の賑わいが、まさにここに集っている。)

人や車馬が行き交うだけではなく、電気を通す電線も至る所に張り巡らされている。賑 やかな様子を描いて教材を締めくくっている。『帝国新読本』の次の段落は、重野のよう

²²⁹ 学海指針社編『帝国新読本』巻四、学海指針社、1896年1月、19丁表。

²³⁰ 前掲注 149、77 頁

²³¹ 前掲注 229、19 丁裏-20 丁表。

²³² 前掲注 149、77 頁。

に東京以外の土地のことは書かず、市内の描写である。

市内に、電気灯、ガス灯ありて、やみ夜もひるの如く、電信・電話の針金は、くものすにことならず、車馬のゆきゝ、商家のにぎわひ、言葉にも、筆にものべつくしがたし233。

にぎやかな様子を重野「東京三」と部分的に重なる視点で描写している。このように、 重野「東京」と読書科の教材とは構成に共通する箇所がある。重野がどこまで小学校の教 科書をふまえていたのかは現時点では確かめられないが、描写する内容の順番もほぼ同じ であり、かなり意識をして作成していると考えられる。

小学教科書が当時の最新の情報をふまえて教材を執筆したように、重野も最新の情報に 基づき当時の生徒に適した内容の教材を作った。あるいは小学読本の内容を参考にして漢 文教材を作成した可能性もある。内容に共通する点が認められるのはそのためであろう。 あえて小学読本に収録されていない教材を作成したのは、未習で珍しい内容によって関心 を持たせようとしたものと考えられる。古典中にない卑近な題材の教材を創作する時に小 学校の教科書がその題材を左右した事例である。

『講本』は、小学校の教科書と題材も内容も一致する教材と、題材は同じであるが小学 読本に見られない内容を扱った教材とがあった。古典中に適切な教材がない場合、小学校 の既習内容に合わせた自作教材を揃えており、小学校の教科書の内容が漢文教科書の教材 選択に一定の作用を及ぼしていた事例である。

次に『訂正新定漢文』を取り上げて、読書科だけではなく、小学校の修身科と日本歴史 科の教材をどのように参考にして教を選択したのかを整理し、漢文教材の特色について見 ていきたい。

第二節 『訂正新定漢文』と小学校の教科書

一 小学校修身科、日本歴史科の教則と教科書

前述のように「徳性ノ涵養」が小学校の教育において最も重視され、全教科で指導する

113

²³³ 前掲注 229、20 丁表。

ように定められた。筆頭科目である修身科は、明治23年(1880)発布の「教育勅語」の 趣旨に基づいて「徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クル234」ことを目的とすると定められ、 具体的な指導内容は次のように述べられている。

尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭倹等実践ノ方法ヲ授ケ 殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養ハンコトヲ務メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ 社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カン コトニ注意スヘシ235

「孝悌」等の徳目は「教育勅語」をふまえたものである。修身科はさらに明治 24 年(1891) 12月公布の「小学校修身教科用図書検定基準」によって編集方法や内容の規定が加えられ た。その第五条には「修身教科用図書ニ掲載セル例話ハ成ルヘク本邦人ノ事蹟ニシテ勧善 的ノモノタルヘシ236」とあり、日本人の事績を多く採るように定められ、教科書編集に影 響を及ぼした。修身の教科書は、徳目の説明を行い、その例として日本人を中心とする人 物の逸話を併載するという構成が一般的である。『明治修身書』巻二の冒頭には、「聖徳 天 智天皇」「第一章 父母ニ孝/福田平兵衛/治佐衛門/芦田七佐衛門237」という教材が置 かれている。各巻の初めに「聖徳」という項目を設けて天皇の功績を記し、続いて各章で は徳目を掲げて、それを説明するための例話を置くという構成である。天皇の功績を記す のはこの教科書の特色であるが、徳目の解説と例話の組み合わせはよく見られる。

日本歴史科の目的と指導内容は「小学校教則大綱」において次のように規定された。

日本歴史ハ本邦国体ノ大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス/ 尋常小学校ノ教科ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ関スル史談ヨリ始メ漸ク建国ノ 体制皇統ノ無窮/歴代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、国民ノ武勇、文化ノ由来等ノ概 略ヲ授ケテ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ノ大要ヲ知ラシムヘシ238

²³⁴ 前掲注 224 に同じ。

²³⁵ 同上。

²³⁶『官報』第 2541 号、内閣官報局、1891 年 12 月 17 日、2-4 頁。

²³⁷ 峰是三郎『明治修身書尋常小学校生徒用』巻二、小林義則、1893 年 8 月、目次 1 丁表。

²³⁸ 前掲注 224、181 頁。

日本の歴史上の重要な出来事を学ばせるばかりではなく、「国民タルノ志操ヲ養フ」ことが求められた。『尋常小学日本歴史談』の編集方針を確認する。

児童をして、吾国の位置、版図より始め、建国の体制、皇統の無窮、歴代天皇の盛業、 忠良賢哲の事跡、国民の武勇、文化の由来等の概略を知らしめ、以て吾国民たる志操 を、養成せんとするに在り²³⁹。

先に引用した日本歴史科の教則の言葉が用いられ、編集の意図が述べられている。目次を見ると、国の概略を述べた「大日本帝国」から始まり、神話時代から明治期まで人物中心の章立てとなっている。編集方針に「小学校教則大綱」の表現を用いたことはこの教科書の特色であるが、教材の構成は他の教科書も同じ傾向にある。

日本歴史科の教則にはさらに「人物ノ言行等ニ就キテハ之ヲ修身ニ於テ授ケタル格言等 ニ照ラシテ正邪是非ヲ辨別セシメンコトヲ要ス²⁴⁰」とあり、修身科の指導内容との強い関 連が求められていたことが分かる。修身科での指導内容をふまえ、日本歴史科においても 道徳を教えるという性格が備わった。

二『訂正新定漢文』の編集方針

小学校の教科書と比較する前に『新定』の構成について触れておきたい。初版の『新定漢文』五巻(1899年7月—11月)は検定不認可となり、教材の入れ替えを行った『新定』五巻が検定済となった。訂正版が出版される前に、入門用の『新定漢文読例』(富山房、1900年3月)が編まれた。これは短文により訓点に慣れ、書き下し文と原文との比較により漢文の構成を学習する教科書である。前述の『新撰漢文講本入門』が編み出した句例という新しい項目を取り入れたことが分かる。

入門編を経て、『新定』の巻一から本格的な教材に入る。巻一には 203 篇の教材が採録されている。このうち本稿に関わる史伝教材は 153 篇にのぼる。巻一の巻頭は「三種神宝」(舎人親王)で、皇孫ニニギノミコトが三種の神器を携えて降臨したことを述べた教材である。次に三種の神器が伊勢神宮に祀られたことを述べた「崇神天皇」(頼山陽)が置かれ、

²³⁹ 松本愛重「尋常小学日本歴史談緒言」、同編『尋常小学日本歴史談』、近藤圭造、1893 年 9 月、緒言表。

²⁴⁰ 前掲注 224、181 頁。

続く「四道将軍」(青山延光『国史紀事本末』)では崇神天皇の時代に諸国を平定した将軍達のことが述べられる。ここまでは天皇の事績を扱った教材が続き、その後には「四道将軍」と関連させて、蝦夷を征討した「上毛野形名妻」(巌垣松苗〔東園〕)等、武人を扱った教材が3篇続く。このように、関連した教材が2、3篇ずつまとまって置かれて別の話題に移るという構成をとる。今紹介したのは天皇や武人の教材であるが、儒者、僧侶、文人、書家、商人、賢母、良妻、孝子等も登場し、史伝教材の間に記や序など異なる文体の教材も採られている。前述のように修身の教科書では日本人の事績を中心に扱うように定められたが、巻一は個人の逸話を述べた教材が多く、体裁として修身の教科書に近い。

『新定』巻二は、修身よりも歴史の教科書に近い構成である。巻一が数行から 1、2 頁程度の教材であったのに対し、数頁にわたる教材が大半を占める。全 69 篇のうち 50 篇が史伝教材で、「神武天皇」(山県禎〔太華〕)に始まり、「大石良雄」(青山延光)まで、教材の内容の時代順に配置され、その間に関連する序、碑文、紀行文等が数篇採録されている。教材の相互の関連性に工夫の見られる教科書である。

このように巻一・二は日本の歴史に関する教材を中心とし、日本人の作は巻三の初めで学び終わる。巻三の途中から中国の史伝教材に進み、巻四・五はすべて中国の作品となる。 内容の豊富な教科書が流行していた中、文部省による「尋常中学校漢文科教授細目」が打ち出した史伝教材中心、道徳教育重視の漢文科の試案に近い教材構成の教科書である。

三 『訂正新定漢文』と修身科・日本歴史科・読書科の教科書

『新定』巻一・二に採録された史伝教材 203 篇のうち、144 篇が小学校の修身科、日本歴史科、読書科の内容と関係がある。複数の章に分かれた教材をまとめて 1 篇と数えると、全部で 122 種となる。それらの教材と『新定』と三教科の対応関係は次のようにまとめられる。対応関係の後に該当する教材の合計数を記した。

- A 修身科・日本歴史科・読書科と共通・完全一致(17種)
- B 修身科・日本歴史科・読書科と共通・部分一致(18種)
- C 修身科・日本歴史科と共通(8種)
- D 修身科・読書科と共通(16種)
- E 修身科とのみ共通・完全一致 (21種)

- F 修身科とのみ共通・部分一致(22種)
- G 日本歴史科・読書科と共通(26種)

大半が修身科と関わりがあることがわかるだろう。代表的な例を取り上げて、この順に 三教科と『新定』の関係について、修身の徳目もふまえながら検証する。まず、Aの修身、 歴史、読書のすべてと関係があり、なおかつ同じ内容を扱った『新定』の教材の内容から 見ていく。

対応する小学校の教科書の採録数で最も多いのが、「愛国」「義勇」を学ばせる「弘安之役」(頼山陽)で、次に「忠孝」を学ばせる「楠正行」(徳川光圀)、天皇の功績を述べた「皇徳」や「偉業」に関わる「神武天皇」(山県禎)、「神功皇后」(同上)、「国体」に該当する「三種神宝」(舎人親王)と続く。日常生活に関わるような徳目の「学問」は「紫式部」(徳川光圀)のみである。これらの徳目が、小・中学校の教科間を超えた指導内容の柱となっていたことが窺える。

「B 修身科・日本歴史科・読書科と対応・部分一致」は、三教科すべてと関わりがあるが、内容が一部異なる教材である。「徳川家康」(中村和)を例とする。家康が尾張に囚われていた幼少時に、様々な声で鳴く小鳥を献上したものがあったが、家康は、次のような理由で断る。

この言葉を聞いた人達は幼いながらも家康が高い見識を備えていることに驚いたという。出典は家康の見識の高さを示す逸話であるが、修身科では学問や技芸を身に付ける際の心得を学ばせる教材として選ばれた。『新定』ではこの教材の次に「伊達政宗」(岡田僑〔鴨里〕)と「蒲生氏郷」(木内倫〔竜山〕)が置かれ、それぞれ異なる徳目に分類される武将の幼少期の逸話が並べて示されている。この教材の内容は日本歴史科や読書科では取り上げられない。徳川家康が江戸幕府を開いたこと等、歴史を動かす出来事を中心に学ばせ

²⁴¹ 前掲注 223、35 頁。

るのが歴史・読書の二教科であり242、日常の一場面を描いたのが『新定』という関係となっている。「芸侯戒諸子(芸侯諸子を戒む)」(大槻盤渓)や「北条泰時」(服部南郭)等も「徳川家康」と同様に、日本歴史科では為政者としての姿が描かれ、修身科では徳目に沿った逸話が扱われている。読書科はそのどちらも兼ねているが、より日本歴史科に近い扱いをしている。これらはすべて『新定』巻一に収められた教材で、分量が短いため、ある人物の一つのエピソードを取り上げるという性格が強い。ただしこのグループに分類される「文禄之役」(頼山陽)のように『新定』巻二収録の教材は長編で大勢の人物が登場し、出来事の経緯が小学校用教科書よりも詳しく記述されている。

『新定』と三教科すべてとの対応関係から当時の小中学生が教科を超えて学習した内容を改めて確認し、その対応関係は各教科書の性質と『新定』の教材の分量によって左右されていたことが明らかになった。続いて教科を絞り込んで各教科の対応関係をより詳しく見ていきたい。

四 『訂正新定漢文』と修身科・日本歴史科の教科書

「C 修身科・日本歴史科と対応」の例は、『新定』と修身科、日本歴史科の二教科との対応関係である。A・B に比べて儒者を扱った教材が増えた。ほぼすべて小学校の教科書で述べられた姿と異なる側面を描いた教材である。その違いは「徳川家康」の箇所で述べたように歴史を動かす上で果たした役割を扱うか、道徳教育に資する逸話を扱うかという所にある。例として「後光明天皇」〔紀事 1〕(原忠成)の全文を引く。

²⁴² 「徳川家康」、東久世通禧編『小学国史談』巻二、西沢之助、1894年1月。「徳川家康」、田中登作 『尋常小学新読本』巻八、辻太、1894年3月。

この教材の内容は修身科で「聖徳」や「克己」の事例として扱われる教材と一致する²⁴⁴。 後光明天皇の日本歴史科での扱いは「天性勇武にましまして、常に復古の御志しおはせり。 然れども、不幸にして、早く崩じ給ひぬ²⁴⁵」という記述程度であるが、修身科と『新定』 の教材は人間的な側面を描いた逸話を扱っている。

「伊藤仁斎」(原善) は、京の名儒が集められ討論をさせられた時に、最初は皆和やかに語りあっていたが、意見が食い違いを見せると次第に声を荒げ始めた。しかし仁斎だけは一貫して穏やかな態度で、最後は皆仁斎に従ったという内容である。この内容は修身科に一致する教材があるが246、日本歴史科での仁斎は徳川時代の学者として名前が挙げられるだけである247。

日本歴史科ではある人物について歴史的な役割を説明することに重きが置かれ、場合によっては名前のみが挙げられる程度であるのに対し、『新定』では人間的な側面を描いている。そして修身科にも関連しているので、模範的な側面が特に扱われている。

五 『訂正新定漢文』と修身科・読書科の教科書

続いて「D修身科・読書科と対応」のグループから、『新定』と修身・読書二教科との対応を整理したい。このグループには天皇、武将、学者ばかりではなく、武人の母、妻、娘や産業を興した学者等を扱った教材が含まれる。これまで見てきたAからCとは異なる階層の人物が多いため、徳目は「忠義」や「皇徳」も含まれるが、「婦道」「勤勉」「倹約」「孝行」「学問」「堪忍」等の日常生活に関する徳目が増える。

修身科・読書科と『新定』との差異については、小学校の教科と内容が対応していない 「伊藤東涯」(原善)を例として見てみたい。

東涯と荻生徂徠はそれぞれ西と東とで名を馳せていた。徂徠はことあるごとに東涯を批判していたが、東涯はそうではなかった。徂徠の門人であった菅原麟嶼が東涯のもとを訪

_

²⁴³ 前掲注 223、16 頁。

²⁴⁴ 前掲注 237、巻四等。

^{245 「}忠愛の士」、東久世前掲注 242、第二巻、19 丁裏。

^{246 「}恭倹」、渡辺政吉編『実験日本修身書尋常小学生徒用』巻五、金港堂書籍、1893年6月等。

²⁴⁷ 「徳川家光同綱吉」は、当時の学者の名前を列挙して「京都の伊藤仁斎、山崎闇斎、(中略)の如きは、最も名高き学者なり」と記している。前掲注 239、60 丁表。

れて、徂徠が麟嶼のために書いた贈序(贈菅童子序)を見せた。麟嶼が帰った後に東涯は、「東涯 $\stackrel{\circ}{\text{P}}$ 。物氏 $\stackrel{\circ}{\text{C}}$ 。 $\stackrel{\circ}{\text{E}}$ $\stackrel{\circ}$

東涯については修身科と読書科では、同じ内容の教材を扱っている。東涯が路上に落ちていた袋を従者に拾わせたところ、中に十両ほどの金が入っており、棚に上げて保管しておいたが落とし主が現れなかったので、伊勢神宮に奉納したという内容である²⁴⁹。拾得物を勝手に自分の物にしないという誠実さを学ばせる教材である。

修身科・読書科では東涯が有名な学者であると紹介されているが、その学問については触れず、生徒の規範となる姿が扱われ、『新定』では学術面に関する逸話を扱うという対応関係にある。学者の学者としての姿を具体的に述べる所に漢文科の特徴が現れていると考えられる。

六 『訂正新定漢文』と修身科の教科書

以上は修身科を軸として、あわせて日本歴史科、読書科と『新定』とがいかに対応しているかを見てきた。次に「E 修身科のみ対応・完全一致」と「F 修身科のみ対応・部分一致」のグループをもとに修身科のみと比較を行い、『新定』と修身科との対応関係を整理する。

EとFのグループは前述の「D修身科・読書科と対応」の傾向に近い。日本歴史科との対応がなくなると、「勤勉」、「孝行」、「謙遜」、「倹約」、「養生」、「正直」等、日常生活の行動に直結した徳目が増える。

修身科と『新定』との違いは「伊藤東涯」を例として述べたように、ある学者について 修身科では規範的行動が扱われ、『新定』では学者としての側面が扱われる所にある。「貝 原益軒一」(角田簡〔九華〕) は自分の学問をひけらかすことのない益軒の謙虚な姿を扱っ たもので修身科での採録数も多い²⁵⁰。修身では、益軒は謙虚な姿勢の他には養生に努める

_

²⁴⁸ 前掲注 223、27 頁。

²⁴⁹ 東久世通禧編『尋常小学修身書』巻三、西沢之助、1893 年 8 月、18 丁表―19 丁裏等。「伊藤東涯の話」、倉知新吾編『尋常小学校読本』巻六、倉知新吾ほか、1893 年 9 月。

²⁵⁰ 貝原益軒の謙遜に関する教材は、東久世尋常小学修身書、巻三等。養生に関する教材は、「攝養」、

姿などが描かれるか、著作物から格言が引用されるかのいずれかで名前が出ている²⁵¹。行動ではなく、益軒の著述が世のためになっていると述べ、その書名を挙げているのが「貝原益軒二」(原善)である。このような内容は修身科では一篇しかない²⁵²。しかし、漢文科では貝原益軒は教材の作者の一人であり、その主な業績にも触れるため、教材にも書名が取り上げられるのであろう。

修身科との扱いが異なるもう一つの例として、「林春斎詩」(原善)を見ておきたい。某 侯が近臣達と食事をしていた時に、江戸から京までいくつの国を通るかと尋ねた。近臣の 一人が指を折りながら武蔵、相模、伊豆、駿河と答えて言葉に詰まった。するとその座に いた少年が春斎の詩をそらんじて、「武相豆駿遠州際。参尾勢江雍路中」(武相豆駿遠州の 際、参尾勢江〔三河、尾張、伊勢、近江〕雍路の中)と答えた。某侯は喜んでこの詩を何 度も読み上げたという。林恕(春斎、鵞峰)の詩が地名を覚えるのに役立ったという教材 である。これは『新定』では「平安京」(山県禎)と「大坂城」(中井積善〔竹山〕)に挟ま れ、地理的な話題を扱った教材の一つとして選ばれた。修身では春斎の勤勉な姿を学び253、 『新定』ではその詩に触れるという関係にある。

以上、修身科の教科書を中心に『新定』との対応を見てきた。日本歴史科や読書科に比べて修身科が最も多く『新定』と関連した教材が多い。これは小学校において修身が最重視されていたことに加え、入門期の漢文教材を選択する際に、短い逸話を豊富に収録した修身科の教科書とは関連づけることが容易であったとも考えられる。

ここまでは修身科を中心として『新定』と小学校の教科書との対応関係を整理してきた。 修身科と関わる日本歴史科、読書科の教科書の対応関係も述べてきたが、次に修身と関わ りのない歴史・読書の教材との対比もふまえて、二教科と『新定』との関わりについてま とめたい。

七 『訂正新定漢文』と日本歴史科・読書科の教科書

前掲注246、巻二等。

²⁵¹ 東久世前掲注 249 巻二には、貝原益軒『大和俗訓』の一節「うみやまは、かぎりあり。父母のめぐみは、かぎりなし。」が父母の恩を学ぶ教材として用いられている (7丁表一裏)。出典は石川謙校訂『大和俗訓』(躬行上、岩波書店、1993 年 9 月、156 頁)を参照した。

^{252 「}貝原益軒」、木島文六編『修身童児訓』巻四、木島文六、1894年3月。

^{253 「}勤学」、岡村増太郎編『尋常小学修身教科書』巻三、大橋新太郎、1893年2月。

「G日本歴史科・読書科と対応」のグループは、『新定』と日本歴史科、読書科の教科書と関連する教材である。

Gのグループの日本歴史科と対応する『新定』の教材はこれまで検討してきたものと同じ傾向であるので、日本歴史科全体と『新定』との関係について考察する。日本歴史科では歴史的に重要な出来事や著名人の略歴が述べられるのに対して、『新定』の分量の少ない教材では日常生活の一幕が描かれ、分量の多い教材では小学校の日本歴史科よりも詳細に記述される。しかし、小学校の歴史の教科書に篇名として取り上げられる人物でも、『新定』では正面から扱っていない人物がいる。例えば平清盛や足利尊氏である。

日本歴史科では保元・平治の乱も扱い、平氏が全盛を迎える基盤を築いたことなども述べた上で、清盛を横暴な人物として、忠孝の心の深い重盛に諫められる姿を描く。尊氏は北条氏を滅ぼし、功績を挙げて後醍醐天皇に重用されたが最後は天皇に叛いたと述べ、尊氏の討伐に向かう楠正成や新田義貞の忠義が語られる254。『新定』では清盛の横暴さが強く描かれ(巌垣松苗「平氏斃」)、尊氏も主に正成達の敵である賊として扱われる(徳川光圀「楠正成」)。こうした扱いは『新定』だけではない。明治期の中学校用漢文教科書において、頼山陽の『日本外史』を出典とする教材の採録状況を見ると、「源氏」や「楠氏」を出典とするものが多数を占め、「足利氏」を出典とするものは圧倒的に少ない。主に修身や読書科と同様に模範となる人物を描くことが漢文科の傾向として認められる(『日本外史』教材については改めて第三章において述べる)。

これまで見てきた読書科の教材は、ある人物の人間的な側面の中で道徳教育に資する逸話を描く修身科と、人物の半生や出来事の経緯を描く日本歴史科の教材との双方の性質を兼ね、『新定』との対応関係も修身・歴史と同様であった。ここでは読書科とだけ関わりのある教材について見ておきたい。『新定』で読書科とのみ対応した教材は、まず「紀那須与市事」(柴野栗山)である。これは「訳平家物語」と副題が付いており、『平家物語』を漢訳したと明記している。よく知られた那須与一が扇の的を射貫いた場面を描いた教材である。次に「宇治川先登」(頼山陽)は佐々木高綱と梶原季景による宇治川での先陣争いを描いた教材である。読書科では同じ内容が一篇、それに言及した教材が一篇認められる255。この二篇に関する教材は歴史の大要を述べる場合には触れる必要がないので歴史科では扱われず、徳目に当てはまりにくいので、修身でも取り上げられない。小学校では読書科も

^{254 「}平重盛」、東久世前掲注 242、第一巻等。「足利尊氏」、東久世前掲注 242、第二巻等。

²⁵⁵ 「宇治川の先陣」、田中前掲注 242、巻六。「源頼朝」、育英舎編輯所編『尋常小学明治読本』巻七、 阪上半七、1895 年 1 月、33 丁表。

修身科との関わりが強いためにこうした教材は少ないが、物語性の強い教材が採られる所 に読書科の特質があり、『新定』の漢文教材との共通点でもある。

ハ 『訂正新定漢文』の教材選択と小学校の教科書

小学校教科書と『新定』との内容面での対応関係を見ると、小学校の修身科、日本歴史 科、読書科の三教科と共通する教材からは、校種や教科を超えて当時重視されていた指導 内容が浮かび上がった。

修身科は最も多く『新定』の教材と関わりがあった。幅広い階層の人物を扱い、短い分量で完結する教材が多いため、漢文の初級者用の教材と関連させるには適していた。日本歴史科は歴史的に重要な人物の行動や出来事を学ばせる教科であるが、『新定』の長篇教材ではより詳しい叙述がなされ、短篇教材はより人間的な側面を描いていた。読書科の教材は修身科と日本歴史科との性質を兼ね備えており、読書科固有の教材と『新定』との関係では、物語性の強い教材が採録されていたことに共通点が見られた。

三教科にはない『新定』の特徴は、歴史上の人物の日常的な側面を描き、学者や文人の 学術面の業績や漢詩を紹介する所にある。小学校の教科書との比較により、教材選択に小 学校の教科書が一定の影響を及ぼしたことや、道徳的な模範人物だけではなく、文学に関 する内容や物語性の強い作品も扱うという漢文教材の特質もより明らかになった。

最後に、中学校用漢文教科書と小学校用漢文教科書との関係について整理する。

第三節 漢文教科書の変遷と小学校用教科書

小学校用及び小中学校から編集が始まった、近代的な漢文教科書の誕生には小学読本の編集法も関わっている。小学読本によって従来の文範型から読本型の編集本が生まれ、明治 30 年代になると漢文教科書改革の一つの手本として活用された。第二章では『新撰漢文講本』と『訂正新定漢文』をもとに、小学校の教科書が教材の作成と選択に深く関わっていることを検証してきた。

第一節では『新撰漢文講本』の知育教材をもとに、題材選択や自作教材の作成に小学校 用教科書が一つの指針になっていることを明らかにした。第二節では『訂正新定漢文』の 史伝教材をもとに小学校の修身科、日本歴史科、読書科との対応関係から、同教科書の題 材選択に小学校の教科書が大きく関わっていること、そして漢文教材の性質として他教科 では描かれない人間的な側面を描き、儒者の著作や漢詩を紹介するという文学的な要素が あることを明らかにした。

『新撰漢文講本』の例は漢文教科書の内容を幅広くするための手法であったが、これは知育教材の役割が減ることによって後に踏襲はされなかった。一方、指原安三編『漢文読本』等から始まる漢文未習者に対する配慮という編集方法は、『訂正新定漢文』ばかりではなく、明治 30 年代後半も継続して用いられることになる。これは『訂正新定漢文』の教材の大半が修身科と共通する題材を収めていたように、徳育にも資するからである。

「教育勅語」と「戊申詔書」の精神を発揚することを主旨とした市村瓚次郎編『中学漢文読本』は難易度について次のように述べている。

程度の難易は人によりて多少見込を異にすべしと雖も本書は新国定の小学国語読本・ 日本歴史・修身書等を参酌してその連絡関係を保たしめ易より難に入り簡より繁に入 るを期したり²⁵⁶

明治 40 年代なので理科との関係を持たせることはなくなったが、難易度の配慮として小学校の国語読本、日本歴史、修身と関連させる方法が継続して用いられている。『中学漢文読本』には国定教科書と題材が一致する教材も数篇見られる。例えば日本歴史²⁵⁷の「平清盛」に対応するものに頼山陽「重盛諫父」(巻二)があり、修身の「進取の気象」²⁵⁸には頼山陽「豊公征韓」(巻三)がある。すべての教材が一致する訳ではないが、類似する徳目に関する教材を採録した教科書である。

この三教科と『訂正新定漢文』との関係を考察して明らかになったように、短文の漢文 教材は性質が似ている修身科の教材と多くの共通点を持っていた。修身科に共通する題材 を採録するということは、意図しているかどうかに関わらず、「教育勅語」の精神が漢文教 科書にも注ぎこまれることになる。第一章第二節において、「教育勅語」発布当時はあまり 漢文教育との結びつきが強くはなかったことを述べた。『訂正新定漢文』が編まれた明治 30 年代は知育教材の効果が期待されていた時代であり、「教育勅語」の影響は強くなかっ

²⁵⁶ 前掲注 206、3 頁。

²⁵⁷ 『小学日本歴史』一、日本書籍、1904年1月。海後宗臣編『日本教科書大系』近代編第一九巻歴史 (二)、講談社、1963年3月所収。

²⁵⁸ 『高等小学修身書』第一学年児童用、1903年10月。海後宗臣編『日本教科書大系』近代編第三巻修身(三)、講談社、1962年1月所収。

た。しかし、明治 40 年代に徳育が重視されると、教科書の編者も「教育勅語」に基づいて編集を行うようになった。小学校の教科書を参照することで、さらに徳育が強化されると考えられる。

中学校用漢文教科書と、小学校用教科書の関係は、明治 10 年代では読本型編集本の模 範となり、豊富な題材を揃える作用を持った。

明治 20 年代には未習者への指導上の配慮として、まず直接原文から入るのではなく、高等小学校で漢文訓読体に近い文体を学んでいるので、最初は書き下し文から学ばせるという方法である。次に既習内容を漢文で書いたものを読めば漢文に親しみやすくなるという配慮である。こうして教材と内容を関連させる方法が現れた。

明治 30 年代には徳育偏重に対抗するために、豊富な題材を揃えた教科書の手本となった。そして明治 40 年代には、初級者に対する配慮と徳育を兼ねる役割を持った。時期により役割の違いはあるが、小学校用の教科書が、特に入門期の教材選択や作成において明治期全般にかけて漢文教科書の編集方法に一定の影響を及ぼしてきたのである。

次章では、文部省による教科書調査と漢文教科書及び漢文教材の変遷との関係について 考察する。

第三章 漢文教材の変遷と文部省の教科書調査

第一節 『調査済教科書表』の判断基準

ー 教科書調査の始まり

明治初期、教科書は自由発行・自由採択制であったが、劣悪な教科書を取り締まり、かつ自由民権運動への対策として思想統制を行なうために、文部省は教科書行政について干渉を強めた。自由発行から教科書を届け出る開申制度(明治 13 年 [1880])、使用教科書について認可を受ける認可制度(明治 16 年 [1883])へと移り変わり、検定制度(明治 19 年 [1886])が実施された。さらに、小学校の教科書は教科書採択の際の収賄事件への対処等から、明治 36 年 (1903) より国定制度のもとで編集、出版が始まった。

教科書の内容については、明治 13 年の 5 月と 9 月に文部省は教科書の調査を実施し、各府県に使用禁止の教科書名を通達することで統制をはかった。この後、調査結果は『調査済教科書表』として、明治 13 年 12 月より明治 18 年 (1885) 2 月まで配布された。小学校教科書と中学校及師範学校教科書の二種があり、「教科書ニ採用シテ苦シカラサル分」、「口授ノ用書ニ限リ採用シテ苦シカラサル分」、「教科書并口授ノ用書ニ採用スヘカラサル分」という見出しのもとに教科書名を記し、その適否が示されている。

『調査済教科書表』から問題視された漢文教科書と漢文体の他教科の教科書を用いて不適切な箇所を推定したい。まず、最初の調査では不合格とされ後に修正を加えることで認可を受けた石川鴻斎『日本文章軌範』三冊と今井匡之編、林昇校閲『小学中等科修身格言』 六巻を取り上げ、削除または入れ替えられた教材から問題点を類推する。

次に明治以前の出版物であるか、改訂版が編まれなかったために異なる版の比較から不適切な箇所が特定しにくい教科書について、『日本文章軌範』等の問題箇所を参照して不採用の理由を考察する。その対象となるのは、月性編『今世名家文鈔』、滝川昇編・石川鴻斎序閲『纂註和漢文格評林』上巻、『日記故事大全』上中下巻である。『列女伝』や『女範』の名前も見えるが、これらは女子用教材と合わせて第四章で扱うことにする。

序章に述べたように、問題点の考察には『文部省示論』を用いる。特に「教科用図書及器械」の「選択及検査等」に記された、府県で教科書を採択する際の注意事項に注目したい。「選択及検査等」では、まず教科書の改良に関して文部省が行ってきた教科書調査や法

整備のこれまでの経緯や現況、今後の計画が説明される。『調査済教科書表』については、弊害がないことを示すのみで必ずしも良質な教科書ばかりを掲載していないこと、緊急を要する小学校の教科書から着手したために、中学校や師範学校用教科書には十分に対応していないこと等の問題点を挙げている。教科書の質を高めるには現在の『調査済教科書表』による検査では限界があるため、将来的に教科書の検定を実施する考えであるが、まだ実施に至らないとして、当面遵守すべき小学校教科書の検査基準の概要を説明する。最も重視され他教科の教科書調査の指針でもあった修身科から始まり、ついで各教科の注意事項が示される259。この注意事項が不採用の教科書に見られるかどうか確認していきたい。まず『日本文章軌範』の入れ替えられた教材をもとに検討する。

二 恋愛に関する事項

初版の『日本文章軌範』三冊は、『調査済教科書表』では小学校、中学校及び師範学校ともに、第一・三冊が「教科書ニ採用シテ苦シカラサル分260」と使用が認められたが、第二冊は「教科書並ニロ授ノ用書ニ採用スヘカラサル分261」とされた。改訂を加えた『再刻日本文章軌範正編』三冊は、小学校教科書と中学校及師範学校教科書において全三冊が認可された262。

初版と再刻とを比較すると、初版第二冊の頼山陽「百合伝」と安井息軒「義人纂書序」とが、再版では頼山陽「高山彦九郎伝」と安井息軒「送釈文亮序(釈文亮を送る序)」とに入れ替わり、第三冊の林長孺(鶴梁)「烈士喜剣碑」が斎藤拙堂「桂叢居士碑伝」に変更された。第二冊は教材が入れ替えられただけで、文字や訓点等については明らかに誤りと思われる箇所であっても訂正した形跡は見あたらない。やはり問題は削除された作品の内容自体にあることがわかる。

まず、頼山陽「百合伝」の問題点を検討していきたい。この作品は、京都の祗園で茶店を営み、歌人としても知られていた梶の養女百合の伝である。この一篇によって百合という女性の名が世に広められたという。生涯の全般的な叙述ではなく、伝え聞いたいくつかの逸話によって百合という人物を描き出している。その逸話の一つに、当時まだ無名であ

²⁵⁹ 前掲注 259、79 頁。

²⁶⁰ 前掲注 36、99、183 頁。

²⁶¹ 同上、197頁。

²⁶² 同上、118、205 頁。

った池大雅の人物を見抜き、娘の町(玉蘭)の伴侶として選んだ一段がある。その見識の 高さを頼山陽は作品末の賛にて称えている。編者である石川鴻斎にとっては、百合のよう な優れた人物を扱い、なおかつ名文でもあるこの作品は教材として格好の材料であった。 しかし、削除された所からすると、文部省の調査結果では不適切だと判断されたようであ る。

全教科に関わる内容の一つに、「異常ノ文字卑陋ノ語多ク行文拙クシテ解シ難キモノ263」 等の文章表現に関わる禁止条項もある。読書科・作文科には特に「読書科ニ於テハ主トシ テ文章ノ雅馴ニシテ趣意ノ有益ナルヲ要シ作文科ハ浮華高尚ノ文鄙猥迂遠ノ題ヲ避ケ264」 と指示がある。「百合伝」には例えば「倚」門売」笑者(門に倚り笑を売る者)265」、つまり 妓女を指すような言葉があり、生徒が学ぶには不適切と見なされた箇所が含まれていたと 考えられる。

当時の教科用図書については、「国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書 籍教育上弊害アル書籍266」を採用してはならないという規定があった。大森正氏は、明治 13年の文部省による教科書調査時における「風俗ヲ紊乱スル」内容について、西洋の書物 を翻訳した教科書の問題事項を分析し、「やはり欧米流の開放的積極的な恋愛の場面の記述、 あるいは男女の色情を描写している記述、などの男女関係が問題にされているとみてよい だろう267」と指摘する。

「百合伝」にも、百合と徳山某という男性との出会いと別れが描かれている。百合は訳 あって都に流れ着いた徳山某を支え、やがて二人の間には娘が生まれた。家の跡目を継ぐ ために帰ることになった徳山は、百合を連れて江戸に戻ろうとする。しかし、百合は自分 が一緒では徳山の将来に差し障りがあると固辞し、娘とともに京都に残ったというもので ある。大森氏の指摘をふまえると、「百合伝」中の百合と徳山某とのくだりが、恋愛・色情 に関わるとして不適切な教材と見なされた一因であろう。

続いて『日本文章軌範』で削除された「義人纂書序」の問題点について考察する。

²⁶³ 前掲注 36, 80 頁。

²⁶⁴ 同上、79 頁。

²⁶⁵ 石川鴻斎『日本文章軌範』第二冊、稲田佐吉、1879年6月、伝4丁表。

^{266 「}文部省達」第 21 号、1880 年 12 月 18 日。梶原虎三郎編『官令全書』第八編・明治十三年、梶原 虎三郎、1881年4月、文部省達之部11丁裏。

²⁶⁷ 大森正「明治 13 年の文部省地方学務局による教科書調査に関する考察」『東京教育大学教育学研究 集録』第11集、東京教育大学大学院教育学研究科、1972年3月、62頁。

三 復讐に関する事項

安井息軒「義人纂書序」は、鍋田晶山が数十年にかけて収集した赤穂義士に関する資料をまとめた『義人纂書』に寄せた序文である。序は万物を形成する気の働きを説く所から始まる。人々の心が奢侈に流れて気が衰え始めてきた元禄時代に、天が赤穂の義士たちをこの世に出したために気が勢いを取り戻したと述べる。義の尊さを教えた赤穂義士の記録をまとめ、天下の義士の気を鼓舞しようとする該書の意義を評価する。

「義人纂書序」の問題箇所の解明については、『文部省示論』に修身科の教科用書について「其志タル忠孝ニ出ツト雖モ法令ニ背キ君父ノ為メニ復讐ノ挙ヲ為シ²⁶⁸」という条項がある。やや遡り明治 6 年(1873)2 月 7 日には復讐禁止令(太政官布告第 37 号)が公布されており、復讐を行うことは法令によって禁じられていた²⁶⁹。ここに明らかなように、「義人纂書序」は、法に背き復讐の挙に出た赤穂義士を扱ったうえ、失われつつある彼らの事績をまとめることを評価しているために「国安ヲ妨害」する内容に該当したと考えられる。

再刻の際に削られた林鶴梁「烈士喜剣碑」も赤穂義士を扱った作である。喜剣は、毎日 妓楼で遊び惚け、一向に仇討ちをしようとしない大石良雄を面罵したが、しばらくして大 石達が吉良邸討ち入りを果たしたことを知ると、自らの不明を恥じて泉岳寺の義士の墓前 にて切腹をしたという話が柱になっている。この作品を採録した第三冊は初版では使用が 認められていた。編集者側が『再刻日本文章軌範』の出版時に法を犯し復讐を行った赤穂 義士に関する記述を含んでいるために削除したのであろう。

不認可となった教科書には復讐に関する教材が収録されていることが多い。佐田白茅編『近世文体』上中下巻及び『続近世文体』上中下巻は、小学校、中・師範学校で全巻不採用となった270。『近世文体』巻下には芳村正乗「赤穂義人録序」、『続近世文体』巻下には「列士喜剣碑」が収められており、不採用の要因の一つとなったと考えられる。

月性編『今世名家文鈔』八巻は篠崎弼(小竹。巻一・二)、斎藤拙堂(巻三・四)、阪井華(虎山。巻五・六)、野田逸(笛浦。巻七・八)の文を収める。これは古典をそのまま用いた教科用図書であるが、学校教育の場で使う際に問題があると見なされた。『調査済教科書表』では刊年・出版者ともに「未詳」と記載されており、どの版のものを調査したかは

²⁶⁸ 前掲注 55、79 頁。

²⁶⁹ 宮沢誠一『近代日本と「忠臣蔵」幻想』、青木書店、2001年1月、30-32頁。

²⁷⁰ 前掲注 36、151、225 頁。

分からない。中・師範学校の読書科では、巻二・八のみが「採用スへカラサル分」となり、 それ以外の六冊は使用が認められた²⁷¹。

『今世名家文鈔』巻二に、篠崎小竹の「書義人録後(義人録の後に書す)」が採られている。「義人録」は、室直清(鳩巣)『赤穂義人録』(秋田屋市兵衛ほか、1868 年序)を指す。文中の次のような箇所が不適切であったと考えられる。

大石氏は法を犯して、主君の怨みをはらした。忠と言って良い。(大石氏乃犯レ法而遂 -君之忿-。謂レ忠猶可。)

義のためにならば法令に背くことも容認するような表現を含み、作品自体も赤穂義士を 称賛するものであるため、問題視されたと見てよいだろう。

滝川昇編『纂註和漢文格評林』上下巻は、作文用のテキストであるため、語釈の他に文の構成や展開の仕方について一篇ごとに詳細な解説があり、文体別に 118 篇を収める。中師範学校の作文科で使用が認められたが、表の欄外にやや横長の■印が付されている 273。これは、「教授ノ際省クへキ条項アルカ故ニ之ヲ採用セント欲スルトキハ特ニ伺出ヲ出ツヘシ274」とあり、一部に不適切な内容があることが示されている。

この教科書には岡本知充(晤叟。教科書では悟叟とする)「書義人録後(義人録の後に書す)」が採られている。文中には次のような一文がある。

赤穂の諸士は心をすり減らし身を酷使し、その忠義の心は人々を感動させた。志はすでに遂げたが、天の裁きに従ったことを哀しむ。(余嘗 7 哀 1 赤穂諸士 1 点 1 点 2 持感 1 人 2 、志已 3 而天討 2 元 1 也 275 。)

切腹を命じられた赤穂の義士に同情的な表現である。赤穂義士を扱い、かつ否定もして いない教材は不認可の要因の一つとなった可能性が極めて高い。

²⁷¹ 前掲注 36、215、217 頁。

²⁷² 月性編『今世名家文鈔』巻二、河内屋忠七、1849 序、49 丁表。

²⁷³ 前掲注 36、236 頁。

²⁷⁴ 前揭注 36、小学校教科書第九号、凡例。

²⁷⁵ 滝川昇編『纂註和漢文格評林』巻下、辻本尚書堂、1884年3月、67丁裏。

しかし、採用が認められた教科書に収録されていることもある。東条永胤『近世名家文粋』初編三巻及び二編三巻は、『調査済教科書表』は小学校及び中学校及師範学校において「採用シテ苦シカラサル分」とされた教科書であるが²⁷⁶、その初編巻三に「烈士喜剣碑」を採っている。この作品を収めながらも認可を受けた理由は不明であり、不適切な箇所の点検は厳格ではなかったようである。

四 革命に関する事項

大森氏は「国安ヲ妨害スル」内容として革命を肯定する記述も危険視されたことを指摘している²⁷⁷。不認可となった『今世名家文鈔』巻八には、殷周革命を扱った野田笛浦の「周公東征論」が収められている。次のような箇所が問題視されたのではないだろうか。

周に従った者は、ただ殷の紂の暴挙を嫌っただけである。民が嫌悪したのは紂であり 殷ではない。今彼らの嫌悪した者を除いたのだ。(其帰 $_{
m L}$ 周者。特厭 $_{
m L}$ 殷紂之暴 $_{
m L}$ 而然也 耳。夫民之所 $_{
m L}$ 厭紂也。非 $_{
m L}$ 殷也。今其所 $_{
m L}$ 厭者除矣 278 。)

暴君は排除して構わないとも受け取れる箇所である。この作品も体制を覆して革命を容認するものとして問題視されたのであろう。

傍証として、一部不採用となった小川亮・味岡正義編、高原徹也校正『仮名挿入和漢名家文章軌範』上中下巻(内藤伝右衛門、1880年10月)を見てみたい。これは全巻漢字交文の小学校の作文科用の教科書であり、平易な作品134篇を文体別に収録する。本文中には頭注等はなく巻末に「字解」を載せる。巻上・下の二冊が不採用となり、紀行文といった無難な教材を多く収めた巻中のみが認可を受けた279。ただし、誤字が多いために使用の際に注意を要することを示す▲印がつけられており、条件つきでの認可である。

股周革命に関連するものとしては、巻上に安積信(艮斎)「伯夷論」が採られている。 文中には「殷紂暴虐ニシテ以テ之ヲ討ス天下其レ孰カ驩欣鼓舞シテ之ヲ感戴セサラン²⁸⁰」 と暴虐であったとしても君主が討伐されたことを民が喜ぶという記述がある。また、「武王

²⁷⁶ 前掲注 36、118、205 頁。

²⁷⁷ 前掲注 267、60-64 頁。

²⁷⁸ 前掲注 272、巻八、4 丁表。

²⁷⁹ 前掲注 36、154、161 頁。

²⁸⁰ 小川亮・味岡正義編『仮名挿入和漢名家文章軌範』巻上、内藤伝右衛門、1880年 10月、76丁裏。

ノ挙ノ若キハ無道ヲ誅シテ以天下ヲ救フ之ヲ聖人ニアラズト謂フハ不可ナリ²⁸¹」と、紂王を討伐して天下を救った武王を称える箇所もある。一篇の主旨は、むしろ武王を諫めた伯夷のほうをより徳が高いと称賛するのであるが、暴君は討伐すべきであるという表現自体が問題になった箇所の一つであろう。

不採用となったこの『仮名挿入和漢名家文章軌範』にも殷周革命に言及した教材を収めている所から『今世名家文鈔』巻八では、「周公東征論」も「国安ヲ妨害」する内容に該当したと考えられる。

五 徳育上不適切な事項

今井匡之編『小学中等科修身格言』六巻は、第一章において格言について述べた時に冒頭の一部を引用した。全巻格言と解説の和文を並べて載せている教科書である。まず巻一・二・三・六のみ採用が認められ、採用不可の巻四・五は修正を加えて、訂正版が採用可となった282。削除された教材を見ていきたい。まず巻四・五で削除され、理由が推定しやすい箇所を引用する。

- ○児-婦-人口不レポートのでは、「漢書』〔王陵伝〕) 児女子ノ言フコトハ多クハ信用ナリ難キ者ユヱ能ク心ヲ用ヰテ取捨スベシ²⁸³
- 〇六-親 デレ和有_二孝-慈_一。(『老子』〔十八章〕) 父母兄弟夫婦ノ六親不和合トキニ当リテ孝行ノ子ヤ慈善ノ父母ガ果シテワカルモノナリ284

『漢書』の例は、子供と女性の言うことは信用ができないから用いるなという表現が問題視されたと考えられる。『老子』の例は、六親の不和の時にこそ孝行や慈善が分かるという内容であり、不和を勧めると見なされて不適切であると判断されたのであろう。次は孝行を説いた一節である。

282 前掲注 36、131、133、135 頁。

²⁸¹ 前掲注 280 に同じ。

²⁸³ 今井匡之編『小学中等科修身格言』巻四、山中孝之助、1883年10月、15丁表。

²⁸⁴ 同上、21 丁表。

〇父-母 $在^{x}$ 不 - \hat{T} $\hat{\Sigma}$ \hat

生死ヲ共ニスル信友アリト雖モ父母ノ存生中ハ一命ヲ捨ルコトヲ約束ス可ラズ285

この一条が削られた後の余白は、最後の一条を移動して埋めた。「一命ヲ捨ル」ことを禁止しているのではあるが、表現自体が問題になったのであろう。『文部省示論』には、「児童ノ徳性ヲ涵養スルヤ之ヲシテ温良着実タラシムルヲ主トスヘキヲ以テ夫ノ詭激ノ言論及ヒ奇僻激烈等ニシテ中道ヲ過クルノ行為ノ如キ²86」書籍は避けるように示された。行きすぎた道徳の実践例に該当したと考えられる。『小学中等科修身格言』は削られた理由が分からない箇所を除くと、女性・子供を蔑視したような箇所、誤った孝行の実践の仕方、過剰な道徳の実践を述べた所が問題視された。

展瑞図校、鎌田環斎校正『日記故事大全』上中下巻について触れておきたい。全巻が採用不可であり²⁸⁷、問題箇所の検討が難しい。第一章に述べたように木沢編『小学漢文読本』は、『日記故事(日記故事大全)』から現代の教育に適切と思われる 200 数篇の教材を採った教科書である。『小学漢文読本』は全巻の使用が認められているため、選ばれた教材には問題がなかったと考えられる。木沢が採録しなかった約 130 篇が問題点を推測する手がかりを与えてくれるだろう。ここではそのすべてを検討する余裕がないので、数篇のみ取り上げたい。

前述の『内訓』に見られた再婚を断るために鼻をそいだ夏侯氏の娘の逸話は、妻道類の「却父断鼻(父を却け鼻を断つ)288」に収められている。妻道類は全部で十九篇あるが、『小学漢文読本』は五篇のみ採録された。採録しなかった箇所は、夫への貞節を示すために刀で片目をえぐり出す「盧氏剔目(盧氏目を剔る)289」などで、やはり過激な描写が問題視されたと考えられる。しかし、囚われの身となり投降を迫られたが、胸を切り開いて忠誠心を見せた、明の濮真を扱った臣道類の「剖心示虜(心を剖き虜に示す)290」は、『小学漢文読本』にも採られ、問題視されていない。教科書による扱いの違いがここにも見られるが、やはり行きすぎた徳目の実践例が問題となったと考えられる。

²⁸⁵ 前掲注 283、巻五、26 丁裏。

²⁸⁶ 前掲注 55、79 頁。

²⁸⁷ 前掲注 36、61 頁。

²⁸⁸ 張瑞図校、鎌田環斎校正『日記故事大全』巻七、松村九兵衛ほか、1880年4月、19丁裏―20丁表。

²⁸⁹ 同上、巻三、9丁裏-10丁表。

²⁹⁰ 同上、卷七、9丁表-裏。

六 怪異に関する事項

『日記故事大全』から『小学漢文読本』が積極的に採らなかった箇所には不可思議な現象を扱った故事も挙げられる。例えば、闢邪類の「邪僧自死」(巻五)は、唐の太史令傅奕が邪僧を打ち破る故事である。傅奕は人を死なせてまた蘇らせる邪僧がいると聞き、そうした妖術は邪であり正には勝てないと言い、自分に術をかけさせた。するとはじめは感覚がなくなったが、まもなく邪僧が倒れて息絶えてしまった。妖術は正しい人間には通じないことを述べた逸話である。やはり常軌を逸した「詭激ノ言論」(巻五)に該当する箇所であろう。ここまで見てきた『日記故事大全』の例が問題になった直接の箇所であると言いきれないが、行きすぎた徳目の実践例、怪異に関する記述が不適切な箇所と見なされたと考えられる。

七 『調査済教科書表』の判断基準

以上、『調査済教科書表』で不適切とされた漢文教科書と漢文体の修身教科書をもとに、その問題点を考察してきた。不適切な内容を、①恋愛、②復讐、③革命、④過激な描写、⑤徳育上不適切な事項、⑥怪異等が認められると結論づけた。やはり『調査済教科書表』は良質な教科書を選別することばかりではなく、治安の維持も目的としていたので、他教科だけではなく、漢文科においても復讐や革命という内容あるいは記述が問題視されていたことが明らかになった。しかし、難易度の高さや、教材の内容から想像できない問題について推測することには限界があり、削除の理由が不明なものは取り上げることができなかった。

明治 19 年 (1886) に検定制度が始まると、治安維持のためという目的ばかりではなく、 どのような漢文教材を読ませるべきかという視点が強まる。問題視された理由については、 修正意見が現存しているため、『調査済教科書表』を用いた時期よりも推定しやすくなる。 続いて、第二節では検定制度が果たした役割について考察する。まず検定制度が始まった 経緯から確認していく。

第二節 検定制度と漢文教科書の変遷

ー 検定制度の始まり

認可制度には認可までに時間を要するといった不備もあり、明治 19 年には検定制度が 始まった。その経緯は次のようにまとめられている。

認可制度は府県において教科書の採択を決定してから、文部省の認可を受けて実際に使用するまでに相当の期間を要し、はなはだ不便な制度であるとして、むしろ検定制度を要望する声もあった。一方文部省でも早くから検定制度を実施する意図をもっていた。そこで教育の国家統轄が強化されるようになった森文相の時代から教科書の検定制度が実施されるに至ったのである。検定制度は小学校のみでなく師範学校・中学校の教科書について実施したが、特に小学校の教科書については厳格に行なった291。

こうして検定制度が始まり、小学校用教科書は明治 36 年 (1903) から国定となるが、中学校等は昭和 23 年 (「教科用図書検定規則」全面改正・文部省令四号、1948 年 4 月 30 日) まで検定制度のもとで発行・採用が続けられてきた。

明治 19年 5 月 10 日には「教科用図書検定条例」(文部省令第 7 号) が公布され、同年 12 月 9 日公布の「教科用図書検定要旨」が公示された。検定の要旨は「該図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルニ止マリ即国体法令ヲ軽侮スルノ意ヲ起コサシムヘキ恐アル書又風教ヲ敗ルヘキ憂アル書若クハ事実ノ誤アル書等292」を採用しないと定められた。それを廃して明治 20 年 (1887) に制定された、小・中・師範学校用の教科書を対象とした「教科用図書検定規則」(文部省令第 2 号、1887 年 5 月 7 日) でも同様に、「第一条 教科用図書ノ検定ハ止タ図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルヲ旨トシ其教科用上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス293」と検定の指針が示された。この第一条が 25 年 (1892) 3 月 25 日に改正され(文部省令第 3 号)、「師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス294」と定まった。しかし明治 20 年代前半では教則には具体的な規定がなく、教材の選択や教科書の構成は編著者達の判断に委ねられていた。検定を担当する部署は年代によって異なるが、文部省の図書局、大臣官房図書課、総務局

²⁹¹ 文部省『学制百年史(記述編)』、帝国地方行政学会、1972年10月、304頁。

^{292 『}官報』第 1034 号、内閣官報局、1886 年 12 月 9 日、97 頁。

²⁹³ 『官報』第 1154 号、内閣官報局、1887 年 5 月 7 日、63 頁。

²⁹⁴ 『官報』第 2618 号、内閣官報局、1892 年 3 月 25 日、261 頁。

図書課等に属する図書審査官が主に担当し、嘱託で調査を行っていた人物達もいた。

検定を希望する発行者は所定の書類と手数料を添えて、教科書を二部文部省に提出した。 検定に用いられた教科書には、明治 24 年 (1891) 頃から整理番号や書誌事項、検定年月 日が書きこまれた。明治 26 年 (1893) からは、「[] 図甲 [] 号附属([] 冊) /明 治 [] 年 [] 月 [] 日検定/尋常中学校 [] 科」のような四角の三列の判が押さ れ、[] に必要事項を書き込むことになった。「尋常中学校」の箇所は「高等女学校」や 「師範学校」等、校種により異なる。

検定済とならなかった、つまり認可されなかった教科書には、この欄外に黒または朱で「不認可」の文字が書き加えられている。「尋常中学校」の欄は明治 33 年 (1900) 頃から「中学校」に変更される。この他には、書架の番号を示すラベルや題簽に「不」という文字の小さなスタンプが押されていることがある²⁹⁵。

修正意見の記された付箋は教科書の上下、問題のある箇所の行の近くに貼られていることが多い。大半は細長い白紙で、大きさはコメントの量によって違いがある。修正意見は黒または朱の墨で記されており、それに対して別の担当者が後から意見を書き入れる場合もある。〇や△が書き込まれていることがあり、これは先に記された修正意見に対する賛同や反対等の意見を示したものであろう。付箋にのみ意見が記されているものと、付箋に加えて該当箇所に黒または朱の傍点・傍線や、書き込みのある場合もある。また、付箋がなく、誤字脱字や訓読の誤りを教科書に直接記入したものも少なくない。修正意見を形態上から見ると、

- ①付箋にのみ記入
- ②付箋に加え、問題の箇所にさらに傍線・傍点等を記してあるもの。
- ③教科書に直接の記入されたもの。付箋があっても場所を示すだけで何も書かれてい ない。

という三種にまとめられる。今回調査した分については修正意見の記入法や付箋の上下の 位置、墨の色は時期ごとに若干の特色があるが、明治期の漢文科全体で統一はされていな い。

²⁹⁵ 国次太郎「算術教科書と教科書検定制度——明治 20 年代後半を中心に—」『佐賀大学教育学部研究 論文集』第 27 集 (I)、佐賀大学教育学部、1979 年 8 月、72 頁。

検定済となり使用が認められた教科書はまず『官報』に掲載され、後にそれらをまとめて『検定済教科用図書表』として各府県に配布された。修正意見をもとに検定の実態について考察を進める。まず時期ごとに検定の傾向を整理する。

二 明治 20 年代前半の検定の傾向

各年代の漢文教科書の検定合格率をまとめたのが、表 7 である。編集本の変遷では明治 20 年代を前半と後半に分けなかったが、検定制度の実態を考察するには明治 26 年頃が一 区切りとなるため、20 年代を前半と後半に分けた。そして刊行年ではなく、検定を通過した年によって区分した。合格率を見ると明治 20 年代後半が最も低い。

年代 明20前 明20後 明30前 明 30 後 明 40 明治期合計 編集本総数 2165 7261 27411 合格教 6 3 2438 30 101 合格率 (%) 5414 37 53 49 37

【表 7】年代別に見る漢文教科書編集本の検定合格率

『検定済教科用図書表』に掲載された、明治 20 年から明治 25 年 (1892) までに検定を通過した中学校の漢文科の教科書を見てみる。丸本では、木山鴻吉編『増訂正評註文章軌範』三巻、同『増訂続評註文章軌範』三巻、頼山陽編『頼山陽増評八大家文読本』+冊、原田由己編『標箋正文章軌範』七冊、同『訓点謝選拾遺』上中下巻、大槻修二・大槻文彦編『刪修近古史談』四巻がある。

文範型編集本には馬場健編『本朝名家文範』上中下巻、三島中洲編『初学文章軌範』上中下巻、渡辺碩也編『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、石川鴻斎編『再刻日本文章軌範 正編』三冊、同『続日本文章軌範』三冊が検定を通過した。読本型編集本には笠間益三編『中学用読本』漢文三巻、鈴木重義編『初学文編』三巻がある。

これらはすべて検定制度開始以前に初版が編集された教科書であり、『再刻日本文章軌範』や『初学文編』のようにすでに採用が認められていたものも含まれる。明治 19 年 6 月 22 日制定の「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第 14 号) により、尋常中学校は五年の就業年限と定められたが、巻数は三巻ものが多く、各学年で一冊学ぶというような

対応がまだできていない。検定制度開始後しばらくは、制度の改正に間に合わないため、すでに明治 10 年代に出版されていたものを検定済としていたのであろう。改正に合わせて五巻ものの教科書の編集と出版が始まったが、国次太郎氏が文部省年報に記された検定済教科用図書数をもとに、「明治 23 年から 25 年にかけて検定業務の停滞は明らかに読みとれる296」と指摘しているように、明治 26 年 (1893) 頃までは、明治 20 年以降に新しく編まれた教科書が検定済となるまでに時間を要した。まず、明治 20 年代前半において、削除された教材の傾向を整理する。

多くの教材に修正意見が付けられたが、大半は問題箇所を修正して検定を通過した。意見が付けられて削除されたのは、笠間益三編『小学中学用読本』に採録された、『唐書』「懐慎倹素」(張瑞図『日記故事大全』倹約類、不営資産〔資産を営まず〕)のみである。この教材は前半部分が問題となった。唐の廬懐慎は、倹素で資産も貯えず、報酬や褒美も親類にばらまいてしまう。妻や子が飢えて凍えても構わなかったとあり、その倹約ぶりが模範とされた。この教材には「妻子不免餓寒ハー大可憂的ナリシカルニ所得俸賜随親旧トハ本末緩急ヲ知ラサルノ所為ナリ(辻橋印)」という意見が付けられ、同じ付箋に朱の〇・黒の△がある297。調査の担当者には妻や子を顧みず、優先順位を間違えているために不適切な教材と見なされた。

以上の教材のうち、妻子を顧みず、親戚や知人に惜しみなく施しをするという「懐慎倹素」のみが、訂正版(『中学用読本』改題再版)では多識編「杜衍節倹」(『宋名臣言行録』 巻七)に変更された。上部の付箋であるため強制力が強く、同じ倹約に関わる主題の教材と入れ替えることで修正を行ったのであろう。

初版と訂正版を比較すると、馬場健編『本朝名家文範』に採録されていた林鶴梁「僧月仙」(紀月仙事〔月仙の事を紀す〕)が訂正版(1887 年 8 月訂正御届)では削除された。他の教材との入れ替えはない。現時点では付箋を確認できていないが、何らかの修正意見に従って削除されたのであろう。内容から、その理由を検討する。

伊勢の僧侶月仙は絵画に長け、注文を受ける時は必ず先に値段の交渉から入るため批難 を受けていたが、意に介さなかった。ある有名な芸者が、いくらでも払うと言って注文を

²⁹⁶ 国次太郎「教科書検定制度と算術教科書──明治 20 年代前半を中心に──」『佐賀大学教育学部研究 論文集』第 25 集 (Ⅱ)、佐賀大学教育学部、1977 年 8 月、157 頁。

²⁹⁷ 笠間益三編『小学中学用読本』漢文巻一、文学社、1886 年 9 月改題御届、24 丁表・上・黒。「辻橋」は辻橋秀雄。国次前掲注 39 に小伝がある(173 頁)。検定の担当者については、『職員録(甲)』及び『文部省職員録』(『国立公文書館所蔵明治・大正・昭和官員録・職員録集成』、日本図書センター1990年 1 月所収)を参照した。

し、月仙を呼びつけた。月仙が絵を仕上げて赴くと、ちょうど宴会のさなかであった。芸者は月仙を中に入れて座らせると、その席に金を投げつけて次のように言い放つ。

「絵を買おうといっても、ああ、絵を売る人間ときたら、大したものじゃない。売っている絵は、掲げるまでもない」と言った。そして、服を脱いで、人々の間に入り立ったまま、自らその下帯を解き、絵の代わりに、壁に掲げた。そして笑って、良い軸は得られなかったが、良い下帯は手に入ったと言った。(…日、金以買 $_{\nu}$ 画也。噫売 $_{\nu}$ 画人。不 $_{\nu}$ 足 $_{\nu}$ 歯矣。所 $_{\nu}$ 売之幅。不 $_{\nu}$ 足 $_{\nu}$ 掲焉。於 $_{\nu}$ 是。脱 $_{\tau}$ 衣裳 $_{\tau}$ 。進立 $_{\nu}$ 乎 $_{\tau}$ 稠人中 $_{\tau}$ 。自解 $_{\tau}$ 其福 $_{\tau}$ 。代 $_{\nu}$ 幅。掲 $_{\tau}$ 壁上 $_{\tau}$ 。因笑日。雖 $_{\nu}$ 不 $_{\nu}$ 獲 $_{\tau}$ 雅軸 $_{\tau}$ 。亦獲 $_{\tau}$ 佳福 $_{\tau}$ 298。)

服を脱いで下帯を絵の代わりに壁にかけ、壁の絵を身につけ、良い軸は手に入らなかったが、良い下帯は手に入ったと言う。その場の者はみな目を覆っていたが、月仙は顔色一つ変えなかった。作品は続けて月仙が絵で稼いだ金は貧しい人々を救うために使われていたことを明かし、辱めに耐えて苦行を行う様は仏陀のようだと月仙を称賛する。

月仙の忍耐力や慈悲の行為は生徒の手本になりうるものであるが、引用したような場面 は生徒が学ぶには道徳的にもふさわしくないだろう。ここに削除された理由があると見て よいのではないか。

削除された「懐慎倹素」と「僧月仙」の問題は思想統制というよりも、中学生にとって 適切かどうかという基準から判断したものである。これは検定制度が始まって、教科とし ての漢文独自の内容である漢字や訓点の正しさや、教材の選択などに基準の重点が移った ことを示している。

こうした不適切な教材を削除し、その他の問題点を修正して編集本でも約5割の教科書が検定済となった。しかし、明治20年代後半では、検定の合格率が明治期において最も低くなる。その理由を次に考察する。

三 明治 20 年代後半の教科書検定

明治20年代後半の修正意見は長文のものが多い。明治20年(1887)以降に新しく編まれた教科書に対して厳しい意見が付けられた。まず教材選択の基準についてである。

²⁹⁸ 馬場健『本朝名家文範』巻上、松村九兵衛、1885年9月、14丁表一裏。

鈴木栄次郎編『漢文読本』二巻は採録した教材の性質について最も多く意見が記された 教科書である。まずは、出版社に同情した比較的穏当な意見を取り上げる。

(前略) 其採録ノ文章拙劣ナル者多ク選択頗ル蕪雑ナリ然レトモ本書ハ中学教科用ニシテ且文部省之ニ対スル教則大綱ヲ示サヽル今日ニ於テ森厳ナル淘汰ヲ加フルハ稍穏カナラサルニ似タルヲ以テ所挙ノ点ヲ指示シテ検定ヲ与フ可キカ²⁹⁹

この意見を記した人物は、問題の多い教科書であることを認めながら、前述のように検定の基準となる教則の趣旨があまり詳細ではないため、審査も厳しくしないようにと提案する。「中学教科用ニシテ」という言葉からは、中学校では小学校ほどに厳密に検定が行われていなかったことも読み取れる。しかし、ほかの職員は認めようとせず、厳しい意見が続く。

此書収ムル所ノ文章必シモ選択セシモノニアラズ且ツ菅亨又ハ服部南郭等ノ文ハ今時 漢文ノ手本トハナシタクナシ注意ヲ要ス(荒野印)300

此篇載スル所ノ文スへテ百余篇而シテ服部元喬菅亨ノ文ヲ収ムルコト実ニ三十三篇ノ 多キニ居ル皆文字拙劣ニシテ漢文ノ模範トスへカラス殊ニ服部ノ文ハ所謂李王古文 辞ノ体ニシテ決シテ漢文ノ正体トイフベカラズ又藤原粛伊藤維楨ノ文ノ如キモ皆未 タ和習ヲ脱セサルモノ而シテ本書之ヲ収ムルコト亦若干篇ナリ301

此ノ書採録ノ文章蕪雑拙劣ナルコト前ニ述へタルカ如シ尚之ヲ検定指示セサルヲ得 サルカ³⁰²

服部元喬(南郭)などの古文辞学派の文、藤原粛(惺窩)・伊藤維楨(仁斎)のような和習のする文章、そして菅亨(仲徹)等を漢文の模範にふさわしくないと述べている。この教科書の中で「拙」等の文章が劣るというコメントが付けられた教材は数多いが、ここ

²⁹⁹ 鈴木栄次郎『漢文読本』巻一、小林八郎、1893年8月、序1丁表・上・黒。

³⁰⁰ 同上、序 1 丁表・下・黒。「荒野」は荒野文雄。明治 27 年から 29 年の間に中学校用漢文教科書 5 種の検定を担当したことが確認できた。荒野が文部省吏員に選ばれた理由は、掛本勲夫『明治期教科書政策史研究』(皇学館大学、2010 年 12 月、229—231 頁) に考察がある。

³⁰¹ 同上、序1丁表・下・朱。

³⁰² 同上、序1丁裏・下・朱。

に挙げられた作者の教材のみ、修正意見の多い順に掲げる。

○服部南郭「保昌雅量」〔『大東世語』言語 4。以下同一出典のため篇名のみ挙げる〕、「義家学兵法(義家兵法を学ぶ)」〔識鑑 11〕、「義光授笙(義光笙を授く)」〔賞誉 8〕、「源頼朝大度」〔識鑑 16〕、「藤原在衡」〔識鑑 5〕、「保昌鑑識」〔識鑑 6〕

この他、「僧西行」〔徳行 12〕には「西行ヲ行ト云フハ何ソヤ徂徠流ノ俗儒支那ヲ 崇尚スルノ余リ姓名ノ各二字アル者ハ之ヲ断シテ一字ト為シ以テ漢文ニ似タリト 為ス何等ノ陋見何等ノ僣妄今日ニ於テ改刪ヲ命シテ可ナリ³⁰³」という意見が付けら れた。

- ○菅仲徹「那須宗高射扇轂 (那須宗高扇轂を射る)」〔『本朝蒙求』宗高扇的。以下出典同じ〕、「南北朝」〔二帝南北〕、「応仁文明之乱」〔両雄西東〕 この他、「神武天皇」〔神武畝傍〕には「鸕鷀草葺不合尊ヲ鸕鷀尊ト書ハ漢文ニシテモ余リナルカ如シ³⁰⁴」という漢文の格に合わない箇所の指摘がある。
- ○藤原惺窩「浅草寺」〔過浅草寺詩 (浅草寺を過る詩)〕、「角田川」、「四景我有解 (四 景我に解有り)」
 - ○伊藤仁斎「遊摂津(摂津に遊ぶ)」

文章が劣り模範とならないと判断された。当時の人々の作品に対する考え方もわかる修正意見である。しかし、これ以降、上記の人物達の教材が明治期の教科書から姿を消す訳ではない。例えば服部南郭の教材は、明治期の検定済教科書 116 種のうち、65 種の教科書に採られており、採録数は決して少なくはない。明治 20 年代後半は、どのような作者・作品を採るべきかについて教科書の編者と教科書調査の担当者の見解には開きがあり、こうした修正意見が多く付けられたのである。

教材の選択だけではなく、訓点にも修正意見が付けられた。明治 20 年代は教科書編集の新しい試みがなされたことは第一章に述べた通りである。その試みも検定の担当者には認められなかった。深井鑑一郎は『標註漢文教科書』の「凡例」において、

一、近頃の漢文和読の方法は、ますます混乱し、異国の言葉とほぼ変わりがない。今 改めなければ、その弊害は止まる所を知らない。(一近-来漢-文和-読法、益極-紊-乱-、

³⁰³ 前掲注 299、巻二・2 丁裏・下・黒。

³⁰⁴ 同上、巻一、1丁表・下・朱。

と、訓読に統一した決まりがないために弊害が現れていることを指摘している。その問題 を解決するために、深井には明確な規定のない訓読方法を特に国語との関連に注意しなが ら修正するという意図があった。

しかし、深井の創出した訓点は、検定担当者には認められなかった。この教科書には、

此書ノ送仮名余リ煩冗ニ過キ漢文ノ調ヲ失フノミナラズ又原作ノ意ト違フコトアリ (中略) 此事ハー々指示スルニ暇アラズ寧ロー括シテ注意スヘキカ³⁰⁶

と送り仮名が繁雑に過ぎ、本来の意味を取り違える箇所もあることを指摘している。深井 の別の教科書、『中等教育標註漢文入門』にも訓点について次のような意見が付けられた。

此書ハ国語ノ法ニョリテ送仮名ヲ付シタルヲ以テ読過ノ際繁ニ堪へス往々漢文ノ語彙ヲ失フト思ハル、所アルナリ 又句読ノ付方ハ蓋編者ノ創定セシ所之ヲ国文ニ用 キルハ可ナルヘケレドモ之ヲ漢文ニ用ヰルハ如何ニヤト思ハル 滝川307

やはり先に見た修正意見と同様に、冗長で繁雑に過ぎ、漢文の調子から外れてしまい、時として原文の意味からずれてしまうという意見である。煩冗な送仮名の例としては、「阿婉父某 $^{-1}$ 」(阿婉の父某と言い)などがあり、この「ト云ヒ」という仮名には傍線が引かれ、付箋にて「余計ナル送リカナナリ 308 」と修正意見がつけられた。また、「春 $^{-1}$ 分在 $^{-1}$ 今 $^{-1}$ 7月 之 $^{-1}$ 7月 (春分は今月末にあるために)の「在」の左側に黒い傍線が引かれている 309 8。しかしながら、「編者ノ創定セシ」送仮名の方法は調査した職員には受け入れられず、冗長に過ぎるとして斥けられた。後の教科書の同作品を見ると「春分在 $^{-1}$ 7月)では、おそらくこの検定結果をふまえて全巻を通じ十巻(吉川半七、 $^{-1}$ 1897年3月 $^{-1}$ 7月)では、おそらくこの検定結果をふまえて全巻を通じ

³⁰⁵ 前掲注 97、巻一、1 丁裏。

³⁰⁶ 前掲注 305、巻二、5 丁表・上・黒。

³⁰⁷ 前掲注 99、凡例表・下・黒。「滝川」は滝川亀太郎である。中学校用漢文教科書については、明治 27 年から 30 年までの間に 6 種の検定を行ったことが確認できた。

³⁰⁸ 前掲注 99、巻二、33 丁表・上・黒。教材は古賀煜「阿婉」。

³⁰⁹ 同上、八丁表。教材は斎藤拙堂「月瀬之梅三」。

³¹⁰ 前掲注 223、巻二、128 頁。

て漢字を混ぜた送り仮名は用いていない。

訓読の仕方については明治末に「漢文教授ニ関スル調査報告」(『官報』第 8630 号、印刷局、1912 年 3 月 29 日)が発表されるまでは規定がなく、担当者の見解が基準となっていた。この調査報告については江戸からの「簡約を意図した訓法の流れにあること」、「すなわち和訓に読むより字音に読むということ、原文の字面に即し字面にない読み添えをなるべく少なくすること311」が認められるという指摘がある。教科書の検定においてはすでに明治 20 年代にその傾向にあったことがわかる。そして、教科書検定の結果が漢文教科書編集に及ぼした影響の事例の一つである。

明治 20 年代後半は編集者の判断を認めないような検定がなされていたが、明治 30 年代 前半には民間の流行に近い立場で検定が行われる。

四 明治30年代前半の検定の傾向

明治 30 年代前半は、第一章に述べたように「細目」に反対し、幅広い教材構成を取る 教科書が編まれ始めた。検定の担当者も必ずしも「細目」に従わず、流行していた内容の 豊富な教科書を支持する人物もいた。

明治 34 年 (1901) 6 月の検定である深井鑑一郎編『刪修撰定中学漢文』十巻 (修正四版) には次のような意見が付けられた。

本書ハ全部大体歴史ノ抜抄ニ過キス 間々遊記序説伝記ノ類ヲ挿サメルモ全体ノ権衡 上ヨリ視レハ少数ニ居ル 編輯ノ体裁宜キヲ得タルモノニアラス 殊ニ程度過高ノ文 多シ第六巻第七巻以後ニアリテハ最甚シ 附箋ノ点ヲ改修セシムヘキヤ 槙太郎印³¹²

「歴史ノ抜抄」であり、文体の偏りを指摘している。難しいとされた巻六以降の構成は、 巻六は『資治通鑑』3篇、『五代史記』『唐書』『三国志』各1篇ずつ、巻七は『漢書』1 篇、『史記』3篇、巻八は『史記』6篇、巻九は『孟子』27篇、『戦国策』15篇。巻十は 唐宋八家、李白、陶淵明など、計36篇となっている。

³¹¹ 大島晃「江戸時代の訓法と現代の訓法」、宮地裕ほか編『講座日本語学7文体史I』、明治書院、1982 年8月、242頁。

³¹² 深井鑑一郎編『刪修撰定中学漢文』巻一、吉川半七、1889年 12 月刪修訂正四版、1 頁・上・朱。「槙太郎」は長尾雨山である。

訂正版(刪修訂正五版)ではこの付箋に従って巻六を重野安繹や大槻清崇等の日本人の作 5 篇、王韜(紫詮)等の西洋の歴史に関する教材 7 篇、『五代史記』2 篇、『資治通鑑』七篇に鄭元慶と魏禧の作を 1 篇ずつ収めるという構成に変更した。巻七から九までは変更がなく、巻十では欧陽修「酔翁亭記」が削除された。しかし訂正五版でも『刪修撰定中学漢文』の調査をした人物とは違う担当者から同様の修正意見が付けられた。

本書ノ材料ハ率ネ歴史事実ノミニテ動植物又ハ器械工芸等ノ記事ニ至リテハーモ収載セザルハ欠点ト云フベシ サレトモ誤謬ハ甚ダ多カラス文章モ格ニ合ハザルモノナシ マヅハ可ナラン 林313

教材構成に欠点があるとしながらも、漢文の教科書としては通用するので合格にしたと述べる。深井鑑一郎の教科書は、明治 20 年代から出版されており、主に歴史書から材を採ることで一貫している。前述のように 20 年代では繁雑な訓点に修正意見が付けられたが、材料が偏るかどうかは問題視されていなかった。材料の選択にも注意が払われた所にこの時期の漢文教科書の検定の特徴がうかがえる。

あくまでも現存する修正意見において、完成度が高いとされた教科書が、国語漢文研究 会編『中等漢文読本』十巻(訂正四版、訂正八版が検定済)である。この教科書の付箋に は次のような修正意見が記された。

本書ハ材料ヲ採ルコト一方ニ偏セズ 体裁布置粗ソノ宜ヲ得誤謬モ亦甚ダ多カラズ 近時編纂ノ中ニ於イテハマヅ上乗ニ属スベシ 林³¹⁴

まず材料の選択が偏っていないことを述べ、誤りが少ないことを評価している。教材の順序を大まかに述べると、卑近な教材から始まり、日本の地理・歴史を学ぶ。続いて中国の教材に進み、清から先秦へと学んでいくという構成である。知育教材から徳育教材までを収録し、バランスの良さから国語漢文研究会編『中等漢文読本』は、検定時に理想的な教科書の一つと見なされた。

³¹³ 深井鑑一郎『刪修撰定中学漢文』巻一、吉川半七、1901 年 3 月刪修訂正五版、1 頁・下・朱。「林」は林泰輔と推察される。林は明治 31 年から 39 年の間に、中学校用 36 種、高等女学校用 1 種、補習科用 1 種の漢文教科書の検定を担当したことが確認できた。

³¹⁴ 国語漢文研究会編『中等漢文読本』巻一、明治書院、1900年 12月、凡例1丁表・下・朱。

明治 30 年以降は他教科に関連した、多様な教材構成が理想とされていた。検定の担当者も同じ認識であり、文部省の定めた「細目」とは異なる基準で検定を行っていた。検定が検閲や思想統制ではなく、民間の新しい試みを促進させる働きを持っていたのである。

明治 30 年代後半以降は「要目」の制定により材料選択の基準が以前に比べて明確となる。次に明治 30 年代後半から明治 40 年代までの検定の傾向を考察する。

五 明治30年代後半以降の検定の傾向

明治 30 年代後半以降、明治 40 年代にかけて、編者と検定担当者の教科書に対する認識の差が縮まり、出典に適した古典の範囲が次第に定まったと考えられる。まず「要目」の制定によって採録率が高まった詩教材には当然修正意見も同様に増加した。詩教材に対する修正意見は内容と平仄に関するものが多い。伊形淳(霊雨)「赤間関」(赤馬関)には「間ハニニ作ラサレバ平仄ヲ失ス315」。指摘の内容を確認する。

 長風破しえー帆
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □

(遠くから吹いて来る風に送られ荒波を蹴破り、帆掛け船が帰って行く。青海原の 島々をめぐり、赤間が関を目指す。瀬戸内海の数多くの灘を乗り越え、今や最後の難 所も渡りきろうとしている時、天のかなたに懐かしい九州の山々が見えてきた。)

二句目は第二字が仄、第六字が平なので、二六の対に反しているということであろうか。 「馬」に変えれば第二字と第六字がいずれも仄となり、平仄が合うことになる。赤間関は 赤馬関とも呼ばれ、詩題は「間」のままであるが、平仄を合わせるために本文では第二句 の「間」が「馬」に修正された。

教則の指示がないが、引き続き採録された知育教材には事実誤認という修正意見が付けられることがあった。陳淏子『秘伝花鏡』「蛍」は蛍の生態や、蛍雪の功の故事にも触れた教材である。この教材には「果シテコノコトアルカ³¹⁶」という修正意見が付けられた。

³¹⁵ 清水平一郎編『漢文新読本』巻二、郁文舎、1904年9月、24頁・下・黒。

³¹⁶ 同上、巻三、18 頁・下・黒。

「コノコト」とは右側に黒い傍線のある本文の「園中若有」腐草」。首能。生し之不し絶。不し煩」 主人之力」也。」(庭にもし腐った草があれば、〔蛍は〕自然と生まれて来て絶えることはなく、主人の手を煩わせることはない)を指している。腐草があれば蛍が自然に発生するというのは、『礼記』月令の「腐草為蛍(腐草が蛍となる)」をふまえた記述であるだろう。しかし教科書には事実ではない内容を載せることができないために修正意見が付けられた。訂正版(1902 年 3 月訂正再版)ではこの一節が削除されて、修正意見のない箇所も訓点のほか、本文に文字上の修正が加えられ、教材は採録された。自然科学の内容を扱った漢文は、身近で生徒に親しみやすそうに見えるが、最新の知見を盛り込んだ教材を用意することができず、また教材化にも手間がかかるという弱みがあった。第一章に述べたように、知育教材は徳育が重視されて採録数を減らしたが、教材自体にもそうした問題を持っていた。

明治 30 年代に教科書に採られるようになった時文教材であるが、次第に削除するように求める修正意見が増え始めた。服部宇之吉編『漢文新読本』巻五には「以下五章時文³¹⁷」という修正意見が付けられ、さらにこの付箋の右上に朱で「削」の書入れがある。この五章とは「予備立憲之上論(立憲を予備するの上論)」、「関於教育宗旨之上論(教育宗旨に関するの上論)」、「改定官制摺(官制を改定する摺)」、「通筹鉄路弁法摺(鉄路を通筹する弁法の摺)」、清国農工商部・度支部「清国総理衙門考定度量権衡開弁情形摺」を指している。訂正版(1902 年 1 月訂正再版)ではすべて削除され、柳宗元「始得西山宴遊記(始めて西山を得て宴遊する記)」、「鈷鉧潭記」「鈷鉧潭西小丘記」、「至小丘西小石潭記(小丘の西小石潭に至る記)」、『漢書』「朱賈臣」、欧陽修「昼錦堂記」、李觏「袁州学記」に入れ替えられた。

この頃になると、明治 20 年代後半のように教材の著者が問題になることはなく、明治 30 年代後半から 40 年代にかけて適切な作者や古典が決まってきていた。その範囲の中で作品の細部が点検されるようになってきた。『論語』は代表的な教材であるが、『論語』学 而〔学而 6〕には「削³18」という意見が付いた。問題視されたのは次の箇所である。

子夏曰。賢 $_{\nu}$ 賢易 $_{\nu}$ 色。事 $_{-}$ 父母 $_{-}$ 能竭 $_{-}$ 其力 $_{-}$ 。事 $_{\nu}$ 君能致 $_{-}$ 其身 $_{-}$ 。与 $_{-}$ 朋友 $_{-}$ 交。言而有 $_{\nu}$ 信。雖 $_{\nu}$ 日 $_{\nu}$ 未 $_{\nu}$ 学。吾必謂 $_{-}$ 之学 $_{-}$ 矣(子夏が言った。「賢い人を賢い人として慕う

³¹⁷ 服部宇之吉編『漢文新読本』巻五、明治図書、1908年11月、139頁・下・朱。

³¹⁸ 三省堂編集所編『中学国語漢文読本』巻十五、三省堂、1902年12月、120頁・下・黒。

ことは美人を好むようにし、父母に仕えてはよくその力をつくし、君主に仕えてはよくその身をささげ、友人と交わるには言葉に誠実さがある。まだ学問をしていないとしても、私は必ずその人を学問したと言う」)

訂正版(1904年2月修正再版)では、この一条のうち「賢 $_{\nu}$ 賢易 $_{\nu}$ 色」のみ削除された。 性的な描写は『調査済教科書表』により不適切箇所を示していた時期から一貫して続く重要な点検項目であった。

これまで時代ごとの検定の傾向を考察してきたが、明治 40 年代特有の事例として、南 北朝正閏問題が漢文教科書検定に影響を及ぼしたのか、修正意見をもとに検証する。

第三節 南北朝正閏問題と漢文教科書検定

一 南北朝正閏問題の概要

南北朝正閏問題とは、南朝が正統な王朝として定められ、教科書の記述に影響を及ぼした明治末期の事件であり、国家権力が学問や教育の場に介入した事例として知られている。明治44年(1911)1月19日の読売新聞は、国定教科書『尋常小学日本歴史』が南北両朝を並立させて正邪を誤っていると非難する記事を載せた。これが発端で政界も巻き込む全国的な騒動となり、南北朝正閏論争が起きた。その問題は次のように収束を迎えた。

政府は上奏して、明治天皇の勅裁によって南朝を正統と定め、北朝の天皇を歴代表に記載しないこととした。国定教科書の児童用はさっそく改訂されて、「南北朝」という章名は「吉野の朝廷」と改められ、とくに問題の多かった教師用は廃棄され、教科書の執筆に当たった編修官喜田貞吉は休職処分となった³¹⁹。

この事件の背景には前年に起きた大逆事件(幸徳事件)があり、南朝を正統とし、忠君の観念を徹底させることで大逆事件を再び起こさないようにしたのである。

国定教科書は明治 37 年 (1904) から昭和 20 年 (1945) まで用いられ、通例では全五期に区分される。本稿では次の第二期改訂版までの小学校用の歴史教科書を参照した。

147

³¹⁹ 佐藤進一『日本の歴史 9---南北朝の動乱』中央公論社、2013 年 4 月改版 5 刷、16 頁。

・第一期:明治37年-42年(1904-1909)

文部省編『小学日本歴史』四巻、日本書籍、明治 36 年 (1903) 10 月 6 日一明治 37 年 1 月 18 日発行、明治 37 年 1 月 12 日一2 月 6 日翻刻発行 (巻一・二が一・二年生用、巻三・四が三・四年生用であるが、連続して使うのではなく、それぞれが独立した教科書である)

- 第二期:明治43年—大正6年(1910—1917)
 文部省編『尋常小学日本歴史』二巻、文部省、明治42年(1909)9月13日発行
- ·第二期改訂版:文部省編『尋常小学日本歴史 児童用』二巻、文部省、明治 44 年(1911) 10月14日発行、明治 44 年 11月 20日翻刻発行

修正意見に関連する国定教科書の記述をまずおさえてから、問題視された箇所がどのよう に修正されたのかを見ていきたい。

二 『日本外史』教材への修正意見

南北朝正閏問題に関する修正意見はすべて『日本外史』関連の教材に見られる。そこで ここでは問題になった記述ごとに分けて、この問題の漢文教科書編集に対する影響を考察 する。

(一) 光厳天皇に関する記述

後醍醐天皇は諸政の刷新のため鎌倉幕府打倒をはかったが、阻止されて京都を脱出し、 笠置山に籠城した。その際に幕府軍に捕らえられ、謀反人として隠岐に流された。執権の 北条高時は量仁親王を擁立して光厳天皇とした。この間、後醍醐天皇の皇子護良親王や楠 木正成らが挙兵し、各地で反幕府運動が展開された。後醍醐天皇は名和一族を頼って隠岐 から脱出し、伯耆で挙兵した。足利高氏(尊氏)が六波羅軍を壊滅し、新田義貞が鎌倉幕 府を倒し、後醍醐天皇は京都に戻り光厳天皇を廃して再び帝位に即いた。

国定教科書の第一期320、第二期321には「光厳天皇」という表記が見られた。しかし明治

³²⁰ 文部省編『小学日本歴史』巻一、日本書籍、1904 年 1 月、66—67 頁。同巻二、1 頁。同巻三、70 頁。同巻四、1 頁。

44年(1911)3月14日には、師範学校教授要目の一部改正(文部省訓令第1号)が行われ、次のように定められた。

歴史本科第一部男生徒ノ部日本歴史第一学年「両皇統ノ交立」ヲ「朝廷ト幕府」ニ「建 武中興」ヲ「建武中興 足利尊氏ノ反」ニ「南北朝」ヲ「吉野ノ朝廷」ニ改ム³²²

文部大臣小松原英太郎は、明治 44 年 3 月に天皇・年号の一覧表である『小学日本歴史 教科書教授上ノ注意事項』(文部省) を配布し、「光厳天皇」の名を削除した³²³。

「教科用図書調査委員会議決事項」を訂正した「歴史教科書記載事項」の最終案では、「光厳院」と記述することに決定した。その理由は次の箇所が説明している。

光厳院を光厳天皇と申すことあり。古来皇位に即き給はざる皇族にして天皇の尊号を受け給ひし御方少からず。光厳天皇とは此の類の尊号に外ならず。御歴代の天皇と区別するが為に天皇として掲げず単に光厳院と記せり。後に足利氏の擁立せる光明院等亦同じ324。

最終決定案に従い、歴史教科書の箇所については第二期改訂版では「光厳院」に改められ325、第三期ではこれまで記されていた、量仁親王を擁立したこと、光厳院を廃したことも消えた。光厳天皇はこのように天皇として扱うことが教科書の中では許されなくなった。

さて、『日本外史』を出典とした漢文教材「後醍醐復辟二」〔楠氏〕には「国定ト抵触ス如何スへキ」という修正意見が付けられた 326 。下部に無記入の付箋が残されている。本文「 $\overset{\circ}{\text{a}}$ " 使 $_{-}$ 正成 $^{\circ}$ 先駆 $_{-}$ 帰 $_{\nu}$ 闕、 $\overset{\circ}{\text{k}}$ " $\overset{\circ}{\text{k}}$ 元 $\overset{\circ}{\text{k}}$ $\overset{\circ}{$

³²¹ 文部省編『尋常小学日本歴史』巻一、文部省、1909 年 9 月、72 頁。同巻二、75 頁。

^{322 『}官報』第8315号、印刷局、1911年3月14日、335頁。

³²³ 文部省「小学日本歴史教科書教授上ノ注意事項」1911年3月、中村紀久二編『復刻版 国定教科書編纂趣意書』第12巻、2008年9月、国書刊行会[復刻]、81頁。

³²⁴ 佐藤秀夫編『教育 1』続・現代史資料 8、みすず書房、1994年 12月、295 頁。

³²⁵ 文部省編『尋常小学日本歴史 児童用』巻一、文部省、1911年11月、72頁。同巻二、75頁。

³²⁶ 国語漢文研究会編『日本外史鈔』、明治書院、1912 年 6 月、60 頁・上部・赤の書き入れ。

正版)では「帰」闕而復り位。」と訂正された。

検定の基準が変わったと考えられる明治 44 年 3 月以降に検定を受けた教科書を見ると、市村瓚次郎編『中学漢文読本』巻二には、量仁親王が即位した箇所を含む「楠正成勤王 二 赤阪城守」〔楠木氏〕と、後醍醐天皇が復位した内容の「楠正成勤王 五 天皇復辟」〔楠木氏〕が確認できる。しかし、問題視されずに訂正四版(1911 年 3 月)でも未修正のまま検定を通過した。この教材は南北朝正閏問題が起きる前に発行された初版(1909 年 12 月)と訂正再版(1910 年 2 月)に収録されている。市村は南正北閏の立場であるが、南北朝が対立していたことは認め、「吉野の朝廷」という時代表記による北朝の抹殺には反対していため327、論争が起きていても削除せずに採録したのであろう。

「楠正成勤王 二 赤阪城守」には「賊方立」後伏見帝子量で一郎」で位。東光厳帝 328。」(賊が後伏見帝の子量にを立て位に即かせた。光厳帝である)とある。同じ箇所は、明治 44 年 3 月以降に検定を受けた教科書では、簡野道明編『新編漢文読本』巻二(明治書院、1911 年 10 月)に収められた「赤阪城守」があるが、問題視されることなく訂正版は検定 済となった(1911 年 12 月訂正版)。

「楠正成勤王 五 天皇復辟」と同じ箇所は明治期において市村の教科書以外には確認できていない。いずれも『日本外史』の中では採録されることが少なかった箇所である。

(二) 南北朝の統一に関する記述

後醍醐天皇の吉野の朝廷を南朝と言い、足利尊氏の擁立した光明天皇のいる京都の朝廷を北朝と呼んだ。後亀山天皇が足利義満の奏請を納れて神器を後小松天皇に伝え、南北朝が統一された。

第二期までの国定教科書の記述を確認する。第一期一・二年用を例にすると、「かくて、五十七年間分れたりし南北の両朝は、はじめて、一となれり329。」と述べられる。二期までは大きな変更はない。しかし第二期改訂版では、「後醍醐天皇の吉野に遷幸し給ひしより、ここに至るまで五十七年なり330。」と改められ、南北朝が分かれていたことは記されなく

³²⁷ 宇野精一ほか「先学を語る 市村瓉次郎博士」『東方学』第 53 輯、東方学会、1977 年 1 月、5—6 頁。

³²⁸ 市村瓚次郎編『中学漢文読本』巻二、金港堂書籍、1911年3月訂正四版、54頁。

³²⁹ 前揭注 320、卷二、10 頁。

³³⁰ 前掲注 325、巻一、83 頁。

なった。

丸井圭治郎編『日本外史青年漢文教科書』収録の教材「両朝合一」(足利氏上)には「国定教科書ト抵触スル嫌アリ削リタシ 331 」という修正意見が付けられた。問題となったのは「天下は足利氏のために、おおむねその暦に従っていた。ここに至って南朝と合体し、人々もますます従った。」(天下 \Vec{V}_{-} 足利氏 \Vec{V}_{-} 、概 \Vec{E}_{-} 其正 \Vec{M}_{-} 。 \Vec{E}_{-} 南朝 \Vec{E}_{-} や情益 \Vec{M}_{-} 等の記述であるだろう。訂正再版(1912 年 12 月)ではこの教材は削除され、検定を通過した。

明治期では、南北朝の説明をした漢文教材は現時点の調査において「両朝合一」の他には明治 30 年代に発行された教科書所収の「南北朝」一篇しかない(平井参・池田四郎次郎編『新撰中学漢文』巻三、内田芳兵衛、1898年4月)。不適切と見なされなかった時期においても、「両朝合一」を含む箇所は、上記の光厳天皇や後醍醐天皇の復辟に触れた教材と同様に『日本外史』の中でもあまり採録されなかった。

(三) 元暦・文治の年号

元暦は寿永の後の年号であり、後鳥羽天皇の即位に伴って改元された。前述の『小学日本歴史教科書教授上ノ注意事項』では北朝の天皇と年号は抹殺され、安徳天皇の次に後鳥羽天皇が記されている³³³。安徳天皇在位の期間に元暦や文治を併記することは国定教科書の記述と抵触すると判断された。

第一期の「御歴代表(一)」には後鳥羽天皇の項目に「文治元年(安徳天皇寿永四年)平氏亡ぶ334。」と記されている。第二期も同様の記述である。第二期改訂版の「年表」では「平氏亡ぶ」という事項は、安徳天皇の「寿永四年(一八四五[引用者注—西暦1185年]335)」の項目に改められた。第三期も同様である。

こうした改訂を受けて、教材「宇治川之先登」〔源氏下〕には、「後鳥羽帝年号及所謂北朝ノ年号ハ如何ニスヘキガ 国定教科書ト抵触ス336」という修正意見が付けられた。本文

³³¹ 丸井圭治郎編『日本外史青年漢文教科書』敬文館書房、1911年 12月、74頁・上部・赤の書き入れ。

³³² 同上、75 頁。

³³³ 前掲注 323、80 頁。

³³⁴ 前掲注 320、巻一、附録 4 頁。

³³⁵ 前掲注 325、巻一、附録 5 頁。

³³⁶ 前掲注 331、33 頁・上部・赤の書き入れ。

に「元暦元年二月、頼朝檄-八州将士-、西計-義仲-337。」(元暦元年二月、源頼朝は八州 の将士に檄をとばし、西方の義仲を討とうとした。)とあり、頭注に「元暦元年 後鳥羽天 皇ノ元暦元年(一八四四年〔引用者注一西暦 1184年〕) ハ安徳天皇ノ寿永三年ト同年ナリ 338」とある。訂正再版では本文は「寿永三年正月」に、頭注は「寿永三年安徳天皇ノトキ」 に訂正された。

「宇治川先登」は元暦元年2月に源頼朝の派遣した範頼・義経軍と、京都で狼藉を働い ていた源義仲(木曾義仲)との戦いである。義経軍の佐々木高綱と梶原景季との宇治川の 先陣争いを主に描いた教材である。

明治 44 年 3 月以降に検定を受けた教科書の記述を確認する。まずは教材の初めのほう に描かれる源頼朝が八州に檄を飛ばした日の年月日については、内田周平編『増訂中学漢 文読本』巻二(明治図書、1912 年 3 月訂正版)に収められた「宇治河先登一」では本文 にも頭注にも年月日を載せていない339。編集意図の確認はできないが、出版者側の対策で あるかもしれない。

頭注に「時元暦元年正月也」と記したのは、簡野道明編『新編漢文読本』採録の「宇治 河先登一340」及び島田鈞一編『中学漢文読本』採録の「宇治河先登一341」である。本文に 「元暦」の年号が見えるのは、深井鑑一郎『日本外史鈔』採録の「池月磨墨342」である。 いずれも修正意見は付けられず、それぞれの訂正版においても採録されて検定を通過した。

教材の後半に記される、義経が二万の騎兵によって木曾義仲を攻めた日付については、 秋山四郎編『新編漢文読本』巻二に収められた「宇治河先登其二」には、「元暦元年正月二 十日」という頭注があるが343、教科書調査において問題視されなかった。

以上のように、(一)から(三)の項目から見ると明治末には現場の検定基準には反映 されず、大正元年(1912)頃から国定教科書との不一致が指摘されるようになったのであ る。

このように『日本外史』を出典とする教材は、南北朝正閏問題の影響が及び、年号を修 正しなければならなくなった。それによって『日本外史』は教材として何が変わるのだろ うか。続いて『日本外史』教材の役割と検定制度との関係を考察する。

³³⁷ 同上。

³³⁹ 内田周平編『増訂中学漢文読本』巻二、明治図書、1912 年 3 月訂正版、28 頁。

³⁴⁰ 簡野道明編『新編漢文読本』巻二、明治書院、1911年10月、36-37頁。

³⁴¹ 島田鈞一編『中学漢文読本』巻三、共益商社書店、1911年12月、34頁。

³⁴² 深井鑑一郎編『日本外史鈔』大葉久吉、1910年10月、47頁。

³⁴³ 秋山四郎編『新編漢文読本』巻二、金港堂書籍、1911年11月、80頁。

三 『日本外史』教材の役割と検定制度

序章に述べたように、明治期では約7割の小中学校用教科書が『日本外史』を出典とした教材を採録していた。小中学校の漢文教育において、『日本外史』教材はどのような役割が期待されていたのだろうか。

明治書院編輯部編『新撰日本外史鈔』では、材料の選択について次のように述べている。

一、この書は社会道徳と人心の育成を主としている。そのために選択したものは、多く忠孝節義に関する事である。乱逆に関わるものは、文章が素晴らしくとも、すべて採らなかった。(一此書以、扶_植世道人心_為、主。故其所_採択、、多関_於忠孝節義之事。。苟渉_於乱逆_者、雖_則文章妙、、一切不、採焉³44。)

忠孝の精神や節操・道義を学ばせることを中心としたと説明している。乱逆に関わるものとは、「足利氏」などの箇所であろう。採録箇所が判明した教材 2462 篇のうち最も多いのが「源氏」を出典とする教材で 559 篇にのぼり、最も少ないものは「足利氏」でわずか7 篇である。前章でも触れたが、尊氏は後醍醐帝に逆らった賊と見なされていたため、「足利氏」からの採録は少なかった。物語性があって読みやすい叙事文を中心として、漢文の文体を理解させ、日本史に関する知識とあわせて武将達の活躍や忠孝の精神を学ばせて道徳教育を行うことが『日本外史』を出典とした教材の役割であった。

『日本外史』の「源氏」を出典とする教材のなかで最も多く採録されたのは、前述の「宇治川之先登」(他に「宇治川之戦」等のタイトルがある。源氏下)で、258 篇確認できた。ここに登場する源義経の活躍を描いた教材には「一谷之戦」「逆櫓」「屋島之戦」等がある。たとえ「元暦」という年号に修正が加えられても、この教材を通じて編者達が学ばせようとした武将達の勇敢さなどは生徒に伝わっていたのではないだろうか。

次に採録数が多い箇所は「楠氏」で合計 515 篇の教材が確認できた。「四条畷之戦」、「桜井駅訣別」、「楠正行母」等を含む楠正成・正行親子と正成夫人に関する教材である。そのなかで最も多いのが 103 篇採られた「湊川之戦」である。前述の後醍醐天皇の復辟を述べた教材にも楠正成が先駆をつとめたことが記されている。

³⁴⁴ 明治書院編輯部「例言」、同編『新撰日本外史鈔』明治書院、1910年11月、例言1頁。

石毛慎一氏は近代日本における忠孝教材を分析し、国体論の下で忠や孝の本来の意味がいかに歪められたかを明らかにしている。氏は、国体論が現場に浸透し始めた明治 30 年代後半からは、忠教材のうち天皇に関するものが全体の 6 割を占め、国に対するものを含めると 8 割にのぼり、「天皇や国に対する忠のみが緊要だったのであり、家の主君や藩主への忠、友への忠などは論外であった345」と指摘する。忠臣の姿を学ばせることが楠正成関連教材の目的であり、それは時代の要請であった。正成が忠を尽くす姿は後醍醐天皇が光厳帝を廃して再び即位したという記述を削除しても十分に生徒に学ばせることが可能であった。「両朝合一」のように南北朝の合体を直接描いた教材については政治的要因による強制性を持った削除であるが、それを題材にした教材はあまり採録されておらず、漢文教科書について言えば、南北朝正閏問題の教科書検定への影響は限定的なものであったと考えられる。

これまで時代ごとの教科書検定の傾向を考察してきたが、検定制度の教科書編集への影響を検証するために、図書審査官であった長尾雨山を取り上げ、その判断基準を明らかにしたい。

第四節 図書審査官としての長尾雨山

ー 長尾雨山に関する先行研究

長尾雨山(1864—1942)、名は甲、通称槙太郎、字を子生といい、号に雨山等がある。 讃岐高松の人。東京大学古典講習科を卒業後、学習院教師、東京美術学校講師、第五高等 学校教授、東京高等師範学校教授等を歴任した。雨山の名前は、教育史において明治 35 年(1902)に発生した、教科書採択をめぐる贈収賄事件である教科書疑獄事件を論じる際 に挙がることが多い。当時東京高等師範学校教授であった雨山は文部省総務局図書課に属 し図書審査官を兼任していたため、この事件に巻き込まれた。このことについては樽本照 雄氏の研究があり、雨山が冤罪であったことが明らかにされている³⁴⁶。また同氏によって 雨山が上海に移住した後、日本の教科書編集の技法を中国に伝えたことも論じられている

346 樽本照雄「金港堂・商務印書館・繍像小説」『清末小説研究』3号、1979年 12 月等。

³⁴⁵ 前掲注 30、145 頁。

347。これは雨山が『尋常小学日本歴史』(小林八郎、1886年3月)等の教科書編集に携わり、教科書検定に従事していたからこそ成し得た貢献である。このように樽本氏を初めとする研究により雨山が教科書検定を行っていたことは知られていたが、その詳細についてはまだ検討の余地があるため、本研究において考察を加える。

その検証には、杉村邦彦氏が第五高等学校関係文書から発掘した、雨山の漢文教育観を知る上で貴重な資料である「漢文科ニ就テノ希望」(以下「希望」と略す)という文書が手がかりとなる348。これは雨山が明治30年(1897)に第五高等学校着任後にまとめた中学校、高等学校における漢文教育の改正案である。まず「希望」に述べられた教授法の特質について、明治期の中学漢文教科書の傾向をふまえて検証する。

二 漢文教授法の改正案

長尾雨山は第五高等学校で大学予科漢文科の主任をつとめた349。高等学校は高等中学を前進とするものである。中学校は明治 14 年 (1881) 公布の「中学校教則大綱」では初等科、高等科の二段階編制となり、いずれも和漢文科が設置された。続いて同年の「中学校令」により中学校は尋常中学校と高等中学校とに分けられ、同年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では和漢文科が国語及漢文科に改称された。その後明治期において教科名の変更はない。高等中学校は明治 27 年 (1894) の「高等学校令」によって高等学校となった。漢文を扱う教科名は高等中学と同じく国語及漢文科である。高等中学校では帝国大学に進むための本科の他に「法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科350」、つまり専門学科を設けることができた。しかし高等学校は「専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得351」と改められ、専門学科が本科となった。

杉村氏は、長尾雨山が教科教育学に関する専門的な学識を体得したのは明治 30 年 9 月から 32 年 (1899) 10 月まで第五高等学校教授として熊本に在任していた間のことである

³⁴⁷ 樽本照雄「初期商務印書館における教科書の系譜—『最新国文教科書』第 1 冊まで—」『大阪経大論 集』第 53 巻第 4 号、2002 年 11 月等。

³⁴⁸ 杉村邦彦「長尾雨山とその交友」最終回、『墨』130 号、芸術新聞社、1998年2月

³⁴⁹ 長尾雨山の経歴については、杉村邦彦「長尾雨山とその交友」第 14 回、『墨』129 号、芸術新聞社、1997 年 12 月、181 頁、礼之(長尾正和)「長尾雨山」(『冊府』10 号、彙文堂書荘、1959 年 5 月)を 参昭した

^{350 『}官報』第829号、内閣官報局、1886年4月10日、87頁。

^{351 『}官報』第 3295 号、内閣官報局、1894 年 6 月 25 日、270 頁。

と指摘する³⁵²。その間にまとめられた雨山のいくつかの業績が氏の論考に紹介されており、 本研究では明治 30 年に書かれた「希望」の内容を検証していく。

「希望」はまず、「漢文ノ本邦学芸に関係アル、極メテ広クシテ、日用普通ノ書籍文章 ニ於テモ、漢文ノ之ガ根幹トナラザルモノハ甚ダ少ナシ353」と述べ、中学、高校での漢文 学習の意義を述べる。尋常中学校を卒業して「世上の業務ニ従事スルモノ」にとっても漢 文の素養を深めることは「一般中学教育トシテ務ムベキ要件ニ属ス」とする。そして上級 の高等学校に進学し大学を卒業して国家有為の学者となり、社会の中流以上の品位を持ち、学術的意見を記述、表明する地位に立つものにとっては「漢文ノ素養ヲ深厚ナラシムルヲ 務ムルハ必要ノ事ナリ」とする。修業年限は中学が五年であるのに対し高校は三年と短く、高校では専門の教科もあり漢文に時間をあまり割くことができないため、中学校で基礎を固めなくてはならないが、漢文科は教授法が定まっていないことが欠点であると指摘する。高等学校で教鞭を執っていた雨山は、漢文の基礎を固める中学校での教育も改めなければ ならないと認識していた。第一章に述べたような、明治 20 年代から 30 年代にかけて教授 法の改革に取り組んだ人物達と同じ問題意識を持っていた。

続いて雨山は「漢文科の教授ハ達者ニ之ヲ読ミ、達者ニ之ヲ述ブルヲ得セシムルヲ旨トスルニ在リ」と漢文科の目的を述べ、それを達成させるための教科書と教授法について具体的な改正案を提案している。まず教授法から見ていく。漢文の教授法は「自在ニ達読シ得ルヲ旨トシ」、講読の際に「造語ノ法」「虚字ノ用法」「文典文法ノ概要」を示し、「漢文ノ構造法」を理解させる方法を提唱している。これまで述べてきたように、語法的な観点から漢文の構造を把握させる方法は当時まだ出ていなかった。教科書で語法理解の工夫が盛んになるのは明治 30 年(1897)以降であり、雨山の提案した教授法は先駆的な位置にある。

構造理解の方法の一つとして、雨山は上級者に復文を課すことを提案する。第一章に述べたように、明治 10 年代には復文専門の教科書も編まれていたが、明治 20 年代に入ると中学校での漢文科は読解の指導を中心にすることが教則で規定されたことにより、教科書内の作文の練習問題は 20 年代に数を減らした。構造把握のために復文が漢文教科書に盛り込まれるのは明治 35 年 (1902) 発行の国語漢文研究会編『中等漢文教科書』五巻に始まり、その後 40 年代には多くの教科書が取り入れることになる。この復文の再評価が雨

³⁵² 前掲注 348、165 頁。

³⁵³ 前掲注 348、166 頁。以下、「漢文科ニ就テノ希望」の引用はすべて同じ頁である。

山の教授案の中で時代を先取りしたものとして注目される。

雨山は「目今已成ノ漢文読本等」の改良を説き、「訓点注解等ナキ白本」を用いるべきであるとする。高等学校の教科書は検定制度下にはなく、丸本か、各学校で編集したものが使われていた。注釈や訓点について明治 20 年代までの漢文教科書を見ると、高校用では注解は付けられないことが多く、訓点も返り点程度で白文の教材が主であった。中学校用は初級者を対象とするため、注釈には工夫がなされ、別冊として字引も編まれていた。訓点は全巻に施されているものや、学年が上がるごとに段階的に減らしていくものがあり、編者の判断で効果的な使用法が模索されていた。この雨山の提案は高度な要求であるため、全巻白本の教科書は明治期の中学、高校用のものでは編まれることはなかった。教材の配列については、初年級は短句短文から始め、次第に長文に進むという編集方法を提案している。中学校では明治 10 年代からすでに難易度を考慮した配列が見られたが、入門用でも数行にわたる教材も多く、さらに短い教材の効果的な活用を想定していたと考えられる。漢文の入門教材として格言という短句が用いられるのは、雨山の提案よりやや早く、明治29 年(1896)発行の指原安三編『漢文読本』十巻からである。雨山の短句短文の活用に関する提案も漢文教育史においては早い時期のものと見なすことができるだろう。

次に「希望」に記された大学予科漢文科の教科書改正案の特色を考察する。そのために 改正案執筆前に発行された、高等学校とその前身である高等中学校の漢文教科書を見てお きたい。

明治 19 年度の第三高等中学校予科では、『孟子』(第一級)、『文章軌範』正篇(第二級)、『日本政記』または土屋編『近世名家小品文鈔』(第三級)が用いられていた。さらに倫理科では『大学』『中庸』『論語』を学び、歴史科で『皇朝史略』、石村貞一編『続続皇朝史略』、『十八史略』、後藤芝山編『元明史略』を学んでいた354。

続いては高等学校用に編まれた教科書の例である。第一高等学校漢文科教員(那珂通世・宇田廉平・塩谷時敏・島田鈞一)編『高等漢文読本』八巻の構成は次の通りである。

卷一:『資治通鑑』『五代史記』『続資治通鑑』『釋史』『聖武記』/巻二:宋文/巻三:唐文/巻四:『戦国策』『史記』/巻五:『漢書』『後漢書』『三国志』/巻六:『楚辞』、漢文附魏晋文/巻七:『春秋左氏伝』『国語』/巻八:『尚書』『孫子』『列子』『荘子』、

³⁵⁴ 旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書』第三巻教育編、旧制高等学校資料保存会刊行部、 1985年12月訂正版、423-425頁。明治から昭和初期までの高等学校用の漢文教科書は、加藤前掲注47に紹介されている(73-79頁)。

『荀子』『韓非子』355

前述の高等中学校と異なるのは日本漢文を用いていないことと、思想教材をより多く扱っていることにあるだろう。『論語』や『孟子』を選んでいないのは、倫理科の教科書として使用されていたと考えられる。『楚辞』等、中学校では難易度が高くほぼ採録されなかった古典の名が見えることも高等学校用の教科書の特色である。

雨山の改正案は、一部の法科は、一年では『孟子』『戦国策』『左伝』、二年では『論語』『荀子』『孫子』、三年では『管子』『韓非子』『書経』を学ぶ。一部の文科は、一年では『孟子』『戦国策』『左伝』、二年では『論語』『荀子』『礼記』、三年では『荘子』『楚辞』『書経』を学ぶ。法科と比べると三年時は文学的要素の強い古典が選ばれている。二部(工・理・農)と三部(医)は一年では『孟子』、二年では『史記』を学び、三年時に漢文の授業はない。そして全学科の一年時に復文が課されている。

先に見た高等中学校と高等学校の教科書と比べると、雨山の改正案は周秦漢の作品が中心で、それより後の時代の作品や日本漢文を採っていないことに特徴がある。日本漢文は中学校用では多く採録されていたが、雨山は改正案に入れなかった。明治 40 年代には日本の近世の作には内容は分かり易いが用語に難しいものがあり、日本漢文のすべてが漢文教育に適しているとは限らないという見解も現れたことは一章に述べた。雨山が日本漢文を改正案に入れなかった理由には、それを中学校で学ぶ初級者用のものと見なしていた可能性もあるが、やはりこの見解と同じく特殊な文字の用法を含む日本漢文は文の模範とするには不十分であると判断したものと考えられる。

雨山は「支那古代の詩変を論ず」において、「姫周一代は実に支那文学の淵源たり」、「泗 洙の洪波も其源に溯洄すれば竟に是れ周公の余流たるに過ぎず³⁵⁶」と述べている。後の時 代の文学は周代の余流であると捉えている所から見れば、高等学校の限られた時間の中で 教材を選び、漢文の読解力、表現力を高めるには、その淵源である時代の作品を中心に据 えるべきであるという意図であるだろう。

これまで雨山の「希望」の特質について同時代の中学校、高等学校の教科書との比較により検証してきた。その結果、同時代人が共有する問題意識によりまとめられた同文書には、白本を用いるという高度な要求は明治期では実現しなかったが、語法の指導、短句短

^{355 「}高等漢文読本総目略」、第一高等学校漢文科教員編『高等漢文読本』巻一、共益商社、1894年9月、総目略 1—2頁。

³⁵⁶ 長尾槙太郎「支那古代の詩変を論ず(続)」『龍南会雑誌』第64号、龍南会、1898年3月、2頁。

文の活用、復文の再評価等に時代を先取りした側面を備えていたことが明らかとなった。 そして改正案において周秦漢の作品を中心としたのは漢文の源流を学んでこそ力が着くと いう判断によるものであると推察した。

次にこうした雨山の漢文教育に対する見解が図書審査官としてどのように反映された のか、教科書検定時の判断基準について考察を加えたい。

三 長尾雨山の判断基準

雨山が担当した教科書は、表紙に貼られた小さな白紙に記されている「長尾」というサインや、教科書に添付の付箋に「槙太郎印」という印から見分けることができる。それらの教科書から判断すると、雨山は明治 32 年 11 月に図書審査官に着任した後、明治 33 年 (1900) 三月から明治 34 年 (1901) 4 月までの間に中学校用 12 種、高等女学校用 5 種の漢文教科書を検定した。これは現存する教科書をもとにした数であるので、実際はそれより多くの教科書を検定したと考えられる。修正意見の中で雨山が記したことが確かなものを選び、その審査の傾向を考察する。

雨山が検定を担当した明治 30 年代前半は、「細目」により徳育重視、史伝教材中心の試 案が出されて、それに従う教科書が編まれていた一方で、幅広く題材を揃えた教科書が評 価されていた時期である。本章第二節で触れた雨山の修正意見も「歴史ノ抜抄」のような 偏った教材構成に反対するものであった。同様の見解は秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻 に対する修正意見にも現れている。

本書ハ中学四年五年ノ頃ニ用ユレハ程度ニ於テハ之ヲ現行ノ読本ニ比シテ必スシモ 過高トモ言ヒ難シ 然レトモ歴史ノ抜抄ヲ以テ読本ニ充用スルハ未タ全ク読本ノ目 的ニ適合スルモノニアラス 此種ノ書ハ従来往々検定ヲ得タルノ例アレトモ今時教 科書ノ種類多ク叢布セル時ニ在テ特ニ此種ノ書ヲ採用スヘキノ必要ナキカ如シ 以 上ノ理由ニ依リ不認可然ルヘキ敷 槇太郎印357

秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻は、『資治通鑑』の抄本であり、「細目」の通鑑を主と

³⁵⁷ 秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻、金港堂書籍、1896年3月、表紙・下・朱。付箋は外から中に折り込まれている。

した試案に沿うような教科書である。しかし雨山は上記のような理由により不認可とした。 渡貫勇編『文章軌範鈔本』に対する次のような意見にもうかがえる。

本書元来中学全科ヲ通シテ其程度ヲ量度シ以テ之ヲ編輯シタルモノニアラス 且ツ 之ヲ何学年ノ教科ニ充ツヘキノ見込モ明ナラス 而シテー巻中文ノ難易大ニ懸殊セ ルモノアリ 之ヲ要スルニ此種ノモノ特ニ教科書トシテ採用スルノ値ナカランカ 以上ノ理由ニ依リ不認可然ルヘキカ(槙太郎印)358

教科書編集の専家でもある雨山には、難易度にも配慮していない、中学校用に編まれていない本書を教科書としては認められなかった。やはり 30 年代に広く認識されていたように、特定の古典に偏ることなく文章を集めて読解力を高めるものを理想的な読本と見ていたのだろう。

具体的な教材に対する雨山の評価も確認しておきたい。時文を集めた抄本、伊藤松雄編 『清国時文類纂』を雨山は不認可とした。その理由は記されていないが時文のみの採録で あることに加えて、同時代の中国の文章である時文が雨山の理想とする教材ではなかった からであると考えられる。

次に、岩谷英太郎編、服部宇之吉閲『女子漢文読本』四巻に収録された教材への修正意見を取り上げる。『十八史略』唐太宗には、「此文首尾突骨削去ル可ナランカ³⁵⁹」と構成に難があることを指摘した。周代の文章を優先的に教材に選んだ雨山としては『十八史略』の文章に不十分な点があると見たのだろう。

青山延光「仁和寺僧」には「此章削ル可ナリ360」という意見を付け、大槻禎「相州洋航海」には「文拙シ省ルヲ可トス361」と記している。前述したように雨山は五高の教科書改正案に日本漢文を含めなかったが、こうした意見を見ると、やはり雨山が日本漢文には模範として適さないものも含むと判断していた可能性がより高まる。なお、この教科書は不認可とされ、改訂版も未見であるため、雨山の意見がどのように反映されたのかは不明である。

³⁵⁸ 渡貫勇編『文章軌範鈔本』、三省堂書店、1900年2月、表紙下・朱。付箋は外から中に折り込まれている。

³⁵⁹ 岩谷英太郎編『女子漢文読本』巻四、集英堂、1899年12月、24丁裏・下・朱。

³⁶⁰ 同上巻一、18丁裏・下・朱。

³⁶¹ 同上巻三、24 丁裏・下・朱。

雨山の判断基準を考えるために、他の図書審査官の意見と比較する。林という担当者が「動植物又ハ器械工芸等ノ記事」が載せられていない教科書を低く評価したことはすでに述べた。林と雨山の共通点は、歴史に偏重した教材構成を評価しなかったことと、文部省の試案に全面的には依拠しなかったことにある。その違いはそれに賛同しなかった理由にあるだろう。文部省の試案である「細目」は、漢文の読解力を高め、「兼ネテ徳性ノ涵養ヲ資クル」ことを目的とした。そして「細目」に対して漢文教育においても情育、知育にも配慮すべきであると批判が起き、様々な分野の教材を揃えた教科書が編まれた。林は民間の流行を支持する立場で検定を行っていた。

徳育重視と徳育偏重に反対する立場とは対立しているようであるが、漢文の読解や作文以外の要素に着目しているという意味においては同じである。漢文教育の意義を訴えるためには、徳育、情育、知育といった分野でも漢文が貢献できることを主張する必要があった。しかし雨山は、道徳教育や知識を増やすという付加価値よりも、漢文の学習自体に重点を置いていたと考えられる。周秦漢の文を模範ととらえ、日本漢文や流行していた知育教材を高く評価した形跡がない所から見ると、流行していても模範に適していない教材を避け、特定の古典に偏った教材構成に賛同しなかったのであろう。日本語の根幹にある漢文を中学生や高校生が学び、卒業後に各自が仕事に活かすために漢文の読解力、表現力を高めることができる教科書を選択することが雨山の教科書検定の判断基準であった。これはごく当たり前のように思われるが、雨山が文部省を辞した後、明治 30 年代後半以降は前述の通り徳育が重視され、教科書検定にも政治的な要因による判断がなされるようになる。そうした時に漢文学習自体の意義に重きを置いて検定を行うという立場は、今日においても首肯できるものであり、漢文教育史において軽視できない存在であると考える。

次に、明治 10 年代の教科書調査と検定制度の判断基準を比較検討し、明治末期の漢文 教材の特色を考察する。

第五節 『調査済教科書表』と検定制度の評価の相違点

一 『近古史談』改訂の経緯

大槻磐渓『近古史談』(山城屋佐兵衛、1864年11月)を明治の小学教則に合わせて教材を刪修、つまり削除、修補したものが大槻如電・大槻文彦刪修『刪修近古史談』である。

『調査済教科書表』では小学校及び中・師範学校で採用が認められている³⁶²。この教科書をもとに、出版側が教科書調査の内容をどのようにとらえていたのかを検討したい。

『刪修近古史談』の目次を見ると『近古史談』の刪修した箇所が明記されている。修補したのは旧版では忌諱に関わるとして幕府より削除を命じられた箇所である。削除した箇所は「書中の鬼狐・怪異もしくは復讐等に関するもの(篇中事之渉於鬼狐怪異若復讐等者363)」であると説明されており、『調査済教科書表』でも問題視された箇所を適切に削除したために採用が認められたのであろう。具体的に削除された箇所は、鬼狐・怪異に関するものに、「勇婢」、「利休之霊」(以上巻二)、「内藤勇断」(巻三)があり、復讐に関するものは「節婦一」、「節婦二」、「女子復讐」(以上巻四)がある。

検定制度開始後にさらに修正を加えて編まれた『刪修近古史談』には巻末の広告に類似品に注意するように断り書きが記されている。出版社側の不適切な教材の認識が分かるとともに、『近古史談』の改版の経緯も記されているので次に引用する。

旧版二ハ妖怪・復讐及ビ婦人二関セル談等アリテ、学校ノ教科書ニハ不都合ナレバ、文彦先生原文ヲ或ハ刪リ或ハ修メテ、更ニ前年幕府ニテ刪リシモノヲ補ヒテ、刪修ノニ字ヲ冠ラセテ版権ヲ得テ、且文部省ノ検定済教科書トナレリ。然ルニ此刪修本ノ盛ニ諸学校ニ採用セラル、ヲ見テ、旧版ヲ其侭ニ改刻シテ刪修本ニ紛ラカシテ売ル猾賈アリ。然レドモ旧版ニハ妖怪・復讐・恋慕等ノ事アリテ検定モナシ。サレバ本書ヲ教科書ニ採用セラレントスル向ハ、善ク刪修ノニ字アル本、版権アル本、検定済ノ文字アル本ニ注目セラレ購求セラレンコトヲ冀フ364

『近古史談』の「妖怪・復讐・恋慕」に関する記述を含むものを編集者側が不適切であると見ていたことが分かる。本書こそが『近古史談』の中で最も教科書として適していることを訴え、他の不適切な教科書を採用しないように注意をしている。例えば、『刪修近古史談』で削除した「勇婢」「節婦一」「節婦二」を採録した大槻如電『補正近古史談』上下巻のような教科書を指しているのだろう。

先に引いた『刪修近古史談』では「鬼狐・怪異もしくは復讐」を削除したと言い、検定

³⁶² 前掲注 36、111、183 頁。

³⁶³ 大槻如電・大槻文彦刪修『刪修近古史談』第1冊、1882年2月、題辞裏。

^{364 「}大槻文彦先生著書目録」、大槻文彦編『刪修近古史談』巻四、大槻文彦、1898 年 9 月訂正版、巻末。

制度開始後は「妖怪・復讐・恋慕」と、恋慕が加わった。『調査済教科書表』が用いられた時期から引き続き検定制度下においても問題視されたのは怪異と恋慕である。扱いに違いが見られるのは、「復讐」に関する教材である。明治 10 年代に問題視された「烈士喜剣碑」は検定制度下において「義」を学ぶ教材として採録され続けた。革命の記述が問題になったと想定した武王の紂王討伐に関する教材は、武王を制して義のために命を落とした伯夷叔斉兄弟のほうに焦点が当てられ、不適切な教材とは見なされていない。これらは復讐、革命関連の教材から義士を扱った教材へと読み替えられたのである。これらの義士教材の採録状況等を確認し、漢文教育が求められていたものを考察する。

二 義士教材の採録状況

林鶴梁「烈士喜剣碑」は前述の通り赤穂義士を題材とした作品である。明治 10 年代では問題視されたが、その後各年代で大きな変動はなく、明治期の編集本 274 点のうち 78 種、約 28%の教科書に採られた。

「烈士喜剣碑」以外の赤穂義士に関連する教材には、安井息軒「義人纂書序」や藤田東湖「赤穂浪士論」等、赤穂義士の行為を論じたものと、菊池純「大石良雄」、青山延光「堀部武庸」等の人物を扱ったもの、そして坂井虎山「泉岳寺」等の詩教材に大きく分けられる。個別に見るのではなく、「烈士喜剣碑」も含めた赤穂義士関連教材全体として、検定済教科書における採録の比率を表7の時期区分に従って整理すると、次の表8のように時期により差が出ることがわかる。

【表 8】赤穂義士関連教材採録率

年代	明20前	明20後	明30前	明30後	明 40	合計
検定済教科書総数	6	3	24	38	30	113
採録教科書数	2	1	11	19	24	57
採録率(%)	33	33	46	50	80	50

明治 10 年代は「烈士喜剣碑」や赤穂義士を扱った教材が問題視されたが、一部の使用が認められた教科書にも採録されていた。明治 20 年代は割合が低いが、検定制度下では約 3 割前後の教科書に採録され、明治 40 年代はそれまでの 2 倍ほどになり、約 7 割の教

科書に赤穂義士関連教材が採られた。

採用不可の教科書も含めて見ると、明治 20 年代には太宰純「赤穂浪士論」のように義士に批判的な教材も扱われた(深井鑑一郎編『中学漢文』第三篇下)。しかしその後は義士を称える教材のみとなり、青山延光「赤穂遺臣復讐」のように題名に「復讐」の文字を含む教材も増え、40 年代になると室直清「良金死義(良金義に死す)」等、義に死すという言葉も教材名に用いられ、義士の復讐の行為が次第に肯定的に評価された。

次に、明治 10 年代に問題視された伯夷叔斉を扱った教材であるが、この教材も武王による殷周革命の記述ではなく、武王を諫めた伯夷兄弟の「義士」(「伯夷列伝」)としての側面が強調された。明治末期、「漢文教授ニ関スル調査報告」の「句読法以下諸則適用ノ例」に韓愈「伯夷頌」が挙げられた。この用例には他に頼山陽『日本外史』楠氏、斎藤正謙「遊箕面山遂入京記」があわせて掲載されている。楠正成・正行親子を扱った箇所を用例としているということは、文体ばかりではなく伯夷兄弟も楠親子とともに模範的人物であるために取り上げたのだろう。

韓愈の教材は、「柳子厚墓誌銘」が最も多く、明治期全体で採用が認められた編集本 116 点のうち 42 点の教科書に採られた。「伯夷頌」は五番目に多く、明治 10 年代は採用可の 教科書には採られなかったが、検定制度下では 28 種の教科書に収められた。

簡野道明は明治 44 年 (1911) 発行の『新編漢文読本』に、国民必読の詩文の一つとして「伯夷頌」を採録した。その理由は「蓋し時弊を矯正し、士気を振粛せしめんとするの微衷に出でたるものなり 365」と説明がある。全体の採録率は高くないが、明治 40 年代には信念を貫いて命を落とした義士として着目された教材である。

これに関連して、革命を扱った『孟子』であるが、明治 10 年代には敬遠されていた時期があった。序章に掲げた表 1 の代表的教材の採録率において、『日本外史』が 33%であったのに対し、『孟子』は 7%と低かった。序章に、福井県福井中学では四書のうち『孟子』だけが挙げられていないことに触れたが、その理由は『孟子』が避けられていたことも一因であろう。国次太郎氏は、明治 14 年 (1881) 頃に教科書の検定に携わっていた小山健三の回顧録を引き、そこに当時は『孟子』が排斥されていたことが述べられている 366。これは明治 14 年の政変と呼ばれる大隈重信とその一派が政府から追放された事件によって街中に辻斬り暗殺が横行したので、矯激な文章が避けられたためであった。明治 10 年代

³⁶⁵ 前掲注 215、緒言 10 頁。

³⁶⁶ 前揭注 39、166 頁。三十四銀行編『小山健三伝』、三十四銀行、1930 年 5 月、163 頁。

に採用が認められた編集本には採録されなかったが、『孟子』は検定制度下の編集本においては表 1 のように代表的な出典となる。最も多く採録されたのが、生を捨てて義を取ると述べた「魚我所欲(魚は我が欲する所なり)」〔告子上 10〕で、採用可の教科書 41 種に採られた。やはり義を重んじる精神を養う効果が期待されたのである。

こうした変化は漢文科の規定に記されるのではなく、編者達の判断によるものである。 問題視される教材であれば検定時の意見も参考にできるが、問題のない教材については明確に理由が語られないこともある。この変化を明らかにするために参考となるのは他教科の教科書である。宮本正貫編『中学漢文教科書』は「烈士喜剣碑」とその国訳文も合わせて掲載している(巻三)。こうした訳文は国語の教科書にも掲載されているのだろうか。義士教材を代表として中学校用国語教科書における赤穂義士関連教材の変遷から、明治 40 年代を探る手がかりを得たい。

三 中学校国語科教材より見る義士再評価の背景

ここでは『検定済教科用図書表』に基づき、明治 20 年代から大正元年 (1912) までに 検定を通過した中学校用の国語科教科書 59 種を調査の対象とした。国語の教科書ではあ るが、表 7 の時期区分に基づいて明治期における中学校の国語教科書に掲載された赤穂義 士、武士道に関する教材の採録率を整理したのが表 9 である。

【表 9】	中学校国語教科書におけ	る赤穂義士	・武士道関連教材の採録率
-------	-------------	-------	--------------

年代	明20前	明20後	明30前	明30後	明 40	合計
検定済教科書総数	1	12	14	18	15	59
採録教科書数	0	3	2	3	11	19
採録率(%)	0	25	14	17	73	32

明治 20 年代から 30 年代にかけては約 2、3 割程度の採録であるが、明治 40 年代に 7 割に増加する。この内、明治 20 年代に採録された教材は菅茶山「大石良雄」や細川潤次郎「大石良雄」等の討ち入りを描いていない作品である。明治 30 年代以降に復讐を描いた赤穂義士関連教材と武士道に関する教材が収められているので、以下の教科書をもとに採録された教材の傾向を見ていきたい。

- A 落合直文編『中等国文読本』十巻、明治書院、1899年1月訂正六版
- B 同『中等国文読本』十巻、明治書院、1900年11月二十五版
- C 落合直文・萩野由之・森林太郎編『新訂中等国語読本』十巻、明治書院、1909年 1月新訂再版
- D 武島又次郎編『中学帝国読本』十巻、金港堂、1903年12月訂正再版
- E 芳賀矢一編『中等教科明治読本』十巻、富山房、1906年2月訂正
- F 同『再訂明治読本』十巻、富山房、1910年1月再訂四版
- G 同『訂正新定中学読本』十巻、富山房、1912年12月訂正四版
- H 上田万年編『中学国語読本』十巻、大日本図書、1907年 12 月再版
- I 池辺義象編『帝国中学読本』十巻、啓成社、1907年1月訂正再版
- J 同『新撰中学読本』十巻、啓成社、1911年2月訂正再版
- K 藤岡作太郎編『新体国語教本』十巻、開成館、1908年12月訂正再版
- L 坪内雄蔵編『中学新読本』五巻、明治図書、1909年2月訂正再版
- M 同『新撰国語読本』十巻、富山房、1912年3月訂正再版
- N 吉田弥平編『中学国文教科書』十巻、光風館書店、1912年 12 月修正八版

明治30年代前半には「烈士喜剣の碑(烈士喜剣の碑文)」の原文と和訳が2点の教科書に採られた(A巻五、B巻五)。その後40年代に、幸田露伴「喜剣」が2点の教科書に採られている(L巻四下・M巻七)。「烈士喜剣碑」は漢文教科書には採録され続けたが、国語の教科書で喜剣を扱った教材は少ない。

赤穂義士を扱った他の教材を見てみると、明治 30 年代後半には、坂正臣「大石内蔵介等の死を賜はりし図に」(D巻六)が採られ、明治 40 年代には採録教材の種類が増え、「良雄の僕」(K巻四)、「大石良雄一家の離散」(I巻八)、「赤穂義士討ち入りの様を(書翰文)」(I巻九)、室井其角「義士討入の模様を報ず」(N巻八)、大町桂月「義士泉岳寺へ引き揚ぐ」(N巻一)、福本日南「義士討入の綱領」(N巻五)等がある。赤穂義士の復讐を扱った教材は明治 40 年代に増加した。

漢文教科書では、赤穂義士の復讐に関する教材と合わせて採られることが多いのが、彼らが学んだとされる山鹿素行を扱った「山鹿素行」(塩谷誠ほか)である。山鹿素行に関する教材は国語教科書では、井上哲次郎「山鹿素行と武士道」(E巻七、F巻七)が採録され

ている。ほぼ同じ内容で異なるタイトルのものには「武士道」(C 巻七、H 巻九)、「武士道の権化」(N 巻八)が収められた。他に、無記名の著者による「山鹿素行」(J 巻四)も見られる。

井上哲次郎は『武士道』において武士道の精神は日本人そのものであるとし、「全たく素行の武士道の教育の結果が其処へ現はれたのであります。だから四十七士の義挙と云ふものは武士道の精華と言はなければなりませぬ³⁶⁷」と述べている。井上は武士道によって国民の精神を統一しようとしたが、明治 30 年代末には反対にあって広く支持は得られなかった³⁶⁸。しかしその後、「戊申詔書」渙発の翌年、明治 42 年(1909)頃に行われた講演会において井上は、建国以来次第に発展してきた国民道徳が戦闘的方面に現れた時に武士道と呼ぶと述べ³⁶⁹、その義勇奉公の精神は現代においては「軍人勅諭」や「教育勅語」を通じて伝えられているとする³⁷⁰。井上は「武士道を天皇中心の国民の道徳であり戦争遂行の精神的支柱であるとし³⁷¹」、山鹿素行や赤穂義士によってそれを学ばせようとしたのである。

井上の文章を教材として採録した編者の意図も日本固有の精神として武士道を生徒に学ばせるためであろう。その編者の一人が芳賀矢一である。芳賀は他にも藤岡作太郎「武士道」(G巻七、K巻七)や重野安繹「物部大伴二氏と武士道」(F巻八)も教材として採っている。宮沢誠一氏によれば、芳賀は『国民性十論』(富山房、1907年12月)において、日露戦争の勝利をもたらしたのは、赤穂四十七士が見せたような建国より続く皇室に対する忠の精神が発揮されたからであると主張する。続いて『日本人』(文会堂、1912年7月)では、赤穂四十七士の仇討ちが好まれるのは、犠牲的精神を尊ぶ国民性によると述べる。そこで芳賀らが作成した第二期国定国語教科書『尋常小学読本』(1910年)に喜剣の話が掲載されることになったことを氏は指摘している372。

これまで取り上げたものの他に室直清「忠臣義士の心」(I 巻八、J 巻八)、「武士の魂」「スパルタ武士」(以上 N 巻一)、「武士の博愛」(I 巻八)、「日本武士の半面」(I 巻八)等がある。海外の武士の話題や武士にも慈悲の心があることを取り上げ、複数の側面から武

³⁶⁷ 井上哲次郎述、荒浪市平記『武士道』、兵事雑誌社、1901年7月、50頁。

³⁶⁸ 久木幸男「国民道徳論争」、久木幸男ほか編『日本教育論争史録』第一巻近代編(上)、第一法規出版、1980年7月、255—256頁。

³⁶⁹ 井上哲次郎「国民道徳に就いて」、同『教育と修養』、弘道館、1910年7月、47頁。

³⁷⁰ 同上、55 頁。

³⁷¹ 船津明生「明治期の武士道についての一考察——新渡戸稲造『武士道』を中心に」『言葉と文化』第4号、名古屋大学大学院国際言語文化研究科日本言語文化専攻、2003年3月、23頁。 372 宮沢前掲注、86—87頁。

士道に対して理解を深めさせる意図がうかがえる。

こうして国語の教科書には武士道について述べた教材が 40 年代に数を増やした。明治 10 年代には復讐という行為が問題視されていたが、検定制度開始後は復讐の行為自体が不 適切であるという修正意見は付けられていない。明治 20 年代に採られた赤穂義士に批判 的な見解の教材は明治 30 年代以降には採録されず、忠義のために自らの命を犠牲にする 人物の教材のみが収録され、明治 40 年代には採録数を大幅に増やした。この変化は赤穂義士が国民道徳の表れの一つである武士道の精華を体現したと見なされたことが背景にある。そして同時期の国語教科書に見る赤穂義士や武士道に関連する教材の扱われ方の変化を参照することで、漢文教育が求めてられていた指導内容もより明らかになるとともに、漢文科のみが独立して展開してきたのではないことを示している。

国語教科書は井上等の同時代人の文章を載せることで徳育を行い、漢文教科書は古典の解釈の仕方で国民道徳を教育した。第一章で引いた、簡野道明が『新編漢文読本』の編集方針を述べた言葉に「所謂武士道も、儒学に根底せざるはなきなり³⁷³」とあるが、明治 40 年代の漢文科は武士道を扱った教材と儒家の経典を武士道に結びつけて解釈し直し、日本固有の精神の教育を行った。明治期において扱われ方の異なる教材を通じて、漢文教育の目的とする所が明らかになるのである。

第六節 明治期における検定制度の役割

これまで検定制度と教科書の変遷に関する問題をいくつか検討してきたが、最後に修正意見を再び使用して、検定制度の点検項目について整理する。

- ①誤字・脱字はないか。ただし活字の字体の統一は今日ほどに重視されていなかった。 教材化の際に人名や年号を追加する場合もあり、出典との異同の確認も行われた。
- ②訓読の仕方の適切さ。深井鑑一郎は訓点の創出をはかったが、繁雑に過ぎるとして退けられた。訓読については「漢文教授ニ関スル調査報告」が発表されるまで基準がなく、教科書調査の担当者の見解によって点検が行われていた。大まかな傾向としてはあまりに繁雑な送り仮名には修正が求められた。
- ③編集上の問題がないか。全体の構成に関して、教材の内容に偏りがないかどうか、点検がなされた。前述の通り、国語漢文研究会編『中等漢文読本』はバランスの良さが評価

³⁷³ 前掲注 215、緒言 3 頁。

された。また、編者が原文に手を加えてしまったために意味が分かりにくくなった箇所に ついても修正が求められた。

- ④文章が漢文の格に合っているか。前述の通り、服部南郭等には作品の質が劣るという 意見が付けられた。文章が拙劣であると見なされた作品は教材として不適切とされた。ま た、出典の分かりにくい箇所を修正するような指示もあった。
 - ⑤詩の平仄や押韻が正しいか。平仄を修正した事例は先に述べた通りである。
- ⑥不適切な呼称の指摘。侮蔑的呼称や時代にそぐわない呼称について修正意見が付けられた。ここでは侮蔑的表現を取り上げる。

初版に採られた斎藤拙堂「擬豊太閣征韓檄(豊太閣の征韓の檄に擬ふ)」は、問題があると指示された唯一の教材であり、「此文注意 〇推 374 」と付箋で指摘されている。「〇推」とはこの教科書に限らず付箋中にしばしば出てくるが、おそらく〇印はすでに付けられた修正意見に対して別の担当者が同意を示したものであろう。この箇所も「此文注意」というコメントに対して賛同の意を表していると考えられる。ただし付箋には注意すべき具体的な事項は記されておらず、教科書に直接傍線が記入された箇所がそれを示しているようである。訂正版(1896 年 8 月訂正再版)では、この一篇のみが削除されて、代わりに採られた作品はない。では、どこに問題があったのか。誤字等に関する二箇所の傍線を除いて、表現上差し障りがあって傍線を施されたと思われる箇所をすべて列挙する。

- ·「汝君臣」(汝君臣)
- ・「汝穢貊。稟 $_{\nu}$ 性頑冥。鴞音稍革。而獣心未 $_{\nu}$ 改。不 $_{\nu}$ 知 $_{-}$ 礼儀 $_{-}$ 。不 $_{\nu}$ 弁 $_{-}$ 華夷 $_{-}$ 」(汝夷狄の穢貊は、天性頑冥で、悪習がやや革まったが、獣心はいまだ改められず、礼儀を知らず、華夷の区別をわきまえていない)
- ·「屈_レ膝称_レ臣。曾不-以為_{-レ}恥」(膝を屈して臣と称し、かつて恥とも思わなかった)
- 「汝」(汝)
- ・「敢犯」大順」(あえて大いなる順道を犯す)
- ・「醜」爾二虜之徳」」(爾二虜の徳を憎む)
- ・「殲-爾十万之衆-」(爾ら十万の衆を殲滅する)
- ・「汝猶執迷。曾無 $_{-}$ 悔心 $_{-}$ 。不 $_{-}$ 馳 $_{-}$ 一介 $_{-}$ 来謝 $_{+}$ 。獲 $_{-}$ 戻於我大邦 $_{-}$ 多矣」(汝はなお頑迷で、悔いる心を持ち合わせていない。取るに足りない者を走らせて謝罪をさせない。

³⁷⁴ 秋山四郎編『中学漢文読本』巻四、金港堂書籍、1894年8月、24丁表・上・朱。

我が大邦で多くの罪を犯している)

- ・「汝小国不」知」師-我大国」(汝ら小国は我が大国に従うことを知らない)
- •「汝祖李成珪躬戕-二君-。窃-拠其位-。王法所-必誅-。汝昖為-其裔孫-。雖-兢兢 修_レ徳。猶恐-其不_レ免。今又頑然不レ知-自戒_。酗-于酒_。漁-于色_375」(汝ら の祖李成珪は自ら二君を殺し、その位を奪い取り、王の掟によって誅せられた。時が 経ち、汝らはその遠い子孫となった。慎重に徳を修めたとはいえ、それを免れないこ とをおそれている。今なお頑冥に自らを戒めることを知らず、酒に酔いつぶれ、色を 漁っている)

こうした侮蔑的表現は生徒に学ばせるに適切ではないとして削除が求められた。この他 には「洋夷」等の表現、徳川家康を指す「烈祖」等の時代にそぐわない呼称が問題視され ることがあったが、これらの例はあまり修正されなかった。

⑦表現・内容の難易度が適切か。難読文字が含まれていないか、教材に含まれる思想の 内容が高度ではないかが点検された。

『列子』「天地無全功(天地に全功無し)」[天瑞3]には、「此文高尚ニ過グ刪ルベシ376」 という意見が付けられた。さらに本文のタイトルの上に朱のカギ括弧と「削」字と鉛筆の 「削」字があり、目次のタイトルの上に「削(朱)」、右に朱の傍線がある。この教材は、 天地であっても全ての功績を期待することはできず、聖人でも万能ではなく、万物も完全 に用を果たす訳ではないと始まる。天地間にあるものは、それぞれその性能には限りがあ り、形象を持たない無が万物を主宰することを説く。「高尚ニ過グ」ために、改訂版では『列 子』「朝三暮四」〔黄帝 19〕「知音」〔湯問 12〕に変更された。いずれも成語の出典になっ た箇所でもあり、分量も内容も適切であると判断したのであろう。「知音」は春秋戦国期の 伯牙という琴の名手が、友人の鍾子期が死に、もう自分を理解してくれる人物はいないと いって、琴を二度と弾かなくなったという内容である。そこで『呂氏春秋』の鍾子期に関 する箇所〔孝行覧・本味〕と、『礼記』〔表記〕の「君子之交、淡如水」(君子の付き合いは 水のように淡泊である)で始まる交際に関わる箇所も補足としてあわせて収録している。

⑧教材の内容に誤りがないか。前述のように、自然科学や地理・歴史に関する教材には 事実誤認があるという指摘がしばしばなされた。

³⁷⁵ 同上、24 丁表一裏。

³⁷⁶ 内堀維文編『新体漢文読本』巻五、金港堂書籍、1902 年 12 月、70 頁・下・黒。

- ⑨性的な表現・内容が含まれていないか。これは『論語』の例をすでに挙げた。
- ⑩生徒の志を育てる上で有益かどうか。また、生徒に不適切な行為を勧めていないか。 喫煙、授業中の居眠り、博打等に関するものは削除されることがあった。

⑪怪異に関する内容、残酷な内容や過度に不自然な内容を含んでいないか。これは次の例を紹介する。

大槻盤渓「怪猴」には「用字平易ナラス事実モ亦怪異削ル可ナカランカ³⁷⁷」という意見がついた。夜な夜な便所に出る化物の正体が、実は年老いた巨大な猿であったという内容である。言葉の難しさに加えて、教科書では歓迎されない怪異に関する記述を含むために削除された。

⑫生徒が興味を持つ内容かどうか。これは次のような事例がある。

蘇軾「贈王文甫(王文甫に贈る)」には「コノ文初学ニアリテハ興味ナカルベシ³⁷⁸」という意見が付けられた。昨日蘇軾が立ち去ろうとすると強風のために帰ることができなかった。今日は風こそないが、帰る気分ではない。もし私を帰らせようとするなら、風や水と私の心を通じさせよと述べている。確かに生徒の興味は引かないかもしれない。

この教材の代わりに訂正版 (1903 年 12 月訂正四版) では『劉氏人譜』「温公勤苦」が 採られた。司馬光が幼い時に苦労して暗誦したという故事により、時間をかけて身につけ たことは生涯忘れないと教える。初学者に勉強の心構えを説く教材に入れ替えられた。

③白話文や時文などを載せていないか。中学校の漢文の知識だけでは読み切れない『水滸伝』等の白話小説や時文を扱うべきではないとされた。時文の事例はすでに検証してきた通りである。白話文を収めた中根淑『撰註漢文読本』には、「第一巻第九巻ハ甚ダ難キニ過ギ第七巻第八巻ハ却テ易キニ過ルノ嫌アリ(後略)379」という意見が付けられた。巻九は四書や先秦の文を主としている。難易度が高い教材として認識されていた先秦の教材のほかに、巻九の最後には、既習内容だけでは読みこなせない語彙を含む『福恵全書』の「勧農功(農功を勧む)」「修水利(水利を修む)」「生童課試」や『水滸伝』の「魯智深大鬧五台山(魯智深大いに五台山を鬧がす)」「第四回」が置かれており、こうした教材を採ることも難易度の面から配慮に欠けると判断されたのであろう。

- ⑭国定教科書の記述と矛盾がないか。本章第三節で検証した事例である。
- ⑤女子学生の教育に適切か。これは次章で考察する。

³⁷⁷ 深井鑑一郎編『刪修撰定中学漢文』巻二、吉川半七、1899 年 12 月刪修訂正四版、37 頁・下・朱。

³⁷⁸ 笹川種郎編『中等漢文新読本』巻四、大日本図書、1902 年 12 月訂正三版、65 頁・下・黒。

³⁷⁹ 中根淑編『撰註漢文読本』弁髦、金港堂書籍、凡例1丁表・下・黒。

以上の点検項目は『調査済教科書表』時期に不適切とされた教材の内容と比べると治安の安定よりも中学生に学ばせる教材や教科書の適切さに重点が移っている。文部省の調査の担当者の見解と出版者側との見解とに差が生じた場合には修正を求められることがあり、場合によっては検定を通過しなかった。⑭の内容は確かに思想統制の一環と認められるだろう。しかし南朝を正統と矛盾する記述を修正すれば、作品自体の魅力や面白さは伝えることができていた。

この章では事例に基づいて検定制度の実態を検証し、時期によって評価の変わる教材を 通じて漢文教育の目的の変化を考察してきた。最後に明治期の漢文教科書の変遷に対して 検定制度はどのような影響を及ぼしたのか、まとめておきたい。石毛氏は検定制度につい て次のように指摘している。

井上哲次郎が近代の修身教科書と漢文教育を繋いだという意味で、彼の果たした役割はきわめて大きかった。近代の漢文教育は修身教育から生まれた。修身科の内容が近世の忠孝道徳から天皇制国体論に枠を組み変えたことは、漢文科でも軌を一にした。国体論に基づかない教材内容で構成されている修身教科書及び漢文教科書は、文部省検定によって徹底的に排除された380。

井上哲次郎の役割や、漢文教育が修身教育から生まれたということは概ねその通りであるう。しかし、この後半にある国体論に基づかない漢文教科書が「文部省検定によって徹底的に排除された」という箇所については、修身用の教科書に対しては教科書検定がそのような作用を果たしたのかもしれない。また、口頭で伝えられる意見は記録に残らないために確認できないという可能性もある。そのため断言することは難しいが、本研究で取り上げた事例のように、検定制度によって国体論に基づかない教科書を排除したということは、あくまでも現存する付箋等を見る限り確認できない。氏の指摘はおそらく明治 35 年から明治 44 年までに編まれた教科書について述べていると思われる。明治 30 年代後半から漢文科は徳育に傾いており、国体論に基づくような教科書は、編者達が時代の要請に基づいて編集したため、文部省が検定時に排除する必要がなかったのではないだろうか。商品である教科書は検定を通過しなければ販売することができない。検定に通過させるために時代の風潮に合わせて編集がなされた。検定制度の存在自体が教科書編集の方向性を左

³⁸⁰ 前掲注 30、73-74 頁。

右したことは事実であるが、実際に教科書調査に当たった人物達は、漢文教科書の質を高めることにも貢献していた。明治 20 年代後半の合格率の低さは思想統制が原因ではなく、教科書編集の技術の蓄積がなかったことも関係しているだろう。明治 30 年代前半は民間の出版社の試みに賛同して検定を行った林という担当者がおり、日本語の根幹にある漢文の力を高め、生徒達が卒業後に役に立てるような教科書を理想とした長尾雨山がいた。時期により差があるかもしれないが、検定制度は思想統制の手段としてばかりではなく、漢文教科書の発展を促す作用も持っていたことを忘れてはならない。

第四章 他校種の教科書と中学校用漢文教科書

第一節 師範学校用漢文教科書と中学校用漢文教科書

ー 師範学校における漢文の位置づけ

第四章では、師範学校、女子師範学校、高等女学校、中学校補習科の漢文教科書の特色について、中学校用漢文教科書との比較から考察を加える。明治期の師範学校における漢文教育の展開は、加藤国安氏が述べているが381、本研究では教科書や教材に着目して中学校との比較を行う。師範学校は、中学校との兼用教科書も多く、水準も同程度であるので、まず師範学校と女子師範学校の規定をおさえることから始める。

明治 14 年 (1881) 公布の「師範学校教則大綱」(達第 29 号) では、師範学校は小学校教員を養成する所であると定められ、初等・中等・高等の 3 科に分けられた。明治 19 年 (1886) 4 月の「師範学校令」(勅令第 13 号) では高等・尋常の 2 等とし、前者の卒業生は尋常師範学校長及び教員となり、後者の卒業生は公立小学校長及教員になる。明治 30 年 (1897) 10 月公布の「師範教育令」(勅令第 346 号) では、高等師範学校は師範学校、尋常中学校及び高等女学校の教員を養成し、女子高等師範学校は師範学校女子部・高等女学校の教員を養成し、師範学校は小学校の教員を養成すると定められた。

教科名と教授内容については、明治 19 年 5 月公布の「尋常師範学校ノ学科及其程度」(文部省令第 9 号)では漢文科で「支那ノ文法文学ノ要略382」を指導するように定められた。

明治 19 年公布の「高等師範学校ノ学科及其程度」(文部省令第 17 号)では、高等師範学校は男子師範学科、女子師範学科に分かれ、男子師範学科はさらに理化学科、博物学科、文学科に分かれている。男子師範学科の文学科には国語漢文科が設けられ、「支那ノ文法文学及作文」を指導するように定められた。女子師範学科にも国語漢文科が設けられ、その指導内容は「文法 講読 作文 文学沿革ノ大略383」と記されている。

明治 22 年 (1889) 10 月公布の「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スへキ学科及其程度」(文部省令第8号)では女子師範では漢文科が削除されたが、明治 25 年 (1892) 公布の「尋常師範学校ノ学科及其程度」(文部省令第8号)では女子生徒にも漢文科が復活した。男

_

³⁸¹ 前掲注 47。

^{382 『}官報』第866号、内閣官房局、1886年5月26日、269頁。

³⁸³ 『官報』第 988 号、内閣官房局、1886 年 10 月 14 日、137—138 頁。

子生徒の漢文は第二学年から第四学年まで履修する。その内容は、

第二学年:経史記伝等ノ中平易ニシテ雅馴ナル文章ヲ講読セシム

第三学年:経史記伝等ノ中雅馴ナル文章ヲ講読セシム

第四学年:前学年ノ続384

と定められた。指導には「音訓ヲ正シクシ句読ニ注意シテ句意章意ヲ精細ニシ兼ネテ文理 結構ヲ講究セシメ又時々簡単ナル国文ヲ漢文ニ翻訳セシム³⁸⁵」と注意がなされている。女 子生徒のほうは第一学年から第三学年までで、全学年「経史記伝等ノ中平易ニシテ雅馴ナ ル文章ヲ講読セシム³⁸⁶」と定められ、男子生徒のような注意事項は記されていない。

明治 27 年 (1894) 4 月の「高等師範学校規程」(文部省令第 11 号)では高等師範学校が文科・理科に分けられ、文科のほうに漢文科が盛り込まれた。さらに明治 31 年 (1898) 4 月の改正によって文科が教育学部、国語漢文部、英語部、地理歴史部に分けられ、国語漢文部の科目に漢文科が設置された。

明治 40 年(1907)公布の「師範学校規程」(文部省令第 12 号)では、師範学校は本科と予備科に分けられ、女子の修業年限は、本科第一部は四年、第二部は二年または一年と定められた。予備科、本科第一部、本科第二部の男女ともに学科目に国語及漢文科が設けられている。師範学校では「忠君愛国ノ志気ニ富ム」ことが教員にとっては特に重要であるとし、生徒に「平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ国民タルノ志操ヲ振起セシメンコト³⁸⁷」を求めた。男子・女子ともに漢文については「平易ナル漢文ヲ講読セシメ且教授法ヲ授クヘシ³⁸⁸」と指示がある。

中学校の漢文科との違いはやはり教授法が指導内容に定められていること、教師として 忠君愛国の志気に富み、生徒にも忠孝の大義を教え、国民としての志を奮い立たせるよう に指導するよう定められていることにある。そうした違いが教科書編集にどのように現れ ているのか、続いて師範学校の教科書の特色を考察する。

^{384 『}官報』第 2710 号、内閣官報局、1892 年 7 月 11 日、110 頁。

³⁸⁵ 同上。

³⁸⁶ 同上、113 頁。

^{387 『}官報』第7136号、印刷局、1907年4月17日、475頁。

³⁸⁸ 同上、476、478 頁。

二 師範学校と中学校の漢文教科書

次に師範学校用の教科書の特色を中学校用との比較から検証する。師範学校の就学期限 や年齢については、明治期全般にわたって細かな規則が定められているが、ここでおさえ ておきたいのは中学校の高学年と師範学校とは就学時期が重なる場合もあり、教科書も同 程度のものが多いことである。

「師範学校教則大綱」(1881)公布後の師範学校用教科書については、第一章に述べたように漢文、修身、歴史でそれぞれ用いられる丸本が異なっていた。これは同時期の中学校でも厳密ではないが同様の区別はあり、中学校の丸本では『文章軌範』等の文章教材と『蒙求』等の故事集が主な教科書であった。

明治 19 年 (1886) 7月 7日の「文部省訓令第 7号」では師範学校の教科用図書が掲載されており、修身、漢文、地理歴史に漢文体の教科書が記されている。教科別に教科書を挙げる。

修 身:『論語』『中庸』『大学』『小学』『孝経』

英 文:『正文章軌範』『続文章軌範』『唐宋八大家文読本』『史記』『春秋左氏伝』『日本外史』『孟子』『謝選拾遺』『近世名家文粋』『通鑑擥要』『日本政記』『近世名家小品文鈔』『再刻日本文章軌範』

地理歴史:『皇朝史略』『日本外史』『十八史略』『明治新刻元明清史略』『清史擥要』389

「師範学校教則大綱」公布後のように、各古典の使い分けに大まかな区別がある。丸本が大半であるが、小中学校でも使用されていた東条永胤編『近世名家文粋』三巻、土屋栄編『近世名家小品文鈔』上中下巻、石川鴻斎編『再刻日本文章軌範』三冊の名前も見え、師範学校のみで使用されている古典はない。

明治 10 年代の『調査済教科書表』で合否を示していた時期は中学校と兼用だったので、不適切な教科書についてはすでに述べてきた通りである。

明治 19 年 4 月より検定制度が始まり、明治 20 年 (1887) には中学校、師範学校で最初の検定済本が登場する。師範学校では最初は丸本の『正文章軌範』三冊、『唐宋八大家読本』 十冊、『日本外史』十二冊が検定を通過した。翌年は丸本の川上広樹『点註唐宋八家文読本』

^{389 『}官報』第904号、内閣官報局、1886年7月7日、61-63頁。

十六冊、宮脇通赫『点註正続文章軌範』六冊、編集本の『近世名家小品文鈔』上中下巻、渡辺碩也『皇朝名家小体文範』上中下巻が検定済となった。中学校では明治 10 年代に編まれ、初学者により配慮した読本型編集本も検定済になっていたが、師範学校は注も少ない文範型編集本のみである。これはやや師範学校のほうが程度の高いものを使用するという判断があったとも考えられる。

明治 20 年代に出版された中学校用編集本の豊富さは第一章に述べた通りであるが、師範学校専用の教科書は編まれず、明治 30 年代に入り高等女学校用に作られたものが女子師範用の教科書として検定を通過し始め、続いて男子用のものも編集が始まる。

明治 30 年代に編集が始まった師範学校用の教科書は、当時流行した中学校用漢文教科書の編集方針の影響を受け、句例を巻頭に置き、総合的な教材構成をとる教科書が少なくない。中学校用漢文教科書も編集した土岐政孝は、明治 39 年 (1906) に編集した『師範学校漢文教科書』三巻の教材の選択について、

編纂の材料は、倫理、文学、史伝、地理、博物、実業等の教科に適したる者を取り、 格言及び詩を交えたり390

と説明する。土岐の中学校用教科書は第一章で一部取り上げたように、明治 38 年 (1905) に編集した『中等漢文教科書』には、上記の教科の他に「理化」に関するものも含めていたが、明治 40 年 (1907) の訂正版では「理化」を削除した。この明治 39 年に編集された教科書は、その訂正版の方針に近く、中学校用の教科書の編集方針が師範学校にも生かされていることがわかる。土岐以外にも同じ編者の中学校用と師範学校用の漢文教科書を比べると全体の構成も共通していることが多く、両者の顕著な違いは女子師範用の教材に見られる。女子用の教材は次節で高等女学校用教科書と合わせて考察する。

明治 40 年に公布された「師範学校規程」(文部省令第 12 号)には「教授法ヲ授クヘシ」と定められたが、やはりここに中学校用と師範学校用の漢文教科書の違いがある。中学校の漢文教科書では漢文への導入や題材の偏りを防ぐために小学校の教科書を参考に教材の選択がなされたことすでに述べた。同じく小学校教科書を参照する場合でも、師範学校では目的が異なっていた。中村久四郎編『師範学校漢文教科書』四巻は、小学読本を意識して教材を揃えたことを次のように説明している。

³⁹⁰ 土岐政孝「例言」、同編『師範学校漢文教科書』巻一、興文社、1906年11月、[例言]。

一、本書が掲載するものは多くが現行の小学読本と同じ材料であり、難易繁簡の差があるだけである。これは将来児童の教育に役立てるためである。(一 本書所 $_{
m L}$ 載多 $_{
m F}$ 与 $_{
m L}$ 現行小学読本 $_{
m L}$ 同 $_{
m L}$ 其材料 $_{
m L}$ 者 $_{
m L}$ 。唯有 $_{
m L}$ 難易繁簡之差 $_{
m L}$ 耳。是欲 $_{
m L}$ 資 $_{
m E}$ 他日教 $_{
m L}$ 授児童 $_{
m L}$ 之用 $_{
m L}$ 也 $_{
m SP1}$ 。)

小学読本と同じ題材のものを揃えたのは、師範学校卒業後、小学生を教えることに役に立つとの判断である。この教科書には重野安繹「山林」や大槻修二「大阪」「東京」等の知育教材が収められている。小学校では漢文を教えることはないが、その内容を学んでおくことが将来役に立つという判断であるだろう。中学校ばかりではなく、一部の師範学校の教科書も小学読本に教材の選択を左右されていた。

明治 40 年の「師範学校規程」で定められた各学科の修業年限を見ると、予備科は男女ともに一年、本科第一部は男女ともに四年、本科第二部は男子が一年、女子が一年または二年と定められた。それぞれの学科に対応した漢文教科書も編まれたが、違いは全体の巻数が修業年限に合わせていることにあり、収録された教材に大きな差は見られない。

師範学校の教科書は中学校用教科書の編集方法が応用されて誕生した。教材の程度に大きな違いはないが、師範学校では教授法の指導がなされ、小学校の教科書を参照する等、教壇に立つことを視野に入れた編集方法が取られていた。さらに教材の違いは女子用のものに現れている。次に、高等女学校、女子師範学校の教材の特色について考察を進めたい。

第二節 女子用漢文教科書と中学校用漢文教科書

ー 高等女学校における漢文の位置づけ

明治 5 年 (1872) の「学制」は男女の区別なく教育するという理念であったが、明治 12 年 (1879) の「教育令」(太政官布告第 40 号) では、小学校では女子固有の教科として裁縫科の設置や、小学校以外の学校における男女の別学が定められた。明治 15 年 (1882) には日本初の高等女学校である東京女子師範附属高等女学校が設置されるが、明治 20 年

³⁹¹ 中村久四郎「緒言」、同編『師範学校漢文教科書』巻一、光風館、1910年 11月 24日修正三版、緒言一頁。

代までは女子の教育は公立の学校では整備が進まず、私立の女学校が主流であった。

明治 24 年 (1891) の「中学校令改正」(勅令第 243 号) には「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス³⁹²」とあり、高等女学校が「尋常中学校ノ種類」として位置づけられた。その後、明治 28 年 (1895) には「高等女学校規程」(文部省令第 1 号) によって修業年限や学科内容が示され、漢文は「随意科目」として組み込まれた³⁹³。漢文科の内容は「経史記伝等ノ内平易ニシテ雅馴ナル文章ヲ講読セシム³⁹⁴」と定められ、これらの規程は後の明治 32 年 (1899) の「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」(文部省令第 7 号) においても踏襲されている。しかし、明治 34 年 (1901)公布の「高等女学校令施行規則」(文部省令第 4 号) では漢文が外され、高等女学校の規程に漢文の名が見えるのは明治 28 年から明治 34 年までの約 6 年間となった。

高等女学校用に編まれた教科書は少なく、検定を通過したものも簡野道明編『高等女子漢文読本』四巻、興文社編『新定漢文読例女子用』四巻、同『新定漢文女子用』の三種のみであった。すべて明治 30 年代前半に編まれた教科書であり、前述したこの時期の中学校用漢文教科書の編集方法が反映されていると考えられる。まず、簡野道明編『高等女子漢文読本』四巻の編集方針を確認する。

教材の構成は、初めに「夫婦和スルハ家ノ肥ナリ」から始まる8篇の書き下し文による 短篇教材を置く。その後で教材は女子用のため徳川光圀「福依売」、角田簡「曾与女」等か ら入る。日本漢文、中国漢文、西洋漢文を交互に学び、後半は『列女伝』や『女誡』等の 女子漢文教科書によく採られる古典の他、『唐宋八家文』や『孟子』にも及ぶ。明治30年 代前半の中学校用漢文教科書の編集方法が反映されている。

次に、第二章で取り上げた『訂正新定漢文』と、その女子版『新定漢文女子用』(以下『女子用』と略す)とを比較する。

『女子用』の教材選択については「例言」の次のような箇所が説明している。

ただ文字を知り文を解釈するばかりではなく、女性の美徳を涵養し、風教を維持することにおいても裨益する所があるだろう(不二徒識、字解ー、文。於下涵二養淑徳ー。維申持風教」。蓋有、所二裨補ー。)。

³⁹² 『官報』第 2538 号、内閣官報局、1891 年 12 月 24 日、158 頁。

³⁹³ 『官報』第 3473 号、内閣官報局、1895 年 1 月 29 日、285 頁。

³⁹⁴ 同上、286 頁。

読本はもとより修身・倫理の書とは異なる。しかし道徳に関連するものは国家の教育の主旨に合わせなければならない。(読本素与_修身倫理諸書 $_-$ 不 $_
u$ 同。然事関 $_-$ 道徳 $_-$ 者。要 $_
u$ 合 $_-$ 国家教育主旨 $_-$ 395。)

読本は道徳書とは異なるが、女性の美徳を養い、国の教育方針にも合致させなければならないとする。そのために『新定』の教材を吟味し直して編集したのが『女子用』である。

『女子用』四巻には 326 篇の教材が収められ、その内 114 篇が『新定』と同じ教材で、212 篇が『訂正』未収の教材である。未収の教材は人名等が異なっても『新定』とほぼ同じ傾向にあり、大半は男女を問わず学ぶべき内容の教材である。『女子用』特有の教材を見ると、日本人の作では小笠原勝彦「孝女寅」のような模範となる女性を扱った教材や、木内倫「武田勝頼夫人」等、武士や儒者の妻、母、娘を取り上げた教材が増加したことにある。

中国漢文について両者を比べると、出典に変化がある。『新定』初版に 79 篇採られていた『蒙求』が「細目」の方針に従って訂正版ではすべて『通鑑擥要』を出典とする史伝教材に入れ替えられたことは第一章に述べた通りである。『女子用』は削除された『蒙求』から「陵母伏剣(陵母剣に伏す)」、「軻親断機(軻親機を断つ)」、「馮媛当熊(馮媛熊に当る)」、「班女辞輦(班女輦を辞す)」「宿癅採桑(宿癅桑を採る)」の 6 篇を選んで採録した。すべて模範となる女性が登場する教材である。この他に初版にも採録されていない出典としては『小学』『列女伝』『続列女伝』『閨範』等が増えた。こうした箇所に女子の漢文教科書の特色が現れている。

こうして、女子用漢文教科書の編集本は高等女学校用から編まれ始めた。検定制度下では、それらの教科書にどのような評価が下されたのか、不適切と判断されて削除または修正された教材を中心に検討したい。まず『調査済教科書表』で不採用とされた『列女伝』と『女範』の問題点を考察し、次に検定制度で問題視された教材を取り上げる。

二 『調査済教科書表』の判断基準

高等女学校、女子師範学校用漢文教科書の検討に入る前に、女子用漢文教科書に多く採 られる『列女伝』等が、明治 10 年代の教科書調査においてどのように評されていたのか

³⁹⁵ 興文社編『新定漢文女子用』巻一、興文社、1900年3月、例言1頁。

を検証する。『調査済教科用図書表』には採用が認められた『列女伝』には次の三種が挙げられている。

- A 劉向『新刻古列女伝』六巻三冊、『新続列女伝』上中下巻一冊、上村次郎右衛門、 承応2年(1653)8月一承応3年(1654)5月396。
- B 劉向『新刻古列女伝』六巻三冊、『新続列女伝』上中下巻一冊。
- C 松本万年標註、松本荻江校正『標註劉向列女伝』三巻、別所平七。

A・Bともに『調査済教科用図書表』では『新刻古列女伝』と『新続列女伝』を分けて記しているが、後者は前者に付されたものであるため、ここではまとめて扱った。出版事項が未記入である B も A と同じものであろう。C は「劉向の名を冠するとはいえ、別の『列女伝』も含めた恣意的な編纂本である³⁹⁷」と評されている。『列女伝』の本来の意図を歪めた編集方法には問題があるが、漢文教材の変遷を考察する上では注目すべき改編が見られる。それは巻七の世を乱した悪女の伝記である「孽嬖伝」の削除である。編者は削除の理由を、

美醜を並べて挙げて善事を勧めて悪さをしないようにするといっても、美言や善行が 人心を動かすのには及ばない。($\stackrel{\stackrel{\iota}{\mathbb{L}}}{\mathbb{L}}$ 世上、 $\stackrel{\stackrel{\iota}{\mathbb{L}}}{\mathbb{L}}$ 一手人心。 $\stackrel{\stackrel{\iota}{\mathbb{L}}}{\mathbb{L}}$ 一一之為 $\stackrel{\iota}{\mathbb{L}}$ 1398。)

と説明している。逸話は勧善懲悪には役に立つが、美言善行が人心を動かすには及ばないために削ったと述べている。文部省の教科書調査においても同様に孽嬖伝は問題視された。 採用不可となった次の『列女伝』を見ると確かに孽嬖伝が含まれている。

D 劉向『烈女伝』四冊、『続烈女伝』一冊。

³⁹⁶ 参照した『新刻古烈女伝』(上村次郎衛門、1653年8月—1654年5月) は巻一二三、巻四五、巻六七、巻八、続烈女伝巻上中下の全五冊である。

³⁹⁷ 山崎純一「凡例」、同編『列女伝』上、新編漢文選思想・歴史シリーズ、明治書院、1996 年 12 月、 9 頁。

³⁹⁸ 松本荻江「参訂劉向烈女伝標註凡例」、松本万年標註、松本荻江校正『標註劉向列女伝』巻一、別所平七、1878年5月、凡例1丁裏。

E 劉向『新刻古列女伝』巻七·八一冊399。

E は B と同じ号の『調査済教科書表』に掲載されているので本来は一組であり、問題を含む E の巻七と巻八のみが採用不可となった。巻七が「孽嬖伝」、巻八は『続列女伝』である。巻八は様々な徳目に分類される 20 人の女性の伝記であるが、そのうち三人が孽嬖に分類されるため、同じく問題視された。D もおそらく一冊につき二巻収録され、第四冊には「孽嬖伝」が収められていた可能性が高い。Aに対応する巻七・八については『調査済教科書表』に記載がなく、何出の際に問題の多い巻七を事前に外したとも考えられる。C が採用を認められたのも編集の段階で「孽嬖伝」に類する箇所が削除されていたためであるう。

明治 13 年 (1880)、文部省が府県に「国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍 400」は採用しないよう通知をしたことは第三章に述べた通りである。「孽嬖伝」中の悪女や毒婦の伝記は「風俗ヲ紊乱」し、「教育上弊害アル」と判断されたものと考えられる。

『調査済教科書表』の時期の教科書調査は、全教科において治安維持という側面が強かった。思想統制のために始まった教科書の点検ではあるが、「孽嬖伝」は文部省ばかりではなく、教育者側も不適切であると見なした要素が含まれており、両者の認識が一致した事例である。

次に、曹大家著、王相箋註、西坂衷[訓点]『校訂女四書』四冊の問題点を考察する。『女誠』『女論語』『内訓』は、中学校師範学校で採用が認められたが401、『女範』は小学校、中学校師範学校ともに採用不可であった。

『内訓』には、革命の記述が問題視された武王による紂王討伐に触れており、悪女とされる妲己と褒姒も登場するが採用は認められた。同種の内容でも不適切と判断されない事例の一つである。この四冊のうち不認可となったのは『女範(女範捷録)』である。第三集まで見てきた不適切な内容をもとに不採用の理由を推測したい。

孝行篇には父親を殺した相手を討ち取った趙氏は孝行の模範として挙げられているが、 問題視された復讐に及んだ人物である。忠義篇に見える南宋の毛惜は官妓で、金に降った

³⁹⁹ 前掲注 36、17、60、61、129、181、213 頁。

⁴⁰⁰ 前掲注 266 に同じ。

⁴⁰¹ 前掲注 36、209 頁。

諸将の宴席に呼ばれて歌を所望されたが、賊に降ったものも賊であり、賊のために歌など 歌うものかと拒否して殺されてしまった。問題視された「百合伝」と同様に、毛惜は忠義 の精神を実践した人物であったが、官妓という身分と表現が問題になったのであろう。

貞烈篇には、夫の死後、再婚を迫る両親に対して耳と鼻をそぎ落として操を守った夏侯 氏の娘が登場する。ここも「奇僻激烈等ニシテ中道ヲ過クルノ行為ノ如キ402」に該当する と見なされたのではないか。孝行篇には祖母に自分の肝を捧げた張二娘や、夫と父の身代 わりとなって自分の首を賊に斬らせた陳氏が孝行の模範として挙げられている。「父母二供 養スルカ為ニスルモ其所行ノ法令ニ犯触スルカ如キ403」という内容も不適切とされ、法律 に抵触したものではないが、命と引き替えに夫と父を救ったという箇所は生徒に学ばせる ようなものではないと判断されたのであろう404。

『列女伝』や『女範』の問題点も、第三章に述べた他の古典と同様に治安を乱し、生徒 の模範にならない題材が扱われていた。検定制度下になると、女子特有の判断基準が見ら れる。

三 女子漢文教科書に対する修正意見

師範学校において使用する教科書は小学校、中学校教科書とともに明治 19年 (1886) 制定の「教科用図書検定条例」、明治20年(1887)制定の「教科用図書検定規則」から検 定対象となっていた。高等女学校の教科書は明治28年(1895)公布の「文部省令第4号」 において、この「教科用図書検定規則」を適用することが定められた。

現時点の調査では、明治期において女子用漢文教科書特有の修正意見が残されているの は明治 33 年(1900) 9 月以降に検定を受けた教科書である。女子師範の検定済教科書は 南摩綱紀編『新撰女子漢文読本』三巻(小林義則、1902年4月訂正再版)が早い時期の もので、男子用はやや遅れて、明治 38 年(1905)に法貴慶次郎編『師範教科漢文読本』 三巻(元元堂、1906年1月訂正再版)がようやく検定済となった。

それでは、女子漢文教科書特有の修正意見の傾向を考察したい。安井息軒「阿藤伝」に は「削除ヲ要ス405」という意見が付けられた。不適切と判断された、本文中に傍線のある

⁴⁰² 前掲注 55、79 頁。

⁴⁰³ 同上。

⁴⁰⁴ 前掲注 36、173、234 頁。

⁴⁰⁵ 簡野道明編『女子漢文教科書』巻三、明治書院、1905 年 10 月、71 頁・下・朱。

箇所を見ていきたい。

豊浦は周囲の働きかけにより城主のもとから遠ざけられた。しかし若山と名前を変えて 再び側室となった。阿藤は若山に書と和歌を学んでいたが、藩政を乱すことを憎んで師弟 の関係を断ち、若山を刺殺する。阿藤は人を殺めたかどで処刑が決まり、刑場に行く前に、 父の安否を問うと、父は官職の位が下がったが、獄に繋がれることもなく、時が経てばも との位に戻ることができると告げられた。そして問題視された次の箇所に続く。

阿藤拜曰、幸甚。因「乞」少間」。東曰、汝畏、死乎。灡、私以答曰、不、敢。妾有」月事」。恐、貽、顧於死後」。頗、浄、之、然後就、荊。吏允、之、既由、廁、從容、至、場、合掌而坐407。(阿藤は礼をして、有り難いことですと言った。そしてしばしの猶予を願い出た。官吏は、お前は死を畏れるのかと言った。阿藤は顔を紅潮させて、畏れません。私は月のものがあり、死後醜態をさらすことでしょう。これを清めてから刑につかせてくださいと答えた。官吏は許し、阿藤は厠から出て、落ち着いた様子で刑場に向かい、手を合わせて座った。)

この箇所の「妾有」から「至場」まで右に朱の傍線があり、訂正版では「拜謝日、如心此 無二復足 心意。」(礼をして感謝し、そのようであればもはや心配はありませんと言った) と改められた。中村紀久二氏は、『調査済教科書表』において「風俗ヲ紊乱」、「教育上弊害 アル」の条項に該当する例として、「月経、妊婦心得、分娩について記述するもの408」を 挙げている。明治 10 年代から問題視されていた事項が検定制度下でも不適切であると見なされたのである。

407 同上、71 頁。

⁴⁰⁶ 同上、66 頁。

⁴⁰⁸ 前掲注 54、27 頁。

阿藤は処刑されてしまうが、その忠烈さを顕彰するために碑が建てられた。城主が怒って壊しても、その度に建て直され、城主の息子の代になると壊されることもなく代々保存されたという。忠義のために命を落とし、親を気遣う孝子の姿は模範と見なされ、上記の生理に関する箇所を削除して訂正版に採録されることになった。

次は戦争に関する事例である。『通鑑攬要』「王守仁討宸濠(王守仁宸濠を討つ)」〔王守仁平宸濠(王守仁宸濠を平す)〕には「文ハ可ナレトモ惟是兵事特ニ女子読本ニ切ナルヲ見ス409」という意見が付けられた。教材は王守仁(陽明)が反乱を起こした宸濠を討伐した経緯を述べたものであり、軍事に関する記述は女子用の読本にはさほど必要がないと判断された。

斎藤一徳(監物)「題図(図に題す)」[題児島高徳書桜樹図(児島高徳桜樹に書する図に題す)]には、「此詩ハ壮士等ノ喜テ吟誦スルモノナルモ詩トシテノ価値乏シ況ヤ女子ニ課スルヲヤ更ニ有益ノモノヲ録セバイカン410」という意見が付き、さらに付箋の上部に「不」という朱の書き入れがある。次のような教材である。

蹈破千山万岳煙。 鸞輿今日到-何辺-。

短蓑直入虎狼窟。 一七深探鮫鰐淵。

報国丹心嗟-独力-。 回天事業奈-空拳-。

数行紅淚両行字。 附_与桜花-奏_九天-。

(千山万岳を踏み分け、後醍醐帝の御車は今日はいずくにあるかと尋ね、短い蓑をつけて虎狼の巣窟に忍び込み、一本の匕首を懐に鮫鰐の淵に飛び込んだ。国に報いる赤心も非力を嘆くばかりで、回天の事業も素手ではどうにもならない。幾筋かの涙は尽きることなく、桜の木の皮を削り「天勾践を空しうする莫かれ、時に范蠡無きにしも非ず」の二句を記し、桜花に添えて陛下に申し上げる)。

この詩は歴史書である『皇朝史略』を出典とした青山延于「高徳題桜樹」〔後醍醐天皇〕 の次に置かれている。前述のように、詩教材は情操教育を担うものとして明治 30 年代から教科書に採られるようになり、史伝教材に関連させて採録されることも多かった。詩と 文を合わせて読むことによって教材の主旨をより理解させるためである。訂正版(1905

⁴⁰⁹ 岩谷英太郎編『女子漢文読本』巻四、集英堂、1899年12月、33丁裏・上・朱。

⁴¹⁰ 内藤慶助編『女子漢文読本』巻二、水野書店、1904 年 10 月、48 頁・下・黒。

年 2 月)では修正意見の通り「題図」は削除され、「高徳題桜樹」は残された。壮士の事績自体は教材として扱われていても、作品の質が低く、壮士の士気を鼓舞するような作品は女子の教育には向かないと判断されたのであろう。ここから散文と韻文の教材の効用が意識されていたこともうかがえる。

四 女子漢文教科書及び女子漢文教材の傾向

高等女学校用漢文教科書は中学校漢文教科書の編集技法が応用されて編まれた。それが明治 30 年代前半であったため、洋学教材を多数取り入れた教科書や、「尋常中学校漢文科教授細目」の方向性に近い教科書が編まれた。初めは高等女学校用に編まれた教科書も教育課程の改正により高等女学校では使用ができなくなったため、女子師範用教科書として検定を通過するものも少なくなかった。

女子用漢文教科書と中学校用教材との違いは、当然女性を題材とした教材の分量にあるが、これまで検討してきた事例の中で注目されるのは、まず、「阿藤伝」の修正箇所である。 女性が政治に口を挟むという箇所の削除は、男性用の教科書には見られなかった思想的な 点検項目であるだろう。次に、「題詩」に見られた、壮士が吟じるものは女子には適さない という詩は、男女の教材の違いは題材ばかりではなく、文体も関わる場合があることを教 えてくれる。

続いて、中学校用教科書がどのように補習科の教科書に活かされたのか、考察を行う。

第三節 補習科用漢文教科書と中学校漢文教科書

中学校の補習科は高等学校の受験準備教育機関として機能していた411。明治 32 年 (1899) 2 月の「中学校令」改正(勅令第 28 号)によって「一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得412」と定められた。明治 34 年 (1901)の「中学校令施行規則」では、補習科の学科目は同規則の第一条に基づくことが定められた。この時点で漢文を扱うのは国語及漢

⁴¹¹ 中学校の補習科については次の文献を参考にした。佐々木享「予備校の歴史(3) —予備校の起源ア・ラ・カ・ル・トー大学入試の歴史(第 39 回)」『大学進学研究』第 14 巻第 5 号、大学進学研究会、1993 年 2 月。吉野剛弘「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科—東京府立中学校を事例として」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 社会学・心理学・教育学 人間と社会の探究』第 66 号、慶応義塾大学大学院社会学研究科、2008 年 11 月。

^{412 『}官報』第 4678 号、印刷局、1899 年 2 月 7 日、97 頁。

文科である。

補習科の生徒は、中学校を卒業してさらに上級学校に進学を希望していたため、既習内容を復習し、さらに受験対策も行うことが求められた。教科書編集においては中学校の漢文教科書の教材構成や練習問題が意識された。

中学校の漢文教科書『漢文新読本』も編集した清水平一郎による『補習漢文新読本』の 編集方針を見ていきたい。

一 本書ハ曩ニ発行セシ所ノ漢文新読本ノ体裁ニ傚ヒ、更ニ典故、格言、詩歌、批評 文、用字格、漢和対訳等ノ新部類ニ分チ、務メテ世間在来ノ中等漢文教科書ニ採録セ ザル平易雅馴ノ材料ヲ選択蒐輯セルモノトス413、

清水の『漢文新読本』の体裁とは、「往々熟語、俚諺、格言、詩歌、漢和対照等ヲ採録シ、以テ作文ノ資料ニ供シ、又本文、講読ノ興味ヲ助ケシメントス414」と説明がある。この教科書は教材の間にこれらの事項が挿入されている。『補習漢文新読本』も同じ形式を踏襲し、『漢文新読本』とは異なる「新部門」を教材の間に入れた。

『補習漢文新読本』の教材は中学校の読本に採られないものを選んだと説明している。例えば『荘子』『韓非子』『春秋公羊伝』『春秋穀梁伝』等が該当するだろう。四書を中心に学んできた中学校では採録数の少ない諸子の文章が見られる。『春秋』の注釈書も『春秋左氏伝』が中心であったので、他の注釈も取り入れた。このように中学校ではあまり採られなかった教材を収録することが補習科用教科書の特色である。

『補習漢文新読本』が中学校であまり学ばなかった教材を収める一方で、唐宋八家文や『史記』等、中学校用教科書によく見られる教材を選択した教科書も編まれた。田沼書店編輯所編『補習科用漢文読本』は、「もし理解力が足りず、正確に応用できなければ、運用の妙を大いに尽くすことはできない」(荷非得一反三。変通中宜者。則未能大尽運用之妙也415) ため、既習内容を復習することで新しい知識を得ることを目的として編集された。

教材の傾向であるが、補習科の教科書はほぼ明治 30 年代後半に編まれており、中学校での洋学教材の流行が見直された時期にあるため、卑近な題材の西洋漢文はほぼ採られて

⁴¹³ 清水平一郎「凡例」、同編『補習漢文新読本』、吉川弘文館、1905年4月、凡例1頁。

⁴¹⁴ 清水平一郎「凡例」、同編『漢文新読本』郁文舎、1904年9月、凡例1頁。

いない。中学校の漢文教科書の流行を受けて時文を採録した教科書もあるが少数である(国語漢文研究会『補習漢文教科書』等)。知育教材の役割が見直され、かつ受験用の教科書としての性格から、題材の奇抜さよりも、故事成語を多く含み作文の試験に役立つような教材選びが行われたのだろう。

生徒を飽きさせない工夫もなされた。安武磯熹編『補習漢文読本』は、生徒の興味を引くために、まず『蒙求』32 篇から始まり、『世説新語』11 篇に続く。次に『孟子』『戦国策』『史記』を数篇置き、故事類や古語類を収める。関心を持たせるためといっても、中学校用のように幅広い題材の教材を揃えるのではなく、『蒙求』や故事の出典を多く取り入れた。これはやはり故事成語を理解すれば作文の試験にも活かせるので、受験対策が念頭にあったと考えられる。

教材には訓点のないものが多い。これは中学校を卒業した生徒を対象としているばかりではなく、やはり試験対策の一つでもある。田沼書店編輯所『補習科用漢文読本』は平易な教材は句読点を省いた。「これは読者に白文を見ることに慣れさせて、試験会場で戸惑うことがないようにするためである」(此欲使読者目慣白文。而無惑於試場也416)と説明している。細部にも補習科の生徒への配慮がなされている事例である。

練習問題や付録には補習科用教科書の特色がよく現れている。『補習漢文新読本』は、『漢文新読本』の熟語や格言等の項目をさらに充実させて、典故や格言等の部門を設けた。他の教科書でも故事や文法の説明に力を入れているものが多い。例えば普通教育研究会編『中学補習科漢文読本』は、各種学校の受験生にとって「漢文自修用書として、亦最適当の書たるを信ずるなり417」と述べている。ここから補習科用教科書は自習用の参考書としても使われていたこともわかる。同書には漢字の用法を説明した「弁似」、故事の説明をした「故事略解」等や、「試問十五題」として白文に句読点、返点、送り仮名を付ける問題を取り入れている。受験のためであり、自習もできるように解説類にも工夫がなされた。

受験準備機関としての補習科用教科書の最も大きな特色は過去に出題された問題を掲載していることである。『補習漢文新読本』の練習は入学試験問題を取り入れている。

三 本書ノ練習ハ、特ニ明治三十七年度ニ於ケル教員検定試験、高等学校ノ漢文、作文ニ於ケル入学試験問題ヲ附ス、是レーハ以テ本書ノ応用力ヲ養ヒ、一ハ以テ高等諸

⁴¹⁶ 田沼書店編集所「例言」、同編『補習科用漢文読本』、田沼書店、1903年2月、例言1丁裏。 417 普通教育研究会「凡例」、同編『中学補習科漢文読本』、水野慶次郎、1903年3月、凡例1頁。

学校入学試験ノ程度ヲ知ラシメンガ為メナリ418、

応用力を養い、入学試験に慣れさせるために教員検定試験と高等学校入試試験の漢文と作文の問題を載せている。教科書掲載の試験問題は白文に句読点、訓点、送り仮名を付け、解釈を行うものや、身近なテーマ等について、書き下し文をもとにした普通文による作文の問題が紹介されている。例えば明治 37 年度の高等学校では、「真勇トハ何ゾ」という問題が出され、これについて「文体ハ普通文トシ言文一致体ヲ用フベカラズ」と、書き下し文に近い文体である普通文で答えるように指示がある419。文体の指示がないものもあるが、おそらく漢文ではなく普通文で解答したものと思われる。

補習科は受験準備機関であるため、道徳教育と合わせて試験の合格を目指し、教材選択、 訓点の有無、練習問題の内容等に試験対策の工夫がなされている所に、補習科の漢文教科 書の特色があった。

第四節 中学校用漢文教科書の占める位置

明治期の中学校用漢文教科書は検定制度等の文部省による点検をかわしながら、編集方法を模索し発展してきた。そこで培われた教科書研究の技法が、高等女学校、師範学校、中学校補習科に活かされた。

高等女学校の教科書が編まれたのが明治 30 年代前半であったため、その当時流行していた知育教材を取り入れた教科書や、「尋常中学校漢文科教授細目」の方向性に近い教科書が編まれた。初めは高等女学校用に編まれた教科書も教育課程の改正により高等女学校では使用ができなくなったため、女子師範用教科書として検定を通過するものも少なくなかった。

師範学校の漢文科の特色は指導法を教授することにあった。そのため、小学校の教科書をふまえた編集方法も、中学校では漢文に慣れさせるためであった。一方師範学校では、 将来教壇に立つことを見据えて、自分達が教える生徒達のことを理解するために小学校用 教科書が参照された。

女子用漢文教科書と中学校用教材との違いは、女性を題材とした教材の分量に見られる

⁴¹⁸ 前掲注 413、凡例 1 頁。

⁴¹⁹ 前掲注 413、9頁。

が、教科書検定時には、女性が政治に口を挟むという箇所、生理に関する記述、壮士の好む詩、軍事に関する内容について削除が求められ、男子生徒用の教科書には見られなかった点検項目が確認できた。

中学校補習科用の教科書は受験に特化した編集方針が見られ、過去に出題された上級学校の問題を掲載する所に、中学校用との大きな違いがある。高等女学校用、師範学校用の漢文教科書は中学校用教科書と同程度であるが、補習科用は上級学校への基礎固めと受験対策のために中学校の教科書が意識された。中学生の未習教材や、中学では採録の少ない難易度の高い教材を選択する教科書と、中学での既習内容を復習することで応用力を高める教科書とが編まれていた。教材については、時文教材を収める教科書は少なく、試験に出題されそうな成語を多く含むものが選ばれていた。これは高等女学校用等の教科書が知育教材を採録していたこととも異なっている。

明治期の漢文教育の研究は中学校に偏っているという課題もあるが、このように各種学校の教科書は中学校用教科書での編集方法を応用して編まれ、教材も中学校用教科書を意識して選択されていた。このように中学校用漢文教科書は明治期の中等教育教科書の中核として位置づけられる。

終章

第一節 本研究の成果

本研究で明らかにしたことを章ごとに最後に述べたい。

まず第一章の成果である。明治 10 年代に近代の学校制度に合わせた漢文教科書の編集が始まったが、従来は明治 20 年代以降に編集本が編まれ始めたと解釈されているが、実際には後の教科書編集技法に繋がる教科書が編まれていたことを明らかにした。

その特徴は中国の古典にその体裁を倣って編まれた文範型編集本を中心とし、世の倫理 に関する教えが盛り込まれた文章が選ばれた。難易度にはすでに配慮がなされ、日本漢文 が入門用教材として多数用いられたが、明清文を初級用に扱う教科書も編まれた。

読本型編集本は「小学校教則大綱」と「中学校教則大綱」制定後に編まれ始め、小学読本を参照することで文体、国別の編集方法ではなくなり、題材の幅が増えたことで洋学教材が少ないながらも採録され始めた。その目的は他教科の内容を扱うことで生徒に興味を持たせるためであった。

明治 10 年代には後の主流となる読本型編集本の編集が始まった。さらに後の時代の編集方針に連なるものは復文の教科書が分量を大幅に減らして問題として取り込まれること、興味を引くために洋学教材が採録されたこと、そして、難易度の設定が配慮され、入門期の教材として日本近世の作か、中国の近い時代の明清文のいずれかが選択されたことにある。

明治 20 年代は、「教育勅語」も発布されたが、まだその影響力は強くなく、この時期の 教科書編集者はそれぞれが編集や漢文の目的について改革を行っていたことに特色がある ことを明らかにした。その試みを以下に述べる。

編集上の工夫は、漢文構造把握の試みとして和漢対照、格言が生み出されたことがまず 挙げられる。次に難易度の配慮には「易より難へ」という言葉が定着し、日本の近世の作 から中国の近い時代の明清へと進み、さらに古い時代へと遡るという方法が取られた。明 治 10 年代では日本か明清かのいずれかが選ばれていたが、それが繋げて用いられたので ある。

編集方法の進展に伴い、中学校の漢文教育に目的に関する提言を行った編集者も現れた。 村山自彊は中学校の漢文教育の目的は漢文を書くことではなく、作文に役立てることだと 主張し、読解力を中心とする指導を提言した。そして日本漢文か中国漢文かの一方に偏らず、幅広く作品を読むべきであるとした。そして明治 27 年 (1894) に「尋常中学校ノ学科及其程度」改正により、漢文は国語の補助という位置づけが定まり、村山らの見解に近い規則が定められた。

上記のような試みが明治 30 年以降に大きく展開することを明らかにした。まず未習者への配慮の試みが、重野安釋・竹村鍛編『新撰漢文講本入門』による句例の創出として一つの到達点を迎えたことを指摘した。

教材の配列では、村山が明治 30 年(1907)に編んだ『中等教育漢文読本』以降、洋学教材を多く収めた教科書が編まれることになる。村山の意図は読解力を高めるためであり、おそらく多くの編者も同様の主旨であったと考えられる。教授法の応用により題材を広げたのが、遊佐誠甫・富永岩太郎編『中等漢文読本』である。ヘルバルト派の教授理論をふまえて、他教科の学習内容と関連させることで漢文が実際に活用できることを主張しようと試みた。

題材の幅を広げたもう一つの要因が、文部省の試案である「尋常中学校漢文科教授細目」に対する反論である。重野安釋・竹村鍛編『新撰漢文講本』は、徳育偏重、史伝教材重視のこの試案に対して、知育、情育にも配慮し、偏らない教材構成の教科書で対抗した。

幅広い題材が増えた理由に読解力の向上、漢文の実用性の主張、徳育・知育・情育への 配慮があったことを明らかにした。そして知育、情育への配慮が必要であるという認識が 広まったため、これまであまり採られてこなかった詩教材が、情育に対する効果が期待さ れるようになったことを指摘した。

明治 35 年(1902)制定の「中学校教授要目」が漢文教科書編集に及ぼした影響については、単語・単句の指導や和漢対照が規定に記されたことで、その後の教科書に句例や和文漢文の比較が盛り込まれた。作品としては『唐詩選』が記されたことによって詩教材が増加した。教材構成も規定の通り、日本の近世の作から中国に進み、中国は近い時代の清から先秦に遡るという順序が概ね定まった。一方、規定の内容にはない時文教材や洋学教材の増加については、明治 30 年代前半より継続して採録された。このことにより、教則が出て初めて教材の傾向が決まるのではなく、それ以前の議論の方向に沿うような形で教則が定まること指摘した。

しばらくは中国漢文、日本漢文、西洋漢文をすべて収めた教科書が多く編まれていたが、 日露戦争あたりから徳育重視の声が高まり、この要目ではそれが実現できないとして見直 しがなされて明治 44年(1911) に改正される。

時文教材や洋学教材が採録数を減らしたのは、まず、こうした道徳教育重視の風潮によるものである。次の要因はこれらの教材が持つ性質である。時文教材は生徒が普段学んでいる漢文の知識だけでは読みきれない文体である。洋学教材は自然科学や海外事情等は時間が経つと記述内容が不正確になり、材料を選ぶのが難しいという問題を持っていた。そして、教授法の反省によって数行の作品を読むよりも一定量の教材を読むほうが漢文の読解力が高まるという意見が出され、多くの種類を盛り込むことができなくなり、優先順位の低い洋学教材は数を減らすことになった。そして同種の題材は重野安繹のような模範となる文章が可能な日本人の手によって作成されることになり、洋学教材の役割は終わった。

しかし、知育教材でも日本事情を扱った中国漢文は国民の必須の知識を扱うものとして継続して採録される。知育教材と同じく、徳育偏重を防ぐために用いられた情育教材の漢詩は、自然を詠んだような作品もあったが、道徳教育が重視されると皇国青年の志気を高めるという徳育を補強するという扱いにもなり、採録数を減らすことはなかった。かつては徳育偏重に反対するために採録された知育教材と情育教材は、明治末期には徳育教材を補強するという役割を担うことになった。知育教材の日本漢文、西洋漢文、中国漢文のそれぞれの役割の経緯を明らかにしことは本研究の成果の一つである。

知育教材に着目することで浮かび上がったことは漢文教科書の編集者達の編集の模索の 歩みである。知育教材より見る漢文教科書及び漢文教材の変遷は、漢文教科書編集の発展 の歴史である。過去の教科書に掲載された教材から読み継ぐべきものを探すには、戦前の 漢文教育というイメージで片付けるのではなく、実際の教科書に基づいて実態を捉える作 業も必要である。正負両面をとらえて過去の漢文教育の意義や歴史を研究する場合に、本 研究は一定の意義を持つものであると考える。

第二章の成果は、中学校用漢文教科書に小学校用教科書が大きく影響を及ぼしたことを 指摘したことにある。明治 10 年代では小学校用教科書が漢文の読本型編集本の模範とな り、漢文教科書が豊富な題材を揃えることになった。明治 20 年代には漢文未習者が増え たために、指導上の配慮が行われた。まず、高等小学校で学ぶ教科書には漢文訓読体に近 い文体が掲載されているため、最初は書き下し文から学ばせるという言語面の配慮がなさ れた。次に、既習内容を漢文で読めば漢文に親しみやすくなるとして、漢文教材と小学校 の教科書の内容を関連させる方法が取られた。明治 30 年代には徳育偏重に対抗するため に、総合的な性格を持つ小学読本の体裁が、幅広く題材を収めた漢文教科書の模範となっ た。そして明治 40 年代には初級者に対する配慮を行いながら、徳育を兼ねる役割を持つことになった。この役割の違いの移り変わりは、一章で考察してきたように、幅広い教材構成が増えたものの、明治末期には徳育が重視されるという展開の通りである。中学校漢文教育の展開に合わせて役割は変わったが、小学校用の教科書が入門期の教材選択や教材作成において、明治期全般にわたって漢文教科書の編集方法に少なからぬ影響を及ぼしてきたことを明らかにした。

第三章の成果は、漢文教育の研究ではこれまであまり注目されてこなかった教科書調査の実態について、検定制度下で行われた教科書調査の際の修正意見の内容を参照することで考察を行い、教科書調査が漢文教材の変遷にいかに関わっていたかを明らかにしたことである。これは本研究が初めて行ったことである。

『調査済教科書表』を使用して適否を示していた時期では、他教科の不適切な事項をもとに漢文教科書と漢文体の修身教科書の問題点を明らかにした。それは①恋愛、②復讐、③革命、④過激な描写、⑤徳育上不適切な事項、⑥怪異にまとめられる。やはり『調査済教科書表』は治安維持も目的としていたため、復讐や革命という内容あるいは記述が問題視されていたと結論づけた。

検定制度下の問題事項は教科書添付の付箋をもとに考察を試みた。時代区分は明治 20 年代と一括りにしていたが、検定制度の実態は明治 26 年頃まで停滞していたため、明治 20 年代前半と後半に分けて整理した。すると検定制度開始当初は合格率が 50%程度だったのに対し、明治 20 年代後半のみ 20%未満という低さとなった。これは明治 20 年代前半では明治 10 年代に使用されていた教科書を検定したので合格がしやすく、明治 20 年代後半の検定では新しく編まれた教科書であるために、編集の蓄積も少なく、検定担当者の認識と編者の認識との差が開いていたことによるものだろう。第一章において、明治 20 年代は編集上の試みがなされた時期であると結論づけたが、実は大半がその試みを認められずに検定不認可となっていた。多くの教材の作者が不適切だと見なされ、訓読の試みも退けられた。

明治 20 年代後半は編集者の判断を認めないような検定がなされていたが、明治 30 年代 前半には民間の流行に近い立場で検定が行われる。明治 30 年代前半は、第一章に述べた ように幅広い題材を揃えた教科書が好まれていた時期である。検定の担当者にも文部省の 試案に従わず、流行していた内容の豊富な教科書を支持する人物がいたことから、検定は 検閲ではなく、民間の試みを推進する役割も持っていたことを指摘した。 明治 30 年代後半は「中学校教授要目」の指示により、ある程度選択する教材の目安ができたことにより、概ね出典の幅が決まる。そのため、明治 20 年代後半のような作者レベルの合否ではなく、作品の細かな箇所が問題視されるようになった。また、明治 30 年代後半からの幅広い題材を揃える教科書の見直しが始まったことから、流行した知育教材や時文教材にも修正や削除が求められるようになった。時文教材は時文というだけで削除するように指示が付けられた。

明治 40 年代は 30 年代後半の傾向に近いが、明治末には政治が教育に介入する南北朝正
閏問題が起きる。南朝が正統な王朝として定められ、教科書の記述に影響を及ぼした明治
末期の事件である。国定教科書では南朝が正統な王朝として記され、北朝の年号を使用し
た記述は直ちに修正が求められた。

この問題が漢文教科書検定に及ぼした影響について『日本外史』教材をもとに考察を試みた。問題となったのは①光厳天皇に関する記述、②南北朝の統一に関する記述、③元暦・文治の年号であることがわかった。これらの記述が変更になっても、作品の主旨はかろうじて生徒に伝えられており、漢文教科書について言えば、南北朝正閏問題の教科書検定への影響は限定的なものであったと結論づけた。

以上は時期ごとの検定の傾向を明らかにしてきたが、ここで教科書検定を担当した図書審査官の長尾雨山を取り上げ、その判断基準を検証した。漢学者、書画家である雨山は、その分野では研究が進んでいる。そして教育史では、教科書検定を担当していたために教科書疑獄事件に巻き込まれて名前が挙がる。このことは前述のように冤罪であることが証明されているが、実際に教科書検定においてどのような活動をしていたのかは不明であった。検定時に用いられた付箋を通して雨山の検定時の活動を明らかにしたのは、本研究の成果である。長尾雨山は特定の教材に偏った教科書は不合格にしていたが、流行していた洋学教材にも高い評価を与えた形跡が見当たらない。前述の杉村邦彦氏が発掘した雨山の文書をもとに判断すると、日本語の根底にある漢文を学ぶことは、卒業後に大いに有益であるとの立場から、おそらく漢文を何らかの目的に使用するのではなく漢文学習自体に重きを置いて検定を行っていたのではないかと結論づけた。

明治 10 年代は「烈士喜剣碑」や赤穂義士を扱った教材が問題視されたが、一部の使用が認められた教科書にも採録されていた。検定制度下では「烈士喜剣碑」は問題にはならず、約 3 割前後の教科書に採録されていた。「烈士喜剣碑」も含めた赤穂義士関連教材は明治 40 年代にそれまでの 2 倍ほどの検定済教科書に採録され、明治 40 年代全体で約 7 割

の教科書に赤穂義士関連教材が採られることになった。かつて問題視された義士の復讐の 行為が敬遠されるどころか、称賛されるようになったのである。

同じく革命を扱った伯夷叔斉を扱った教材もかつて問題視されたが、革命の記述ではなく、武王を諫めた伯夷兄弟の「義士」としての側面が強調された。前述のように簡野道明は国民必読の詩文の一つとして韓愈の「伯夷頌」を採録した。全体の採録率は高くないが、明治 40 年代には義のために命を落とした人物として再評価されたのである。

『調査済教科書表』ではないが、明治 10 年代には当時教科書調査にあたった人物により『孟子』は避けられていた。明治 14 年、大隈重信とその一派が政府から追放された事件によって街中に辻斬り暗殺が横行したので、過激な文章が避けられたという。しかし検定制度下においては問題視されなかった。最も多く採録されたのが、生を捨てて義を取ると述べた「魚我所欲(魚は我が欲する所なり)」であり、明治期全般において採録され、義を重んじる精神を養う効果が期待されたのである。

このように検定制度下では、明治 10 年代に不適切とされた教材が、再評価される現象が起きた。これは明治 30 年代末より、日清日露の両戦争に勝利したのは、日本固有の武士道の精神によるという論調が強くなり、国民道徳論が盛んに叫ばれた時にも武士道が持ち上げられたためである。そして、国語の教科書を参照すると、やはり赤穂義士や武士道関連の教材が明治 40 年代に増えていることがわかる。漢文科で何らかの動きがあった時には他教科においても同様の動きがある。国語教科書の動向を傍証として義人関連教材が評価されている理由を確かめるとともに、漢文科は独自に展開しているのではなく、他教科の変遷と無関係ではないと結論づけた。

三章の最後に、明治期の検定制度下で点検されていた項目を付箋の内容をもとに整理した。それは次の 15 項目にまとめられる。

- ①誤字・脱字はないか。②訓読の仕方の適切さ。
- ③編集上の問題がないか。全体の構成はバランスが取れているか。
- ④文章が漢文の格に合っているか。⑤詩の平仄や押韻が正しいか。
- ⑥不適切な呼称の指摘。⑦表現・内容の難易度が適切か。
- ⑧教材の内容に誤りがないか。⑨性的な表現・内容が含まれていないか。
- ⑩生徒の志を育てる上で有益かどうか。
- ⑪怪異に関する内容、残酷な内容や過度に不自然な内容を含んでいないか。

- ②生徒が興味を持つ内容かどうか。 ③白話文や時文などを載せていないか。
- ⑭国定教科書の記述と矛盾がないか。⑮女子学生の教育に適切か。

現存する付箋を見る限り、思想統制の要素は⑭と後述する⑮が該当するが、検定制度は良質な教科書を届けることに主に機能していたと考えられ、検閲の側面だけでとらえると、一面的な把握になってしまうと結論づけた。明治期の検定の点検項目を明らかにしたのは本研究の成果である。

最後に、四章の成果である。これまで検証してきた中学校用の漢文教科書の編集方法が、高等女学校、師範学校、中学校補習科の漢文教科書編集にいかに応用されたかを考察した。これは先行研究の課題の一つである、中学校以外の漢文教育の研究を進めることに今後発展させる目的による。これらの学校の編集本の漢文教科書について、中学校と比較して考察して明らかにしたことは、本研究の成果である。

師範学校の漢文科の特色は指導法を教授することにある。中学校は漢文学習の入門として小学校と関連させる方法が取り入れられたが、師範学校で小学校の教科書を参照するということは、将来教壇に立つことを視野に入れて、生徒達が学んでいる内容を理解するためであった。

高等女学校の教科書が編まれたのが明治 30 年代前半であったため、その当時の中学校 用漢文教科書において流行していた知育教材を取り入れた教科書だけではなく、「尋常中学 校漢文科教授細目」の方向性に近い、史伝教材中心の教科書が編まれていたことを指摘し た。

女子用漢文教科書の教科書検定時には、女性が政治に口を挟むという箇所、生理に関する記述、壮士の好むような詩、軍事に関する内容について削除が求められた。これらは男子生徒用の教科書には見られなかった修正意見である。政治に口を挟む箇所を削除したということは思想的な点検も行われていたことを示す。壮士の好むような詩は避けるべきだという箇所からは、男子用と女子用との違いに文体も関わっていることがわかる。このように女子用漢文教材につけられた修正意見から、女子特有の事例を発見したことが成果の一つである。

中学校補習科は上級学校に進学するための準備機関であるため、その教科書も受験に特化した編集方針が見られた。過去に出題された試験問題を掲載し、試験に出題されるような故事が扱われる所に中学校用の教科書との違いがある。高等女学校用、師範学校用の漢

文教科書は中学校用教科書と同程度である。しかし補習科用は上級学校への基礎固めと受験対策を行うために中学校の教科書が意識された。中学生の未習教材や、中学では採録の少ない難易度の高い教材を選択する教科書と、中学での既習内容を復習することで応用力を高める教科書とが編まれていたことを明らかにした。

このように各種学校の教科書が中学校用教科書での編集方法を応用して編まれ、教材も中学校用教科書を意識して選択されていたことを指摘した。

第二節 今後の課題

今後の課題の一つは巻末に挙げた漢文教科書掲載の教材全体の傾向をつかむことである。本研究では部分的言及に止まった、「教育勅語」と漢文教材の変遷との関係については、さらに扱う教材を広げて、教材全体の傾向を把握することで解明できるだろう。だがおそらく、予測として「教育勅語」は具体的な教材の変遷にあまり関わっていないと思われる。本文で多少触れたように、以前からよく取られていた作品に「教育勅語」風の解釈を当てはめているだけのように思われる。その予測の確認も含めて、時期的にどのような傾向の作品が学ばれてきたのかを検証していきたい。

加藤国安氏は、儒家思想や国家中心主義に傾いた明治期の漢文教育の限界を見きわめながら、人類的遺産としての漢文名作選を志向すべきことも貴重な文化事業になると認識すべきであると問題提起している⁴²⁰。そうした問題に取り組むためにも教材の大きな流れをつかむ必要がある。

検定制度と漢文教科書及び漢文教材の変遷に関する今後の課題は、訓点に関する修正意見の調査である。本研究では教材の変遷に関わる修正意見のみを取り上げたが、訓点に関する修正意見のほうが数倍の分量で残されている。今後は訓点の決まりの変遷について検定制度がどのように作用したのかを分析することで検定制度が漢文教科書編集に及ぼした影響をさらに明らかにすることができる。

他教科との関係を論じる上での今後の課題は、今回部分的に扱った中学校の他教科の教科書、中学校以外の漢文教育の実態等の調査、研究によって明治期の公教育における漢文の位置づけが明らかになるだろう。それによって漢文科自体の特質もさらに明確になることが期待される。

⁴²⁰ 加藤国安『『明治漢文教科書集成』第 I 期・第 II 期解説』、不二出版、2013 年。

女子用漢文については、必ずしも女性が登場する教科書を使う訳ではない。例えば、明治 18 年頃に提出された明治女学校の「私立学校設置願」によれば、漢文学科は全五学年すべてに英語学・数学と同じく週四時間設けられ、『十八史略』『日本外史』『史記評林』『文章軌範』を用いることが記されている421。その後明治 21 年(1888)に、同学校の生徒用に木村熊二『漢文抄読』四巻が編まれた。明治 10 年代の小中学校・師範学校用の教科書に見られた日本漢文は採っていない。四書から学び始め、『左伝』や諸子の文に進み、唐宋文に進むという順序である。それはまず周文を熟読してから唐宋文に進めば分かりやすいとの配慮である。『列女伝』や『女四書』等の女子教育の古典は丸本としても用いず、『漢文抄読』に教材としても採らなかった。明治女学校の漢文学科は漢学の基礎を学ばせるような方針に基づいて漢文が指導されていたと考えられる。この明治女学校の漢文教科書は、同時期の中学校のものよりも高度である。女子生徒に対する漢文教育の変遷、公立学校の漢文教育との違いを考察する際に注目される。

上記のような課題の解決を試みながら、漢文教育に関する調査、研究を続けたいと考えている。

-

^{421 「}付録一 旧東京府文書―「各種学校ニ関スル書類」より―」、青山なを『明治女学校の研究』、慶応通信、1970年1月、783―786頁。

参考文献 (五十音順)

青柳篤恒編『評釈支那時文軌範』、博文館、1907年1月

青山なを『明治女学校の研究』、慶応通信、1970年1月

浅井昭治「旧制中等学校の漢文教材と方谷・中洲の詩文」『三島中洲研究』2号、二松学舎 大学21世紀COEプログラム事務局、2007年3月

同「(増補改稿) 旧制中等学校における漢文教科書と山田方谷と三島中洲の詩文」『二松学舎と日本近代の漢学』二松学舎大学 21 世紀 COE プログラム事務局、2009 年 3 月

浅岡邦雄「検閲本のゆくえ-千代田図書館所蔵「内務省委託本」をめぐって-」『中京大学 図書館学紀要』第 29 号、中京大学附属図書館、2008 年 5 月

朝倉和「少年老い易く学成り難し」詩の作者と解釈について――「詩の総集」収載の意味 するところ――」『日本語学』第 35 巻第 10 号、明治書院、2016 年 9 月

有泉順作編『文章指帰』、有泉順作、1880年8月

生江義男ほか編『教科教育百年史』建帛社、1985年9月

育英舎編輯所編『尋常小学明治読本』八巻、阪上半七、1895年1月

池辺義象編『帝国中学読本』十巻、啓成社、1907年1月訂正再版

同『新撰中学読本』十巻、啓成社、1911年2月訂正再版

石毛慎一「近代における前期中等漢文教育の史的展開——日本漢文を中心として——」『国語科教育』第52集、全国大学国語教育学会、2002年9月

同『日本近代漢文教育の系譜』湘南社、2009年2月

石原和三郎・富永岩太郎『心理実験応用教授法』、森山章之丞、1899年11月

市村璜次郎『中学漢文読本巻一参考書』、金港堂書籍、1910年9月

井上哲次郎述、荒浪市平記『武士道』、兵事雑誌社、1901年7月

井上哲次郎「国民道徳に就いて」、同『教育と修養』、弘道館、1910年7月

今泉定介・深井鑑一郎編『修身科用教育勅語例話』、吉川半七、1892 年 10 月。古田紹欽編『教育勅語関係資料』第四集、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所、 1977 年 1 月所収

印刷局編『官報』第 4678 号・第 5575 号・第 6692 号・第 7136 号・第 7592 号・第 8315 号・第 8432 号、印刷局、1899 年 2 月 7 日—1911 年 7 月 31 日

同編『職員録(甲)』、印刷局、1889年2月-1912年5月、『国立公文書館所蔵明治・大正・昭和官員録・職員録集成』、日本図書センター、1990年1月所収

上田万年編『中学国語読本』十巻、大日本図書、1907年12月再版

- 打越孝明「中学校漢文科存廃問題と世論――明治三十四年「中学校令施行規則」発布前後 ――」『学術研究(教育・社会教育・教育心理・体育学編)』第39号、早稲田大学教育学 部、1990年12月
- 同「明治三十年代後半の中学校漢文教育存廃論争について――第七回高等教育会議への廃止建議をめぐって――」『皇学館論叢』第24巻第5号、皇学館大学人文学会、1991年10月
- 同「明治四十年代の思潮——「漢学復興」の背景と教育——」『大倉山論集』第 36 輯、大 倉精神文化研究所、1994 年 12 月

内堀維文『中等教育漢文教授法』、金港堂書籍、1903年12月

宇野精一ほか「先学を語る 市村瓚次郎博士」『東方学』第 53 輯、東方学会、1977 年 1 月

遠藤隆吉「硬教育の必要」『教育界』第9巻第3号、金港堂、1909年12月

大島晃「江戸時代の訓法と現代の訓法」、宮地裕ほか編『講座日本語学7文体史I』、明治 書院、1982年8月

大槻文彦解『支那文典』乾坤、小林新兵衛、1877年11月。六角恒広編『中国語教本類集成』第4集、不二出版、1994年4月所収

大森正「明治 13 年の文部省地方学務局による教科書調査に関する考察」『東京教育大学教育学研究集録』第 11 集、東京教育大学大学院教育学研究科、1972 年 3 月

大矢透編『大日本読本尋常小学科』八巻、大日本図書、1896年12月

岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」『図書館研究シリーズ』5、国立国会図書館、 1961年12月

岡田正之「中等教育の漢文に就きて」『漢学』第 1 編第 1 号、育英舎、1910 年 5 月 小川亮・味岡正義編、高原徹也校正『仮名挿入和漢名家文章軌範』上中下巻、内藤伝右衛 門、1880 年 10 月

岡村増太郎編『尋常小学修身教科書』四巻、大橋新太郎、1893年11月—1894年4月。 尾関富太郎「漢文教育史概観(第一回)」『漢文教室』第12号、大修館書店、1954年4月 同「漢文教育史概観(第二回)」『漢文教室』第14号、大修館書店、1954年9月 同「漢文教育史概観(第三回)」『漢文教室』第 15 号、大修館書店、1954年 11 月 同「漢文教育史概観(第四回)」『漢文教室』第 16 号、大修館書店、1955年 1 月 同「漢文教育史概観(第五回)」『漢文教室』第 17 号、大修館書店、1955年 3 月 同「漢文教育史概観(第六回)」『漢文教室』第 18 号、大修館書店、1955年 5 月 同「漢文教育史概観(第七回)」『漢文教室』第 24 号、大修館書店、1956年 5 月 同「漢文教育史概観(第八回)」『漢文教室』第 26 号、大修館書店、1955年 9 月 同「漢文教育史概観(第九回)」『漢文教室』第 36 号、大修館書店、1958年 5 月 同「漢文教育史概観(第十回)」『漢文教室』第 37 号、大修館書店、1958年 6 月 同「漢文教育史概観(第十一回)」『漢文教室』第 38 号、大修館書店、1958年 9 月 同「漢文教育史概観(第十二回)」『漢文教室』第 39 号、大修館書店、1958年 11 月 同「漢文教育史概観(第十三回)」『漢文教室』第 49 号、大修館書店、1960年 7 月 落合直文編『中等国文読本』十巻、明治書院、1899年 1 月訂正六版 同『中等国文読本』十巻、明治書院、1900年 11 月二十五版

小柳司気太「漢学衰退の最大源因」『六合雑誌』第 173 号、六合雑誌社、1895 年 5 月 同「中等教育に於ける漢文の地位を論じて其教授法に及び併せて文部省に望む」、『東亜の 光』第 4 巻第 8 号、東亜協会、1909 年 8 月

[開発社]「時事寓感 漢文講習法一変の時機」『教育時論』第 481 号、開発社、1898 年 8 月

甲斐雄一郎「読書科の教材構成」『人文科教育研究』第 27 号、人文科教育学会、2000 年 8 月

同『国語科の成立』、東洋館出版社、2008年10月

海後宗臣等編『日本教科書大系』近代編第 1・3・5・19 巻、講談社、1961 年 11 月—1964 年 3 月

海後宗臣·仲新編『近代日本教科書総説 目録篇』、講談社、1969年7月 貝原益軒著、石川謙校訂『大和俗訓』、岩波書店、1993年9月

第田知義「近代Ⅱ」、「講座 日本教育史」編集委員会編『講座 日本教育史』(第5巻)研究動向と問題点/方法と課題、第一法規出版、1985年4月

掛本勲夫『明治期教科書政策史研究』、皇学館大学、2010年12月

梶原虎三郎編『官令全書』第八編・明治十三年、梶原虎三郎、1881年4月

学海指針社編『小学理科教科書』四巻、1893年10月訂正再版

- 同『帝国新読本』八巻、学海指針社、1896年1月
- 加藤国安「簡野道明論―上京後~東京高師卒業までの事跡―」『東洋古典学研究』第 26 集、 東洋古典学研究会、2008 年 10 月
- 同「近代日本版『文章軌範』編集の情熱―簡野道明の府師範期の歩み―」第 28 集、東洋古典学研究会、2009 年 10 月
- 同「明治人の清代古文(一)—漢文教本に見る時代の疾風—」『東洋古典学研究』第 30 集、東洋古典学研究会、2010 年 10 月
- 同「明治人の清代古文(二) 一卓然トシテ衆ニ顕ハレンコトヲ期ス一」『東洋古典学研究』 第 31 集、東洋古典学研究会、2011 年 5 月
- 同編『明治漢文教科書集成』第 I ─Ⅲ期、不二出版復刻、2013 年 11 月─2015 年 9 月
- 同『『明治漢文教科書集成』第 I 期・第 II 期解説』、不二出版、2013 年 11 月同『『明治漢文教科書集成』第Ⅲ期解説・総索引』、不二出版、2015 年 9 月唐沢富太郎『教科書の歴史─教科書と日本人の形成─』、創文社、1956 年 1 月簡野道明編『新編漢文読本教授資料』上、明治書院、1911 年 4 月。
- 神辺靖光「明治一〇年代の東京府の漢学塾――「明治一六年・東京府管内私立諸学校表」を中心に――」、生馬寛信『幕末維新期漢学塾の研究』渓水社、2003年2月
- 菊地隆雄「確かな訓読力をつけるために―復文を用いて―」『新しい漢字漢文教育』第 51 号、全国漢文教育学会、2010 年 11 月
- 木沢成粛編『小学中等読本』三巻、阪上半七、1884年7月訂正三刻
- 同『小学中等読本詩歌詳解』、阪上半七、1884年1月
- 木島文六編『修身童児訓』四巻、木島文六、1894年3月
- 旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書』第三巻教育編、旧制高等学校資料保存会 刊行部、1985年12月訂正版
- 倉知新吾『尋常小学校読本』八巻、倉知新吾ほか、1893年9月
- 国次太郎「検定制度の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』第 24 集 (Ⅱ)、 佐賀大学教育学部、1976 年 8 月
- 同「教科書検定制度と算術教科書――明治 20 年代前半を中心に――」『佐賀大学教育学部研究論文集』第 25 集 (II)、佐賀大学教育学部、1977 年 8 月
- 同「算術教科書と教科書検定制度――明治 20 年代後半を中心に――」『佐賀大学教育学部

- 研究論文集』第27集(I)、佐賀大学教育学部、1979年8月
- 神津包明「中学校の国語漢文教科書について(完)」、『教育時論』第 663 号、開発社、1903 年 9 月
- 小金沢豊「近代教育制度の中の暗誦――法令面の変遷を軸として」『二松学舎大学人文論叢』 第72号、二松学舎大学人文学会、2004年3月
- 同「漢文教材としての広瀬淡窓——『桂林荘雑詠示諸生』教材化の背景」『二松学舎大学人 文論叢』第75輯、二松学舎大学人文学会、2005年10月
- 同「漢文教材としての菅茶山――「宿生田」「冬夜読書」教材化の背景」『二松学舎大学人 文論叢』第 78 輯、二松学舎大学人文学会、2007 年 3 月
- 古田島洋介「復文の地平——失はれた学習法の復活を目指して——」『明星大学研究紀要【日本文化学部・言語文化学科】』第 15 号、明星大学青梅校、2007 年 3 月
- 後藤延子「「漢文」教育を批判する―『漢文教育の理論と指導』を読んで―」『教育』No. 284、 国土社、1972 年 12 月
- 巨勢進「教育史概説」、「教育史年表」、鎌田正編『漢文教育の理論と指導』、大修館書店、 1972年2月
- 佐々木享「予備校の歴史(3) ―予備校の起源ア・ラ・カ・ル・ト―大学入試の歴史(第 39回)」『大学進学研究』第14巻第5号、大学進学研究会、1993年2月。
- 指原安三「漢文教授法草案」、小林富三編『指原安三氏伝』小林富三、1918年3月
- 佐藤一樹「漢文における近代アイデンティティの模索——漢文科をめぐる明治、大正の論議」『中国文化』53号、中国文化学会、1995年6月
- 同「明治の受験生と漢文―貸本目録・漢文書門をめぐって」、浅岡邦雄・鈴木貞美編『明治期「新式貸本屋」目録の研究』日文叢書、作品社、2010年11月
- 佐藤進一『日本の歴史 9---南北朝の動乱』中央公論社、2013 年 4 月改版 5 刷
- 佐藤秀夫「『文部省示論』解題」『学事諮問会と文部省示論』教育史資料 1、国立教育研究 所、1979 年 3 月
- 同編『教育1』続・現代史資料8、みすず書房、1994年12月
- 三十四銀行編『小山健三伝』、三十四銀行、1930年5月
- 師範学校編『小学中等科読本』六巻、[1883年]。小教編纂所編『大日本小学教科書総覧 読本篇 普及版』巻上、二瓶一次、1933年11月所収
- 島田重礼・那珂通世「尋常中学校漢文科教授細目」、文部省高等学務局『尋常中学校教科細

目調查報告』、三協[印刷]、1898年6月

葉水心『水心先生文集』巻 29、四部叢刊初編第 66 冊、商務印書館、1919 年

杉村邦彦「長尾雨山とその交友」第14回、『墨』129号、芸術新聞社、1997年12月

同「長尾雨山とその交友」最終回、『墨』130号、芸術新聞社、1998年2月

蘇軾著、王納諫評選、布川通璞校『蘇長公小品』四巻、1846年跋刊本(長沢規矩也編『和刻本漢籍文集』第四輯、汲古書院、1979年12月所収)

田甫桂三「明治におけるヘルバルト教育学の紹介とその背景」『武蔵野音楽大学紀要』第3 号、武蔵野音楽大学、1969年12月

高木まさき「田中義廉編『小学読本』の研究――大改正本から私版本へ――」『読書科学』 第 47 巻第 1 号、日本読書学会、2003 年 4 月

武島又次郎編『中学帝国読本』十巻、金港堂、1903年12月訂正再版

竹田進吾「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」『東北大学大学院教育学研究科研 究年報』第52集、東北大学大学院教育学研究科、2004年3月

同「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統制に関する基礎的考察―「調査済教科書表期」から検定期初期の分析―」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集、 東北大学大学院教育学研究科、2006年6月

竹村鍛「尋常中学校漢文科教授細目の大修正を望む」『教育時論』第 498 号、開発社、1899 年 2 月

田中登作『尋常小学新読本』八巻、辻太、1894年3月

田中正明「三島中洲先生の詩文のひろがり――教科用図書と講義録の紹介を中心として― ―」『研究紀要』第2集、二松学舎大学附属高等学校、2001年4月

樽本照雄「金港堂・商務印書館・繍像小説」『清末小説研究』3 号、1979 年 12 月

同「初期商務印書館における教科書の系譜―『最新国文教科書』第 1 冊まで―」『大阪経 大論集』第 53 巻第 4 号、2002 年 11 月

千原勝美「漢籍・読書・漢文考」『中国文化』第42号、1984年6月

千代田区立千代田図書館編『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』、千代田区立千 代田図書館、2011年3月

[帝国教育会]「会報 漢文教授法研究部」『教育公報』第 269 号、帝国教育会、1903 年 3 月

同「会報 漢文教授法研究部」『教育公報』第274号、帝国教育会、1903年4月

坪内雄蔵編『中学新読本』五巻、明治図書、1909年2月訂正再版

同『新撰国語読本』十巻、富山房、1912年3月訂正再版

[東亜学会]「雑感 五、生徒に詩を授くべし」『東亜学会雑誌』第 1 編第 11 号、東亜学会、 1897 年 12 月

屠赤水著、何偉然選、陸雲龍評『屠赤水小品』上下巻、江戸・官板

鳥居美和子編『明治以降教科書総合目録』教育文献総合目録第三集 I 小学校篇、小宮山書店、1967年3月

同『明治以降教科書総合目録』教育文献総合目録第三集II中等学校篇、小宮山書店、1985 年2月

[東京教育社]「井上文部大臣の教育意見」『教育報知』第 419 号附録、東京教育社、1894 年 4 月

東京書籍株式会社附設教科書図書館「東書文庫」編『東書文庫所蔵教科用図書目録』第 1 集、東京書籍、1979 年 10 月

同『東書文庫所蔵教科用図書目録』第2集、東京書籍、1981年9月

富永岩太郎「教授上智識統一の必要を論じ併せて之れが方法を略述す。」『教育報知』第 437 号、東京教育社、1894 年 9 月

内閣官報局『官報』第 170 号・第 829 号・第 866 号・第 890 号・第 904 号・第 988 号・第 1034 号・第 1154 号・第 2203 号・第 2516 号・第 2538 号・第 2618 号・第 2516 号・第 2710 号・第 3199 号・第 3295 号・第 3473 号、内閣官報局、1884 年 1 月 26 日 — 1895 年 1 月 29 日

同『職員録(甲)』、内閣官報局、1887年11月-1897年11月、『国立公文書館所蔵明治・ 大正・昭和官員録・職員録集成』、日本図書センター、1990年1月所収

那珂通高・稲垣千頴編『小学読本』四巻、愛知師範学校蔵版、1873年序

長尾槙太郎「支那古代の詩変を論ず(続)」『龍南会雑誌』第64号、龍南会、1898年3月 長尾正和(礼之)「長尾雨山」『冊府』10号、彙文堂書荘、1959年5月

中村紀久二編『調査済教科書表』教科書研究資料文献第 2 集、芳文閣復刻、1985 年 1 月所収同『検定済教科用図書表』教科書研究資料文献第第 3—6 集、芳文閣復刻、1985 年 12 月—1986 年 1 月所収

同『検定済教科用図書表 解題』教科書研究資料文献、芳文閣復刻、1985年12月同『復刻版 国定教科書編纂趣意書』第12巻、2008年9月、国書刊行会[復刻]

- 中山歩「明治初期における『十八史略』版本の特徴と問題点」『人文論叢』第64輯、二松学舎大学人文学会、2000年3月
- 滑川道夫『日本作文綴方教育史1〈明治篇〉』、国土社、1987年8月
- 西岡智史「『小学読本』の研究—漢文との関連を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科 紀要第2部(文化教育開発関連領域)』第61号、2012年12月
- 同「国語科成立期における漢文教授法の研究——秋山四郎編『漢文教科書』『漢文教科書備 考』を中心に——」『国語科教育』第76集、全国大学国語教育学会、2014年9月
- 同「明治期編集型漢文教科書の編纂方針に関する研究——秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治四一年第五版)と落合直文編『訂正中等国語読本』(明治三六年訂正版)との比較を通して」『国語教育研究』第56号、広島大学国語教育会、2015年3月
- 同『明治期漢文教育形成過程の研究』、西岡智史、2015年3月
- 芳賀矢一編『中等教科明治読本』十巻、富山房、1906年2月訂正
- 同『再訂明治読本』十巻、富山房、1910年1月再訂四版
- 同『訂正新定中学読本』十巻、富山房、1912年12月訂正四版
- 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書、1984年12月
- 浜本純逸「漢文教育の成立過程—1850年代~1902(明治三五)年—」『国語教育史研究』 第13号、国語教育史学会、2012年12月
- 原田親貞「漢文教育の歴史――教育行政からみた――」『文学』第 29 巻 3 号、岩波書店、 1961 年 1 月
- 東久世通禧『尋常小学修身書』四巻、西沢之助、1893年8月
- 同『小学国史談』二巻、西沢之助、1894年1月
- 久木幸男「国民道徳論争」、同編『日本教育論争史録』第一巻近代編(上)、第一法規出版、 1980年7月
- 同「明治儒教と教育——1880年代を中心に——」『横浜国立大学教育紀要』第 28 集、1988 年 10 月
- 同「明治儒教と教育(続)——世紀転換期を中心に——」『横浜国立大学教育紀要』第 29 集、1989 年 10 月
- 藤岡作太郎編『新体国語教本』十巻、開成館、1908年12月訂正再版
- 船津明生「明治期の武士道についての一考察――新渡戸稲造『武士道』を中心に」『言葉と 文化』第4号、名古屋大学大学院国際言語文化研究科、2003年3月

ヘルマン・ケルン著、山口小太郎訳注『教育精義』、普及舎、1893年5月訂正増補三版 法貴慶次郎「中学の漢文科」『教育界』第2巻第7号、金港堂、1903年5月

同「中学の漢文科 (続)」『教育界』第3巻第8号、金港堂、1904年5月 松本愛重『尋常小学日本歴史談』、近藤圭造、1893年9月

三浦叶「明治年間の漢文教科書」『明治の漢学』、汲古書院、1998年5月

三土忠造「重野安繹竹村鍛同纂新撰漢文講本入門を批評す」『東京茗渓会雑誌』第 194 号、 東京茗渓会事務所、1899 年 3 月

峰是三郎『明治修身書尋常小学校生徒用』四巻、小林義則、1893年8月 宮沢誠一『近代日本と「忠臣蔵」幻想』、青木書店、2001年1月

村山自彊編、中嶋幹事校閲『普通教育文法大成漢文学読本』二巻、開新堂書店、1892年4月

元田永孚『幼学綱要』上中下巻、宮内省 [蔵版]、1881年序

文部省編『小学教則』、出雲寺万治郎、[1873年]

同『文部省布達全書・明治五年』文部省、[1885年]

同『文部省布達全書・明治十四年』、文部省、[1885年]

同『小学日本歴史』四巻、日本書籍、1904年1月

同『尋常小学日本歴史』二巻、文部省、1909年9月

同『尋常小学日本歴史 児童用』二巻、文部省、1911年11月

同『文部省職員録』、文部省、1891年12月-1895年12月

同『学制八十年史』、文部省、1954年3月

同『学制百年史(記述編)』、帝国地方行政学会、1972年10月

文部省編輯局編『小学読本高等科之部』六巻、文部省、1884年5月1日出板板権所有届 安居総子「国語科成立時における漢文―検定期の漢文教科書を中心に― (一)」『新しい漢 字漢文教育』第49号、全国漢文教育学会、2009年11月

谷中信一「日本の近現代教育に果した儒教の役割――中等教育における漢文科と修身科― ―」『日本女子大学紀要文学部』第 42 号、日本女子大学、1992 年 3 月

柳瀬喜代志「いわゆる朱子の「少年老い易く学成り難し」(「偶成」詩)考」『文学』第 57 巻第 2 号、岩波書店、1989 年 2 月

山崎純一編『列女伝』上、新編漢文選思想・歴史シリーズ、明治書院、1996 年 12 月 山根安太郎『国語教育史研究―近代国語科教育の形成―』溝本積善館、1966 年 3 月 山本正身「日本におけるヘルバルト派教育学の導入と展開」『慶応義塾大学大学院社会学研 究科紀要社会学・心理学・教育学』第 25 号、慶応義塾大学大学院社会学研究科、1985 年 3 月

四方一瀰『「中学校教則大綱」の基礎的研究』、梓出版社、2004年1月

吉野剛弘「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科―東京府立中学校を事例として」 『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 社会学・心理学・教育学 人間と社会の探究』 第66号、慶応義塾大学大学院社会学研究科、2008年11月

吉田裕久「明治三〇年代初期の国語教科書論―「小学読本編纂法(三土忠造稿)のばあい ―」『国語科教育』第 29 集、学芸図書、1982 年 4 月

吉田弥平編『中学国文教科書』十巻、光風館書店、1912年12月修正八版

吉原英夫「漢文教育文献目録」『札幌国語教育研究』第 11 号、北海道教育大学札幌校国語 科教育学研究室、2005 年 9 月

同「教育課程史における漢文」『札幌国語教育研究』第 11 号、北海道教育大学札幌校国語 科教育学研究室、2005 年 9 月

羅工洙『訓読法から見た近代の文章研究』、[羅工洙]、[2000年]

若林虎三郎·白井毅編『改正教授術』[正] 五巻、普及舍、1883年6月。唐沢富太郎編「明治初期教育稀覯書集成」[第1輯]5、雄松堂書店、1980年8月所収

渡辺政吉『実験日本修身書尋常小学生徒用』六巻、金港堂書籍、1893年6月

資料 明治期漢文教科書一覧

凡例

- 一、調査した明治期の漢文教科書を編集本と丸本・抄本とに二分した。
- 一、編集本には明治以降に刊行された、複数の古典から教材を採録して編集された教科 書を掲げ、著者名の五十音読み順に挙げた。
- 一、丸本・抄本は修身、漢文、歴史、洋学に関する教科書の順に並べ、一点の古典について三種以上の教科書がある場合は項目を立てて数が多い順に配列した。同じ項目の中は発行年月日順とし、改訂版がある場合は続けて記した。一冊の中に二種の古典が含まれている場合は※の後に関連項目を記した。

項目とその順序は次の通り。類似本がある場合は、同一項目に含めた。四書、小学、蒙求、近世叢語、先哲叢談、孝経、純正蒙求、思想書、修身書、文章軌範・続文章軌範、唐宋八家文、古文真宝、明清文、時文、詩文集、史記、日本外史、十八史略、近古史談、資治通鑑、春秋左氏伝、皇朝史略・続皇朝史略、戦国策、歴史書、漢訳洋書。

- 一、人名の表記は教科書に従い、一覧内の教科書によって表記の違いがある場合等、必要に応じて名前の後に字や号を()内に記した。
- 一、同一編者の教科書は基本的には発行年月日順に並べた。改訂版が発行された場合は 続けて記した。初版のように見えるが実際は改訂版であるような場合、必要に応じ て[]内に実際の版を記して相互の関係が分かるようにした。
- 一、和文や国語の教材とセットになっている漢文教科書は、巻数の後に()内に漢文 教材が収められている巻や、その他の補足説明を記した。
- 一、刊行年は西暦で記した。手書きで記入されている場合やその他の資料で補った場合は「] で記した。
- 一、採用の可否については『調査済教科用図書表』及び『検定済教科用図書表』に基づいた。『調査済教科用図書表』に記載されたものはまず採用可、採用不可を示し、続けて()内に該表の小学校(小)、中学校・師範学校(中師)の区別を記した。 『調査済教科用図書表』と異なる記述がある場合は、「調:」の後に記した。

検定済の年月日は『検定済教科用図書表』に基づき、その記述と異なる箇所がある場合は年月日の後の()内に「検:」の後に続けて注記した。年月日の後に、

中学校兼師範学校用教科書には(中師)、師範学校用教科書には(師)、高等女学校 用教科書には(高女)と記し、さらに倫理科用教科書には(倫理)、国語科用教科 書には(国語)、歴史科用教科書には(歴史)と記した。

編集本

明石孫太郎編『中学漢文読本』巻一、大日本図書、1902年4月15日発行

- 同『中学漢文読本』五巻、大日本図書、1903年5月12日発行
- 同編、宮川熊三郎校『中学漢文読本』五巻、大日本図書、1904年3月11日訂正再版、1904年3月18日検定済
- 秋山四郎編、那珂通世閲『漢文読本』五巻、原亮三郎、1891年10月9日—1893年11月 21日発行
- 秋山四郎編『中学漢文読本』十巻、金港堂書籍、1894 年 8 月 25 日—1895 年 3 月 14 日発 行
- 同『中学漢文読本』十巻、金港堂書籍、1895年8月4日日訂正再版
- 同『中学漢文読本』十巻、金港堂書籍、1896 年 8 月 4 日日訂正再版〔訂正三版〕、1896 年 8 月 17 日検定済
- 同『中学漢文読本初歩』上下巻、金港堂書籍、1896 年 8 月 28 日発行、1896 年 10 月 15 日検定済
- 同『第一訂正中学漢文読本』十巻、金港堂書籍、1900年2月14日-3月27日発行
- 同『第一訂正中学漢文読本』十巻、金港堂書籍、1901 年 3 月 18 日訂正再版、1901 年 3 月 25 日検定済
- 同『第一訂正漢文教科書』五巻、金港堂書籍、1906 年 9 月 3 日訂正三版、1906 年 10 月 22 日検定済
- 同『漢文教科書』五巻、金港堂書籍、1901年11月18日発行
- 同『漢文教科書』五巻、金港堂書籍、1902年3月5日訂正再版、1902年3月11日検定済
- 同『新撰漢文読本』十巻、金港堂書籍、1905年11月5日発行
- 同『新撰漢文読本』十巻、金港堂書籍、1906年1月18日訂正再版、1906年1月24日検定済
- 同『新編漢文読本』五巻、金港堂書籍、1911年11月4日発行

- 同『新編漢文読本』五巻、金港堂書籍、1912年2月18日訂正再版、1912年2月21日検定済
- 阿部弘蔵編『小学漢文読本中等科』上中下巻、原亮三郎(発売)、1882 年 5 月 20 日版権 免許・1883 年 10 月出版、採用可(小)
- 飯田御世吉郎・塩井正男編『漢文新読本』五巻、普及舎、1902年2月1日発行
- 飯田御世吉郎編『漢文新読本』五巻、普及舎、1902年12月17日訂正三版、1903年2月 3日検定済
- 同『漢文読本』五巻、大日本図書、1911年11月28日発行
- 同『漢文読本』五巻、大日本図書、1912年3月30日訂正再版、1912年4月15日検定済(中師)
- 育英舎編輯所編『中等教科国語漢文読本』五巻十三冊(漢文:巻一上下、巻二上下、巻三下、巻四下、巻五下)、育英舎、1903年1月4日発行
- 同『中等教科国語漢文読本』五巻十三冊(漢文:卷一上下、卷二上下、卷三下、卷四下、 卷五下)、育英舎、1903年11月12日訂正再版、1903年12月1日検定済
- 同『中等教科国語漢文読本』乙種二冊、育英舎、1903年1月4日発行
- 同『中等教科国語漢文読本』乙種二冊、育英舎、1903年11月12日訂正再版、1903年12月1日検定済
- 池田観編、三尾重定刪定、福羽美静閲『新撰小学読本中等科』六巻(漢文:巻三一六)、山 岸弥平、1883年7月出版
- 池田蘆洲(四郎次郎)編『補習漢文教科書』甲乙篇、興文社、1906年8月22日発行
- 同『補習漢文教科書』甲乙篇、興文社、1907年3月14日訂正再版、1907年3月16日検定済
- 石川鴻斎編、沈文熒・黄遵憲評『日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、1879 年 6 月 18 日 版権免許、第一・三冊、採用可(小、中師)、第二冊、採用不可(小)
- 同『再刻日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、1882年1月再刻、採用可(小、中師)
- 同『再刻日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、1888 年 11 月訂正版、1888 年 11 月 20 日 検定済
- 石川鴻斎編、沈文熒・黄錫詮・王治本評『続日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、1882 年9月16日版権免許・1882年11月出版
- 同『続日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、1888年11月訂正版、1888年11月20日検

定済

- 石川鴻斎編『日本八大家文読本』八巻四冊、坂上半七、1882年 12月8日版権免許・1883年4月出版
- 同『評註和漢合璧文章軌範』四巻、前田円、1884 年 6 月 5 日版権免許・1884 年 10 月出版
- 同『中等教育漢文軌範』、博文館、1893年4月2[9]日発行
- 石田羊一郎・牧野謙次郎編『新編漢文読本』第四・五編四冊、丸善書店、1898 年 5 月 23 日-1898 年 9 月 12 日発行
- 市村璜次郎編『中学漢文読本』五巻、金港堂書籍、1909年12月15日発行
- 同『中学漢文読本』五巻、金港堂書籍、1910年2月8日訂正再版、1910年2月17日検定済
- 同『中学漢文読本』五巻、金港堂書籍、1910年12月8日訂正三版
- 同『中学漢文読本』五巻、金港堂書籍、1911年3月3日訂正四版、1911年3月14日検定済
- 伊藤允美・高原操編『新定漢文読本』五巻、集英堂、1901年12月1[6]日発行
- 同『新定漢文読本』五巻、集英堂、1902年3月17日訂正再版、1902年3月24日検定済 伊藤允美・葉善鎔編、呉如綸校『漢文教典』五巻、太陽舎、1903年11月6日発行
- 同『漢文教典』五巻、太陽舎、1904年12月13日訂正再版、1904年12月27日検定済 稲垣千穎編『小学漢文読本』四巻、小林久太郎、1884年11月5日—1885年1月17日版

権免許・1884年12月-1885年1月出板

- 井上寬編、三島毅閲『中等教科新体漢文読本』六巻、大倉書店、1900 年 9 月 18 日—12 月8日発行
- 同『中等教科新体漢文読本』六巻、大倉書店、1901年3月28日訂正再版、1901年4月12日検定済
- 岩谷英太郎編、服部宇之吉閲『女子漢文読本』四巻、集英堂、1899 年 12 月 8 日発行 内田周平編『中学漢文読本』五巻、明治図書、1908 年 11 月 27 日発行
- 同『中学漢文読本』五巻、明治図書、1909年1月28日訂正版、1909年2月4日検定済同『増訂中学漢文読本』五巻、明治図書、1911年12月14日発行
- 同『増訂中学漢文読本』五巻、明治図書、1912年3月8日訂正版、1912年3月12日検定済

- 内堀維文編『中学漢文入門』上下巻、金港堂書籍、1900 年 4 月 18 日発行、1900 年 10 月 12 日検定済
- 同『新体漢文読本』五巻、金港堂書籍、1902年12月17日発行
- 同『新体漢文読本』五巻、金港堂書籍、1903年10月10日訂正再版、1903年11月27日検定済
- 宇都宮多歌子編、三輪田真佐子校閲『女子漢文読本』六編、敬業社、1899年3月13日発行
- 宇野哲人編『新撰漢文読本』五巻、学海指針社、1904年12月8日発行
- 同『新撰漢文読本』五巻、前川一郎(学海指針社発売)、1905年2月13日訂正再版、1905年2月15日検定済
- 同『訂正新撰漢文読本』五巻、学海指針社、1910年11月11日訂正三版
- 同『訂正新撰漢文読本』五巻、学海指針社、1911年2月9日訂正四版、1911年2月20日検定済
- 同『師範教科新撰漢文読本』四巻、学海指針社、1910年11月1日発行
- 同『師範教科新撰漢文読本』四巻、学海指針社、1904年12月8日発行・1905年2月13 日訂正再版・1910年11月1日訂正三版・1911年2月9日訂正四版
- 同『師範教科新撰漢文読本』四巻、学海指針社、1911年2月4日訂正再版、1911年2月 10日検定済(師)
- 太田武和編『高等小学漢文軌範』上下巻、東生亀治郎、1885年2月18日版権免許・1887 年5月刻成出版
- 大谷元知·依田喜信編『文章奇観』三巻、鹿島利介、1876 年 12 月 15 日板権免許・1877 年 1 月新鐫
- 大谷元知·鹿島知荘編、川田剛(甕江)閲『文章奇観続編』三巻、鹿島利介、1877 年 10 月 20 日版権免許·1877 年 11 月出板
- 大沼鶴林編『漢文異采』、金刺芳流堂、1898年5月5日発行
- 岡三慶著、高田菊校『三慶文鈔 一名小学漢文体』二巻、深沢堅二、1879年11月6日版 権免許
- 岡田正之編『新定漢文読本』五巻、開成館、1911年12月28日発行
- 同『新定漢文読本』五巻、開成館、1912年3月19日訂正再版、1912年3月27日検定済(中師)

- 岡部新三郎編、浅井郁太郎閲、野崎又太郎校『中等漢文読本』巻五、共益商社書店、1900 年9月17日発行
- 岡松甕谷編『初学文範』、岡松三太郎、1876年 10月 24日版権免許・1877年 1月 27日刻成・1911年 2月 18日再版
- 岡本監輔編『小学新編』上中下巻、岡本監輔、1882年6月1日版権免許・1882年8月10 日出版
- 小川伊典編『鼇頭評点 上等小学漢文軌範』上下巻、東生鉄五郎、1881年2月21日版権 免許・1881年3月3日刻成出版
- 小薬昌造・日下寛編、川田剛評点『文海指針』、吉川半七、1876 年 9 月 27 日版権免許・ 1876 年 10 月鐫、採用可(中師)
- 笠間益三編『小学中等科読本』漢文二巻、岸田貢次郎、1882年9月16日版権免許・1884年11月出版
- 笠間益三編、三島毅 (中洲) 訂正『小学中学用読本 漢文』三巻、文学社、1886 年 9 月 21 日改題御届
- 同『中学用読本 漢文』三巻、文学社、1885 年 4 月 17 日再版御届・1887 年 6 月 1 日訂 正再版・1887 年 6 月 16 日改題再版、1887 年 6 月 25 日検定済
- 学海指針社編『中学漢文読本』十巻、集英堂、1900年9月23日発行
- 狩野直喜編『中学科程漢文読本』十巻、普及舎、1899年11月21日発行
- 亀谷行(省軒)編『小学文範』二巻、亀谷省軒、1877年9月7日—25日版権免許・1877年10月20日—25日出版、採用可(小、中師)
- 同『育英文範』二巻、亀谷行、1877 年 9 月 7 日-25 日版権免許・1877 年 10 月 20 日-25 日出版、採用可(小、中師)
- 簡野道明編『初等漢文読本』四巻、内外出版協会、1899年9月4日発行、1900年1月22 日検定済
- 同『新編漢文読本』五巻、明治書院、1911年10月30日発行
- 同『新編漢文読本』五巻、明治書院、1911年12月25日訂正版、1912年1月8日検定済
- 同『高等女子漢文読本』四巻、明治書院、1899年11月22日発行
- 同『高等女子漢文読本』四巻、明治書院、1900年9月[9]日訂正四版、1900年9月20日 検定済(高女)
- 同『女子漢文教科書』四巻、明治書院、1905年10月3日発行

- 同『女子漢文教科書』四巻、明治書院、1906年1月22日訂正再版、1906年2月1日検定済(師)
- 同『新編女子漢文教科書』四巻、明治書院、1910年11月30日発行
- 同『新編女子漢文教科書』四巻、明治書院、1911年3月13日訂正発行、1911年3月15日検定済(師)
- 同『師範漢文読本』四巻、明治書院、1912年9月24日発行
- 同『師範漢文読本』四巻、明治書院、1912年12月25日訂正版、1912年12月27日検定済(師)
- 菊池純(三渓)編『記事論説漢文軌範』上下巻、田中太右衛門、1884 年 7 月 5 日版権免 許・1885 年 5 月 30 日出版発兌
- 木沢成粛編、山内賁校『小学中等読本 漢文』三巻、木沢成粛、1881 年 6 月 2 日版権免 許
- 同『小学中等読本 漢文』三巻、木沢成粛、1884年7月11日訂正再版御届
- 木沢成粛編『小学漢文読本』上中下巻、木沢成粛・中川栄吉、1881年9月21日版権免許、 採用可(小、中師)
- 木村熊二編、中村正直校閱『漢文抄読』〔標題紙:漢文鈔読〕四巻、小林新兵衛、1888年 5月14日出版
- 木村敏編『小学漢文読本』上下巻、伊勢安吉衛門、1881年12月出板
- 京都府学務課編『和漢文類』四篇八冊(漢文:各篇巻下)、杉本甚介、1883 年 12 月 6 日版権所有届・1884 年 2 月刻成発兌
- 同『和漢文類』二篇四冊(漢文:各篇巻下)、杉本甚介、1883年12月6日版権所有届・ 1885年3月7日訂正再版届
- 共益商社編『中等漢文読本』巻一、共益商社書店、1899年11月1[4]日発行
- 金港堂書籍編輯所編『中学漢文入門』、金港堂書籍、1895年4月23日発行
- 久保得二編『高等補習漢文新読本』、育成会、1909年10月29日発行
- 久保田梁山編『和漢雅俗三体作文解環』、木村文三郎、1877 年 4 月 5 日版権免許・1877 年 9 月発兌
- 同『漢文作法尺牘』、木村文三郎、1878年5月13日版権免許・1878年9月成刻
- 同『中等作法漢文軌範』二巻、渡辺貞吉、1882 年 6 月 28 日版権免許・1883 年 9 月 21 日 出版

敬業社編『漢文読本』巻一-三・九-十二、敬業社、1889年[5]月[2]日-1891年 12月 28 日発行

啓成社編輯所編『帝国漢文読本』五巻、啓成社、1909年11月30日発行

同『帝国漢文読本』五巻、啓成社、1910年2月28日訂正再版、1910年3月7日検定済元元堂書房編輯所編『中等教科新撰漢文』五巻、元元堂書房、1910年10月31日発行

同『中等教科新撰漢文』五巻、元元堂書房、1911年2月7日訂正再版、1911年2月21日検定済

高賀詵三郎編『講習用漢文教本』、目黒書店、1902年10月1日発行

弘文館編『中学漢文読本』十巻、弘文館、1901年10月30日発行

同『中学漢文読本』十巻、弘文館、1902年2月25日訂正再版、1902年3月10日検定済同編、深井鑑一郎訂正『訂正中学漢文読本』五巻、弘文館、1902年12月5日訂正三版同『訂正中学漢文読本』五巻、弘文館、1903年3月31日訂正四版、1903年4月13日検定済

興文社編『新定漢文』五巻、興文社、1899年7月14日-11月28日発行

- 同『訂正新定漢文』五巻、興文社、1900年7月30日訂正再版、1900年12月5日検定済
- 同『新定漢文読例』、興文社、1900年3月11日発行、1900年11月30日検定済
- 同『新定漢文読例女子用』、興文社、1900年3月30日発行、1900年10月12日検定済(高女)
- 同『新定漢文女子用』四巻、興文社、1900年3月2日—4月24日発行、1900年12月5日検定済(高女)
- 同『教科適要〔ママ〕漢文叢書 本朝名家文鈔』二巻、興文社、1901年8月8日発行
- 同『教科適用漢文叢書 本朝名家文鈔』二巻、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年3月3日検定済
- 同『教科適用漢文叢書 本朝名家文鈔(甲)』二巻、興文社、1901年8月8日発行(以下、 興文社編「教科適用漢文叢書(教科適要漢文叢書)」は、(甲)は送り仮名と返り点あり、 (乙)は返り点のみ)
- 同『教科適用漢文叢書 本朝名家文鈔 (乙)』巻一、興文社、1903年6月18日発行 同『教科適用漢文叢書 本朝史伝鈔』三巻、興文社、1901年9月20日—10月15日発行 同『教科適用漢文叢書 本朝史伝鈔』三巻、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902 年3月3日検定済

- 同『教科適用漢文叢書 本朝史伝鈔 (甲)』三巻、興文社、1901 年 9 月 20 日—10 月 15 日発行
- 同『教科適用漢文叢書 本朝史伝鈔(乙)』巻一、興文社、1903年6月18日発行
- 同『教科適用漢文叢書 国史鈔』二巻、興文社、1901年12月2[1]日発行
- 同『教科適用漢文叢書 国史鈔』巻二、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年3月3日検定済
- 同『教科適用漢文叢書 国史鈔(甲)』二巻、興文社、1901年12月21日発行
- 同『教科適用漢文叢書 国史鈔(乙)』二巻、興文社、1902年8月20日発行
- 同『高等予備精選漢文』二巻、興文社、1901年8月31日発行
- 同『短期補習漢文難句読本』、興文社、1905年1月4日発行
- 興文社編輯所編『短期補習漢文難句読本』、興文社、1905年5月31日訂正再版、1905年 6月6日検定済
- 同『短期補習高等漢文読本』、興文社、1905年12月7日発行
- 同『短期補習高等漢文読本』、興文社、1906年11月13日訂正再版、1906年11月14日検定済
- 国語漢文会編、渋谷啓蔵校『新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1907年9月18日発行
- 同『新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1908年1月11日訂正再版、1908年1月18日検定済
- 同『訂正新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1908年10月18日訂正三版
- 同『訂正新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1908 年 12 月 16 日訂正四版、1908 年 12 月 24 日検定済
- 国語漢文会編、児島献吉郎再訂『再訂新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1910 年 10 月 20 再訂版
- 同『再訂新編漢文読本』五巻、山海堂書店、1911年3月5再訂修正版、1911年3月7日 検定済
- 国語漢文研究会編『中等漢文読本』十巻、明治書院、1900年12月5日発行
- 同『中等漢文読本』十巻、明治書院、1901年3月23日訂正四版、1901年3月25日検定 済
- 同『中等漢文読本』十巻、明治書院、1901 年 7月 25 日訂正八版、1901 年 11 月 28 日検 定済(検:1902 年・11・28 日発行)

- 同『中等漢文教科書』五巻、明治書院、1902年11月5日発行
- 同『中等漢文教科書』五巻、明治書院、1903年2月23日訂正再版、1903年3月2日検定済
- 同『補習漢文教科書』、明治書院、1904年3月13日発行
- 同『補習漢文教科書』、明治書院、1905年3月10日三版
- 国語漢文研究会編、簡野道明校『新編漢文教科書』五巻、明治書院、1904 年 10 月 30 日 発行
- 同『新編漢文教科書』五巻、明治書院、1905年1月31日訂正再版、1905年2月2日検定済
- 同『改訂新編漢文教科書』五巻、明治書院、1906年11月3日改訂版
- 同『改訂新編漢文教科書』五巻、明治書院、1907年2月1日改訂再版、1907年2月4日 検定済
- 同『再訂新編漢文教科書』五巻、明治書院、1909年9月30再訂版
- 同『再訂新編漢文教科書』五巻、明治書院、1909年12月27再訂再版、1910年1月12日検定済
- 同『師範学校漢文教科書』四巻、明治書院、1905年12月12日発行
- 同『師範学校漢文教科書』四巻、明治書院、1906年3月13日訂正再版、1906年3月28日検定済(師)
- 同『師範学校漢文教科書』五巻、明治書院、1909年11月9日改訂
- 同『師範学校漢文教科書』五巻、明治書院、1910年1月11日改訂再版、1910年1月25日検定済(師)
- 同『高等漢文読本』、明治書院、1906年12月25日発行
- 同『高等漢文読本』、明治書院、1907年6月3日訂正再版、1907年6月3日検定済
- 国語漢文会編、三島毅監修『三島女子漢文読本』入門巻四巻、山海堂書店、1910年 10月 23日発行
- 同『三島女子漢文読本』入門巻四巻、山海堂書店、1911年3月2日訂正、1911年3月8日検定済(師)
- 国語漢文専攻会編『新撰漢文教科書』五巻、内田老鶴圃、1904年10月23日発行
- 同『新撰漢文教科書』五巻、内田老鶴圃、1905年1月28日訂正再版、1905年2月10日 検定済

国語漢文同志会編『中等漢文読本』十巻、六盟館、1901年12月17日発行

同『中等漢文読本』十巻、六盟館、1902年3月15日訂正再版、1902年3月25日検定済

国光社編、副島種臣閱『中等漢文読本』十巻、深辺祐順、1897年9月29日発行

同『中等漢文読本』十巻、西沢之助、1898年5月21日発行〔訂正再版〕

同『中等漢文読本』十巻、西沢之助、1899年2月12日発行〔訂正三版〕

同『中等漢文読本』十巻、西沢之助、1899年3月23日訂正再版〔訂正四版〕、1899年3月31日検定済

同『新編中等漢文』五巻十冊、国光社、1902年[4] 月[28]日発行

国分美佐子編、市村瓚次郎校閱『女子漢文読本』三巻、青山堂、1902 年 3 月 27 日発行 国光社編輯所編、內堀維文校閱『中等漢文読本』五巻、国光社、1903 年 10 月 13 日発行 同『中等漢文読本』五巻、国光社、1904 年 3 月 15 日訂正再版、1904 年 3 月 23 日検定済 小山佐文二編『新編漢文読本』上下篇、松邑孫吉、1907 年 7 月 23 日—9 月 10 日発行 同『女子教科漢文教科書』四巻、目黒書店、1910 年 9 月 5 日発行

同『女子教科漢文教科書』四巻、目黒書店、1911年2月14日訂正再版、1911年2月21日検定済(師)

阪本栗夫編『標註読書纂要』上下巻(漢文:巻下)、三木佐助、1899年3月31日発行 笹川種郎編『中等漢文新読本』十巻、大日本図書、1900年12月18日発行

同『中等漢文新読本』十巻、大日本図書、1901年3月24日訂正再版、1901年3月27日 検定済

同『中等漢文新読本』五巻、大日本図書、1902年12月5日訂正三版

同『中等漢文新読本』五巻、大日本図書、1903年12月7日訂正四版、1903年12月9日 検定済

佐々木哲太郎編『高等女子漢文読本』二巻、稲垣専之助、1903年7月20日—[25]日発行 指原安三編『漢文読本』十巻、普及舎、1896年9月9日—[10]月[9]日発行

同『漢文読本』十巻、普及舎、1897年2月22日訂正再版

佐田白茅編『近世文体』上中下巻、内藤伝右衛門、1877 年 8 月 18 日版権免許・1877 年 12 月出板、採用不可 (小、中師)

同『学校読本記事文格』、佐田白茅、1878年9月26日版権免許

同編、大来社評解『続近世文体』上中下巻、内藤伝右衛門、1879年1月23日版権免許・ 1879年2月出板、採用不可(小、中師)

- 沢柳政太郎・岩垂憲徳編『中等漢文』五巻、森山章之丞、1910年11月23日発行
- 同『中等漢文』五巻、森山章之丞、1911年2月17日修正再版、1911年2月20日検定済
- 三省堂編輯所編『中等国語漢文読本』十五巻(漢文:巻一-九、十一-十五)、三省堂、1902 年 12 月 21 日発行
- 同『中等国語漢文読本』十五巻(漢文:巻一-九、十一-十五)、三省堂、1904年2月6日修正再版、1904年2月4日検定済
- 鹿野至良編『高等小学漢文記事論説文例』上下巻、山中喜太郎、1882年2月15日版権免 許・1882年3月出版
- 重野安繹・竹村鍛編『新撰漢文講本入門』、富山房、1899年2月15日発行・1900年1月 14日訂正再版、1899年7月10日検定済(検:1899年2月20日発行)
- 同『新撰漢文講本』三巻、富山房、1899 年 2 月 28 日—4 月 22 日発行、1899 年 7 月 10 日検定済
- 同『新撰漢文講本』巻二・六(巻二:初版の巻一中・下、巻六:初版の巻三中・下)、富山 房、1900年1月14日訂正再版
- 島田鈞一・安井小太郎編『高等漢文』五巻、文昌閣、1908年8月26日発行
- 同『増訂高等漢文』巻一・二・三・五、文昌閣、1911 年 8 月 10 日増訂三版(巻二:1916 年 4 月 12 日増訂版、巻三:1915 年 9 月 4 日増訂五版)
- 島田鈞一編『高等漢文新読本』、明治図書、1908年12月17日発行
- 同『高等漢文新読本』、明治図書、1909年2月10日訂正再版、1909年2月19日検定済同『中学漢文読本』五巻、共益商社書店、1911年12月26日発行
- 同『中学漢文読本』五巻、共益商社書店、1912年3月14日訂正再版、1912年3月15日 検定済
- 清水平一郎編、西村豊校『漢文新読本』五巻、郁文舎、1904年9月26日発行
- 同『漢文新読本』五巻、学海指針社、1905年1月14日訂正第二版、1905年1月21日検定済
- 同『訂正漢文新読本』五巻、吉川弘文館、1906年9月[28]日訂正第四版
- 同『訂正漢文新読本』五巻、吉川弘文館、1906年11月4日訂正第五版、1906年11月8日検定済
- 同『補習漢文新読本』、吉川弘文館、1905年4月[15]日発行
- 同『訂正補習漢文新読本』、吉川弘文館、1906年12月13日訂正三版

- 鐘美堂編輯所編『中学漢文』五巻、鐘美堂書店、1909年11月24日発行
- 同編、塩谷時敏校閲『中学漢文』五巻、鐘美堂書店、1910 年 1 月 13 日訂正再版、1910 年 1 月 21 日検定済
- 真宗京都中学編『中学漢文定本』二巻、法蔵館、1910年8月1日—1911年10月10日発 行
- 杉浦正臣編『漢文習文活法』上下巻、青木輔清、1882 年 6 月 30 日版権免許・1882 年 12 月 25 日刻成出板、採用可(中師)
- 鈴木栄次郎編『漢文読本』二巻、小林八郎、1893年8月31日発行
- 鈴木重義編、中村正直・亀谷省軒評『初学文編』三巻、亀谷竹二、1881 年 11 月 19 日版 権免許・1882 年 3 月 5 日—1883 年 1 月 6 日出板、採用可(小、中師)、1888 年 1 月 7 日検定済
- 同『中学文編』漢文三巻、小林義則、1897 年 8 月 15 日改題再版、1898 年 10 月 13 日検 定済
- 鈴木静・石渡石松・馬場節蔵・光藤泰次郎編『中学漢文』六巻、目黒書店、1904年 12月 28日発行
- 同『中学漢文』六巻、目黒書店、1905年8月7日再版、1906年3月10日検定済 関口禹之輔(奥付:助)編『漢文作法』、北畠茂兵衛、1877年6月12日版権免許 第一高等学校漢文科教員(那珂通世・宇田廉平・塩谷時敏・島田鈞一)編『高等漢文読本』
- 八巻、共益商社、1894 年 9 月 13 日—1895 年 4 月 23 日発行(巻五:1895 年[9]月[11] 日再版)
- 第三高等学校編『高等学校漢文読本』巻一、若林春和堂、1912 年 10 月 10 日発行 高木賚編、雲谷任斎校閱、頼復閱題、谷喬補正『日本勤王篇』四巻五冊、山岸弥平、1883 年 12 月 12 日版権免許・1884 年 4 月出版
- 同『校刻日本勤王篇』三巻、山岸弥平、1884年11月12日版権免許・1884年11月出版 高瀬武次郎編『新編漢文読本』五巻、六盟館、1899年1月5日発行、1899年1月5日検 定済
- 滝川亀太郎編『補修漢文教課書』、厚生堂、1906年11月3日発行
- 同『補修漢文教課書』、厚生堂、1907年3月14日訂正再版、1907年3月21日検定済同『標注高等漢文』、金港堂書籍、1909年5月20日発行
- 滝川昇編、石川鴻斎序閲『纂註和漢文格評林』上下巻(漢文:巻下)、辻本尚書堂、1880

- 年 2 月 10 日版権免許・1883 年 5 月 12 日改題御届・1884 年 3 月 19 日出版発行、採用可(中師)
- 滝田紫城編『漢文自在』上下巻、林斧介、1878 年 9 月 28 日版権免許・1879 年 3—8 月出版
- 竹内貞編『初学文編』、熊谷幸介、1879年[4]月[8]日版権免許・1879年4月出版
- 同『皇朝八家文鈔』巻一・二・五一八、内藤伝右衛門、1881 年 7 月 27 日御届・1881 年 8 月出版
- 田沼書店編輯所編『補習科用漢文読本』、田沼書店、1903年2月1日発行
- 同『補習科用漢文読本』、田沼書店、1903年9年11日訂正三版
- 同『補習科用漢文読本』巻下、田沼書店、1904年12月16日発行
- 中学科研究会編『国語漢文中学読本』十巻(漢文:巻一-六・八・十)、六盟館、1903 年 12月5日発行
- 同『国語漢文中学読本』十巻(漢文:巻一-六・八・十)、六盟館、1904年3月15日訂正 再版、1904年4月4日検定済
- 血脇守之助編『普通漢文読本』巻上、樋口小佐衛門、1892年[6]月[19]日出版
- 寺倉梅太郎編、藤沢南岳校閲『今古三十六名家文鈔』(題簽:今古三十六名家文抄)上中下 巻、前川善兵衛、1879年1月9日出版
- 土田泰士亮編、原田機一校『古今両体明治作文率』三巻(漢文:巻一)、寺沢松之助、1879 年4月9日板権免許・1884年4月20日刻成
- 土屋栄編『近世名家小品文鈔』上中下巻、土屋栄、1877年5月16日版権免許、採用可(小、中師)
- 土屋栄·石原嘉太郎編、南摩綱紀閲『和漢小品文鈔』上中下巻、小林喜右衛門、1885年7月23日版権免許·1885年10月出版
- 土屋栄編、川田甕江閲『近世名家小品文鈔』上中下巻、小林喜右衛門・西沢喜太郎、1877 年5月版権免許・1885年3月11日大字三版御届、1888年3月21日検定済(師)
- 東条永胤編『近世名家文粋初編』三巻、別所平七、1876年12月20日版権免許・1877年 3月出板、採用可(小、中師)
- 同『近世名家文粋二編』三巻、別所平七、1877年9月10日出版御届・1877年12月出板、 採用可(小、中師)
- 土岐政孝編『中等漢文教科書』五巻、興文社、1905年11月30日発行

- 同『中等漢文教科書』五巻、興文社、1906年2月23日訂正再版、1906年2月24日検定済
- 同『改訂中等漢文教科書』五巻、興文社、1907年12月12日訂正三版
- 同『改訂中等漢文教科書』五巻、興文社、1908年2月8日訂正四版、1908年2月14日 検定済
- 同『中等漢文教科書補習用』、興文社、1906年11月13日発行
- 同『中等漢文教科書補習用』、興文社、1907年2月27日訂正再版
- 同『中等漢文教科書補習用』、興文社、1908年1月18日発行、1908年5月1日検定済
- 同『女子漢文教科書』二巻、興文社、1906年10月26日発行
- 同『女子漢文教科書』二巻、興文社、1906年12月24日訂正再版、1907年1月8日検定済(師)
- 同『女子初等漢文教科書』、興文社、1906年10月31日発行
- 同『女子初等漢文教科書』、興文社、1906年12月31日訂正再版、1907年1月10日検定済(師)
- 同『女子師範学校漢文教科書』五巻、興文社、1907年12月25日訂正三版
- 同『女子師範学校漢文教科書』五巻、興文社、1908年4月30日訂正四版、1907年1月8日検定済(師)
- 同『師範学校漢文教科書』三巻、興文社、1906年11月1日発行
- 同『師範学校漢文教科書』三巻、興文社、1906年12月31日訂正再版、1907年1月10日検定済(師)
- 同『師範学校漢文教科書』五巻、興文社、1907年12月15日訂正三版
- 同『師範学校漢文教科書』五巻、興文社、1908年8月30日訂正四版、1908年9月29日 検定済(師)
- 同『師範学校漢文教科書[第二部男子用]』、興文社、1908年1月5日発行
- 同『師範学校漢文教科書[第二部男子用]』、興文社、1908 年 8 月 30 日訂正再版、1908 年 9 月 29 日検定済(師)
- 同『初等漢文教科書』、興文社、1906年11月9日発行
- 同『初等漢文教科書』、興文社、1907年2月11日訂正再版、1907年3月14日検定済(師) 鳥山啓編『小学中等科読本』六巻(漢文:巻三一六)、熊谷幸介、1882年2月4日版権免 許・1882年4月15日改題御届、採用可(小)

- 内藤慶助編『女子漢文読本』三巻、水野書店、1904年10月18日発行
- 同『女子漢文読本』三巻、水野書店、1905年2月3日訂正再版、1905年2月13日検定済(師)
- 同『新訂女子漢文読本』五巻、水野書店、1907年12月20日発行
- 同『新訂女子漢文読本』五巻、水野書店、1908年3月16日修正再版、1908年4月7日 検定済(師)
- 同『師範教科漢文読本』五巻、水野書店、1908年12月29日発行
- 同『師範教科漢文読本』本科用五巻、水野書店、1909年3月2日訂正再版、1909年4月15日検定済(師)
- 同『師範教科漢文読本』予科用一巻本科用四巻、水野書店、1909年9月8日修正三版
- 同『師範教科漢文読本』予科用一巻本科用四巻、水野書店、1910年1月29日修正四版、1910年2月4日検定済(師)
- 中根淑編『新撰漢文読本』上下巻、原亮三郎、1891年9月10日発行
- 同『撰註漢文読本』九巻弁髦一巻、金港堂書籍、1897年9月29日発行
- 中村久四郎編『師範学校漢文教科書』四巻、光風館、1907年11月17日発行
- 同『師範学校漢文教科書』四巻、光風館、1908年1月29日訂正再版、1908年2月15日 検定済(師)
- 同『師範学校漢文教科書』四巻、光風館、1910年11月24日修正三版
- 同『師範学校漢文教科書』四巻、光風館、1911年2月25日修正四版、1911年3月2日 検定済(師)
- 中村鼎五編『日本漢文学読本』首巻四巻、中島精一・目黒甚七、1893年1月10日-7月 21日発行
- 南摩綱紀編『新撰女子漢文読本』入門巻三巻、小林義則、1901年9月1日発行
- 同『新撰女子漢文読本』三巻、小林義則、1902年4月17日訂正再版、1902年6月18日 検定済(師)
- 西村義民編『漢文記事論説文例』上下巻、田中治兵衛、1881年2月22日版権免許・1881年9月出版
- 服部宇之吉編『漢文新読本』五巻、明治図書、1908年11月22日発行
- 同『漢文新読本』五巻、明治図書、1909 年 11 月 21 日発行・1909 年 1 月 26 日訂正再版、 1909 年 2 月 4 日検定済

- 同『服部漢文新読本』五巻、明治図書、1911年10月30日発行
- 同『服部漢文新読本』五巻、明治図書、1912年1月16日訂正再版、1912年2月1日検定済
- 馬場健編『本朝名家文範』上中下巻、鈴木吉蔵、1885 年 4 月 24 日版権免許・1885 年 6 月 4 日改題御届・1885 年 9 月出版
- 同『本朝名家文範』上中下巻、松村九兵衛、1887 年 8 月 3 日訂正再版、1887 年 8 月 20 日検定済
- 同『本朝名家文範』上中下巻、森本専助ほか、1892年11月20日第三版
- 羽田安政·河野通之·下森来治編、岡千仞·蒲生重章校『中等教育漢文軌範』三巻四冊、 大草常章、1893年3月27日—1894年7月2[7]日発行
- 同『中等教育漢文軌範』前編巻一、大草常章、1893年11月18日発行
- 平井参・池田四郎次郎編『新撰中学漢文』四巻、内田芳兵衛、1898 年 4 月 2 日—8 月 19 日発行、1898 年 12 月 28 日検定済
- 平井参編『新撰高等漢文』、內田老鶴圃、1907年9月18日発行
- 平井義直編、百束誠助・河原一郎閲『小学中等新撰読本』六巻七冊、杉本甚介、1884年4月10日版権免許・1884年9月5日刻成発兌
- 深井鑑一郎·堀捨二郎編『標註漢文教科書』四巻、吉川半七、1891年3月5日—1892年 7月20日発行
- 深井鑑一郎編『中等教育標註漢文入門』、吉川半七、1892年11月10日発行
- 同『中学漢文』八冊、宮崎道正、1894年11月18日—1896年5月11日発行
- 同『撰定中学漢文』十巻、吉川半七、1897年3月15日-7月17日発行
- 同『撰定中学漢文』十巻、吉川半七、1898年7月12日訂正再版、1898年8月15日検定済(巻一から巻八は修正により1898年12月20日検定済)
- 同『撰定中学漢文』巻九・十、吉川半七、1898 年 12 月 3 日訂正三版、1898 年 12 月 20 日検定済
- 同『刪修撰定中学漢文』十巻、吉川半七、1899年12月25日刪修訂正四版
- 同『刪修撰定中学漢文』十巻、吉川半七、1901年3月9日刪修訂正五版
- 同『刪修撰定中学漢文』十巻、吉川半七、1901年5月10日刪修訂正六版、1901年6月11日検定済
- 同『改訂中学漢文』巻一-七・九、敬業社、1899年2月16日-4月28日発行

- 同『撰定中学漢文初歩』、吉川半七・吉岡宝文館、1900 年 3 月 14 日発行、1900 年 10 月 12 日検定済
- 同『中等漢文定本』五巻、宝文館・吉岡宝文館、1909年11月25日発行
- 同『中等漢文定本』五巻、宝文館・吉岡宝文館、1909 年 12 月 23 日訂正再版、1909 年 12 月 28 日検定済
- 同『訂正中等漢文定本』五巻、宝文館・吉岡宝文館、1911年10月5日訂正三版
- 同『訂正中等漢文定本』五巻、宝文館・吉岡宝文館、1911 年 12 月 25 日訂正四版、1912 年 1 月 15 日検定済
- 同『師範教育漢文定本』四巻、宝文館、1910年11月20日発行
- 同『師範教育漢文定本』四巻、宝文館、1911年2月15日訂正再版、1911年3月6日検定済(師)
- 福井淳編『作法明弁新撰漢文軌範』上下巻、花井卯助、1886年5月27日版権免許
- 福田重政編『女子漢文』四巻、吉川半七、1900年8月22日発行
- 福永享吉編『漢文副読本』二巻、藤井孫六、1907年9月28日発行
- 同『訂正漢文副読本』二巻、金港堂書籍、1910年3月18日発行
- 同『訂正漢文副読本』二巻、金港堂書籍、1912年3月15日再版
- 福山義春·服部誠一編『中等教科漢文読本』十巻、阪上半七、1899年2月23日発行、1899年5月5日検定済
- 藤田豊八·水月哲英編『新体中学漢文教程』十巻、大日本図書、1899年9月5日発行同『新体中学漢文教程』十巻、大日本図書、1900年3月7日訂正版
- 藤本勝次郎編『復文捷径』(巻下本文:復文捷径附録)上下巻、高阪岩太、1879年 12月 23日版権免許・1880年4月出版、採用不可(中師)
- 普通教育研究会編『中学国語漢文初歩』上下巻(漢文:巻下)、水野慶次郎、1901 年 10 月 16 日発行
- 同『中学国語漢文初歩』上下巻(漢文:巻下)、水野慶次郎、1902年1月27日訂正再版、 1902年2月3日検定済
- 同『中学補習科漢文読本』、水野慶次郎、1903年3月8日発行
- 同『改訂中学補習科漢文読本』、水野慶次郎、1908年3月3日発行
- 普通教育研究会編、依田百川校閱『修補中学国語漢文初歩』上下巻、水野慶次郎、1905 年 12 月 9 日発行

- 同『修補中学国語漢文初歩』上下巻、水野慶次郎、1906 年 5 月 3 日訂正再版、1906 年 5 月 17 日検定済
- 同『新撰中学漢文読本』十巻、水野慶次郎、1901年2月12日発行
- 同『新撰中学漢文読本』十巻、水野慶次郎、1901年 12月 29日訂正再版、1902年 1月 24 日検定済
- 同『改訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1902年11月25日発行
- 同『改訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1903年4月8日訂正再版、1903年4月10 日検定済
- 同『再訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1906年9月30日発行
- 同『再訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1907年1月5日訂正再版、1907年1月17 日検定済
- 普通教育研究会編、日下寬校閱『三訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1911 年 11 月 21 日発行
- 同『三訂中学漢文読本』五巻、水野慶次郎、1912年2月24日訂正再版、1912年3月1日検定済
- 法貴慶次郎編、服部宇之吉校閱『漢文読本』五巻、元元堂書房、1904年12月12日発行同『漢文読本』五巻、元元堂書房、1905年5月11日訂正再版、1905年5月16日検定済同『改訂漢文読本』五巻、元元堂書房、1905年9月23日訂正三版
- 同『改訂漢文読本』五巻、元元堂書房、1906年1月10日修正再版、1906年1月19日検 定済
- 同『師範教科漢文読本』三巻、元元堂書房、1905年9月30日発行
- 同『師範教科漢文読本』三巻、元元堂書房、1906年1月10日訂正再版、1906年1月19日検定済(師)
- 宝文館編輯所編、星野恒校『中等漢文読本』五巻、大葉久吉、1908 年 11 月 3 日発行 同『中等漢文読本』五巻、大葉久吉、1908 年 12 月 25 日訂正再版、1909 年 1 月 7 日検定

済

- 堀捨次郎・竹内松治編『高等漢文講本』、松邑孫吉、1904年3月28日発行
- 同『補習漢文講本』、松邑孫吉、1904年9月3日発行
- 松田斉編『実用漢文教科書』、三木佐助、1892年4月27日発行
- 同『実用漢文教科書』、三木佐助、1894年4月1日訂正再版

- 松本豊多編『漢文中学読本』初巻三巻六冊、吉川半七、1892 年 9 月 23 日—1893 年 6 月 13 日発行
- 同『漢文中学読本』巻一、吉川半七、1892年9月24日発行・1893年9月24日訂正二版 (初版巻一下の訂正版)
- 同『漢文中学読本』巻一、吉川半七、1893年10月15日訂正三版
- 同『漢文中学読本初歩』、吉川半七、1895年3月22日発行
- 同『漢文中学読本初歩』、吉川半七、1896年6月9日訂正二版、1896年6月12日検定済
- 三尾重定編『漢文紀事論説五百題』巻之上初編、松林堂、1884年8月序
- 三島毅編『初学文章軌範』上中下巻、小林義則、1886年7月出版
- 同『初学文章軌範』上中下巻、小林義則、1887年11月8日訂正再版御届、1888年1月7日検定済
- 同『初学文章軌範』上中下巻、小林竹雄、1911年9月11日発行〔訂正三版〕
- 同『初学文章軌範』上中下巻、小林竹雄、1911年12月11日訂正再版〔訂正四版〕、1912年1月10日検定済(中師)
- 水越成章編『日本名家漢文作例』上下巻、吉岡平助、1882 年 4 月 10 日版権免許・1883 年 1 月刊行
- 三宅少太郎編、藤田維正·武藤元信監定『文章梯航』上中下巻、近田太平、1882年7月6 日版権免許、1883年1-3月発兌、採用可(中師)
- 宮本茂任・吉田利行編『漢文読本』四巻、連璧社、1882年7月刻成
- 宫本正貫編『中等教科漢文読本』十巻、小林義則、1897年2月18日-3月18日発行
- 同『中等教科漢文読本』十巻、小林義則、1898年2月15日訂正再版、1898年2月22日 検定済
- 同『中等教科漢文読本入門』二巻、小林義則、1897年9月16日発行
- 同『中等教科漢文読本入門』二巻、小林義則、1898年2月4日訂正再版、1898年2月10日検定済
- 同『中学漢文読本』十巻、小林義則、1901年12月28日発行
- 同『中学漢文読本』十巻、小林義則、1902年3月30日訂正再版、1902年4月17日検定 済
- 同『中学漢文教科書』五巻、小林義則、1902年11月28日発行
- 同『中学漢文教科書』五巻、小林義則、1903年4月4日訂正再版、1903年4月8日検定

済

宗内静処編『中等教科国語漢文階梯』、重野集文堂書店、1902年7月31日発行

村山自彊編『中等教育漢文学教科書』二巻、大倉保五郎、1892 年 6 月 28 日—1893 年 8 月 2[1]日発行

同編、中嶋幹事・富田三・阪梨懿校『漢文科尋常読本』、野口愛、1893年[9] 月[2]日発行村山自彊・明石中和・津田立本・松本胤恭編『中等教育漢文読本』四編八冊、嵩山房、1897年4月24日-1898年11月24日発行

村山自彊·穂積信順·島兵次郎編『尋常中学一年漢文読本』上下巻、積善館、1898 年 10 月 30 日発行、1899 年 3 月 27 日検定済

明治書院編輯部編纂『中学読本』六巻(全巻国漢混合。以下同様)、明治書院、1902年11 月3日発行

同『中学読本』六巻、明治書院、1903年4月5日訂正再版、1903年4月8日検定済(国語)

同『中学読本』十巻、明治書院、1903年4月30訂正三版

同『中学読本』十巻、明治書院、1903 年 12 月 16 日訂正四版、1903 年 12 月 25 日検定済 (国語)

安武磯熹編『補習漢文読本』、六盟館、1903年2月25日発行

山室茂次郎編、秋月胤永閲『中学漢文津梁』十巻、春陽堂、1899 年 3 月 25 日—5 月 17 日発行

山本廉編『中等漢文』五巻、吉川半七、1897年11月5日発行、1898年11月4日検定済遊佐誠甫·富永岩太郎編、黒板勝美校『中等漢文読本』十巻、小林八郎、1898年3月14日-7月7日発行、1899年1月25日検定済

横関剛蔵編、菊池純批評『小学高等漢文読本』巻一、前川善兵衛、1881 年 9 月 3 日 [出版]、1886 年 2 月 27 改題・1886 年 3 月 6 日別製本御届

吉田弥平編『師範学校国語漢文教科書第二部用』、光風館、1910年11月28日発行

同編『師範学校国語漢文教科書第二部用』、光風館、1911 年 2 月 11 日訂正再版、1911 年 2 月 16 日検定済(師)

吉見経綸編『漢文入門』、鈴木常松、1892年3月31日発行

渡辺碩也編『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、岸本栄七、1886年4月17日版権免許同『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、岸本栄七、1888年4月15日訂正再版、1888年6

月2日検定済

同『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、岸本栄七、1888 年 5 月 13 日訂正三版、1888 年 12 月 4 日検定済(師)

渡貫勇編『中学漢文学初歩』二巻、小林義則、1899 年 5 月 28 日発行、1899 年 10 月 30 日検定済

丸本・抄本

四書

朱熹章句『鼇頭大学章句』、石田門人、1783年再刻

同『鼇頭中庸章句』、石田門人、1783年再刻

同『鼇頭論語集註』十巻四冊、石田門人、1783年再刻

朱熹章句、後藤芝山点、後藤師周校訂『大学』(題簽:新刻改正大学、封面:四書集註)、 山内蔵版、1792年御免上梓・1871年2月八刻

同『中庸』(題簽:新刻改正中庸)、山内蔵版、1792年御免上梓・1871年2月八刻

同『論語』(題簽:新刻改正論語)十巻四冊、山内蔵版、1792年御免上梓・1871年2月八刻

朱熹集註、後藤芝山点『孟子』(題簽:新刻改正孟子)四冊、炭屋五郎兵衛ほか、1792年 御免上梓・1794年発兌・1864年七刻(題簽:再刻)

佐藤雲韶編『大学提要』、金港堂書籍、1899年10月3日発行

同『中庸提要』、金港堂書籍、1899年10月3日発行

深井鑑一郎編『四書鈔』、宝文館、1910年10月23日日発行

同『四書鈔』、宝文館、1911年1月30日訂正再版、1911年2月10日検定済

深井鑑一郎·山田準編『教科適用 標註大学中庸』(題簽:教科適用標註四書內之学庸)、誠之堂、1897年4月25日発行

深井鑑一郎編『教科適用 標註論語』(題簽:教科適用標註四書內之論語)、誠之堂、1897 年4月25日発行

同『教科適用 標註論語』、誠之堂書店、1901年3月25日発行

同『教科適用 標註孟子』(題簽:教科適用標註四書內之孟子)、誠之堂、1897年7月20日発行

- 東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会編『漢文読本 論孟抄』、大葉久吉·吉岡平助、 1908年10月1日発行
- 同『漢文読本 論孟抄』、大葉久吉・吉岡平助、1909年1月18日訂正再版、1909年1月 19日検定済
- 同『漢文読本 論孟抄』、大葉久吉・吉岡平助、1911年10月11日発行
- 同『漢文読本 論孟抄』、大葉久吉・吉岡平助、1912年1月15日訂正再版、1912年1月 22日検定済
- 漢文学会調査部編、市川瓉次郎校閲『新編論孟抄』、大日本図書、1912年2月5日発行同『新編論孟抄』、大日本図書、1912年3月23日再版、1912年3月26日検定済(中師) 佐藤一斎覆詳、三谷僩[校]『論語集註』十巻四冊、岡田屋嘉七ほか、1825年序
- 青木晦編『中等教科 論語提要』、青木寛吉、1898年4月5日発行
- 岡本監輔編『倫理教科 論語正本』(題簽:箋評論語正本)、三木佐助、1897 年 12 月 26 日発行・1899 年 6 月 20 日改訂再版
- 興文社編『教科適要〔ママ〕漢文叢書 論語鈔』、興文社、1901 年 8 月 8 日発行、1902 年 2 月 18 日検定済
- 同『教科適用漢文叢書 論語鈔(甲)』、興文社、1901年8月8日発行
- 同『教科適用漢文叢書 論語鈔(乙)』、興文社、1902年1月10日発行
- 金港堂書籍編輯所編『論語鈔』、金港堂書籍、1898年9月6日発行・1909年3月20日六版
- 国語漢文研究会編、簡野道明校『論語鈔』、明治書院、1911年12月14日発行
- 同『論語鈔』、明治書院、1912年2月12日訂正版、1912年2月14日検定済
- 蘇洵著、趙大浣増補、井上揆纂評『増補蘇批孟子』(題簽:校補蘇氏批孟子)上中下巻、大橋操吉、1877年12月17日板権免許・1880年1月出板
- 後藤己男輔編『学校用孟子読本』四巻、中外堂、1886 年 4 月 16 日版権免許、1886 年 5 月出版発売
- 金港堂書籍編輯所編『孟子鈔』、金港堂書籍、1898年9月12日発行
- 興文社編『教科適要〔ママ〕漢文叢書 孟子鈔』、興文社、1901 年 8 月 8 日発行、1902 年 2 月 18 日検定済
- 同『教科適用漢文叢書 孟子鈔(甲)』、興文社、1901年8月8日発行
- 同『教科適用漢文叢書 孟子鈔(乙)』、興文社、1902年1月10日発行

桑原俊郎編『新点孟子撮要』、興文社、1902年4月8日発行 国語漢文研究会編、簡野道明校『孟子鈔』、明治書院、1911年12月8日発行 同『孟子鈔』、明治書院、1912年2月12日訂正版、1912年2月14日検定済 興文社編輯所編『孟荀鈔』、興文社、1908年12月4日発行 同『孟荀鈔』、興文社、1909年2月23日訂正再版、1909年2月25日検定済 宮本正貫編『孟子唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1911年12月24日発行 同『孟子唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1912年2月18日訂正再版、1912年3月5日検定済 (中師)

※孟子→「思想書」

小学 (朱子)

須賀亮斎裁定『本註小学』内篇外篇、麗沢書院、1798年3月新刻 高愈纂註、北条謙校読『重訂小学纂註』内篇外篇四冊、河内屋吉兵衛ほか、1822年刊 『小学本註』内篇外篇、水野慶次郎、1880年3月17日翻刻出版御届・1880年4月出版 後藤芝山点『改正小学句読』元亨利貞、長浜潮、1880年10月23日版権免許・1880年12 月20日刻成

大槻如電編『校訂小学摘要』、三木佐助、1896年3月3日発行

同『校訂小学摘要』、三木佐助、1896年11月14日訂正再版、1896年11月25日検定済 (倫理)

山田準編『教科適用 標註小学』内篇外篇二冊、誠之堂書店、1897 年 6 月 15 日—11 月 5 日発行

同『教科適用 標註小学』外篇、誠之堂書店、1899年5月再版

金港堂編輯所編『小学鈔』、金港堂書籍、1898年7月25日発行

高橋茂三郎編、南摩綱紀閲『小学提要』二冊、中学書院、1899年2月[10]日発行

五十川佐武郎編『小学類編』、吉岡平助、1900年2月7日発行

渡部明綱編『刪定小学』上下巻、金港堂書籍、1901年5月12日発行

興文社編『教科適用漢文叢書 小学鈔(甲)』、興文社、1902年8月20日発行

同『教科適用漢文叢書 小学鈔(甲)』、興文社、1903年3月8日訂正再版、1903年3月 12日検定済(検:「甲」字なし)

同『教科適用漢文叢書 小学鈔(乙)』、興文社、1903年10月3日発行

興文社編輯所編『小学鈔』、興文社、1910年1月5日発行

同『小学鈔』、興文社、1911年11月11日訂正再版

同『小学鈔』、興文社、1912年3月1日訂正三版、1912年6月20日検定済

国語漢文研究会編、簡野道明校『刪定小学』、明治書院、1911年6月8日発行

同『刪定小学』、明治書院、1911年11月10日訂正再版、1911年11月14日検定済

国語漢文研究会編『小学鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1911年7月25日発行

同『小学鈔』、大葉久吉·吉岡平助、1911年 11月 18日訂正再版、1911年 11月 30日検 定済

蒙求 (李瀚)

徐状元補註、石川鴻斎編『纂評箋註蒙求校本』上中下巻、山中市兵衛、1879年7月16日 板権免許・1879年10月刻成

興文社編輯所編『蒙求鈔』、興文社、1909年5月29日発行

同『蒙求鈔』、興文社、1910年1月28日訂正再版、1910年2月7日検定済

深井鑑一郎編『蒙求鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1911年7月25日発行

同『蒙求鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1911 年 11 月 21 日訂正再版、1911 年 11 月 30 日検 定済

隄正勝編『日本蒙求初編』上下巻、隄正勝、1881年10月8日版権免許

同『日本蒙求続編』上下巻、隄正勝、1882年3月14日版権免許・1882年6月27日出版 橋本小六著、関徳校閲『標題箋注万国蒙求校本』上中下巻、吉岡平助、1881年11月版権 免許

山賀新太郎・辻元篤次郎編、野村文夫閲『東西蒙求』乾坤巻、野村文夫、1883年11月版 権免許・1884年2月出版

近世叢語 (角田九華)

興文社編『教科適用漢文叢書 近世叢語鈔』、興文社、1901年11月20日発行

同『教科適用漢文叢書 近世叢語鈔』、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年2月 28日検定済

同『教科適用漢文叢書 近世叢語鈔 (甲)』、興文社、1901年11月20日発行

同『教科適用漢文叢書 近世叢語鈔(乙)』、興文社、1902年1月10日発行

先哲叢談 (原念斎)

興文社編『教科適用漢文叢書 先哲叢談鈔』、興文社、1901年11月20日発行同『教科適用漢文叢書 先哲叢談鈔』、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年2月26日検定済

同『教科適用漢文叢書 先哲叢談鈔 (甲)』、興文社、1901年11月20日発行同『教科適用漢文叢書 先哲叢談鈔 (乙)』、興文社、1903年6月18日発行

孝経

[太宰]春台訓点『古文孝経』、花説堂発兌、1872年10月再刻深井鑑一郎編『古文孝経』、宝文館、1911年7月25日発行同『古文孝経』、宝文館、1911年11月18日訂正再版、1911年11月30日検定済

純正蒙求 (胡炳文)

『純正蒙求校本』(題簽:官版純正蒙求)上中下巻、1804年[刊]

村上信忠編、岡松甕谷閲『刪定標註純正蒙求校本』上中下巻、奎文堂、1881 年 9 月 29 日 版権免許・1882 年 2 月 25 日刻成、採用可(小、中師)

藤沢南岳・土屋弘編『評釈純正蒙求箋本』上中下巻、岡島真七、1883年3月31日版権免 許・1883年4月20日製本改御届・1883年4月出板

思想書

劉向著『新刻古列女伝』六巻三冊・『新続烈女伝』上中下巻、上村次郎右衛門、1653 年 8 月—1654 年 5 月、採用可(小、中師)、『新刻古列女伝』七・八巻一冊、採用不可(小) 松本万年編、松本荻江校正『標註劉向列女伝』三巻、別所平七、1878 年 5 月、採用可(小、中師)

朱熹纂輯、李衡校正、張釆評閲、宋学顕・馬嘉植参正『名臣言行録』(題簽:宋名臣言行録) 前集後集十四巻六冊、河内屋喜兵衞ほか、1667年11月[刊]

貝原篤信編『初学知要』上中下巻、葛西市兵衛、1698年8月、採用可(小、中師)

陳弘謀原輯『五種遺規 養正遺規』上下巻補遺、明遠堂蔵版、1832年[刊]

同『五種遺規 訓俗遺規』四巻補遺上下巻、明遠堂蔵版、1832年[刊]

劉蕺山著、洪正治校編、谷操 [訓点]、『蕺山先生人譜』一巻『人譜類記』二巻元亨利貞四冊、河内屋新治郎ほか、1841年3月翻刻、元(『人譜』、『人譜類記』上、一—三十七丁)、採用可(中師)、亨(『人譜類記』上、三十八一七十九丁)・利(『人譜類記』下)・貞(同上)、採用可(中師)

朱熹・呂祖謙編集、葉采集解『近思録』十四巻四冊、加賀屋善蔵、1846 年 9 月補刻 袁采編、陳継儒訂、片山信校『世範校本』上中下巻、前川文榮堂、1850 年序 曹大家著、王相箋註、西坂衷[訓点]『校訂女四書』四冊(元:女誠、亨:女論語、利:内 訓、貞:女範)、孝友堂、1854 年新鐫、元・亨・利:採用可(小、中師)、貞:採用不可 (小、中師)

浅見安正編輯『靖献遺言』八巻三冊、風月堂、1865年新刻

後藤芝山点『新鐫読本 易経』上下巻、鹿児島藩、1871年新鐫

同『新鐫読本 詩経』乾坤巻、鹿児島藩、1871年新鐫

同『新鐫読本 礼記』元亨利貞巻、鹿児島藩、1871年新鐫

同『新鐫読本 書経』天地巻、鹿児島藩、1871年新鐫

片山 [兼山] 訓点『女学孝経』、遠藤平佐衛門ほか、1873年3月出板、採用可(中師)

張瑞図校、鎌田環斎校正『日記故事大全』(本文:新鐭類解官様日記故事大全)上中下巻、 松村九兵衛ほか、1880年2月26日再版御届・1880年4月出版、採用不可(小)

則天武后撰『臣軌』上下巻、谷壮太郎、1882年7月14日翻刻出版御届

馬融撰、鄭玄註、山井幹校補『校訂補註忠経』、石塚徳次郎、1882 年 7 月 21 日版権免許・ 1882 年 11 月出版

滝川亀太郎編『高等漢文 韓非子管子孫子鈔』、金港堂書籍、1905 年 9 月 11 日発行同『高等漢文 標註韓管荘列鈔』、金港堂書籍、1906 年 9 月 8 日発行、1911 年 5 月 28 日訂正再版

同『高等漢文 荘子列子墨子鈔』、金港堂書籍、1905 年 9 月 11 日発行同『高等漢文 荀子孟子礼記鈔』、金港堂書籍、1905 年 9 月 11 日発行 ※荀子→「四書」

修身書

新部栄太郎·綾部関編『小学修身書』上下巻、広瀬市蔵、1880年7月30日版権免許·1880年10月[29]日出版

- 同『小学修身書』上下巻、広瀬市蔵、1880年7月30日版権免許・1880年9月出版・1881年6月校訂御届・1881年7月校訂
- 福井光編、川島棋坪刪定『修身叢語』上下巻、埼玉県、1881 年 5 月 4 日版権免許所有・ 1881 年 5 月 10 日出版
- 同『訂正修身叢語』上下巻、埼玉県、1881年5月3日出版々権届・1881年11月16日訂 正再版届、採用可(小、中師)
- 山下直温集撰、乗附倬·田村素軒·堀江方敬同校、山下直太郎再校『皇朝蒙求』上中下巻、山下直太郎、1881年3月4日板権免許·1881年6月10日刻成
- 横関剛蔵編、菊池純批評『修身学楷梯』上下巻、前川善兵衛、1881 年 9 月 3 日版権免許山田養吉編『明治小学』六巻二冊、山田養吉、巻一・二:1879 年 6 月 18 日版権免許・巻三:1880 年 9 月 14 日版権免許・巻四五六:1880 年 12 月 9 日版権免許・1881 年 9 月 21 日合本届
- 宮本茂任・吉田利行編『新撰叢語』(題簽:漢文新選叢語)三巻、連璧社、1882年5月版 権免許・刻成
- 鈴木至政編『嘉言録』上下巻、鈴木至政、1882年6月24日版権免許・1882年10月刻成、 採用可(中師)
- 亀谷行編『修身児訓』十巻(漢文:巻八一十)、亀谷行、1880年11月25日版権免許・1880年12月21日-1881年12月31日出版(巻三:1882年5月31日再版)、巻一・二:採用不可(小)、巻三:採用可(小)、巻四・五:採用可(小)、巻六・七:採用可(小)同『和漢修身訓』十一巻(漢文:巻十、十一)、亀谷行、1882年3月28日版権免許・1882年5月4日-9月9日出版
- 藤沢南岳編『修身新語初編』、藤沢南岳、1882年12月22日版権免許・1883年1月刻成同『修身新語初編』、藤沢南岳、1888年8月13日改正増減再版御届・1888年8月28日発行
- 今井匡之編、林昇校閲『小学中等科修身格言』六巻、山中孝之助、1883 年 10 月 3 日版権 免許・1883 年 10 月 16 刻成出版、巻一・二・三・六:採用可(小)、巻四・五:採用不 可(小)
- 同『小学中等科修身格言』巻四·五、山中孝之助、1884年4月14日訂正御届、採用可(小) 木沢成粛編、石川鴻斎校訂『高等修身小学』四冊、前田円、1884年5月22日版権免許· 1884年7月出版

- 京都府学務課編『修身書』嘉言篇善行篇八巻、湯上市兵衛、1884年3月19日出版版権所有届・1884年3月—8月刻成
- 村垣正容編『漢文修身読本初編 一名養正録』、岡村庄助、1884年3月11日版権免許・ 1884年6月出版
- 岡本清来・永松木長・嶺全明編『高等科修身書 嘉言善行対照録』四巻、村上勘兵衛、1885 年2月24日出版版権御願・1885年3月25日版権免許・1885年6月刻成

文章軌範 (謝枋得)・続文章軌範 (雛守益)

- 大竹政正編『増評文章軌範』正七巻続七巻六冊、牧野吉兵衛、1877年4月12日版権免許・ 1877年10月10日鐫
- 海保漁村補註、島田篁村校補『補註文章軌範校本』七巻三冊、別所平七、1876年5月18 日版権免許・1877年10月10日出版
- 賴山陽口授、牧百峰筆記、中村鼎五編、亀谷省軒参訂『評本文章軌範』七巻三冊、亀谷竹二、1878年4月30日版権免許・1878年11月25日出版
- 宮脇通赫編『点註文章軌範』正七巻続七巻六冊、山中市兵衛、1877年6月19日版権免許・ 1879年5月8日再版御届
- 同『点註文章軌範』正七巻続七巻六冊、弦巻七十郎、1877 年 6 月 19 日版権免許・1880 年 3 月 22 日別製本御届・1880 年 5 月 5 日出版、1888 年 6 月 6 日 (師)
- 奥田遵補註『補註続文章軌範校本』七巻三冊、別所平七、1879年6月18日版権免許·1879年9月出版
- 石川鴻斎編『正続文章軌範諺解』正七巻続七巻六冊、山中市兵衛、1879 年 11 月 26 日版 権免許
- 同『正続文章軌範正解』正七巻続七巻六冊、杉山辰之助、1879 年 11 月 26 日版権免許、 1899 年 9 月 23 日訂正再板
- 原田由己編『標箋正続文章軌範』正七巻続七巻六冊、水野慶次郎、1880 年 10 月 28 日版 権免許・1881 年 3 月出版発売
- 同『標箋正文章軌範』七巻三冊、水野幸、1880年10月28日版権免許・1888年1月再版、 1888年5月31日検定済(中師)
- 同『訓点謝選拾遺』上中下巻、長島為一郎、1884年3月22日出版御届・1884年4月出版、1890年3月7日検定済

- 藍田東亀年補訂『文章軌範評林』正七巻続七巻六冊、岡田茂兵衛、1875年11月版権免許・ 1881年4月三刻
- 久保田梁山編『鼇頭訳語文章軌範読本』上下巻、辻岡文助、1884年12月23日版権免許・ 1885年5月15日刻成出版
- 本山鴻吉編、李廷機評訓『増訂正評註文章軌範』七巻三冊、内藤伝右衛門、1880年9月6 日版権免許・1883年3月29日別製本御届・1883年3月出板、1887年9月12日検定 済(検:1883年9月発行)
- 同『増訂続評註文章軌範』七巻三冊、内藤伝右衛門、1880年9月6日版権免許・1883年 [9]月[出版]、1887年9月12日検定済
- 沈徳潜評点、川上広樹編『点註唐宋八大家文読本』三十巻十六冊、弦巻七十郎、1878年7月4日版権免許・1882年2月16日再版御届・1885年2月25日三版御届・1885年3月刻成出版、1888年3月27日(師)
- 池田四郎次郎・山田準編『正文章軌範読本』、益友社、1892年7月[4]日発行
- 同『正文章軌範読本』、益友社、1892年7月1日発行・1897年3月17日訂正再版
- 鈴木貞次郎編『標註正文章軌範読本』学生必読漢文学全書第二編、石川書店·興文社、1892 年 12 月 29 日発行
- 同『標註続文章軌範読本』学生必読漢文学全書第参編、石川書店·興文社、1893 年 4 月 2[5]日発行
- 岡野英太郎編『正続文章軌範読本』四冊、小山佐伝次、1893年4月10日発行
- 深井鑑一郎·山田準編『教科適用 標註正文章軌範』、誠之堂書店、1898 年 4 月 25 日発 行
- 渡貫勇編『文章軌範鈔本』、三省堂書店、1900年2月8日発行
- 興文社編『教科適用漢文叢書 文章軌範鈔』、興文社、1902年4月3日発行
- 同『教科適用漢文叢書 文章軌範鈔 (甲)』、興文社、1903年3月8日訂正再版、1903年3月12日検定済(検:「甲」字なし)
- 同『教科適要〔ママ〕漢文叢書 続文章軌範鈔』、興文社、1902年8月[20]日発行
- 同『教科適用漢文叢書 続文章軌範鈔 (甲)』、興文社、1903 年 3 月 8 日訂正再版、1903 年 3 月 12 日検定済 (検:「甲」字なし)
- 東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会編『漢文読本 正続文章軌範抄』、大葉久吉· 吉岡平助、1908年11月5日発行

- 同『漢文読本 正続文章軌範抄』、大葉久吉・吉岡平助、1909 年 1 月 20 日訂正再版、1909 年 1 月 22 日検定済
- 近藤圭造編『続文章軌範纂評』三冊、前川善兵衛、1878年3月23日版権免許
- 深井鑑一郎編『正続文章軌範鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1911年7月25日発行
- 同『正続文章軌範鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1911年11月27日訂正再版、1911年11月 30日検定済
- 興文社編輯所編『文章軌範鈔 附唐詩選鈔』、興文社、1912年7月18日発行
- 同『文章軌範鈔 附唐詩選鈔』、興文社、1913年2月27日訂正再版、1913年3月3日検定済

唐宋八家文

- 唐順之原選、川西潜編『唐宋八大家文格』五巻、前川源七郎、1863年再刻[明治刊] 沈徳潜評点、頼襄編『頼山陽増評八大家文読本』三十巻八冊、太田金右衛門、1875年 11 月24日版権免許・1875年 12月出版
- 同『頼山陽増評八大家文読本』三十巻十冊、内藤伝右衛門、1879年5月15日再版御届・ 1879年7月出版・1885年11月19日三版御届・1886年2月三版、1887年9月14日 検定済(検:1886年1月三版)
- 沈徳潜評点、魏源批選、石村貞一編『纂評唐宋八大家文読本』八巻、弐書堂、1878 年 3 月 20 日版権免許・1878 年 9 月刊
- 沈徳潜評点、井上揆編『纂評唐宋八大家文読本』三十巻十六冊、太田勘衛門、1878 年 3 月8日版権免許・1879年1月出板
- 石川鴻斎編『篡評精注唐宋八大家文読本』二十二巻十二冊、前田円、1884 年 10 月 21 日版権御届・1884 年 11 月出版・1885 年 1 月 21 日版権免許・1885 年 6 月出版
- 大森寬編、三島毅閲『唐宋八家文鈔』上下巻、吉川半七、1899 年 6 月 30 日発行、1900 年 10 月 4 日検定済
- 興文社編『教科適用漢文叢書 唐宋八家文鈔』、興文社、1901年8月8日発行
- 同『教科適用漢文叢書 唐宋八家文鈔』、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年2月26日検定済
- 同『教科適用漢文叢書 唐宋八家文鈔続』、興文社、1901年8月26日発行興文社編輯所編『唐宋八家文鈔』、興文社、1911年9月[8]日発行

同『唐宋八家文鈔』、興文社、1912年2月5日訂正再版、1912年2月9日検定済平井参編『中学漢文唐宋八家文鈔』、興文社、1902年12月12日発行

同『中学漢文唐宋八家文鈔』、興文社、1903年7月5日訂正再版、1903年7月5日検定済

国語漢文研究会編、簡野道明校『唐宋八家文鈔』、明治書院、1911年9月26日発行同『唐宋八家文鈔』、明治書院、1911年12月23日訂正再版、1912年1月8日検定済宮本正貫編『唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1911年12月14日発行

同『唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1912年3月9日訂正再版、1912年3月19日検定済(中師)

村瀬誨輔編『続唐宋八大家文読本』(本文:続唐宋八家文読本)十二巻、和泉屋庄次郎、1825年刊

※唐宋八家文→「明清文」

古文真宝 (黄堅)

林以西增補、川島楳坪編『纂評古文真宝後集』上下巻、長島為一郎、1879年4月25日版 権免許・1880年1月28日出版、採用可(小、中師)

興文社編輯所編『古文鈔』、興文社、1910年7月28日発行

同『古文鈔』、興文社、1911年11月8日訂正再版、1911年11月14日検定済

深井鑑一郎編『古文真宝鈔』、宝文館、1910年11月15日発行

同『古文真宝鈔』、宝文館、1911年2月15日訂正再版、1911年2月24日検定済

明清文

土屋栄・小尾輔明編『明清小文軌範』上下巻、土屋栄・小尾輔、1885 年 3 月 9 日官許・ 1878 年 3 月 18 日版権免許

宮本正貫編『明清文唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1911年12月24日発行

同『明清文唐宋八家文鈔』、小林竹雄、1912年2月18日訂正再版、1912年3月5日検定済(中師)

時文

伊藤松雄編『清国時文類纂』、明治書院、1901年1月1日発行

梁田邦彦編『標註支那時文読本』上下巻、宝文館、1904年1月22日発行 国語漢文研究会編、簡野道明校『支那今体文読本』、明治書院、1905年1月3日発行 普通教育研究会編『実用漢文読本』、鐘美堂書店、1907年5月20日発行

詩文集

周弼編、釈円至註、裴庾増註『重校正三体詩』(本文:増註唐賢絶句三体詩法)上中下巻、文華堂、1725年「刊]

服部南郭校訂『唐詩選』七巻一冊、高市氏梓行、1845年改刻

于済·蔡正孫編、根津全孝訓点『唐宋聯珠詩格』上下巻、永尾銀次郎、1879年4月16日 御届·1879年6月10日出版

朱飲山著、小野湖山校、岸田吟香訓点『詩法纂論 一名金譜録要』上下巻、岸田吟香、1881 年4月21日版権免許・1881年6月30日刻成

徐斐然輯評、徐秉愿ほか参訂『国朝二十四家文鈔』二十四巻十二冊、文光堂、1830 年新鐫月性編『今世名家文鈔』八巻、河内屋忠七、1849 年序、巻一・三・四一七、採用可(中師)、巻二・八、採用不可(中師)

大郷穆編『文体明弁纂要』上中下巻、大郷穆、1877 年 8 月 27 日版権免許、1878 年新鐫、 採用可(中師)

頼襄選、頼又二郎増評『増評小文規則』、頼又二郎、1878年2月13日版権免許・1878年 6月発兌

頼襄評選、村瀬褧校『古文典刑』上中下巻、和田茂十郎、1878 年 9 月 20 日御届・1878 年 11 月 1 日出版

[頼襄著]、児玉慎輯録『山陽先生書後』(封面:書語併題跋)上中下巻、春和堂日発行、 刊年不明

安井息軒著、谷口豊編『中学教科用書読書余適鈔』、沢村則辰、1902 年 4 月 21 日発行同『中学教科用書読書余適鈔』、沢村則辰、1903 年 8 月 1 日訂正再版、1903 年 8 月 10 日 検定済

滝川亀太郎編『高等漢文 明清文鈔』、金港堂書籍、1905年9月11日発行

同『高等漢文 宋元文鈔』、金港堂書籍、1905年9月11日発行

同『高等漢文 標註宋元文鈔』、金港堂書籍、1906年9月8日発行、1911年5月2日訂正 再版 同『高等漢文 漢唐文鈔』、金港堂書籍、1905 年 9 月 15 日発行 同『高等漢文 標註漢唐文鈔』、金港堂書籍、1911 年 9 月 19 日発行 ※唐詩→「文章軌範・続文章軌範」、楚辞→「戦国策」

史記 (司馬遷)

藤沢南岳訓点『校訂史記評林』五十冊、岡島真七、1880年5月28日出版御届・1881年5月刻成

竹添進一郎編、竹添利鎌訓点『史記鈔』五巻·評註歴代古文鈔第四集、高木怡荘、1884 年 5 月 10 日版権免許·1885 年 2 月 1 日刻成

秋山四郎編『史記鈔』上下巻、金港堂書籍、1896年4月16日発行

太田保一郎編『中等教科史記鈔』上、八尾書店、1898年9月18日発行

興文社編輯所編『史記鈔』、興文社、1908年3月29日発行

同『史記鈔』、興文社、1908年12月15日訂正再版、1908年12月18日検定済

東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会編『漢文読本史記抄』、大葉久吉·吉岡平助、 1909年1月5日発行

同『漢文読本史記抄』、大葉久吉·吉岡平助、1909年2月23日訂正再版、1909年2月25日検定済

国語漢文研究会編、簡野道明校『史記鈔』、明治書院、1911年9月26日発行

同『史記鈔』、明治書院、1911年12月23日訂正再版、1911年12月27日検定済

宮本正貫編『史記鈔』、小林竹雄、1911年12月24日発行

同『史記鈔』、小林竹雄、1912年2月18日訂正再版、1912年3月4日検定済(中師)

山本廉編、亀谷行閲『篡評史記列伝抄』、吉岡商店、1887 年 10 月 18 日版権免許・1887 年 11 月出板

『史記列伝』六巻、博聞社、1889年9月19日11月11日発行

塚田淳五郎編『点註史記列伝』八巻、金刺源次ほか、1894年7月14日—1897年1月26 日発行

村山自彊·中嶋幹事編『漢文読本 史記列伝鈔』四巻、明治書院、1899 年 1 月 27 日—4 月 17 日発行、1899 年 9 月 28 日検定済

興文社編『教科適用漢文叢書 史記列伝鈔』、興文社、1901年8月12日発行

同『教科適用漢文叢書 史記列伝鈔』、興文社、1902年2月23日訂正再版、1902年2月

26 日検定済

- 同『教科適用漢文叢書 史記列伝鈔続』、興文社、1901年12月31日発行
- 同『教科適用漢文叢書 史記列伝抜萃』、興文社、1901年11月20日発行、1902年2月18日検定済
- 平井参編『中学漢文 史記伝鈔』二巻、興文社、1902年11月21日発行
- 同『中学漢文史記伝鈔』甲乙篇、興文社、1902 年 11 月 18 日発行・1903 年 7 月 11 日— 13 日訂正再版、1903 年 7 月 17 日検定済
- 興文社編輯所編『史記戦国策鈔』、興文社、1908年12月15日発行
- 同『史記戦国策鈔』、興文社、1909年2月23日訂正再版、1909年2月25日検定済

日本外史 (頼山陽)

- 重野安繹・頼復・小笠原勝彦・岡千仞・木原元礼・堤正勝・大郷穆・野口之市編『編年日本外史』十六巻、光啓社、1876年8月14日版権免許、1887年6月16日誤字正シ御届検定済(歴史、1887年8月30日)
- 保岡元吉校『校刻日本外史』二十二巻十二冊、松平基則、1875 年 10 月 23 日版権免許・ 1885 年 3 月 3 日九刻、1887 年 12 月 21 日検定済(師)
- 京都府第一中学校編『中学読本日本外史鈔 楠氏』、中川清次郎ほか、1898年 10月 29日 発行、1899年 6月 13日検定済
- 同『中学読本日本外史鈔 豊臣氏』上中下巻、中川清次郎ほか、1899年7月14日発行
- 同『中学読本日本外史鈔 豊臣氏』上中下巻、中川清次郎ほか、1899年9月15日—1901 年7月10日訂正再版
- 興文社編輯所編『外史鈔 武田氏上杉氏織田氏』、興文社、1908年7月17日発行
- 同『外史鈔 武田氏上杉氏織田氏』、興文社、1908年12月15日訂正再版、1908年12月 18日検定済
- 同『外史鈔 豊臣氏徳川氏』、興文社、1909年5月29日発行
- 同『外史鈔 豊臣氏徳川氏』、興文社、1910年1月28日訂正再版、1910年2月18日検 定済
- 同『外史鈔 源平氏北条氏』、興文社、1909年8月23日発行
- 同『外史鈔 源平氏北条氏』、興文社、1910年1月28日訂正再版、1910年2月17日検 定済

- 同『外史鈔 楠木氏新田氏足利氏』、興文社、1910年4月22日発行
- 同『外史鈔 楠木氏新田氏足利氏』、興文社、1910年7月1日発行・1911年11月15日 訂正再版、1911年11月24日検定済
- 東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会編『漢文読本 日本外史抄』、大葉久吉·吉岡平助、1908年11月30日発行
- 同『漢文読本 日本外史抄』、大葉久吉·吉岡平助、1909年2月23日訂正再版、1909年 2月26日検定済
- 深井鑑一郎編『日本外史鈔』、大葉久吉・吉岡平助、1910年 10月 23日発行
- 同『日本外史鈔』、大葉久吉·吉岡平助、1911年1月30日訂正再版、1911年2月10日 検定済
- 明治書院編輯部編『新撰日本外史鈔』、明治書院、1910年11月19日発行
- 同『新撰日本外史鈔』、明治書院、1911年2月27日訂正再版、1911年3月6日検定済
- 一戸隆次郎編『註解日本外史鈔』続篇、金港堂書籍、1911年11月28日発行
- 丸井圭治郎編『日本外史 青年漢文教科書』、敬文館書房、1911年12月15日発行
- 同『日本外史 青年漢文教科書』、敬文館書房、1912年12月15日訂正再版、1912年12月19日検定済
- 国語漢文研究会編、簡野道明校『日本外史鈔』、明治書院、1912 年 6 月 30 日発行同『日本外史鈔』、明治書院、1912 年 12 月 27 日訂正版、1912 年 12 月 28 日検定済

十八史略 (曾先之)

- 嚴垣龍渓標記、嚴垣東園(松苗)再校増補『標記増補十八史略』(本文:立斎先生標題解註音釈十八史略)七巻、藤井孫兵衛ほか、1875年11月14日版権免許・1879年1月28日九刻再版御届
- 藤田久道編、増田貢校正『漢土歴代十八史略 附三史略』七巻、同盟書館、1879 年 5 月 24 日版権免許・1880 年 5 月 8 出版
- 近藤元粋編『箋註十八史略校本』七巻、中川勘助、1879 年 4 月 23 日版権免許・1880 年 10 月出版
- 土生柳平編『十八史略新註』巻一、村山元麿、1884 年 4 月 1[2]日版権免許・1884 年 11 月出板
- 陳殷音訳、関徳編『標註十八史略校本』七巻、花井卯助・大村安兵衛、1883年 12月 19

日版権免許・1884年10月刻成出版、1887年12月20日検定済(師)

- 下森来治編『標註十八史略読本』上下巻・学生必読漢文学全書第四編、石川書店・興文社、 1893年5月1[7]日-8月7日発行
- 井上揆編『標註十八史略読本』七巻、水野幸、1893年10月1[4]日発行
- 新楽金橘編『点註十八史略読本』上中下巻、宮崎道正、1895 年[2]月[5]日—1899 年 5 月 1[2]日発行
- 福田重政編『十八史略記事本末』三巻、吉川半七、1897 年 9 月 2 日発行、1898 年 10 月 13 日検定済
- 大槻修二(如電)編『校訂曾史鈔』上下巻、三木書店、1897年10月31日発行
- 同『漢文教科 曾史鈔本』上下巻、三木書店、1899年1月4日改題訂正再版、1899年1 月27日検定済
- 興文社編『教科適用漢文叢書 十八史略節要(甲)』上下巻、興文社、1902年1月31日 -3月18日発行
- 同『教科適用漢文叢書 十八史略節要(甲)』上下巻、興文社、1903年3月8日訂正再版、 1903年3月12日検定済(検:「甲」字なし)
- 同『教科適用漢文叢書 十八史略抜萃 (甲)』、興文社、1903年9月21日発行
- 同『教科適用漢文叢書 十八史略抜萃 (乙)』、興文社、1903年9月21日発行
- 同『教科適用漢文叢書 十八史略抜萃』、興文社、1915 年 9 月 12 日発行・1915 年 11 月 1 日訂正再版、1915 年 11 月 27 日検定済
- 桑原俊郎編『新点十八史略撮要』、興文社、1902年11月21日発行
- 東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会編『漢文読本 十八史略抄』、大葉久吉·吉岡平助、1908年10月1日発行
- 同『漢文読本 十八史略抄』、大葉久吉·吉岡平助、1909年1月18日訂正再版、1909年 1月19日検定済
- 深井鑑一郎編『十八史略鈔』、宝文館、1910年10月28日発行
- 同『十八史略鈔』、宝文館、1911年1月30日訂正再版、1911年2月21日検定済
- 明治書院編輯部編『新撰十八史略鈔』、明治書院、1911年2月17日発行
- 同『新撰十八史略鈔』、明治書院、1911年11月13日訂正再版、1911年11月14日検定済
- 国語漢文研究会編、簡野道明校『十八史略鈔』、明治書院、1912年6月30日発行

同『十八史略鈔』、明治書院、1912年12月27日訂正版、1912年12月28日検定済宮脇通赫編『続十八史略読本』五巻、山中市兵衛、1876年8月版権免許

近古史談 (大槻磐渓)

- 大槻如電·大槻文彦編『刪修近古史談』四巻、大槻修二、1881 年 8 月 16 日版権免許·1882 年 2 月 20 日刻成、採用科(小、中師)
- 同『刪修近古史談』四巻、大槻修二、1885年10月刻成
- 同『刪修近古史談』四巻、大槻修二、1893年9月[15]日訂正再版、1893年10月30日検定済
- 大槻文彦編『刪修近古史談』、大槻文彦、1881 年 8 月 16 版権免許・1893 年 9 月 11 日訂 正版・1898 年 3 月 1 日第十版
- 同『刪修近古史談』、大槻文彦、1898年9月21日訂正版、1898年10月8日検定済
- 同『標註刪修近古史談』上下巻、大槻文彦、1899年1月2日標註発行、1899年1月31日検定済
- 同『標註刪修近古史談』上下巻、大槻文彦、1912年2月5日修正第四十版
- 同『標註刪修近古史談』上下巻、大槻文彦、1912 年 4 月 9 日修正第四十一版、1912 年 5 月 10 日検定済
- 大槻如電編『補正近古史談』上下巻、三木佐助、1896年3月17日発行
- 同『補正近古史談』上下巻、三木佐助、1896年10月17日訂正再版、1896年11月20日検定済
- 同『補正近古史談』上下巻、三木書店、1898年5月10日六版
- 同『補正近古史談』上下巻、三木書店、1898年8月20日訂正七版、1898年9月15日検定済
- 深井鑑一郎編『近古史談鈔』、宝文館、1910年10月23日発行
- 同『近古史談鈔』、宝文館、1911年1月30日訂正再版、1911年2月7日検定済 国語漢文研究会編、簡野道明校『近古史談鈔』、明治書院、1911年5月23日発行 同『近古史談鈔』、明治書院、1911年11月10日訂正版、1911年11月14日検定済

資治通鑑 (司馬光)

興文社編『教科適用漢文叢書 資治通鑑鈔』、興文社、1901年10月15日発行

- 同『教科適用漢文叢書 資治通鑑鈔』、興文社、1901年10月25日発行・1902年2月23 日訂正再版、1902年2月28日検定済
- 興文社編輯所編『通鑑鈔 三国』、興文社、1909年5月29日発行
- 同『通鑑鈔 三国』、興文社、1910年1月28日訂正再版、1910年2月17日檢定済
- 同『通鑑鈔 唐太宗』、興文社、1910年6月16日発行
- 同『通鑑鈔 唐太宗』、興文社、1911年12月28日訂正再版
- 同『通鑑鈔 唐太宗』、興文社、1912年6月16日訂正三版、1912年6月20日検定済
- 滝川亀太郎編『高等漢文 資治通鑑鈔』、金港堂書籍、1905年9月11日発行
- 宮本正貫編『資治通鑑鈔』、小林竹雄、1911年12月24日発行
- 同『資治通鑑鈔』、小林竹雄、1912年3月19日訂正再版、1912年3月27日検定済(中師)
- 姚培謙・張景星録、陸奎勲参閲、増田貢編『通鑑擥要』十五巻、別所平七、1876年 11月 出版
- 葉向高編、坂田丈平校正『綱鑑精釆』二十巻、松村九兵衛、1877年5月23日版権免許・ 1878年11月出版
- 諸理斎編、董其昌重校、陳継儒参閱、林厚徳校点、林厚徳校点、川田甕江·三島中洲校閲 『通鑑集要』十三巻、石川治兵衛、1881年1月22日版権免許
- 朱国標鈔、周之炯・呉乗権・周之燦輯、篠崎概校『綱鑑易知録』(本文:尺木堂綱鑑易知録) 首巻九十二巻四十八冊、藤屋禹三郎、刊年不明
- 同『明鑑易知録』七巻、積玉圃、刊年不明
- 村山緯·永根鉉編、永根錫校、永根奕孫再校『清鑑易知録』八冊、近江屋平助、1807年序 秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻、金港堂書籍、1896年3月18日発行

春秋左氏伝

- 杜預集解、陸徳明音義、秦鼎校『春秋左氏伝校本』三十巻十五冊、内田屋宗兵衛、1812 年開版・1850年再刻・1871年三刻
- 宮脇通赫編『鼇頭評註春秋左氏伝校本』三十巻十五冊、山中市兵衛、1880年5月18日出版御届・1880年6月9日出版
- 竹添進一郎編、竹添利鎌訓点『左伝鈔』四巻·評註歴代古文鈔第一集、高木怡荘、1884 年 5 月 10 日版権免許·1884 年 9 月 10 日刻成

春日仲淵編『中学漢文 左伝読本』、益友社、1898年4月23日発行

新楽金橘編『点註左伝抄』四巻、内田老鶴圃、1898 年 5 月 19 日—1901 年 7 月[3]1 日発 行

興文社編『教科適要〔ママ〕漢文叢書 左伝鈔』、興文社、1901年8月8日発行

滝川亀太郎編『高等漢文 春秋左史伝鈔』、金港堂書籍、1905年9月11日発行

呂祖謙(東莱)撰、黄之宷校、孫執升評『東莱博議』(本文:呂東莱先生左氏伝博議)十二 巻四冊、永原屋孫兵衛、1700年序

呂祖謙撰、瞿世瑛校本、阪谷素評註訓点『評註東莱博議』六巻、吉川半七ほか、1879年5 月6日版権免許

※左氏伝→「戦国策」

皇朝史略 · 続皇朝史略 (青山拙斎)

青山延光(佩弦斎)校『皇朝史略』十二巻十冊、文淵堂ほか、1874 年 5 月御免許・1875 年 5 月発兌

同『続皇朝史略』五巻三冊、青山勇、1875年12月19日版権免許・1877年11月再版

同『皇朝史略』十二巻五冊、青山勇、1886年10月第四版

同『続皇朝史略』五巻三冊、青山勇、1886年10月第四版

同『皇朝史略』[正] 十二巻続五巻八冊、青山勇、1875 年 12 月 19 日版権免許・1889 年 1 月 14 日訂正再版、1889 年 1 月 17 日 (師・歴史)

石村貞一編、大槻清崇(磐渓)刪定『続続皇朝史略』七巻、梶田喜蔵、1874年11月御免 許、1875年4月刻成

石村貞一編『訂正続続皇朝史略』(封面:訂正増補続続皇朝史略)七巻、石村貞一ほか、 1880年12月21日板権免許 1881年1月上木出版

国史略

嚴垣松苗編、源言忠ほか校『国史略』五巻、藤井孫兵衛、1826 年 12 月刻成、1875 年 11 月 14 日版権免許、1876 年 6 月 1 日再版御届

菊池純編『国史略二編』五巻、藤井孫兵衛、1877年12月12日出版版権御願・1877年12月24日版権免許・1878年2月刻成発兌・1880年12月7日小本形別製本御届・1880年12月刻成発兌

谷寛得撰、小笠原勝修刪補『続国史略』五巻、柏悦堂、1873年1月新刻 小笠原勝修編『続国史略後編』(版心:校正続国史略後編)五巻、柏悦堂、1876年校正 石村貞一編『国史略』(封面:明治新刻国史略)七巻、東生亀治郎、1876年10月24日版 権免許・1877年序

戦国策

横田惟孝著『戦国策正解』十巻十三冊、雁金屋清吉ほか、1826年序

竹添進一郎編、竹添利鎌訓点『国策鈔』上下巻·評註歴代古文鈔第三集、高木怡荘、1884 年 5 月 10 日版権免許·1884 年 12 月 10 日刻成

興文社編『教科適用漢文叢書 戦国策鈔』、興文社、1901年 10月 15日発行 滝川亀太郎編『高等漢文 戦国策楚辞鈔』、金港堂書籍、1905年 9月 11日発行 同『高等漢文 標註戦国策左氏伝鈔』、金港堂書籍、1911年 10月 3日発行

歴史書

頼山陽著『日本政記』八巻、梅村彦七ほか、1870年9月免許・1874年1月発兌

石村貞一編『日本略史』(題簽:小学科本日本略史)上中下巻、吉川半七、1881年6月1 日出版御願・1881年6月22日版権免許・1882年2月刻成免許

北川舜治編『明治新史』九巻、北川舜治、1875 年 9 月 27 日出版版権御願・1875 年 11 月 25 日-1877 年 8 月 18 日版権免許・1876 年 7 月 31 日-1877 年 10 月 12 日出版発兌

龍三瓦編『皇朝小史』十巻五冊、尾崎二英、1876 年 5 月 27 日板権免許・1876 年 9 月出版

羽田尚徳編、亀谷行刪定『国史評林』八巻、清風閣・種玉堂、1877 年 9 月 7 日版権免許・ 1878 年 6 月 20 日刻成

藤田久道編、増田貢校正『内国史略』五巻、藤田久道、1879年3月5日版権免許・1879年5月15日譲受御届

藤田久道編『漢文日本略史』三巻、青木輔清、1880 年 12 月 9 日版権免許・1881 年 2 月 刻成出版

同『漢文日本略史』三巻、青木輔清、1880年12月9日版権免許・1881年2月刻成出版・ 1882年6月26日分板御届

馬杉繁編『国史綱鑑』二十巻十冊、広瀬市蔵、1877年3月31日版権免許・1879年7月

出版

- 重野安繹編『帝国史談』上下巻、富山房、1896年7月[16]日発行
- 同『帝国史談』上下巻、富山房、1896年7月6日発行・1896年・11月1[2]日訂正再版、 1896年11月19日検定済
- 呉兢撰、戈直集論『貞観政要』十巻、忠田吉兵衛、1623年[刊]
- 竹添進一郎編、竹添利鎌訓点『国語鈔』評註歴代古文鈔第二集、高木怡荘、1884 年 5 月 10 日版権免許・1884 年 11 月 10 日刻成
- 同『漢書鈔』四巻・評註歴代古文鈔第五集、高木怡荘、1884年5月10日版権免許・1885 年8月1日刻成
- 谷応挙編、谷際科·谷際第訂、安積信校『明朝記事本末』八十巻三十冊、二本松、1843 年官命翻刻
- 後藤芝山編、藤原正臣(山本清渓) 増補『増補元明史略』四巻、菱屋孫兵衛、1860 年三刻後藤芝山編、藤原正臣増補、奥野精一標注『増補元明史略』四巻、藤井孫兵衛、1751 年 11 月原板・1874 年 6 月官許改刻・1875 年 11 月 14 日版権免許
- 林正躬編『清国史略』三巻、竹岡文祐、1876 年 7 月 5 日御願・1876 年 7 月 25 日版権免 許
- 増田貢編、亀谷行校閲『清史攬要』六巻、亀谷行、1877 年 2 月 24 日—6 月 12 日版権免 許・1877 年 6 月—7 月出版
- 同『満清史略』上下巻、原亮三郎、1879年11月13日版権免許・1880年4月出版
- 石村貞一編『元明清史略』(題簽:明治新刻元明清史略)五巻、東生亀治郎、1877年9月 25日版権免許
- 佐藤楚材編『清朝史略』十一巻十二冊、内藤伝右衛門、1880年5月18日版権免許・1881 年10月出版
- 同『清朝史略』六巻、内藤伝右衛門、1887年7月19日別製本御届
- 同『清朝史略』六巻、内藤伝右衛門、1888年11月16日訂正再版、1888年12月5日検定済(歴史)
- 佐久間舜一郎編『漢史簡覧』五巻、岡山県師範学校、1877 年 12 月 6 日版権免許・1878 年7日出版
- 同『漢史簡覧』五巻、佐久間舜一郎、1882年9月13日版権免許・1883年10月出版
- 同『改正標註漢史簡覧』五巻、西尾吉太郎、1887年8月7日誤字訂正御届、1887年10

月 18 日検定済(歴史)

大槻如電編『漢韓史談』上下巻、内田老鶴圃、1899年11月10日発行

同『漢韓史談』上下巻、内田老鶴圃、1900年7月28日訂正再版、1900年9月20日検定済

岡本監輔編、中村正直閲『万国史記』二十巻十冊、浅井吉兵衛、1878 年 6 月 27 日版権免 許・1879 年 5 月出版

漢訳洋書

阿部弘国訓点『漢訳伊蘇普譚』、英華書院原刻·青山清吉、1876 年 8 月 14 日版権免許· 1876 年 10 月 20 日出版発兌

韓理哲(リチャード・クォーターマン・ウェイ Richard Quarterman Way)著、箕作阮甫訓点『地球説略』上中下巻、老皂館、1860年刊

合信(ベンジャミン・ホブソン Benjamin Hobson)著『博物新編』三集、[墨海書館蔵版]、 1855 年新鐫

同『再刻博物新編』三集、老皂館、1871年[刊]

合信著、福田敬業英訓『増補博物新編』四巻、和泉屋孝之助、1875 年 3 月鐫 [理雅格 ジェームズ・レッグ James Legge]、英華書院編『智環啓蒙』、[原田氏蔵版]、

1857年活版印刷 丁韙良(ウィリアム・アレクサンダー・パーソンズ・マーティン William Alexander

Parsons Martin)撰著、本山漸吉訓点『格物入門』七巻、鴈金屋清吉、1869 年官許

章廉臣(アレキサンダー·ウィリアムソン Alexander Williamson)著、熊野与訓点、奥野 昌綱校訂『格物探原』五巻、原胤昭、1876 年 12 月 28 日版権免許・1878 年 10 月 5 日 —12 月 5 日出版

謝辞

本論文がまとまるまでには、多くの方々から叱咤激励のお言葉とご助言を賜りました。 東北大学大学院国際文化研究科の勝山稔教授ならびに同大学院研究科の先生方には、審 査を許可して下さり、厚くお礼を申し上げます。

二松學舍大学では野村邦近先生のゼミで、3年次には魯迅を読み、4年次には清末の詩を読むことになり、卒業論文のテーマに黄遵憲を選びました。当時収集した日本の漢学者に関する資料が長い時を経て本論文で活用することができました。

茨城大学大学院人文科学研究科に進学後、瞿秋白の専家であった陳正醍先生に指導していただくことになり、思い切って学部生の時に授業で読んでいた魯迅の『故事新編』に研究テーマを変更しました。陳先生が他大学に移られてからは主に西野由希子先生のご指導を賜りました。さらに上田武先生、加納喜光先生、真柳誠先生には、それぞれのご専門の立場から研究方法についてご指導頂きました。

茨城大学修了後、また二松學舍大学に戻り博士後期課程在学中には斎藤喜代子先生、佐藤保先生、野村邦近先生のほか、國學院大学から出講されていた渡邊晴夫先生のご指導を賜りました。

二松學舍大学大学院在学中に日本漢文学の研究を推進する COE 事務局が立ち上がり、 少しの間だけ研究助手として所属し、漢文教科書に触れる機会を得ました。『故事新編』に は伯夷叔斉を扱った作品がありますが、戦前の漢文教科書に伯夷に関する教材が多数採ら れていたことを知り、日本での伯夷叔斉故事の読まれ方を知ることで、『故事新編』の理解 が深まるのではないかと考え、明治・大正の漢文教科書の調査を始めました。

当時大学院在学中には、すでに漢文教育研究で実績を挙げておられた、公立中学校教諭の小金沢豊さんが社会人入学として在籍されており、漢文教育の調査方法を学びました。

私が主に研究成果を発表する場となったのが中国近現代文化研究会の会誌です。松村茂樹先生(現大妻女子大学)、菅野智明先生(現筑波大学)、弓野隆之先生(現大阪市立美術館)を初めとする会員諸氏にお礼を申し上げます。

この会誌に論文を一本書いて記念とし、漢文教科書からは離れようと思っていました。 しかし、それが勝山先生のお目に留まり、研究プロジェクト「文部科学省特定領域研究 東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成 一寧波を焦点とする学際的創生一」の、先 生が代表を務める研究グループの研究協力者として参加することになり、合計三冊の書籍 に論文や項目執筆者として研究成果を発表することができました。その後、当初の目的は 棚上げのままとなり、今もなお漢文教科書の調査、研究を続けています。

本論文をまとめる契機となったのは加藤国安先生(現二松學舍大学)から昨年と一昨年、 漢文教科書復刻版の編集と解説書の執筆の機会を得て、これまで書いてきたものをまとめ ることができたからです(『明治漢文教科書集成』補集 I・II 及び同解説、不二出版)。

お世話になった方々のお名前をすべて挙げることはできませんが、感謝の意を表します。

学位論文 明治期の漢文教科書の変遷に関する研究 木村 淳

学位論文の文中に誤りがありました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、次の正 誤表の通り訂正いたします。

正誤表

訂正箇所	誤	正
10 頁下から 9 行	採録数されている	採録されている
17 頁下から 7―6	『尋常中学校漢文科教授細目』	『尋常中学校教科細目調査報
行		告』
19 頁 11 行	教科書に	教科書から
21 頁 11 行	8日	2 日
29 頁下から 6 行	雑然と各種の文体を並べ、	この書は初学者用読本であるた
		め、初めに短編で理解しやすい
		ものを選び、次第に長文で雅馴
		なものへと進み、さらに雑然と
		各種の文体を並べ、
29 頁下から 4 行	雅訓	雅馴
37 頁下から 10 行	『標註漢文読本入門』	『中等教育標註漢文入門』
37 頁注 93	村山自彊「凡例」、同編『中等教	深井鑑一郎「凡例」、同編『中等
	育漢文学教科書』巻一、大倉保	教育標註漢文入門』、吉川半七、
	五郎、1892年6月	1892 年 11 月
38 頁注 96	前揭注 93	村山自彊「凡例」、同編『中等教
		育漢文学教科書』巻一、大倉保
		五郎、1892年6月
40 頁下から 1 行	不統	不統一
46 頁 2 行	1822 年	1892 年
50 頁 7 行	平素の学習	普段の習慣

61 頁下から 8 行	治めた	修めた
69 頁注 157	前揭注 149、1 丁表一裏。	重野安繹・竹村鍛編『新撰漢文
		講本入門』、富山房、1900年1
		月訂正再版、1-2頁。
71 頁 3 行	是	之
73 頁 15 行	俗語にて書きたる新聞雑誌及び	俗語にて書きたる新聞雑誌及び
	俗語にて書きたる新聞雑誌及び	日用書簡文等
	日用書簡文等	
75 頁下から 7 行	次に、この時期の	次に、この時期の漢文教科書の
		傾向を整理したい。
86 頁 16 行	理・博物	理化・博物
103 頁 5 行	発布勅語	発布直後
114 頁注 236	2-4 頁	214 頁
120 頁注 250	東久世尋常小学修身書	東久世前掲注 249
122 頁注 255	田中前掲注 242、巻六。	日下部三之助編『新撰小学読本』
		巻六、田沼太右衛門、1894年3
		月訂正再版。
126 頁 9 行	明治 13 年〔1880〕	明治 14 年〔1881〕
127 頁注 259	前掲注 259	前掲注 55
133 頁注 289	巻三、9丁裏-10丁表。	巻七、20丁裏。
152 頁注 343	80 頁	23 頁
167 頁注 372	宮沢前掲注	前掲注 269
193 頁 16 行	明らかにしこと	明らかにしたこと
218 頁下から 1 行	1902 年・11・	1902 年 11 月